

令和元年度第 2 回 京都市はぐくみ推進審議会 児童福祉分科会
市営保育所移管先選定部会 提出資料

京都市聚楽保育所 保護者意見書

2019 年 7 月 26 日
京都市聚楽保育所保護者会

【目次】

1 京都市聚楽保育所の民間移管に係る保護者意見 1p

はじめに 1p

1. 今回の聚楽保育所の民間移管が「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針(改定版)」に基づく「再公募」であることについての疑問・不安 2p
2. 聚楽保育所の移管先の「再公募」に至る経緯についての疑問・不安 3p
3. 今回の聚楽保育所の民間移管が「基本方針」を大きく逸脱する内容であることについての疑問・不安 3p
4. 全国的に保育士が不足し、保育の質を担保するための十分な人員配置や保育士の確保が見込めないなかで民間移管が進められることについての疑問・不安 4p
5. 子どもや保護者が移管先の選定に関与できず、申請(応募)法人についての情報も明らかにされないことについての疑問・不安 5p
6. 保護者が独自に実施した意向調査への正常な回答が京都市により阻害されたこと、および保護者の不安に対し誠実に対応しない法人等が申請(応募)を検討していることについての疑問・不安 6p
7. 「募集要項(案)」における応募条件についての疑問・不安と保護者案 8p
8. 「移管後の運営に係る基本事項」についての疑問・不安と保護者案 9p

2 聚楽保育所保護者が求める「移管後の運営に係る基本事項」 11p

3 聚楽保育所保護者が求める「移管後の運営に係る基本事項」についての解説 17p

4 参考資料編 31p

- ① 京都市聚楽保育所の民間移管に関する意向調査
 - ・ 京都市聚楽保育所の民間移管に関する意向調査の実施について
 - ・ 京都市聚楽保育所の民間移管に関する意向調査(調査票)
 - ・ ご回答にあたって(必ずお読みください)
 - ・ 京都市聚楽保育所の民間移管に関する意向調査について(ご報告)
- ② 緊急企画 市営保育所の民営化で、じゅらく保育所はどうなるの?! ~みんなで知りたい、考えたい、民間移管のこと~(2019年6月14日開催)チラシ
- ③ 緊急企画・第2弾 「募集要項」を読もう!作ろう! 保護者参加型「募集要項」検討ワークショップ(2019年7月4日開催)チラシ
- ④ 聚楽保育所保護者会民間移管対策委員会『じゅらく保育所民間移管対策委員会 News Letter たけうま』Vol.11~20、2019年6月22日号外、2019年7月6日号外
※ 『たけうま』Vol.1~10および2015年7月6日号外、2016年5月2日緊急号外については、2016年6月14日に開催された平成28年度京都市聚楽保育所移管先法人等募集要項の「保護者会のページ」を参照のこと。以下のURLより閲覧可能。
[https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/cmsfiles/contents/0000202/202113/01-2hogosya\(zyuraku\).pdf](https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/cmsfiles/contents/0000202/202113/01-2hogosya(zyuraku).pdf)
- ⑤ 令和元年度京都市聚楽保育所移管先法人等兼京都市じゅらく児童館受託者の選定に係る募集要項(案)に係る聚楽保育所保護者説明会(摘録)
- ⑥ 令和元年度京都市聚楽保育所移管先法人等兼京都市じゅらく児童館受託者の選定に係る募集要項(案)に関する保護者意見

2019年7月26日

京都市はぐくみ推進審議会児童福祉分科会
市営保育所移管先選定部会 委員の皆様

京都市聚楽保育所保護者会
(会長 末友 響子)

京都市聚楽保育所の民間移管に係る保護者意見

はじめに

今回の京都市聚楽保育所の民間移管については、多くの保護者が、子どもの安全な生活や健全な成長に及ぼす影響を強く心配しており、たくさんの不安の声を挙げています（後掲参考資料⑤⑥ほか）。

民間移管に対する賛否については、保護者の間にも様々な意見があります。しかし、移管にあたって市営保育所の保育の内容や水準を引き継ぐこと、そして子どもや保護者に影響や負担を生じさせないことは最低条件であり、全ての子どもと保護者に共通の願いであることは言うまでもありません。

しかしながら、これまでの京都市（子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室）の説明や対応、本年度第1回選定部会において提示された「令和元年度京都市聚楽保育所移管先法人等兼京都市じゅらく児童館受託者の選定に係る募集要項（案）」（以下、「募集要項（案）」）の内容、これまでの市営保育所移管先選定部会での議論、そして、それらにおいて示された保育やその現状をめぐる認識等々は、こうした保護者の不安に応えるものとはいえず、また、民間移管において市営保育所の保育内容や水準を実質的に引き継いでいく上でも不十分かつ不適当なものであると考えています。

そこで、以下に私たち聚楽保育所保護者会としての意見や考え、疑問点等をまとめ、さらに「募集要項」のいくつかの項目について具体的な提案を行っています。

保護者にとっては、これが自分たちの考え方や提案等を直接選定委員の方々にお伝えし、意見を交換する唯一の機会です。そのため、委員の皆様におかれましては、子どもと保護者の立場や思いを最大限に配慮・尊重し、以下の意見・提案を十分に踏まえた上で意見交換に臨むようにしてください。また、審議においては、以下の保護者の意見・提案を十分に踏まえ、予断や憶測を挟むことなく、慎重かつ論理的な議論・審議をおこなっていただきますよう、お願いする次第です。

1. 今回の聚楽保育所の民間移管が「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針（改定版）」に基づく「再公募」であることについての疑問・不安

京都市の説明によると、今回の聚楽保育所の移管は京都市が策定した『市営保育所の今後のあり方に関する基本方針（改定版）』（以下、「基本方針」）に基づく「再公募」であるとのことでした。

この「基本方針」は2015年度より子ども・子育て支援新制度が施行されることを見越し

て2014年10月に策定されたものであり、当然ながらそれ以前の保育をめぐる状況を踏まえて作成されています。また、この「基本方針」のベースとなった改定前の「基本方針」にいたっては、2011年12月に京都市社会福祉審議会の福祉施策のあり方検討専門分科会が取りまとめた「市営保育所の今後のあり方について（最終意見）」を踏まえて、2012年5月に策定されたもので、今から7年以上前までの実状しか反映されていないことは言うまでもありません。

しかしながら、この「基本方針」が策定された2014年10月以降も、待機児童問題や保育士不足の深刻化、その一方で、子ども・子育て新制度の施行とその影響、企業主導型保育事業の導入とそれをめぐる課題の表面化、「保育所保育指針」の改訂、幼児教育・保育の無償化とそれに伴う保育需要のさらなる増加、保育士の処遇改善と「保育の質」の向上を図るキャリアアップ研修の導入等、求められる保育のあり方も、また保育をめぐる状況も、大きく変化してきました。

また、児童福祉法の改正をはじめとして、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行、社会福祉法人制度の改革、学童保育をめぐる問題等々、保育に関連する分野においても様々な変化が生じています。

さらに、これらと呼応するように民間保育園における委託費（保育所運営費）の弾力運用と保育士の処遇や「保育の質」との関係や、保護者が支払う保育料以外の負担（いわゆる「隠れ保育料」）の問題が指摘されるなど、保育をめぐる社会的関心も高まっており、そうしたなかで、「子どもの最善の利益」を保障するとともに、様々な事情や困難を抱える全ての人にとって利用可能な施設としての公立保育所の価値を改めて見直す声も多く挙がっています。

こうしたなか、「基本方針」がもはや今日の保育をめぐる状況に対応したものとなっていないことは明らかです。

そうであるにも関わらず、保育をめぐる状況に対する認識がアップデートされないまま、時代に即していない「基本方針」に則って聚楽保育所の移管先の「再公募」が行われようとしていること、また、この「基本方針」に基づいて進められてきた民間移管において作成された「募集要項」が、大きな変更も無いまま、未だに用いられようとしていることに、保護者として疑問と不安を禁じ得ません。

そこで、「基本方針」に基づいて聚楽保育所の移管先の「再公募」がなされること、「基本方針」に基づいて作成された「募集要項」が大きな変更も無いまま用いられようとしていることについての、以上のような保護者の疑問や不安について、各委員の皆様のご意見・ご見解をお聞かせください。

なお、各委員の皆様におかれましては、「基本方針」に基づいて聚楽保育所の移管先の「再公募」に関する審議を担当される立場である以上、それらについて、選定委員として踏み込んだご意見・ご見解をお示しいただく社会的責任を有するものと考えます。したがって、単に京都市より委員に任命されているだけであり京都市の方針や対応に意見する立場ではないといった不誠実な回答はお控えください。また、これに回答できない場合は、委員としての責任を果たす意思が無いことを表明し、かつ今後の審議や審査からは外れていただきますようお願いいたします。

2. 聚楽保育所の移管先の「再公募」に至る経緯についての疑問・不安

聚楽保育所は「基本方針」において2018（平成30）年度に運営を民間に移管（民営化）する方針が示され、2016（平成28）年度には移管先となる法人等の募集が行われました。

しかしながら、この時は聚楽保育所が児童館との合築であり建て替えや補修に際して調整が困難であることや、移管に必要な人材を確保する見通しが立たないこと、保護者会の反対が強く移管後の職員の負担が大きくなると予想されること等を理由に、法人等からの申請（応募）が一件もなかったため、当初予定されていた2018年度からの民間移管は不可能になりました。

その後、京都市は保護者に対し2016年8月に「再公募に向けた検討を行う」と通知したものの、その時期や進め方については一度も明確な説明がなされず、私たちは再公募の方針について「検討中」とされたまま、2年半以上を過ごしました。

その間、京都市は2017年3月、一度は保護者に対し「2017年度中には再公募を行わない方針」と説明しながら、2017年5月にこの説明を一方向的に破棄して再公募に向けた意向調査を実施したため、保護者は大変困惑し、強い不信感を抱かざるを得ませんでした。

また、2017年度以降の入所希望者に対しては、聚楽保育所が「民間への移管対象保育所」であることを伝えつつ、その時期や詳細についての情報を提供しないまま、入所への同意だけを求めるという京都市の姿勢にも疑問を禁じ得ません。

京都市は移管先の再公募について「保護者の皆様へ丁寧な説明に努めながら取り組んでまいりたい」と通知したはずですが（2016年8月31日）、保護者は京都市に対し再三にわたって丁寧な説明を行うよう求めてきたにも関わらず、「検討中のため説明できる内容が無い」といった理由で説明の機会をもつこと自体を拒否するなど、「丁寧な説明」とは程遠い状況にありました。

保育所がこれからどうなるのか、見通しが持てないまま日々を過ごすのは、子どもにとっても保護者にとっても大変不安なものであったことは言を俟たず、子どもと保護者に不利益・不都合を生じさせるものであったと言わざるを得ません。

そうした、「再公募」に至る経緯についての、以上のような保護者の疑問や不安について、各委員の皆様のご意見・ご見解をお聞かせください。

なお、各委員の皆様におかれましては、「基本方針」に基づいて聚楽保育所の移管先の「再公募」に関する審議を担当される立場である以上、それらについて、選定委員として踏み込んだご意見・ご見解をお示しいただく社会的責任を有するものと考えます。したがって、単に京都市より委員に任命されているだけであり京都市の方針や対応に意見する立場ではないといった不誠実な回答はお控えください。また、これに回答できない場合は、委員としての責任を果たす意思が無いことを表明し、かつ今後の審議や審査からは外れていただきますようお願いいたします。

3. 今回の聚楽保育所の民間移管が「基本方針」を大きく逸脱する内容であることについての疑問・不安

そうしたなか、京都市は本年3月14日に突然、聚楽保育所の保護者に向けて「聚楽保育

所の民間移管の取組について（お知らせ）」を配布し、3月18日（月）より4月5日（金）の期間において「民間保育園等に対し、聚楽保育所の民間移管に係る意向調査」を実施する旨を通知しました。

しかも、前回の移管先法人等募集時（2016年度）に申請（応募）が無かった大きな理由として「施設の老朽化により、今後大規模改修又は建替えが必要となることが見込まれること」と「別法人が運営する児童館との合築であることがその際の障壁となること」が挙げられたことを踏まえて、新たに募集条件として「(1)京都市聚楽保育所との合築である京都市じゅらく児童館について、保育所と併せて運営すること」「(2)民間移管後、移管先法人から園舎の建替え又は修繕に関し〔中略〕予算の範囲内において補助金を交付すること」という2項目が追加されていました。

いうまでもなく、今回新たに加えられた募集条件は、従来の条件を大きく変更する内容であり、京都市がこれまで聚楽保育所の民間移管の根拠としてきた「基本方針」の内容からも大きく逸脱するものです。しかも、このような重大な変更でありながら、子どもや保護者に対しては事前に何の説明もありませんでした。そのため、多くの保護者が驚き、不安を感じるとともに、そのあまりにも一方的な対応に、強い不信の念を抱いた保護者もおります。

このような形で聚楽保育所の民間移管に向けた手続きが進められたことに対し、保護者のなかには反発や混乱も生じており、それによって子どもたちの育ちに不都合や不利益が生じることが懸念されます。

そこで、今回の聚楽保育所の民間移管が「基本方針」を大きく逸脱する内容であることについての、以上のような保護者の疑問や不安について、各委員の皆様のご意見・ご見解をお聞かせください。

なお、各委員の皆様におかれましては、「基本方針」に基づいて聚楽保育所の移管先の「再公募」に関する審議を担当される立場である以上、それらについて、選定委員として踏み込んだご意見・ご見解をお示しいただく社会的責任を有するものと考えます。したがって、単に京都市より委員に任命されているだけであり京都市の方針や対応に意見する立場ではないといった不誠実な回答はお控えください。また、これに回答できない場合は、委員としての責任を果たす意思が無いことを表明し、かつ今後の審議や審査からは外れていただきますようお願いいたします。

4. 全国的に保育士が不足し、保育の質を担保するための十分な人員配置や保育士の確保が見込めないなかで民間移管が進められることについての疑問・不安

上述の通り、2016年度に聚楽保育所の移管先法人等の募集が行われた際に、法人等からの申請（応募）が無かった理由のひとつに、「募集要項に規定されている一定の経験年数等の要件を満たす園長及び保育士確保が困難であること」というものがありました。

保育の質を担保するためには何よりも知識や経験に裏打ちされた専門職としての優秀な保育士の確保と、十分な人員配置が必要であることは言うまでもありません。子どもと接する保育士の質は、保育の質や子どもの満足度と直結し、ひいては子どもの権利を保障することと密接に関わっています。

しかしその一方で、周知の通り、保育士不足は全国的に深刻化しており、幼児教育・保育の無償化と、それによる保育の受け入れ増加を控えて、この傾向は当面続くことが予想されます。

また、十分な人件費を投入し保育士の労働条件や処遇の改善に力を入れることで保育の質を確保しようとされる法人等ほど、自園の運営で手一杯になるという傾向も指摘されています。

こうした現状の下、各法人等が知識や経験を有した優秀な保育士を一定以上確保することは、実状として非常に困難です。

京都市内でも、2017年度に移管先が選定された（2019年度より民間に移管）京都市修学院保育所では、移管先となった法人が保育士の確保に苦慮し、三者協議会においてこのままでは移管を辞退せざるを得ないといった発言をするに至ったと聞いています。

当然ながら私たちは、聚楽保育所においてもそのような混乱を繰り返すべきではないと考えており、保育士確保に向けた明確なプランを示すことができず、保育の質の維持への見通しを持たない法人等が、聚楽保育所の移管先募集に応募されることを強く危惧しています。

そこで、全国的に保育士が不足し、保育の質を担保するための十分な人員配置や保育士の確保が見込めないなかで民間移管が進められることについての、以上のような保護者の疑問や不安について、各委員の皆様のご意見・ご見解をお聞かせください。

なお、各委員の皆様におかれましては、「基本方針」に基づいて聚楽保育所の移管先の「再公募」に関する審議を担当される立場である以上、それらについて、選定委員として踏み込んだご意見・ご見解をお示しいただく社会的責任を有するものと考えます。したがって、単に京都市より委員に任命されているだけであり京都市の方針や対応に意見する立場ではないといった不誠実な回答はお控えください。また、これに回答できない場合は、委員としての責任を果たす意思が無いことを表明し、かつ今後の審議や審査からは外れていただきますようお願いいたします。

また、移管先の審査にあたっては、保育士確保に向けた明確なプランを示すことができているかどうかを必ずご確認いただき、聚楽保育所の移管先として相応しいかどうかを審査・判断する基準としてください。

5. 子どもや保護者が移管先の選定に関与できず、申請（応募）法人についての情報も明らかにされないことについての疑問・不安

これまで市営保育所の民間移管においては、当事者であるはずの子どもや保護者が移管先の選定に関与出来ないことはもちろん、全ての審査・選定が終了するまで、どのような法人が何組申請（応募）しているのか等、移管先法人等の募集に関する情報も一切明らかにされてきませんでした。

保育の主体であるはずの子どもにとって、また、その子どもを預け、その健やかな成長を託す保護者にとっても、どのような法人等が今後のパートナーになるのか、そこでどのような保育が行われるのか、移管が実現してみなければ分からないというのはあまりにも理不尽で、強く不安を感じるどころです。

また過去には、選定部会委員の配偶者であり、同委員の本務先の共同経営者でもある方が市営保育所の移管先法人に申請（応募）した法人の運営を担う理事を務めており、同委員との間に公私にわたる極めて密接な利害関係を有していることで審査の公平性を確保する上で重大な疑念が生じかねない状態であったにも関わらず、京都市がこの法人の応募資格に問題が無いと判断したため、審査の段階では同委員が除外されることになり、結果的に同委員の専門知識や視点が反映されない形で審査が行われてしまうという問題が生じたこともありました。

しかし、こうした経緯についても、保護者は全ての審査・選定が終了してからしか知り得ないため、このような事態が再度生じる可能性も否定はできません。

京都市はこれまで、丁寧な説明によって保護者の不安を解消すると繰り返し述べていますが、一方で今回のような進め方がなされる現状では、保護者の間にさらなる不安が広がる可能性もあります。

そこで、子どもや保護者が移管先の選定に関与できず、申請（応募）法人についての情報も明らかにされないことや、過去に委員が審査から除外されるに至ったことについての、以上のような保護者の疑問や不安について、各委員の皆様のご意見・ご見解をお聞かせください。

なお、各委員の皆様におかれましては、「基本方針」に基づいて聚楽保育所の移管先の「再公募」に関する審議を担当される立場である以上、それらについて、選定委員として踏み込んだご意見・ご見解をお示しいただく社会的責任を有するものと考えます。したがって、単に京都市より委員に任命されているだけであり京都市の方針や対応に意見する立場ではないといった不誠実な回答はお控えください。また、これに回答できない場合は、委員としての責任を果たす意思が無いことを表明し、かつ今後の審議や審査からは外れていただきますようお願いいたします。

6. 保護者会が独自に実施した意向調査への正常な回答が京都市により阻害されたこと、および保護者の不安に対し誠実に対応しない法人等が申請（応募）を検討していることについての疑問・不安

聚楽保育所保護者会では、こうした不安を解消するため、本年4月初頭、京都市内の保育所（園）および認定こども園と、それらを運営する法人等に対し、独自に聚楽保育所の民間移管に係る緊急の意向調査を実施し、1園（1法人）より回答を得ました（後掲参考資料①）。

ところで、この意向調査の期間中に、京都市より各法人・園に対し、保護者会が実施する意向調査への回答も含め、民間移管対象保育所の保護者との接触を控えるようにとの通知がありました。しかしながら、移管先法人等の募集が開始されておらず、そもそも募集要項の案すら示されていない段階で、京都市が保護者会独自の活動や他園との自由な交流に制限を加える根拠はありません（京都市も、保護者からの照会に対し同通知に根拠規定が存在しないことを認めています）。

従って、このような通知のために保護者会が独自に実施する意向調査に対し、各園から正常な回答が得られなかったとすれば、非常に遺憾であり、本保護者会の正当な権利を侵

害するものであったと言わざるを得ず、さらに保護者の不信感を招きました。

他方、京都市が4月5日（金）までの期間に類似の調査（市営保育所の民間移管に関する意向調査）を実施しておりました。その結果を、保護者が公文書公開請求により照会いたしましたところ、同調査に対しては、4園（4法人）より「現時点で応募を予定している」（1園・法人）または「応募について前向きに検討したい」（3園・法人）旨の回答があったことが判明いたしました。

保護者会では、聚楽保育所の移管先募集に向けた手続きは開始されていない段階であることから、本保護者会が独自に実施する意向調査に法人等が回答されても何ら支障が無いことはあらかじめお伝えしておりました。

また、保護者会が実施する意向調査に回答されず、京都市が実施する類似の調査にのみ回答された場合、子どもや保護者の立場や意向を踏まえた誠意ある対応をいただけない法人等であると判断させていただく旨も明記しておりました。

それにも関わらずご回答をいただけなかった3園・法人については、京都市が実施する意向調査への回答を優先される一方で、子ども・保護者からの要望や意見、対話の呼びかけは無視しても構わないと判断されたものと受け止めざるを得ません。私たちの、聚楽保育所での今後の保育のあり方への強い不安に対して、向き合っただけなかったことは非常に残念でなりません。

私たちは、子ども・保護者の切実な不安や要望に真剣に応えていただける法人等と、今後の聚楽保育所での子どもたちの生活や成長をより良いものにしたいと考えています。

しかし、私たちの呼びかけを無視し、子ども・保護者に対し最低限の手続きすらも踏まえず一方的に移管先法人の申請（応募）を進めようとする法人等に対しては、大きな不信感を抱くとともに、大変傲慢であるとも感じています。そのような法人等と信頼関係を構築するのは非常に困難であることはいまでもありません。

また、子ども・保護者との対話を無視される園・法人の姿勢は、各種ステークホルダーとの双方向の対話や相互理解を通じて公益性や公共性を高めるという社会的責任に基づいたガバナンスが実現していないという意味で、今日の公益法人改革の理念や潮流に反した独善的で不適切なものであると言わざるを得ません。

組織運営や社会的責任を踏まえたコンプライアンスという観点からも、このような後進的あるいは前時代的ともいえる園・法人等が聚楽保育所の移管先に相応しくないことは明白です。

そこで、保護者会が独自に実施した意向調査への正常な回答が京都市により阻害されたこと、および保護者の不安に対し誠実に対応しない法人等が申請（応募）を検討していることについての、以上のような保護者の疑問や不安について、各委員の皆様のご意見・ご見解をお聞かせください。

なお、各委員の皆様におかれましては、「基本方針」に基づいて聚楽保育所の移管先の「再公募」に関する審議を担当される立場である以上、それらについて、選定委員として踏み込んだご意見・ご見解をお示しいただく社会的責任を有するものと考えます。したがって、単に京都市より委員に任命されているだけであり京都市の方針や対応に意見する立場ではないといった不誠実な回答はお控えください。また、これに回答できない場合は、委員としての責任を果たす意思が無いことを表明し、かつ今後の審議や審査からは外れていただ

きますようお願いいたします。

また、このように不誠実な対応をされる園・法人等が聚楽保育所の移管先に申請（応募）を予定・検討しているということは、子ども・保護者にとって著しく不当・不利益であると言わざるを得ません。そのため、選定部会においては申請（応募）した法人等が、保護者会独自の意向調査に回答した法人等であるか必ずご確認ください、子ども・保護者に対し誠実に対応しようとする法人等であるか、聚楽保育所の移管先として相応しいかどうかを審査・判断する基準としてください。

7. 「募集要項（案）」における応募条件についての疑問・不安と保護者案

さて、以上のような保護者としての疑問や不安を踏まえれば、今日の保育をめぐる状況を踏まえた上で、確実に市営保育所の保育を引き継ぐことが出来る具体的な条件を備えた「募集要項」を整備する必要があることは言うまでもありません。

しかしながら、今回提示された「募集要項（案）」は市営保育所の保育を引き継ぐ上で非常に不十分なものであり、ひとつひとつの条件等の根拠も明確ではありません。

特に、法人等の応募資格については、聚楽保育所の保育を引き継ぐにあたって、どのような法人等が相応しいと考えるのか、どのような法人等の応募を認めるのかを決定づける非常に大きな要素となります。

7-1. 法人等の運営実績について

今回提示された「募集要項（案）」では「(1) 京都市内において、認可保育所、認定こども園又は認可幼稚園を運営している者であること」（「1 共通編」4 頁）とあります。しかしながら、これでは認可保育所の運営経験を持たない法人や乳児保育の経験をもたない法人等でも応募できることになり、保護者としては強い不安を感じます。

また、市営保育所の保育を引き継ぐことが民間移管における大前提である以上、そもそも認可保育所の運営経験を持たない法人等が認可保育所の保育を引き継ぐことが出来るという想定自体に無理があります。

さらに、運営実績についても問われないことから、運営経験の極めて浅い法人等でも応募することが可能という点も、保護者の不安や反発が大きいところです。

下京区の京都市崇仁保育所では、認可保育所運営経験2年未満（移管先決定時）の法人が移管先に選定されたため、保護者の9割が撤退を求める要求書に署名したり、転園を選択せざるを得ない保護者がたくさん出て在園児が大きく減ったりしたと聞いています。

私たちは、そのような混乱を聚楽保育所においても繰り返すべきではないと考えます。

これに対し、京都市は「民間移管においては、「移管後の運営に係る基本事項」の遵守を求めており、経験年数にかかわらず、内容が遵守できるのであれば問題ないものと考えています」、「これまでに乳児保育経験の無い法人に民間移管した実績があり、丁寧な引継ぎ・共同保育を行うことで、乳児の保育を引き継ぐことができると考えられる」といった説明を行っていますが、後述するように現状の「募集要項（案）」における「移管後の運営に係る基本事項」自体が市営保育所の保育を引き継ぐ上で不十分であり、また、それに基づいた「引継ぎ・共同保育」についても課題が指摘されることから、こうした説明自体がいず

れも根拠希薄で、保護者の不安に込えているとは言い難いものです。

なお、他の自治体での公立保育所民営化においては、認可保育所もしくは保育所型認定こども園、認可保育所から行こうした幼保連携型認定こども園を運営している法人等にのみ応募を認める、数年以上の運営実績を持つ法人等にのみ応募を認めるといった応募資格を設ける場合もあります。

しかしこれらについても、京都市は「他都市と本市が全く同じ条件で民間移管をする必要はな」といった理由により、そのような条件を設ける予定は無いと説明しており、保護者としては疑問や不安を抱かざるを得ません。

そこで、法人等の運営実績に関する以上のような保護者の意見・立場や不安を踏まえ、応募資格については、

- ・ 認可保育所の運営経験を持たない法人等の応募を認めない
- ・ 認可保育所の運営実績6年（一人の子について、0歳から5歳までの保育を最低1度担当する年数）以上を条件とする

という条件に改めてください。

7-2. 平均給与、平均勤続年数及び離職率について

上述の通り、保育の質を担保し、子どもの権利を保障するためには何よりも知識や経験に裏打ちされた専門職としての優秀な保育士の確保と、十分な人員配置が必要であり、そのためには十分な人件費を投入して保育士の労働条件や処遇の改善に力を入れることが求められます。

市営保育所については元々、「民間保育園と比べて高コスト」とされており、その「コスト」の差が主として「市民の平均給与格差」に基づいて説明されてきた（「基本方針」）ことから明らかなように、その労働条件や処遇に十分に力を入れてきたと考えられます。

そのため、市営保育所である聚楽保育所の保育を引き継ぐ上では、労働条件や処遇において、少なくとも京都市の民間保育園の平均値以上であることが求められるのではないのでしょうか。

以上から、法人等の応募資格として、

- ・ 以下の条件（いずれも平成29年度における京都市内の民間保育園の平均値：<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagakumi/cmsfiles/contents/0000251/251807/R010514.pdf>に依る）を全て満たすこと
 - ① 保育士の平均年収が468万円以上であること
 - ② 保育士の平均勤続年数が10.1年以上であること
 - ③ 保育士の離職率が8.2%以下であること

という条件を設けてください。

8. 「移管後の運営に係る基本事項」についての疑問・不安と保護者案

「募集要項」のうち、移管先となった法人等が市営保育所の保育を確実に引き継ぐ上で

特に重要となるのが、「移管後の運営に係る基本事項」（「2 保育編」保一別紙4）であることは言うまでもなく、京都市も移管先法人等がこれを遵守することで保育の質や内容が担保される旨を繰り返し説明してきました。

しかしながら、今回提示された「募集要項（案）」における「移管後の運営に係る基本事項」についても、今日の保育をめぐる状況を踏まえたものになっておらず、ひとつひとつの事項についての論理的な根拠も希薄・不明確です。

そこで、以下に聚楽保育所保護者が求める「移管後の運営に係る基本事項」案と、各項目についての解説を添付しています。

各委員の皆様におかれましては、「募集要項（案）」の審議において、必ず以下の保護者意見・提案を十分に踏まえ、予断や憶測、希望的観測等を挟むことなく、常に「最悪の事態」を想定しながら、慎重かつ論理的な議論・審議をおこなっていただきますよう、重ねて要望する次第です。

聚楽保育所保護者が求める「移管後の運営に係る基本事項」

- ※ 本資料は、「令和元年度京都市聚楽保育所移管先法人等兼京都市じゅらく児童館受託者の選定に係る募集要項（案）における「移管後の運営に係る基本事項（聚楽保育所）」を踏まえつつ、京都市聚楽保育所の保育内容・保育水準を維持・継承する上で最低限必要であると考えられる事項を保護者意見として提案するものである。各事項の根拠等は後掲資料「聚楽保育所保護者が求める『移管後の運営に係る基本事項（聚楽保育所）』についての解説」において説明しているため、必ず、当該後掲資料を十分に踏まえ上で各事項について審議されたい。
- ※ 市から提案された募集要項案（「2 保育編」保一別紙 4）から変更した項目については、参考として「**原案:**」以下に原案の内容を記載している。これは実際の保護者が求める基本要素事項には含まれない。また、新たに追加した項目については「**新規:**」と記載している。
- ※ 以下の各事項において、「当分の間」とは、移管日の前日に在所している児童が卒所するまでの期間とする。

I 保育所運営等

1 保育所運営	
新規: 名称	新規: 「聚楽保育所」の名前を変更しないこと
定員・運営	認可保育所として運営すること 原案: 保育所又は認定こども園(幼保連携型又は保育所型)として運営すること
	新規: 認定こども園への移行については全保護者の同意を得ること
	就学前までの6年間を見通した保育を実施すること
	聚楽保育所の過去の歳児別受入割合に沿った児童の受入れを行うこと（別添1参照）
開所時間	月～土曜日まで以下の開所時間を確保すること 7時00分～19時00分
休所日	日曜日、祝日及び12月29日～1月3日のみとすること
乳児保育	産休明けから（生後57日以降）の保育を実施すること
費用負担	移管日の前日に在所している児童については、市営保育所で徴収する費用以外の費用負担を保護者に求めないこと（別添2参照）
	新規: 移管後に入園した児童については、移管日の前日に在所している児童と異なる費用を求めないこと
	やむを得ず保護者に市営保育所で徴収する費用以外の費用負担を求める場合は、全保護者に意向調査を行い、一部でも反対がある場合には実施しないこと 原案: やむを得ず保護者に市営保育所で徴収する費用以外の費用負担を求める場合は、三者協議会において協議したうえで実施すること
保健・衛生	給食施設・設備をはじめ施設の衛生管理、児童・職員の健康管理を徹底すること

	児童に対しては、現在市営保育所で実施している検診種別・頻度を継承すること（別添 3 参照）
安全管理	消防計画を策定し、避難訓練及び消火訓練を毎月実施すること
	AED を設置し、定期的に救命救急に関する研修を行うこと
苦情処理	苦情処理の仕組みを整備すること（苦情解決責任者、苦情受付担当者の設置）
その他	その他、国・市などの法令、通知等を遵守し、児童の健全な発育・発達を促すこと
2 職員について	
職員数	京都市の基準に基づく保育士等を確保すること
	障害児認定区分に応じた職員加配基準に基づき保育士を配置すること
施設長	<p>専任の施設長とし、次の全てを満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> 認可保育所での常勤保育士としての経験 33 年以上（少なくとも 24 年以上） 保育士経験年数のうち、移管先法人での施設長経験 5 年以上 <p>原案:専任の施設長とし、次のいずれかを満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉事業の経験 15 年以上（うち認可保育所経験 3 年以上） 認可保育所での保育経験 12 年以上 社会福祉事業の経験 10 年以上（うち認可保育所施設長 3 年以上）
保育士	<p>次の常勤保育士を確保し、移管を受けた保育所において勤務させること</p> <p>※ 以下の経験年数は、常勤かつ正規職員での勤務経験年数を指す</p> <ul style="list-style-type: none"> 全保育士について、保育士等（保育士、保育教諭、幼稚園教諭）としての経験が平均 16 年以上（少なくとも 10 年以上） 主任保育士として、経験年数 29 年以上（少なくとも 21 年以上）で、そのうち移管先法人での勤務経験が 5 年以上の保育士を 1 名以上 保育士等として経験 15 年以上で、そのうち移管先法人が運営する園での勤務経験が 8 年以上の保育士を 3 名以上（うち 1 名以上は保育士等キャリアアップ研修の乳児保育分野を修了した保育士） 保育士等として経験 7 年以上で、そのうち移管先法人が運営する園での勤務経験が 4 年以上、かつ保育士等キャリアアップ研修のうち 4 分野以上を修了した保育士を 1/3 以上 0 歳児、1 歳児、2 歳児の各年齢に対して担任として乳児保育経験が 2 年以上あり、保育士等キャリアアップ研修の乳児保育分野を修了した保育士を各年齢ごとに 1 名以上ずつ 障害程度区分 1 級又は 2 級の児童を 2 年以上担任として保育した経験があり、かつ保育士等キャリアアップ研修の障害児保育分野を修了した保育士を 2 名以上 <p>原案:次の常勤保育士を確保し、移管を受けた保育所において勤務させること</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育士等(保育士、保育教諭、幼稚園教諭)として経験 10 年以上又は法人が運営する園での経験が 7 年以上の保育士を 3 人以上(うち 1 人は乳児保育経験のある者) 上記のほか、乳児保育経験がある保育士を 2 名以上 保育士等として経験 5 年以上の保育士を 1/3 以上

- 新規：**いずれのクラスも複数担任制として配置すること
- 新規：**移管初年度は、全保育士の経験年数を3年以上とし、新卒職員を配置しないこと
- 新規：**常勤保育士については、正規職員として確保すること
- 新規：**保育士等キャリアアップ研修の8分野の各研修に対して、いずれかの職員が受講を修了していること
- 新規：**移管前年度における聚楽保育所の保育士の経験年数、障害児保育経験年数、乳児保育経験年数を下回らないこと
- 新規：**現在法人が運営する既設の保育所と移管を受けた保育所において、移管前年度までに勤務し移管年度に在籍している保育士を均等以上に配置すること

引継ぎ・共同
保育

京都市が指定する引継期間において、市が指定する職員（保育士、アレルギー除去食の知識・経験のある調理員）を配置すること（※）

※ 令和2年度

対象者	期間及び日数（1日とは、7時間45分の勤務を指す）
園長予定者	4月～12月 週1日以上、1月～3月 原則週5日
主任保育士予定者	4月～8月 週1日以上、9月～3月 原則週5日
幼児クラス担任予定者 （各クラス1名に加え1名以上）	6月～8月 週1日以上、9月～12月 週2.5日以上、 1月～3月 原則週5日
乳児クラス担任予定者 （各クラス1名に加え1名以上）	6月～12月 週1日以上、1月～3月 原則週5日
調理員予定者1名	6月～12月 週1日以上、1月～3月 原則週5日

原案：

対象者	期間及び日数
園長予定者	4月～12月 原則週1日、1月～3月 原則週2.5日
主任保育士予定者	4月～8月 原則週1日、9月～3月 原則週5日
幼児クラス担任予定者 （各クラス1名）	6月～8月 原則週1日、9月～12月 原則週2.5日、 1月～3月 原則週5日
乳児クラス担任予定者 （各クラス1名）	6月～12月 原則週1日、1月～3月 原則週5日
調理員予定者1名	6月～12月 原則週1日、1月～3月 原則週5日

引継・共同保育に参加した法人等の職員は、移管後6ヶ月以上、当該保育所で保育に従事するこ

	<p>と</p> <p>原案:引継ぎ・共同保育に参加した法人等の職員は、移管後も継続して当該保育所で保育に従事すること</p> <p>新規:引継ぎ・共同保育にあたっては、引継ぎ・共同保育開始前日までの聚楽保育所の勤務シフトに準じた引継ぎ・共同保育体制を確保すること</p> <p>移管前に聚楽保育所において勤務する臨時的任用職員本人が希望した場合は、移管先法人において雇用し、当該職員が引き続き移管を受けた保育所において、現状と同等またはそれ以上の待遇条件で勤務させること</p> <p>原案:移管前に聚楽保育所において勤務する臨時的任用職員本人が希望した場合は、移管先法人において雇用し、当該職員が引き続き移管を受けた保育所において現状と同等またはそれ以上の待遇条件で勤務させるよう努めること</p> <p>移行期間としての引継ぎ・共同保育期間中は、保育内容や職員配置等運営に係る市からの助言・要請に対して誠実に応じ、確実に対応すること</p> <p>原案:移行期間としての引継ぎ・共同保育期間中は、保育内容や職員配置等運営に係る市からの助言・要請に対して誠実に応じること</p>
職員の育成	<p>当分の間は、市が指定する市営保育所職員研修に出席すること（別添 4 参照）</p> <p>新規:職員に対して、計画的に保育士等キャリアアップ研修を受講させること</p> <p>職員は、保育の質の向上を目的とする「自己評価チェックシート」等を用いて自らの保育実践を評価し、園長、主任保育士、職員相互との話し合い等を通じて自身の保育実践に理解を深めるとともに、保育所全体の保育の内容に関する認識を深めること</p> <p>この自己評価を活用し、専門性および保育の質の向上のための課題を明確にし、その保育実践の改善を図ること</p> <p>原案:自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、専門性の向上や保育実践の改善に努めること</p> <p>その他職員研修など職員の資質向上に積極的に取り組むこと</p>
3 その他	
第三者評価の受審	<p>移管後、3年以内に第三者評価を受審し、それに基づき移管における保育実践への影響について検証し、その評価結果と検証結果を公表すること</p> <p>原案:移管後、3年以内に第三者評価を受審し、結果を公表すること</p> <p>新規:移管後の運営については、聚楽保育所が受審した一般社団法人京都府保育協会「福祉サービス等第三者評価」と同様・類似の評価項目において、また総合的に判断して、その結果を下回ることがないように努め、これを下回った場合は、ただちに改善し、その結果を公表すること</p>
三者協議会の設置	<p>当分の間は、三者協議会において保育の内容の継続性及び基本事項の変更等について調整するとともに、三者協議会で決定事項については遵守すること（後掲、「資料 3 三者協議会について」を参照のこと）</p> <p>新規:重要な事項と保護者が認めた協議事項については、臨時総会などでの保護者会の議決をも</p>

	<p>って、三者協議会の決定事項とすること</p> <p>保育体制の確保（保育標準時間の時間帯に加えて、現状の聚楽保育所の主な保護者向け会議時間である 19 時から 21 時を含む）等、保護者代表の出席に配慮すること（月 1 回程度の定期開催に加えて三者のいずれかが必要と認めた場合に臨時に開催、1 回 1～2 時間程度）</p> <p>原案:保育体制の確保(ただし保育標準時間の時間帯に限る)等、保護者代表の出席に配慮すること(年 5 回程度、1 回 1～2 時間程度)</p>
情報開示	<p>移管先法人は、年 1 回、保護者会と共催で、全職員及び保護者に参加資格が認められる総会を開催し、園の運営状況を報告・協議するとともに、運営費の内訳を開示すること（保育士給与については総額のみ）</p> <p>原案:保育所の運営状況、法人の経営状況等の積極的な情報開示に努めること</p>
基本事項の遵守状況の検証	<p>新規: 本市が必要と認めた場合、もしくは保護者代表からの要請があった場合に、市は移管後の運営に係る基本事項の遵守状況の検証をおこなうこと</p> <p>本市が、移管後の運営に係る基本事項の遵守状況について検証を行うに当たっては、市の求めに応じて報告を行うとともに、立入調査の必要が生じたときにはこれに必ず応じること</p>
内容の変更	<p>基本事項の内容の変更に当たっては、「全保護者の同意」を条件とし、一部でも反対があった場合には実施しないこと</p> <p>原案:移管日の前日に在所している児童が卒所した後にあっても、基本事項の内容の変更に当たっては、保護者の理解を得よう努めること</p>
基本事項に違反した場合の取扱い	<p>申請の資格又は基本事項の違反が認められた場合は、本市及び保護者からの損害賠償請求に応じること</p> <p>移管後に申請の資格又は基本事項の重大な違反により移管に係る協定を解除した場合は、当該保育所の運営を速やかに京都市に返還すること。また、これに係る費用の損害賠償請求に応じること</p> <p>原案:移管後に申請の資格又は基本事項の重大な違反により移管に係る協定を解除した場合は、他の法人等が当該保育所の運営を行うまでの間、児童及び保護者に不利益が生じないよう、本市の指導の下、利用者の保育を保障すること</p>
保護者対応	<p>保護者の不安に最大限配慮し、保護者や保護者会の要望に誠実に対応するとともに、誠意をもって解決すること</p> <p>原案:保護者の不安に最大限配慮し、保護者や保護者会の要望に誠実に対応するとともに、誠意をもって解決に努めること</p> <p>新規: 移管先法人は、移管先法人と保護者会が対等な関係であることを認め、保護者会活動の自主性・自立性を尊重すること</p> <p>移管先法人は、保護者会活動のための施設利用を最大限保障し、特段の事情がない限り利用を制限しないこと（平日夜間の利用時間は 21 時まで。これとは別に宿泊を伴う交流会あり。）</p> <p>原案:保護者会の活動に当たっては、通常の保育所の運営に支障がないと認められる範囲でホール等の利用を認めること</p>

	<p>新規：保護者会の会議の際には、保育のための部屋の確保を認め、また、保護者会から非常勤職員に対して保育アルバイトを依頼することを認めること</p> <p>新規：移管先法人は、各在園保護者用の個別ポストを用意し、保護者会による保護者への配布物については、一切制限しないこと</p>
その他	<p>現在法人が運営する既設の保育所を廃止又は大幅縮小しないこと</p> <p>移管を受けた保育所の運営を他の法人等に委託しないこと</p> <p>建物を譲渡又は担保に供さないこと</p> <p>建物は所有権移転登記後直ちに法人の基本財産に編入すること</p> <p>地域住民との関係を維持し、地域に根差した保育運営を行うこと</p> <p>移管前年度に小規模保育事業者等と締結している連携項目について、小規模保育事業者等から希望があった場合、引き続き、移管前と同様の連携内容を満たした連携施設となること</p>

II 保育内容等

保育内容全般	<p>保育所保育指針に則り、現在市営保育所が実施している保育内容（※）を遵守し、保育運営を行うことをホームページや重要事項説明書に明記すること。また、保育内容（※）とそのガイドラインの内容について、保護者に周知すること</p> <p>※（子ども一人ひとりを主体として受け止め、主体としての心を育てることを大切にする保育。「市営保育所 保育のガイドライン」参照）</p> <p>原案：保育所保育指針に則り、現在市営保育所が実施している保育内容（※）を尊重し、保育運営を行うこと</p> <p>※（子ども一人ひとりを主体として受け止め、主体としての心を育てることを大切にする保育。「市営保育所 保育のガイドライン」参照）</p>
障害児保育	<p>京都市民間保育施設障害児受入促進事業及び京都市民間保育施設障害児保育対策費を活用し障害児保育を実施し、障害児（疑いのある子を含む）を障害の程度・内容による差別なく、積極的に受け入れること</p> <p>原案：京都市民間保育施設障害児受入促進事業及び京都市民間保育施設障害児保育対策費を活用し障害児保育を実施し、障害児（疑いのある子を含む）を積極的に受け入れるよう努めること</p> <p>新規：障害児の受入割合について、障害区分に応じて、市営保育所と同程度の割合で受け入れること</p> <p>新規：障害児保育を積極的に実施ことをホームページ等に明記し、広く周知すること</p> <p>新規：加配職員の確保ができないことを理由として障害児の受け入れを拒否することがないよう、配置基準に上乗せした常勤職員を常時確保し、障害児保育の申し込みがあった場合には即時に受け入れられる体制を整備すること</p>

	現在入所中の障害児について、市営保育所における障害児保育の取組を確実に引き継ぐとともに、卒所又は退所までの保育を必ず保障すること
配慮の必要な子どもの受入れ	アレルギーのある子ども、被虐待児（疑いのある子を含む）、家庭支援の必要な（必要と思われる）子ども、外国に文化的背景をもつ子どもなど、「一定の配慮が必要な子ども」を積極的に受け入れること 原案:アレルギーのある子ども、被虐待児(疑いのある子を含む)、家庭支援の必要な(必要と思われる)子ども、外国に文化的背景をもつ子どもなど、「一定の配慮が必要な子ども」を積極的に受け入れるよう努めること
年間行事	当分の間は、移管前年度の行事（数、種目、内容等）を維持すること（別添 6 参照） ただし、変更がある場合は三者協議会で合意を得ること 原案:当分の間は、移管前年度の行事(数、種目、内容等)を維持すること(別添 6 参照) ただし、変更がある場合は三者協議で協議すること
宗教的な保育	子ども及び保護者の信教の自由に配慮した保育・食事を行うこと。当分の間は、特定の信仰や宗教的理念に基づいた保育理念や保育目標等を設定せず、宗教的な行為（お祈り、講話等）や行事は行わないこと（クリスマスやひなまつりなど現在市営保育所で実施している行事は可） 原案:子ども及び保護者の信教の自由に配慮した保育・食事を行うこと。当分の間は、宗教的な行為(お祈り、講話等)や行事は行わないこと(クリスマスやひなまつりなど現在市営保育所で実施している行事は可)
給食・調理	児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画を策定し、計画に基づき食事の提供を行うこと 当該保育所の調理室において調理した給食を提供すること 食材の安全性を確保し、食材の産地表示を行うこと 栄養士による献立作成を行うこと 食物アレルギー、宗教食等、一人ひとりの子どもの発育・発達や心身の状態、文化的背景に応じた食事の提供を行うこと 原案:食物アレルギー、一人ひとりの子どもの発育・発達や心身の状態に応じた食事の提供を行うこと 幼児に対する主食（月～土）の提供を行うこと 土曜日の給食の提供を行うこと
食育	菜園活動や食事に関わる行事など食に関する体験を通じ、食事や食物への関心が深まる取組を行うこと
子育て支援事業	園庭開放、子育て相談等、子育て支援事業を実施すること 新規 ：園庭開放、子育て相談等の子育て支援事業の規模は、移管前年度の規模・回数を維持すること

聚楽保育所保護者が求める「移管後の運営に係る基本事項」についての解説

I 保育所運営等

1 保育所運営

名称

- 保育所は在所児のみならず、これまで卒所していった子どもたちにとっても、また地域にとってもかけがえのない財産です。保育所の名前が変わることで、在所児・卒所児にとって、自分達が育った場所が失われるような思いを強いることがないよう、どのような名称の法人等が運営する場合でも、最低限「聚楽」という名前は残すべきだと考えます。

定員・運営

- 移管後も市営保育所の保育を引き継ぎ、同等の役割・機能を果たすためには、京都市の保育実施義務を明確にする必要があります。園と保護者が直接契約する認定こども園では、京都市の責任が後退するため、同等の役割・機能を果たすことにはなりません。したがって、現在の聚楽の保育を継承するために、保育所としての運営が必須です。
- 認定こども園への移行は、保護者と園との法律を含めた関係を大きく変更するものであり、どうしても必要な場合には、在園する保護者全員の同意を要件とすべきです。

費用負担

- 移管後に入所した児童と、移管前から在所している児童と差別的な取り扱いをすることで、保護者間に不公平感が生じるため。保育料以外の費用負担については、入所・入園の時期にかかわらず等しい条件とすることが大原則です。
- 費用負担について、現在の市営保育所は、少ない費用負担でも不足のない保育を受けることができます。これを引き継ぐため、むやみに費用負担を増額するべきではありません。また、費用負担の増額は、経済的に困難を抱える世帯には死活問題であるものの、保護者の多数を占めるとは限りません。仮に賛成意見が多かったとしても、経済的に困難を抱える世帯に負担を負わせるべきではないといえます。そのため、三者協議会における保護者代表との協議は不適切であり、全保護者への意向調査が必要です。その際、反対意見があった場合は、その意見を尊重する必要があります。

2 職員について

施設長

- 「認可保育所での常勤保育士としての経験 33 年以上（少なくとも 24 年以上）」

原案では、認可保育所の経験が 3 年しかない人でも、また認可保育所の施設長の経験が無い人も園長になれることとなります。保育と無関係の「社会福祉事業の経験」も含まれることとなります。また「認可保育所での保育経験 12 年以上」という条件も、保育経験の内容が曖昧で、例えばアルバイトを 3 年、派遣で 6 年、残りの 3 年はフリーで担任を持ったことがない、という人でも条件を満たすことになり、到底受け入れられません。

市営保育所における所長の平均勤続年数は約 33 年（平成 31 年度 4 月 1 日現在）です。移管において、市営の保育を継承することを前提とする以上、市営保育所の所長の平均勤続年数以上の経験を求めます。また、国内の民間の保育所において、園長の平均勤続年数は約 24 年であるため、（出典：（資料 1）図表 3-2-5 保育士等（民間）のキャリアアップの仕組み・処遇改善のイメージ <https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/17/backdata/01-03-02-05.html> より）少なくともこちらの平均勤続年数（24 年）は適切な民間保育園の運営に必須の条件となります。

そのため、移管後の園長については、基本的に市営の所長と同等の経験年数以上とし、少なくとも民間保育園の園長と同等の勤続年数を条件とします。その際、パートやごく短時間の補助的勤務について、担任としての勤務と同様に扱うのは不適當ですので、ここでは常勤保育士としての経験を求めます。

- 「保育士経験年数のうち、移管先法人での施設長経験 5 年以上」

無責任な応募とならないように移管先法人においての経験と実績がある人物を園長として配置する必要があります。

保育士

- 原案では、例えば保育士が全部で 13 人として、移管先法人での経験 7 年以上の保育士を 3 名（うち 1 人は乳児保育経験あり）、経験 5 年以上を 2 名（いずれも乳児保育経験あり）、未経験の新卒を 7 名、という構成でも基本事項の条件を満たすことにはなりますが、保育体制としてはあまりにも不十分です。また、法人での経験が 7 年以上あれば主任保育士をできることにはなりますが、あまりにも経験不足といえます。

- 「以下の経験年数は、常勤かつ正規職員での勤務経験年数を指す」

パートや非正規での補助的な業務と、常勤の正規職員とでは経験の質や責任が異なるため。

- 「全保育士について、保育士等（保育士、保育教諭、幼稚園教諭）としての経験が平均 16 年以上（少なくとも 10 年以上）」

市営保育所の保育の質は教育・研修とともに、経験に裏打ちされたものであるため、その継承を前提としたとき、保育現場に入る保育士には十分な経験年数が必要とされます。市営保育所の職員の平均勤続年数は約 16 年です。したがって移管において、市営の保育を継承するためには同程度の勤続年数が必要です。また、保育の質を維持するためには、最低でも、京都市内での民間保育園の平均勤続年数約 10 年は必須条件です。これは、移管に際しては、保育環境が急変し不安定になる子どもへの適切な対応であり、通常の民間園での保育よりも難しい状況となるためです。

- 「主任保育士として、経験年数 29 年以上（少なくとも 21 年以上）で、そのうち移管先法人での勤務経験が 5 年以上の保育士を 1 名以上」

原案では主任保育士についての条件が明記されていませんが、移管先法人には責任をもって経験と実績のある主任保育士を配置してもらう必要があります。民間園での主任保育士は、市営保育所での副所長に相当します。市営保育所における副所長の平均勤続年数は、29 年（平成 31 年 4 月 1 日現在）です。移管において、市営の保育を継承することを前提とする以上、同程度の勤続年数

が必要となります。最低でも、国内の民間保育園における主任保育士の平均勤続年数 21 年（出典：資料 1）が、適切な移管には必須です。

- 「保育士等として経験 15 年以上で、そのうち移管先法人が運営する園での勤務経験が 8 年以上の保育士を 3 名以上（うち 1 名以上は保育士等キャリアアップ研修の乳児保育分野を修了した保育士）」

指導的立場を担う職員として、階層別研修の中堅Ⅱ保育士研修の対象職員の経験年数が 15 年であることから、中堅職員としての条件として経験 15 年以上を求めます。経験年数 15 年は仮に初年度から担任を受け持ったとして、0～5 歳児までの各クラスを 2 巡半する程度の経験であり、妥当な経験年数といえます。クラス担任として勤務し、同時に若手への指導的立場を担う中堅職員としての条件に当たることになります。そのため、移管先法人等からの派遣が不可欠であり、かつ移管先法人での十分な勤務実績が必要です。

加えて、中堅職員の少なくとも 1 名は乳児保育での指導的立場を担う必要があるため、乳児保育に関する適切な経験（その基準として、1 名以上は保育士等キャリアアップ研修において乳児保育分野の研修を修了していること）を求めます。

- 「保育士等として経験 7 年以上で、そのうち移管先法人が運営する園での勤務経験が 4 年以上、かつ保育士等キャリアアップ研修のうち 4 分野以上を修了した保育士を 1/3 以上」

7 年を基準とし、キャリアアップ研修を条件とすることについては厚生労働省が示すキャリアアップの仕組み（資料 2）厚生労働省資料「保育士等（民間）のキャリアアップの仕組み導入後の職制階層（イメージ）」<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000155996.pdf> を参照のこと。

担任予定者（又はフリー）として引き継ぎを受けることとなります。なお、経験 7 年は 0～5 歳児の各クラス担任を一巡できる程度の年数である。市営保育所では 8 年目に中堅研修を受けることになっており、保育士の経験としては中堅に至らない程度であるが、中堅保育士のフォローを受けながら保育を行うこととなります。

厚生労働省のモデルでは、園長、主任保育士を除いた保育士の 1/3 がこの条件に該当する保育士であることが適当とされていることから、移管後の保育所でも、モデルに沿った人材の配置の実現が必要です。

- 「0 歳児、1 歳児、2 歳児の各年齢に対して担任として乳児保育経験が 2 年以上あり、保育士等キャリアアップ研修の乳児保育分野を修了した保育士を各年齢ごとに 1 名以上ずつ」

0 歳児から 2 歳児では、保育内容が異なり、ひとまとめに「乳児保育」とするのは乱暴な議論であるため、それぞれについて経験のある保育士を確保する必要があります。また、経験の質としては責任ある立場での経験が求められるため、担任としての経験が必要です。また、経験のみに偏らない資質が求められるため、客観的な基準として、キャリアアップ研修の乳児保育分野を修了していることが求められます。0～5 歳児の各クラスの担任予定者として引き継ぎを受けることとなります。

- 「障害程度区分 1 級又は 2 級の児童を 2 年以上担任として保育した経験があり、かつ保育士等キャリアアップ研修の障害児保育分野を修了した保育士を 2 名以上」

市営の障害児保育を引き継ぐには、重い障害のある子どもの保育を責任ある立場で経験した保育士の確保が必要です。また、担任として責任ある立場である程度長期間担当した経験が必要となります。また、研修を通じて客観的に自身の経験を振り返る必要があるため、経験の客観的な基準として、キャリアアップ研修の障害児保育分野の修了を条件とします。

- 「いずれのクラスも複数担任制として配置すること」

市営保育所では、年度途中での入所に対応できるように職員が配置されている、もしくは加配を受けられる体制となっています。この職員の余裕のある配置が、保育の質の向上にもつながっていると考えられます。このような、市の保育を継承するため、職員の余裕ある配置としてすべてのクラスにおいて複数担任制とします。また、複数担任制とすることで、年度途中の保育士の自己都合退職や産休等にも対応することができます。

- 「移管初年度は、全保育士の経験年数を 3 年以上とし、新卒職員を配置しないこと」

保育所の移管後は、職員が全員入れ替わることとなり非常に保育が不安定になります。そのため、移管初年度は全員を保育経験者とし、新卒職員を配置することを避けていただきます。このことで、新卒職員への指導に関する職員負担を軽減することができます。

- 「常勤保育士については、正規職員として確保すること」

派遣や非正規雇用などの不安定な雇用では、保育の安定が図れず、短期間での離職や職員のモチベーション低下など保育を受ける子どもへの不利益が予想されます。正規職員として確保することで、実践される保育の質が改善されます。

- 「保育士等キャリアアップ研修の 8 分野の各研修に対して、いずれかの職員が受講を修了していること」

移管後の保育で生じる様々な課題に対応する必要があるため、保育士等キャリアアップ研修の全ての分野の研修を、いずれかの保育士が修了する必要があります。

- 「移管前年度における聚楽保育所の保育士の経験年数、障害児保育経験年数、乳児保育経験年数を下回らないこと」

加えて、現在の聚楽保育所の保育の質を担保するということから、現在の聚楽保育所の経験年数、障害児保育経験年数、乳児保育経験年数を下回らないことが必要です。

- 「現在法人が運営する既設の保育所と移管を受けた保育所において、移管前年度までに勤務し移管年度に在籍している保育士を均等以上に配置すること」

法人等が無責任な申請（応募）を行うことがないように、移管先法人において勤務経験のある職員を派遣してもらう必要があります。

また、新規採用の職員が多くなると職員間の連携が取れず、保育が不安定となり、子どもの発達に影響が及ぶとともに、自己の危険も高まります。

そもそも、法人の選定について実地審査があり、法人の既存の保育所が審査されます。その保育所の保育が適当であると判断されて法人が選定されますので、移管された保育所においても同様の保育が受けられるべきであり、それを担保するには、既存の保育所の保育士が必要です。この項目がなければ、実地審査において、いかに良質な保育の現場を示したとしても、移管後の保育所において、その良質な保育の経験を持たない保育士による保育が実施されることとなります。その場合、実地審査の意味はなくなります。

引継ぎ・共同保育

- 引継ぎにおいて、十分な引継ぎを行うため各対象者は毎週引継ぎ業務を行う必要があります。そのため、引継ぎは週 1 日以上とします。
- 現在の聚楽保育所において、園長は児童全員の状況を把握しており、移管後の園でも同様のことが必要となります。そのため、主任保育士と同等以上の引継ぎ期間が必要ですので、1 月～3 月では原則 5 日の引継ぎを行います。
- 引継ぎ・共同保育に参加した法人等の職員が早期に退職する過去の実例を考慮し、各クラス 1 名の担当者に加えて、乳児クラスと幼児クラスの各 1 名を引継ぎに参加いただきます。
- 引継ぎ・共同保育に参加した職員の継続的な勤務として少なくとも 6 ヶ月は必要です。
- 引継ぎ・共同保育時の保育士の勤務については、保育士の負担軽減のため引継ぎが開始される前の勤務シフトを維持し、短期間での過密な引継ぎとならないようにします。
- 現在、聚楽保育所に勤務いただいている臨時的任用職員については、保育の継続性の観点からも、移管後の保育所でも同様の保育をしていただくことが望ましく、本人の希望があれば、現状と同等またはそれ以上の待遇条件で勤務いただくべきです。
- 移行期間における市からの助言・要請には確実に対応いただく必要があります。

職員の育成

- 京都市が実施するキャリアアップ研修などを積極的に活用することで、職員の資質向上を図るとともに、職員の待遇改善を望みます。
- 各職員には、一般の企業で広く実施される MBO (Management By Objective : 目標管理制度)により、自身の保育実践と保育所全体の保育の内容について認識を深め、課題の解決・保育実践の改善を図ります。そのために「自己評価チェックシート」等を活用します。

3 その他

第三者評価の受審

- 移管における保育の状況を客観的に評価される第三者評価を 3 年以内に受審します。その受審結果に基づき、移管の保育実践への影響を検証する必要があります。これらの第三者評価と検証結果を公開することで、移管の影響を保護者も含めて検討することができます。
- 京都市は、移管の影響を最小にすることを掲げている以上、移管によって第三者評価が一項目でも以前の評価を下回れば、保育内容、保育の質が悪化したと認めた上で、それを公開し改善する必要があります。

三者協議会の設置

- 運営法人与市との対話を行う三者協議会について、そこでの決定事項・合意内容は遵守されるべきです。また、三者協議会の運営については、「(資料 3) 三者協議会について」に保護者案を示しています。
- 三者協議会において、子ども・保護者の利害に関わるような重要事項に関する協議が行われる場合、保護者代表のみでの判断が難しくなることが考えられます。その場合に、臨時保護者総会などでの保護者会としての議決をもって、三者協議会での合意形成を図ります。
- 三者協議会の開催回数、開催時期については、参加する移管先法人、京都市、保護者のいずれかが必要とし場合に臨時に開催します。
- 三者協議会において、広く保護者が参加するため保育体制を確保される必要があります。また、保護者のほとんどが平日の日中に勤務していることから、現在の聚楽保育所の主な会議時間である 19 時から 21 時に三者協議会を開催し、その場合の保育体制についても担保します。この保育体制については、京都市からの説明会などで、すでに実践されているものです。

情報開示

- 保育所の適切な運営、運営法人の健全な経営は、子どもが受けられる保育の内容・質に直結する非常に重要な情報です。園運営に関する情報開示は、このような保育の質を担保するために必要です。また、子どものより良い保育環境の実現に向けて、園の運営に保護者が参画することも重要です。

基本事項の遵守状況の検証

- 移管後の保育所の運営において、運営に係る基本事項の遵守状況を把握できるのは保護者ですので、その保護者代表からの要請があれば、市は検証を行う必要があります。

内容の変更

- 基本事項の内容の変更については、子ども・保護者の利害に直結するものであり、内容（費用負担・障害児保育など）によっては、一部の世帯の死活問題となることもあり、そのような負担を一部の世帯に負わせるべきではありません。そのため、保護者の賛成の割合に関係なく、全保護者の同意を条件とします。このことは、「当分の間」の終了後であっても当然のことであると考えます。

基本事項に違反した場合の取り扱い

- 重大な違反により移管に係る協定を解除した場合は、児童及び保護者への不利益を最小にするため、市に運営を速やかに返還します。原案にあるような、市の指導下での違反法人による保育所運営では、児童及び保護者への不利益を最小化することはできません。

保護者対応

- 保護者の不安に対する対応は必須であり、その解決は努力目標ではなく義務です。
- 保護者会での活動は、子どもの適切な保育環境を守る重要なものです。移管先法人等は移管先法人等と保護者・保護者会が対等な関係であることを認め、その自主性・自立性を尊重する必要があります。

- 「通常の保育所の運営に支障がないと認められる範囲」は、具体性に欠け安易に保護者会活動が制限させる恐れがあります。現実に、保育制度の改善を求める署名活動を規制する民間園もあり、保護者同士の交流が困難な状況に追いやられる恐れがあります。それを避け、現状の聚楽保育所での保護者会活動の文化を守るために、施設利用、保育体制の確保、配布物の自由について保障が必要です。

II 保育所運営等

保育内容全般

- 現在の聚楽保育所が遵守し実践する保育内容の継続性を担保するため、移管後の保育所においてもその保育内容を遵守する必要があります。また、ホームページや重要事項説明書に本件を記載し、広く周知することで、市の保育を引き継ぐことが具体的に明確化されます。

障害児保育

- 障害のある子どもがいる世帯では、その障害の内容にかかわらず、生活の上で困難が伴います。その困難の緩和のために障害児保育がありますので、障害の内容や程度にかかわらず積極的に障害児を受け入れる必要があります。
- 聚楽保育所は、市の障害児保育に多大な貢献をしており、多くの障害を持つ児童の保育を受け入れた実績があります。その中には、介助が必須であったり、車椅子が必要であったり、全盲であったりなど、民間園では受け入れが困難とされる障害の程度が 1 等級に該当する児童もいました。このような児童への保育の必要性は今後も変わりませんので、移管後の保育所においても、現在の聚楽保育所が果たしてきた障害児保育における役割を引き継ぐ必要があります。それを担保するため、受け入れる障害児の割合については、障害区分ごとに、市営保育所と同程度の割合で受け入れることとします。
- 移管後の保育所でも、今までの保育が引き継がれていることを明確化するため、障害児保育を積極的に実施することを、ホームページ等を通じて広く発信する必要があります。
- 市営保育所では、加配への対応が滞りなく行われており、このような環境を引き継ぐためには、移管後の保育所でも余裕のある常勤職員の確保が必要です。そして、市の保育所と同様に障害児の受け入れを滞りなく実施すべきです。

配慮の必要な子どもの受入れ

- 市営保育所においては、一定の配慮が必要な子どもを積極的に受け入れることは、努力目標ではなく果たすべき役割であり、そうした機能そのものを引き継ぐ必要があります。

年間行事

- 現在の年間行事については、保育の継続性の観点からも維持する必要があります。また、行事の変更については、保護者の同意が必要ですので、三者協議会での合意を条件とします。

宗教的な保育

- 子どもや保護者の信教の自由は重要なものであり、宗教的な行為として具体的な講話や祈祷以外にも、特定の宗教的理念に基づいた保育理念や保育目標を掲げることも不適切です。

給食・調理

- 信仰に応じた宗教食の提供など、文化的背景に配慮した食事の提供が求められます。

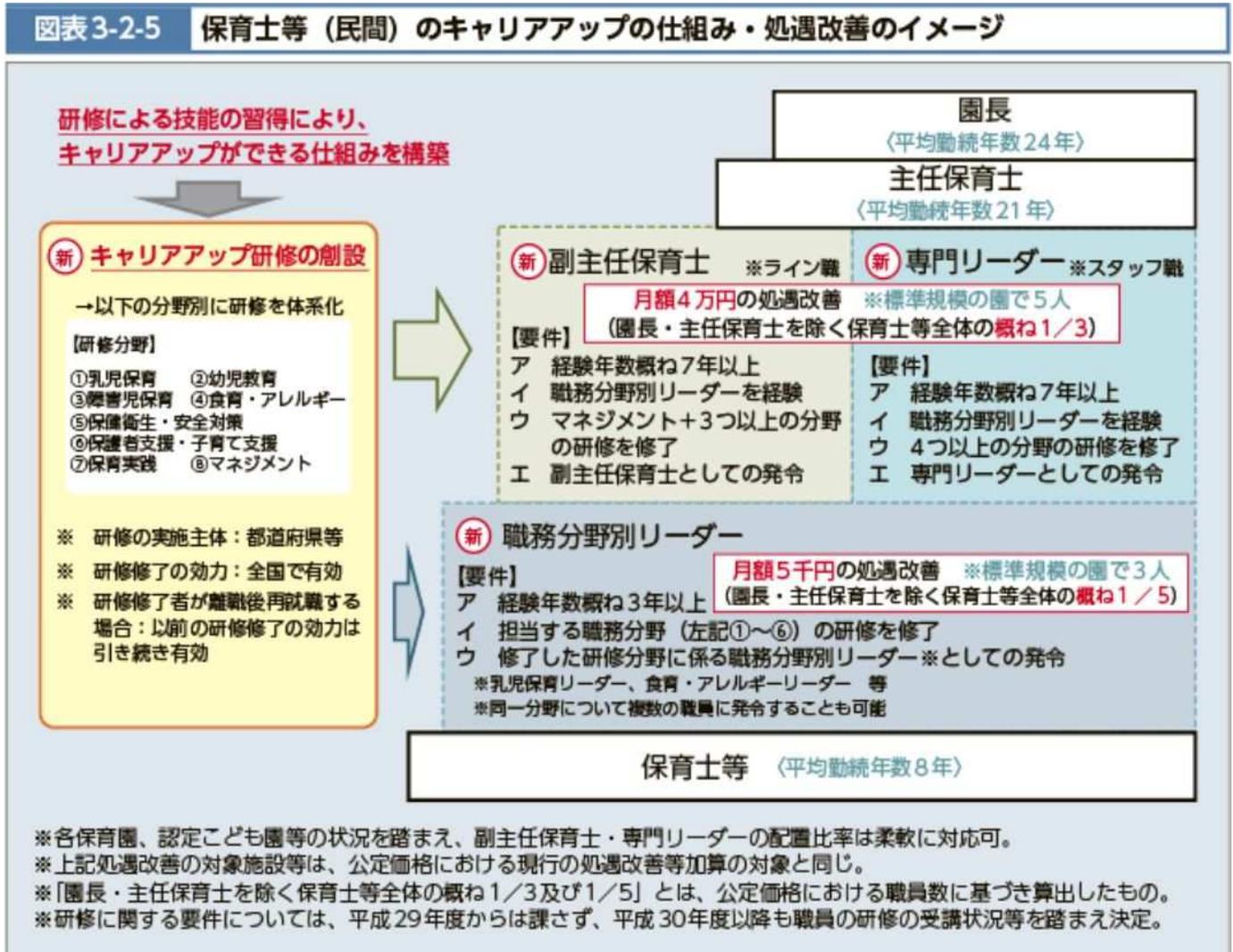
子育て支援事業

- 特に聚楽保育所の園庭開放は、平日の日中に安全に遊べる数少ない場であり、地域住民への貢献が認められます。そのような子育て支援事業について、移管後も同様に地域住民への貢献をするべきであるため、支援事業の規模や実施回数を維持することを求めます。

(資料 1)

図表 3-2-5 保育士等（民間）のキャリアアップの仕組み・処遇改善のイメージ

<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/17/backdata/01-03-02-05.html>



(資料 2)

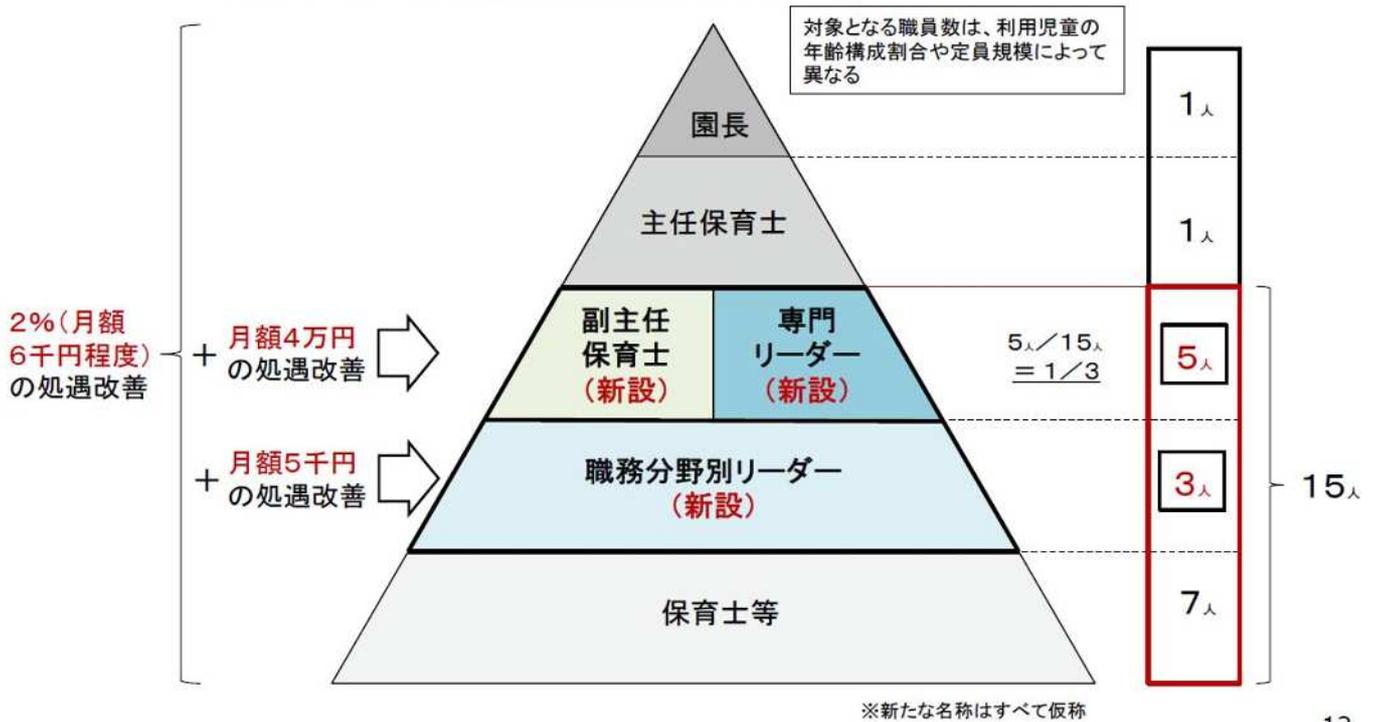
厚生労働省資料 「保育士等（民間）のキャリアアップの仕組み導入後の職制階層（イメージ） P. 12」

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000->

保育士等(民間)のキャリアアップの仕組み導入後の職制階層(イメージ)

<定員90人(職員17※人)のモデル(公定価格前提)の場合>

※ 園長1人、主任保育士1人、保育士12人、調理員等3人



12

[Koyoukintoujidoukateikyoku/0000155996.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-0000155996.pdf)

聚楽保育所の民間移管に係る三者協議会 要項

(設置)

第1条 聚楽保育所の民間移管に関して、入所児童等への影響が最小限となるよう、保護者、移管先法人及び京都市の三者が協議する場（以下「三者協議会」という。）を設置し、保護者と移管先法人が対等の立場に立ち、また京都市が必要な支援を行うことにより、移管に当たっての課題等について協議する。

(構成)

第2条 三者協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 保護者

聚楽保育所及び移管後の保育園（以下「移管保育所」という。）に入所している児童の保護者代表（各クラス1名以上）、及びその補助者（弁護士、臨床心理士などの専門家）

(2) 移管先法人

理事長、移管後の保育園の園長（予定者）及び主任保育士（予定者）

(3) 京都市

聚楽保育所の所長（移管時まで）及び副所長（共同保育終了時まで）、京都市子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室（以下「幼保総合支援室」という。）課長2名

(4) その他

三者協議会において必要と認められた者

(成立要件)

第3条 三者協議会は各クラスの保護者代表の3分の2以上の出席（委任状を含む）および、過半数以上の実出席をもって成立する。

(協議事項)

第4条 三者協議会は、次の事項を協議する。

- (1) 引継ぎ及び共同保育の内容に関する事
- (2) 移管後の保育園の保育の内容に関する事
- (3) その他移管後の保育園の運営に関する事

2 子どもと保護者の利害に関わる重要な事項については、三者協議会において協議のうえ、臨時の保護者総会での議決をもって三者協議会の合意とする。この場合、保護者総会の成立要件および議決要件は、移管前年度の聚楽保育所保護者会の会則に準じる。

(会議)

第 5 条 三者協議会は、毎月 1 回程度開催するものとし、移管のスケジュールに応じて、あらかじめ年間のスケジュールを定める。また、三者のいずれかから臨時の協議会の開催要求があったときは、その要求があった日から 2 週間以内に開催するものとする。

2 三者協議会の議題及び進行については、協議会の開催前に事前協議を行い、保護者から提案された議題については協議の対象とする。

(設置時期)

第 6 条 令和 2 年度 4 月 (予定)

(設置期間)

第 7 条 三者協議会の設置期間は、移管日の前日に在籍していた児童が退所するまでの期間とする。ただし、三者協議会での協議により、これを短縮することができる。また、保護者から期間延長の申し出があったときは協議を延長する。

(開催場所)

第 8 条 三者協議会の開催場所は移管保育所とし、必要に応じて、三者協議会で協議して開催場所を変更することができる。

(傍聴)

第 9 条 移管保育所に入所している児童の保護者、聚楽保育所及び移管先法人の職員は、会議を傍聴することができる。

2 傍聴者(移管保育所に入所している児童の保護者に限る。)のうち、保育の提供を希望する者は、三者協議会の開催日の 1 週間前までに所長に申し出るものとする。

(庶務)

第 11 条 三者協議会の庶務は、幼保総合支援室が行う。

2 三者協議会の概要は幼保総合支援室が速やかに作成し、保護者及び移管先法人がその内容について確認・了承した後、移管保育所に入所する児童の保護者に配付する。

(その他)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、三者協議会の運営に関し必要な事項については、三者協議会で協議して定める。

附則

この要領は、 年 月 日から施行する。

參考資料編

2019年4月1日

京都市内各保育園（所）及び認定こども園
施設長 各位

〒604-8401
京都市中京区聚楽廻松下町9-4
京都市聚楽保育所内
京都市聚楽保育所保護者会
(代表 林 正樹)
juraku_ikantaisaku@outlook.jp

京都市聚楽保育所の民間移管に関する意向調査の実施について

謹啓

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より、保育を必要とする子どもの健やかな成長のために、保育園・認定こども園の運営にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

私たちは京都市中京区にある公立（京都市営）保育所である京都市聚楽保育所の保護者会（代表：林正樹）です。突然ご連絡を差し上げる非礼をお許してください。

さて、聚楽保育所は2014（平成26）年10月に京都市が策定した『市営保育所の今後のあり方に関する基本方針(改訂版)』において、2018年度に運営を民間に移管する方針が示され、京都市は今現在も「民間移管対象保育所」であると説明しています。

これに関わって、私たち聚楽保育所保護者会は今般、一人ひとりの子どもの健全な発達を守る立場から、貴施設および貴施設を運営される法人等に対し、聚楽保育所の民間移管への関わりを熟慮されるよう申し入れるとともに、京都市内で保育所（園）および認定こども園等を運営されている法人等に対し、聚楽保育所の民間移管に係る緊急の意向調査を実施することになりましたので、これにご回答いただくよう要請する次第です。

以下に、これまでの経緯と申し入れおよび要請の理由を説明いたします。

1. これまでの経緯と、子ども・保護者への影響について

聚楽保育所は上述の『市営保育所の今後のあり方に関する基本方針(改訂版)』に基づき、2016年度には移管先となる法人等の募集が行われましたが、以下のような理由で申請（応募）がなかったため、当初予定されていた2018年度の民間移管は不可能となりました。

【応募がなかった理由（京都市の説明による）】

- ① 施設の老朽化により、今後大規模改修又は建替えが必要になることが見込まれるが、児童館との合築であることが障壁となること
- ② 募集要項に規定されている一定の経験年数等の要件を満たす園長及び保育士確保が困難であること
- ③ 保護者会が民間移管に強く反対していることから、移管後の運営に協力が得られず、移管先職員の負担が大きくなるおそれがあること

など

その後、京都市は2016年8月に「再公募に向けた検討を行う」ことを保護者に通知しました

が、その時期や進め方については一度も具体的に説明していません。京都市は移管先の再公募については「保護者の皆様へ丁寧な説明に努めながら取り組んでまいりたい」と述べていますが、これまで保護者側が再三にわたって丁寧な説明を行うよう求めてきたにも関わらず、京都市は説明の機会をもつこと自体を拒否し続けており、「丁寧な説明」とは程遠いのが現状です。

保育所がこれからどうなるのか、見通しが持てないまま日々を過ごすのは、子どもにとっても保護者にとっても大変不安なものであることは言うまでもありません。また、保育所への入所希望者に対しても、聚楽保育所が「民間への移管対象保育所」であることを伝えつつ、その時期や詳細についての情報を提供しないまま入所への同意だけを求めようとする京都市の姿勢にも大いに疑問を感じます。

2. 申し入れと要請の理由

①3月14日付通知は従来の募集条件を大きく変更するものであり、それにも関わらず事前に何の説明も行われていないこと

本年3月14日、京都市より聚楽保育所の保護者に向けて「聚楽保育所の民間移管の取組について（お知らせ）」が配布され、3月18日（月）～4月5日（金）の期間に「民間保育園等に対し、聚楽保育所の民間移管に係る意向調査」を実施するとの通知がなされました。

この意向調査については、すでに京都市より貴施設に届けられているはずですので、詳細は割愛いたしますが、保護者のなかには、当事者である子どもや保護者に具体的な内容が知らされないまま意向調査が行われていることや、今回、じゅらく児童館を併せて運営することなど新たな募集条件が加えられたことに、驚きと不安の声が挙がっています。

新たに加えられた募集条件は、従来の条件を大きく変更する内容であり、京都市がこれまで聚楽保育所の民間移管の根拠としてきた『市営保育所の今後のあり方に関する基本方針（改定版）』の内容からも大きく逸脱するものです。しかも、このような重大な変更でありながら、子どもや保護者に対しては事前の説明もありませんでした。また、京都市は保護者会長に対し時機をみて説明会を開催する旨を伝えながら、本通知について説明する具体的なスケジュールも示されていません。そのため、この通知に大変困惑するとともに、あまりにも一方的な対応と感じ、強い不信の念を抱いた保護者もおります。

また、各法人等に送信された意向調査票にはこの2項目に加えて「募集条件の追加（変更）があれば、応募について検討できるという場合、追加（変更）すべき条件等について、具体的に挙げてください」との調査項目もあり、今後、法人等からの要望に即して、さらに募集条件が追加・変更される可能性が示されていることにも、強い衝撃を受けました。調査の結果次第では、応募を予定又は検討している法人等に対し便宜が図られることも危惧されるため、京都市および各法人等に対する疑念を生むことにもつながりかねない、不適切な調査項目であるといえます。

このような形で聚楽保育所の民間移管に向けた手続きが進められれば、保護者のなかに強い反発や混乱を生じさせる恐れもあり、それによって子どもたちの育ちに不都合や不利益が生じることが懸念されます。

②子どもや保護者が移管先の選定に関与できず、申請（応募）法人についての情報も明らかにされないこと

これまで市営保育所の民間移管においては、当事者であるはずの子どもや保護者が移管先の

選定に関与出来ないことはもちろん、全ての審査・選定が終了するまで、どのような法人が何組申請（応募）しているのか等、移管先法人等の募集に関する情報も一切明らかにされてきませんでした。

保育の主体であるはずの子どもにとって、また、その子どもを預け、その健やかな成長を託す保護者にとっても、どのような法人等がパートナーになるのか、そこでどのような保育が行われるのか、移管が実現してみなければ分からないというのはあまりにも理不尽で、強く不安を感じるどころです。

京都市はこれまで、丁寧な説明によって保護者の不安を解消すると繰り返し述べていますが、一方で今回のような進め方がなされる現状では、保護者の間にさらなる不安が広がる可能性があります。

③全国的に保育士が不足するなか、保育の質を担保するための十分な人員配置や保育士の確保が見込めないこと

上述の通り、2016年度に聚楽保育所の移管先法人等の募集が行われた際に、法人等からの申請（応募）が無かった理由のひとつに、「募集要項に規定されている一定の経験年数等の要件を満たす園長及び保育士確保が困難であること」というものがありました（なお、聚楽保育所保護者会は市営保育所の保育水準を維持するという観点から、2016年度の移管先法人等の募集時、京都市が策定した募集要項に規定された要件以上の保育士配置を要求していることを申し添えます）。

保育の質を担保するためには何よりも知識や経験に裏打ちされた専門職としての優秀な保育士の確保と、十分な人員配置が必要であることは言うまでもありません。子どもと接する保育士の質は、保育の質や子どもの満足度と直結し、ひいては子どもの権利を保障することと密接に関わっています。

しかしその一方で、周知の通り、保育士不足は全国的に深刻化しており、幼児教育・保育の無償化と、それによる保育の受け入れ増加を控えて、この傾向は当面続くことが予想されます。さらに、十分な人件費を投入し保育士の労働条件や処遇の改善に力を入れることで保育の質を確保しようとする法人等ほど、自園の運営で手一杯になるという傾向も指摘されています。

こうした現状の下、各法人等が知識や経験を有した優秀な保育士を一定以上確保することは、実状として非常に困難です。保育士確保に向けた明確なプランを示すことができず、保育の質の維持への見通しを持たない法人等が、聚楽保育所の移管先募集に応募されることを強く危惧します。

3. 聚楽保育所保護者会からの申し入れと要請

①子どもと保護者の立場や考え方を踏まえて熟慮してください

京都市は、今回の意向調査の結果によって「応募を検討される法人等があった場合は、市営保育所移管先選定部会を開催し、募集要項を策定のうえ、移管先法人等を再公募します」と通知しています。

そこで、各法人等におかれましては、仮に聚楽保育所の民間移管に対し申請（応募）を検討される場合、これまでの経緯はもちろん、私たち聚楽保育所保護者会の民間移管に対する考え方や基本的なお願い、さらには当事者である子どもと保護者の立場や思いを尊重し、これらを十分に汲み取った上でご対応いただくようお願いする次第です。

なお、参考資料として、2016年度に行われた聚楽保育所の移管先法人等の募集に際して私た

ち聚楽保育所保護者が作成した「聚楽保育所の移管を希望される法人の方へ ～京都市聚楽保育所保護者会からのお願い～」と「聚楽保育所における移管後の運営に係る基本要項事項」の改訂版を添付しております。

これは、私たち聚楽保育所保護者が、現状の聚楽保育所の保育内容や保育水準を維持しつつ民間移管を実現する上で、最低限必要と考える条件を挙げたものです。今後、保育制度の変容や、保育をめぐる最新の知見等を踏まえてさらに改訂する可能性はありますが、現時点においても聚楽保育所保護者の基本的な考え方は変わっておりません。その内容が「理解できない」、あるいは「実現できない」のであれば、聚楽保育所の民間移管に関わることを自他をお控えください。

②保護者が実施する意向調査にご回答ください

以上を踏まえて、私たち聚楽保育所保護者会は今般、京都市内で保育所（園）および認定こども園等を運営されている法人等に対し、聚楽保育所の民間移管に係る緊急の意向調査を実施することにいたしました。

つきましては、聚楽保育所の民間移管先の募集に対し、申請（応募）を予定している場合、申請（応募）を検討したい場合、または聚楽保育所の民間移管に関してご意見がある場合、別紙様式にて至急ご回答ください。

回答期限：2019年4月8日（月）

なお、京都市による保護者説明会や京都市と保護者会との意見交換会の記録類、聚楽保育所保護者会からの京都市や関係する会議・審議会等に対する申入書や質問状など、聚楽保育所の民間移管に関わるこれまでの資料はすぐにもご提供できるように準備しておりますので、聚楽保育所の移管先法人等の募集への申請（応募）を予定・検討される場合は、必ず本保護者会へお問い合わせの上、それらを手配いただき、これまでに示された全ての論点や保護者の考え方に対するご回答をご準備ください。

また、仮に本保護者会が実施する意向調査に回答されずに、京都市が実施する類似の調査にのみ「応募を予定している」あるいは「応募について前向きに検討したい」旨の回答をされた場合、大変残念ですが、本保護者会の立場や意向を踏まえた誠意ある対応をいただけない法人等であると判断せざるを得ません。そうした法人と、今後信頼関係を構築することは大変困難であることをご理解ください。

大変厳しく、また理想を述べたものであることは重々承知しております。しかし、私たちは大切な一人ひとりの子どもを託し、その健やかな成長を願っています。子どもが毎日少しずつ成長するなかで「また明日も行きたい」と言ってくれるような、保護者も安心して預け、子どもの成長を共に喜び合えるような保育所であることを強く望んでいます。そのため、保育の内容にも、また施設の運営のあり方にも厳しい目を向けざるを得ません。私たちの切実な願いとして、ご理解をいただきたくお願い申し上げます。

謹白

恐れ入りますが、下記メールアドレス宛にメールにてご回答ください。

回答期限：2019年4月8日

juraku_ikantaisaku@outlook.jp

別紙

京都市聚楽保育所の民間移管に関する意向調査

(貴施設名)

(連絡先)

(施設長)

(御担当者)

(運営法人等名)

(代表者)

京都市は2019（平成31）年3月14日、聚楽保育所の保護者に対し、聚楽保育所の民間移管について、新たに募集条件として

1. 京都市聚楽保育所との合築である京都市じゅらく児童館について、保育所と併せて運営すること
2. 民間移管後、移管先法人から園舎の建替え又は修繕に関し、「京都市保育所緊急整備等事業に関する整備費等補助金交付要綱」（保育所）及び「京都市社会福祉施設勸奨補助金交付規則」（児童館）に基づく補助を希望する申出があった場合、市会の議決を得たうえで、移管翌々年度以降かつ申出日の属する年度の翌年以降に、予算の範囲内において補助金を交付すること

という2項目を追加する旨を通知しました。

以上を踏まえて、次の項目について御回答ください。

1 聚楽保育所（中京区、定員110人）の民間移管先法人等の募集に対する、現時点での意向について、該当する記号に○を付けてください。

ア 現時点で申請（応募）を予定している。

イ 申請（応募）について前向きに検討したい。

2 移管後に聚楽保育所・じゅらく児童館の園舎の建替え又は修繕の意向について、該当する記号に○を付けてください。

ア 現時点で建替え又は修繕を予定している又は前向きに検討したい。

→ 工事中の保育の進め方や代替地など、具体的なプランをお聞かせください。

イ 現時点で建替え又は修繕の予定は無い。

3 その他、聚楽保育所の移管に関してお知りになりたい点や積極的なご提案等があれば、具体的にお聞かせください。

ご協力ありがとうございました。

本調査の調査票（MS Word）は、以下の URL よりダウンロードできますので、ご活用ください。

URL/ <https://fileup.cube-soft.jp/?31e19f331b0df533449cddb580afc40415596c17>

※リンク切れ等によりダウンロードできない場合はご容赦ください。

ご回答にあたって（必ずお読みください）

本調査は京都市の3月14日付通知を受けて、本保護者が独自に実施するものであり、京都市が行う類似の意向調査とは一切関係ありません。本調査に関する、本保護者以外からの問い合わせ等については、回答を控えていただきますようお願い申し上げます。

なお、京都市はこれまで、京都市修学院保育所の移管先選定時（2017年度）や京都市崇仁保育所の移管先選定時（2018年度）に、移管先法人等の募集要項において申請者（応募者）名等は移管先候補者の選定後に公表するとされていることを根拠に、移管先法人等の募集開始後に法人等が保護者と接触することは審査の公平性を確保するという趣旨から「適切ではない」と説明してきました。

しかしながら、現時点では法人等に対する意向調査が行われているだけで、今後、京都市はぐくみ推進審議会の「市営保育所移管先選定部会」が開催されるかどうかは定かではなく、もちろん聚楽保育所の移管先募集要項も策定されていない段階であることから、本保護者が実施する意向調査に法人等が回答されることには、何らの支障もありません。

もちろん、「申請（応募）を予定している」あるいは「申請（応募）について前向きに検討したい」という法人等が保護者・保護者に事前に連絡したり資料提供を受けたりすることについても、現時点でこれを制限するような規定等も設けられておりません。

また、利害関係者同士の接触であっても、募集要項策定前、あるいは募集開始前であれば問題が無いとされることは、京都市崇仁保育所の移管先法人等の選定に際して、同保育所の移管先法人等募集要項の策定において主導的な役割を果たした京都市はぐくみ推進審議会「市営保育所移管先選定部会」部会長である安保千秋弁護士の配偶者であり、「都大路法律事務所」の共同経営者でもある安保嘉博弁護士が、同保育所の移管先法人に申請（応募）した法人の運営を担う理事を務めており、両名が公私にわたる極めて密接な利害関係を有していることで、審査の公平性を確保する上で重大な疑念が生じかねない状態であったにも関わらず、他ならぬ京都市がこの法人の応募資格に問題は無いと判断している（2018年4月）ことから明らかです。

2019年5月24日

京都市内各保育園（所）及び認定こども園
施設長 各位

〒604-8401

京都市中京区聚楽廻松下町9-4

京都市聚楽保育所内

京都市聚楽保育所保護者

民間移管対策委員

（委員長 平丸 大介）



京都市聚楽保育所の民間移管に関する意向調査について（ご報告）

謹啓

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より、保育を必要とする子どもの健やかな成長のために、保育園（所）・認定こども園の運営にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

私たちは京都市中京区にある公立（京都市営）保育所である京都市聚楽保育所の保護者会において民営化（民間移管）への対策を担う委員会です。

1. 「京都市聚楽保育所の民間移管に関する意向調査」についてのご報告

さて、先だつては本保護者会が緊急に実施いたしました「京都市聚楽保育所の民間移管に関する意向調査」にご協力をいただき、ありがとうございました。

調査の結果、4月8日（月）までに京都市内の1園（1法人）より、「申請（応募）について前向きに検討したい」旨のご回答をいただくことができました。申請（応募）の検討にあたり、保護者会への連絡の必要性を重視され、誠意あるご対応をいただいた同園・法人には篤く御礼申し上げます次第です。

他方、京都市が4月5日（金）までの期間に類似の調査（市営保育所の民間移管に関する意向調査）を実施しておりました。その結果を、保護者が公文書公開請求により照会いたしましたところ、同調査に対しては、4園（4法人）より「現時点で応募を予定している」（1園）または「応募について前向きに検討したい」（3園）旨の回答があったことが判明いたしました。

本保護者会では、聚楽保育所の移管先募集に向けた手続きは開始されていない段階であることから、本保護者会が独自に実施する意向調査に法人等が回答されても何ら支障が無いことをお伝えしておりました。

また、保護者会が実施する意向調査に回答されず、京都市が実施する類似の調査にのみ

回答された場合、子どもや保護者の立場や意向を踏まえた誠意ある対応をいただけない法人等であると判断させていただく旨も、以前の意向調査の際にあらかじめ申し上げていました。

それにも関わらずご回答をいただけなかった3園(3法人)については、京都市が実施する意向調査への回答を優先される一方で、子ども・保護者からの要望や意見、対話の呼びかけは無視しても構わないと判断されたものと受け止めざるを得ません*。私たちの、聚楽保育所での今後の保育のあり方への強い不安に対して、向き合っただけでないことが非常に残念でなりません。

私たちは、子ども・保護者の切実な不安や要望に真剣に応えていただける法人等と、今後の聚楽保育所での子どもたちの生活や成長をより良いものにしたいと考えています。

しかし、私たちの呼びかけを無視し、子ども・保護者に対し最低限の手続きすらも踏まええず一方的に移管先法人の申請(応募)を進めようとする法人等に対しては、大きな不信感を抱くとともに、大変傲慢であるとも感じています。そのような法人等と信頼関係を構築するのは非常に困難であることはご理解ください。

なお、子ども・保護者との対話を無視される園・法人の姿勢は、各種ステークホルダーとの双方向の対話や相互理解を通じて公益性や公共性を高めるという社会的責任に基づいたガバナンスが実現していないという意味でも、今日の公益法人改革の理念や潮流に反した独善的で不適切なものであると言わざるを得ません。

組織運営や社会的責任を踏まえたコンプライアンスという観点からも、このような前時代的な園・法人は公立(市営)保育所の移管先にふさわしくないことは明白です。

以上の事由により、京都市による民営化(民間移管)の進め方に迎合・追従し、一番の当事者であるはずの子どもや保護者の立場や考えを蔑ろにするような園・法人が、京都市聚楽保育所の民間移管において申請(応募)を検討・予定されていることを、市内の全園に広く周知させていただきたく、本状をお送りした次第です。

つきましては、各園におかれましても十分にご承知置きくださいますよう、お願い申し上げます。

2. 聚楽保育所保護者会からのお願い

仮に、聚楽保育所の保育を引き継ぐ上で「望ましくない法人等」が選ばれてしまった場

* なお、本保護者会による意向調査の期間中、京都市より各法人・園に対し、保護者会が実施する意向調査への回答も含め、民間移管対象保育所の保護者との接触を控えるようにとの通知がありました。しかしながら、移管先法人等の募集も開始されていない時点で、京都市が保護者会独自の活動や他園との自由な交流に制限を加える根拠はありません。

このような通知によって本保護者会が実施する意向調査に対し、各園から正常な回答が得られなかったとすれば、非常に遺憾であり、本保護者会の正当な権利を侵害するものと言わざるを得ません。したがって、本件については今後、厳正に対処したいと考えております。

合、聚楽保育所が地域において市営（公立）保育所として果たしてきた役割も、その保育実践の蓄積も、全て、永遠に失われてしまうこととなります。

実際、京都市を含めた各地より、民営化（民間移管）後にそれまでの公立保育所の保育が引き継がれず、「保育の質」の低下を招いた、子どもの状態が不安定になったといった報告も寄せられており、多くの保護者が保育所の今後のあり方に不安を感じています。

また、京都市から認可を受けた保育園であっても、必ずしも保育において十分な責任を果たすとは限らないことは、2014年7月に上京区の民間保育園で発生した痛ましいプール事故における当該園・法人の対応からも明らかです。この事故では、責任を認めず不誠実な態度をとり続けた園・法人に対し、司法の判断が下され、事故発生から5年近い歳月を経て園・法人側の責任が認められるに至ったことは周知の通りです。

こうしたことを踏まえて、私たちは市営（公立）保育所としての聚楽保育所で行われてきた保育実践の意義を理解し、それを引き継ぐ責任を果たし得る法人、またその覚悟を持った法人であることを最低条件に掲げてきました。

私たちの基本的な要望は、現在の聚楽保育所と同等、あるいはそれ以上の保育が実践されること、これまで担ってきた市営保育所としての役割や保育実践の蓄積が継承されることです。

具体的には、子どもの主体性を尊重した保育の実践、障害をはじめとする様々な事情・背景をもつ子どもの積極的な受け入れ、知識・経験の豊富な保育士の配置と適切な労働条件の確保等が挙げられます。いずれも民間移管後の聚楽保育所においても欠かすことのできない要件です。

上記4園（4法人）を含む市内の全園（法人）におかれましては、今後も聚楽保育所の移管先法人への応募（申請）を検討される場合、子どもや保護者の保育に対する考え方や上記のような基本的な要求事項を実現するための見通しを必ずお示しください。

また、公立保育所が果たしてきた役割やその保育実践の蓄積を引き受け、それらを引き継ぐだけの實力も、その覚悟も無いのであれば、応募（申請）の意思を表明されること自体をご遠慮いただき、既になされた京都市に対する回答についても速やかに撤回してください。

以上が厳守されない場合、私たちはそのような法人等を聚楽保育所の保育のパートナーとして認めることはできません。仮に聚楽保育所の移管が実現したとしても、法人等に対する保護者からの信頼は失われた状態であり、非常に厳しい眼差しを向けざるを得ません。共同保育や引き継ぎはもちろん、今後の保育所運営において、保護者の協力を得ることは困難になることをご承知ください。

また、移管後の保育所において万一、保育条件の変更や「保育の質」の低下に伴う事故・事件等が発生した場合、法的措置も含めて保護者から厳しく追及せざるを得ません。移管に伴う変化のなかでは、そうしたリスクが発生し得るという観点からもよくお考えいただ

きますようお願い申し上げます。

大変厳しい要求であることを重々承知しておりますが、私たちの想い、願い、考え方を
ご理解いただき、子ども・保護者と向き合って健やかな育ちを実現していただける誠意あ
る法人等でなければ、移管は成し得ないと考えております。

民間移管に至る京都市のスケジュールにおいて、子ども・保護者の声を届ける術がほと
んど無く、どのような法人等が手を挙げたのかも分からないなか、私たちの不安や要望、
条件などをご理解いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

なお、ご不明の点等ございましたら、いつでも下記までお問い合わせください。

謹白

【お問合せ】

京都市聚楽保育所保護者会

民間移管対策委員会

juraku_ikantaisaku@outlook.jp

緊急企画

市営保育所の民営化で、 じゅらく保育所はどうなるの?!

～みんなで知りたい、考えたい、民間移管のこと～

2021年度からじゅらく保育所が民営化（民間移管）されるにあたって、本年度は移管先となる法人等の選定が行われる予定です。

民間移管されることは知っているけど、きちんと説明は受けていないし、保育所がこれからどうなるのか不安という方も多いのではないのでしょうか。

そもそも民営化（民間移管）って何をやるの？ 民間移管で、保育所はどう変わるの？ 子どもたちにどんな影響があるの？ わたしたちは民間移管にどう備えたら良いの？

お仕事に育児に、毎日大変ですが、ちょっと立ち止まって、民間移管のことを一緒に考えてみませんか。

日時：5/17（金）夜7時～

場所：じゅらく保育所（ホール）

お話：藤井 豊さん

（弁護士、保育を考える全国弁護士ネットワーク共同代表。
京都市内の民間保育園の保護者で、三児のお父さんです。）

じゅらく保育所の民間移管について、保護者が知っておきたいことなどを、保育や民間移管問題に詳しい弁護士の藤井 豊さんよりお話いただきます。
藤井さんを囲んで、皆さんの疑問やご意見についても話し合いたいと思います。
難しい、気楽な勉強会です。お子さんも一緒に、お気軽にご参加ください！

主催：聚楽保育所保護者会・民間移管対策委員会
お問い合わせ：juraku_ikantaisaku@outlook.jp



緊急企画

市営保育所の民営化で、 じゅらく保育所はどうなるの?!

～みんなで知りたい、考えたい、民間移管のこと～

いたーんず!

2021年度からじゅらく保育所が民営化（民間移管）されるにあたって、本年度は移管先となる法人等の選定が行われる予定です。

民間移管されることは知っているけど、きちんと説明は受けていないし、保育所がこれからどうなるのか不安という方も多いのではないのでしょうか。

そもそも民営化（民間移管）って何をするの？ 民間移管で保育所はどう変わるの？ 子どもたちにどんな影響があるの？ わたしたちは民間移管にどう備えたら良いの？

お仕事に育児に、毎日大変ですが、ちょっと立ち止まって、民間移管のことを一緒に考えてみませんか。

日時：6/14（金）夜7時～

場所：じゅらく保育所（ホール）

お話：藤井 豊さん

（弁護士、保育を考える全国弁護士ネットワーク共同代表。
京都市内の民間保育園の保護者で、三児のお父さんです。）

じゅらく保育所の民間移管について、保護者が知っておきたいことなどを、保育や民間移管問題に詳しい弁護士の藤井 豊さんよりお話いただきます。藤井さんを囲んで、皆さんの疑問やご意見についても話し合いたいと思います。

難しい、気楽な勉強会です。お気軽にご参加ください！

※ ロタウイルスの流行で延期になっていた企画です。

※ お子さんとご一緒にお越しいただいても大丈夫です！



主催：聚楽保育所保護者会・民間移管対策委員会
お問い合わせ：juraku_ikantaisaku@outlook.jp

裏面もお読みください！



ご質問・ご意見、大募集！

じゅらく保育所の民営化（民間移管）、わからないことだらけですよ。

でも大丈夫。今回、講師をお願いしている藤井 豊さんより、「わからなくて当然なんです。できるだけご質問にお答えしようと思いますので、知りたいこと、気になること、不安なこと、何でもお聞かせください」というありがたいご連絡をいただきました。

そこで、事前にじゅらく保育所の民営化（民間移管）について、皆さんのご質問やご意見を大募集したいと思います！

気になっているあんなことやこんなこと、もちろんご質問でなくても、民営化（民間移管）への期待や不安などなど、何でも結構です。

「ききたいこと、言いたいことはたくさんあるけど、当日は都合が悪くて参加できなくて…」という方のご質問・ご意見も、きちんと藤井さんにお伝えします。

ご質問・ご意見等をご自由にお書きください。

ご質問・ご意見は、各クラスの民間移管対策委員にお渡しいただくか、職員室前に置かれている保護者会のご意見箱に投函してください（無記名でも結構です）。

メールでも受け付けていますので、お気軽にお寄せください！

民間移管対策委員会 E-mail: juraku_ikantaisaku@outlook.jp



緊急企画・第2弾

「募集要項」を 読もう！作ろう！

保護者参加型 「募集要項」検討 ワークショップ

7月4日（木）午後7時より
じゅらく保育所ホール
講師：藤井豊さん（弁護士）

先日の勉強会でも「分
かりやすい」と大好評
の藤井さんが、「募集
要項」を大解説！

じゅらく保育所の民間移管にあたって、移管先選定の基準や条件を決めるのが「募集要項」です。

でも「募集要項」の問題点を見つけたり、保護者の要望や意見をまとめるのはとても大変。保育や保育所運営についての専門的な視点も必要ですね。

そこで、弁護士の藤井豊さんが、6月28日に京都市が示す「募集要項」の第1案をもとに、その内容を解説していただきます。

それを踏まえて、みんなでワイワイ話し合い、移管に向けて「募集要項」の「保護者案」作りを始めてみませんか。

藤井さんが丁寧に解説してくれるので、専門的なことは分からなくても大丈夫。普段の保育所の「いいな!」と思うところ、「これはちょっと…」と思うところなどを、保護者の目線で持ち寄りながら、みんなが納得できる「募集要項」をめざしましょう！

※ できるだけ、7月3日（水）配布予定の「募集要項」案をご持参ください。

※ お子さんとご一緒にお越しいただいても大丈夫です！

主催：聚楽保育所保護者会・民間移管対策委員会
お問い合わせ：juraku_ikantaisaku@outlook.jp

裏面もお読みください！



ご質問・ご意見、大募集！

6月28日（金）、京都市よりじゅらく保育所の移管先を募集するための「募集要項」第1案が示されました。

でもこの「募集要項」、保育のことや子どもの発達・成長のこと、保育所運営のことなどについて、専門的な視点で読み込まないとよく分かりません。

そこで今回も、講師の藤井さんにいろいろ教えていただくため、「募集要項」案やじゅらく保育所の民営化（民間移管）についてのご質問やご意見を大募集します！

「じゅらく保育所のこんなところを維持してほしい！」「移管先を選ぶ時はこんなところをよく見て！」などなど、何でも結構です。

「いろいろ意見はあるけど、当日は都合が悪くて参加できない…」という方も、ぜひご質問・ご意見をお寄せください。

ご質問・ご意見等をご自由にお書きください。

よろしければ、クラス・お名前などをお書きください _____

ご質問・ご意見は、各クラスの民間移管対策委員にお渡しいただくか、職員室前に置かれている保護者会のご意見箱に投函してください（無記名でも結構です）。

メールでも受け付けていますので、お気軽にお寄せください！

民間移管対策委員会 E-mail: juraku_ikantaisaku@outlook.jp





たけうま

2016年9月10日発行
聚楽保育所民間移管対策委員会

Vol.11

～聚楽保育所の移管に 法人からの応募なし！～

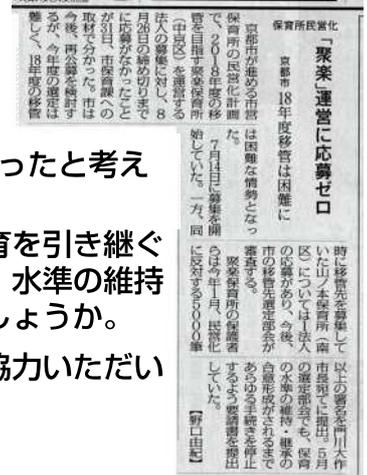
平成30年の民間への 移管は困難な状態に！

7月から開始された聚楽保育所の移管先法人の募集。8月29日の募集締め切りまでに応募がなかったことが8月31日付の保育課からの通知で明らかになりました。

この結果、当初予定されていた平成30年度の民間移管の可能性はほぼ無くなったと考えられます。

応募が無かった理由はまだはっきりしていませんが、現在の聚楽保育所の保育を引き継ぐのは難しいと判断されたからと考えられます。移管に不安を感じ、保育内容・水準の維持を粘り強く訴え続けてきた取り組みも何かしらの効果があったのではないのでしょうか。

これまで、ご心配をいただいた皆さま、署名をはじめ、いろいろな活動にご協力いただいた方々に改めて御礼申し上げます。



意見聴取での保護者の意見

5月から移管先法人の募集に向けた選定部会が開かれ、募集要項の作成が進められてきました。第2回（6月14日）、第3回（7月1日）の選定部会では聚楽保育所の保護者への意見聴取が行われました。その中で、保護者会会長はじめ重度障害児の保護者が意見を述べたほか、移管先法人の選定にかかわる書類審査と実地審査の審査基準と「移管後の運営に係る基本事項」について、保護者側が作成した案を提出しました。

1. 聚楽保育所の保育の水準の維持

民間への移管は、我々保護者・子どもたちが望んだことではなく、京都市の都合によって行われることなので、現状の保育の水準を下回るようなことにならないよう、移管先の法人を選ぶのであれば、慎重に、かつ、子どもと保護者の視点に立ち選定を行い、聚楽保育所の保育の水準を維持すること。

2. 最低点の設定

現状の聚楽保育所の保育の水準を維持するため、京都市営保育所の保育を基準にした審査項目・審査基準にすること。それができなければ、まずは、同じ項目で聚楽保育所を評価し、その点数を下回る法人は、如何に競合の中で得点が高くとも選定をしないこと。

3. 引き継ぎ・共同保育の期間を十分に確保する

聚楽保育所では7時から19時までの12時間の保育が保障されており、これを移管先法人の担任予定者が引き継ぎの期間に1人で引き継ぐことは現実的に不可能である。そのため、引継ぎの要員を十分に確保すること。

また、調理員についても、離乳食や、個別食に対応するためにも4月から一年間の引き継ぎを行うようにすること（募集要項案では移管手前の3か月間のみ）。

4. 移管先法人の職員への京都市の職員と同等の研修の義務付け

保育の水準を維持するためには、京都市営保育所の職員と同じ目線、意識を持つことが重要であるため、移管先法人の職員には京都市の職員が受ける研修への参加を義務付けること。

5. 障害児、配慮の必要な子どもたちと親のためであり続けること

聚楽保育所は、いろいろな子どもたちや、様々な事情を抱えている保護者の方が利用している。そうした子どもたち、保護者を温かく迎え入れてきた聚楽保育所の意識と役割を確実に引き継ぎ、保育を必要としている人たちのための保育施設として存続させること。

しかし、最終的に確定した募集要項では、これらのほとんどが要件から外されてしまいました…。そこで、聚楽保育所保護者会と民間移管対策委員会は、募集要項に「参考」として付される「保護者会のページ」に、応募を予定している法人に向けた「思い」と「条件」を掲載しました。

(内容は、配布済みの確定版募集要項をご覧ください)

今年度(2016年度)これまでの流れと動き

じゅらく保育所の民間移管をめぐる動きと保護者会・対策委員会の取り組み

2016年4月

8日

保護者会より京都市子ども・子育て会議会長西岡正子氏および同会議の全委員宛に民間移管にかかわる要望書を提出。

27日

保護者会として西岡会長と面談。移管の検証の方法や移管の進め方などについて意見を交わし、西岡会長より市長や副市長に意見を述べるなどの回答をもらう。

2016年5月

6日

保護者会より選定部会の全委員宛に「京都市聚楽保育所の移管先選定に関する要望書」を提出。

9日

平成28年度第1回市営保育所移管先選定部会が開催される。開始前に安保千秋部会長に改めて「要望書」を手渡し。

27日

保護者会総会にて本年度保護者会長を選出。また、民間移管に関わる活動について、民間移管対策委員会に一任していただくことが承認される。

選定部会では…

部会長が保護者の視点を代表しているはずの市民公募委員に対し「応募する法人の目で募集要項の確認を」と発言して、その視点を限定したほか、保育内容・水準の維持を訴える保護者を茶化するような発言や、障害児の保護者を代表しているはずの委員による重度障害児の保護者に対する「(保育所の体制ではなく)保育士の熱意や気持ちがあれば入園できる」との発言、委員の準備不足、スケジュールを優先するかのような運営のあり方など、保護者の意見や保育の実状への無視・無理解が目立ちました。

2016年6月

3日

京都市保育課が募集要項案についての保護者説明会を開催。事前/当日に募集要項案が配布されず、選定部会の会議録も未公開のため説明会が成立せず。6日に全戸配布された。

9日

保育課、募集要項案の第2回保護者説明会を開催。保護者会より募集要項案に対する全176項目の質問状を提出し、回答があるまで選定部会での保護者意見聴取は困難であることを申し入れる。

13日

保育課より19時過ぎに質問状に対する回答があるも、翌日に控えた第2回選定部会に向けて保護者意見を取りまとめることは困難であるため、意見聴取に応じられないことを伝える。

14日

第2回選定部会開催。聚楽保育所より3名の保護者が保育課の対応の問題とこれまでの経緯、基本的な考え方のみを説明し、第3回選定部会での再度の意見聴取を要請する。

2016年7月

1日

第3回選定部会開催。聚楽保育所より3名の保護者が意見を述べ、保育内容や水準の維持を求める(詳細は表面を参照)。事務局(保育課)からも、保護者の最低限の要望である「最低点の設定」「点数配分」「引き継ぎ・共同保育期間」「保育士の経験年数」「研修」が提起されるも、審議の結果、ほとんどが否決された。

4日

選定部会の進め方と委員の発言等について、保育課に意見書を提出。翌日、保育課より「各委員に伝えるが、発言については各委員の判断に任せるほかない」との回答がある。

7日

保護者会より選定部会の全委員宛に意見書を提出し、保護者意見を十分に踏まえた上での審議を要望。

8日

第4回選定部会開催。聚楽保育所保護者からの提案事項が議題となるも、十分な審議がなされず終了し、募集要項が確定される。移管先募集に向けたスケジュールが優先されたため、11日には保護者全体の確認を取れないまま「保護者会のページ」を提出。

14日

移管先法人の募集開始。募集期間中、応募予定法人が(通常の保育時間ではなく)子どもたちの昼寝時間中に聚楽保育所を視察していたことが後に判明。

2016年8月

19日

保育課、確定された募集要項について、保護者説明会を開催。選定部会の運営や委員の態度等についての保育課の責任を確認し、回答を求める。

31日

保育課より聚楽保育所の移管先法人募集に応募が無かったことの報告と、「今後再公募に向けた検討を行う」旨が通知される。

編集後記

とりあえず…

募集かけて応募なし…とりあえずは平成30年度の移管はなくなった…「ひとまずは…」と思うのだけど、移管の話自体がなくなったわけではないというのが若干引っかかっています。この先、いったいどうなるのか。来年度、聚楽を希望して入ってくる人たちは大丈夫だろうか…いろいろと考えてしまいます。たとえ、移管の話が進んだとしても、私たちや

保育を必要としている人たちにとって価値ある施設であり続けるようにしていかななくてはいけないんだと強く思っています。聚楽に降ってわいた「民間移管」の話。そんなこんなで第1章はこれにて結びと相成ります。そして聚楽は間もなく40周年。それは大いにお祝いしたいなあ…。

おれんじ 父



2016(平成28年)度 ～民間移管対策委員会の活動と 今年度の結果を振り返る～

前号の『たけうま』でもご報告しましたが、今年度は法人からの応募がなかったため、聚楽保育所の2018（平成30）年度からの民間移管はなくなりました。

現在、京都市（保育課）は来年度に再公募を実施するかどうかを検討しています。

この再公募に向けた検討の中で保育課は、当初「聚楽保育所の移管先法人への応募」に興味を示していた6つの法人から、「応募しなかった理由」をヒアリングしました。

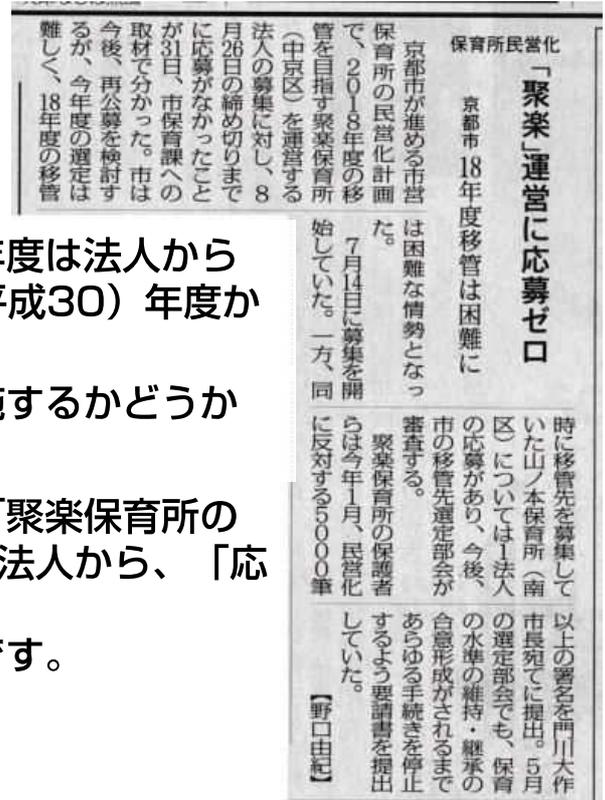
その結果、以下のような返答があったとのことでした。

聚楽保育所の移管先候補者に
応募しなかった理由

法人	意向調査時点	確認内容
法人A	検討	移管後、建替えを実施したいが、児童館との合築であるため、建替えの条件が厳しい。
法人B	検討	29年度から新園を運営するため、今回は見送る。
法人C	検討	人材(園長予定者を含む)を確保できるか見通しが立たなかった保護者会の反対が強い印象がある。
法人D	関心	建物購入や土地借受に係る費用が想定より高かった。
法人E	関心	意向調査への回答後、具体的な検討は行っていない。
法人F	関心	建物の状況(老朽化)から、近い将来、大規模な改修が必要となると見込まれる。 また、改修などの際、合築となっている児童館との調整が必要。 施設の構造上、防犯面に不安がある。

法人の回答の中には、「構造上の問題」や「移管後の運営体制を用意できない」など、当初より問題になることが予想され、保護者が繰り返し指摘してきた点も含まれています。

スケジュールを優先させて、これらの問題を先送りしてきた京都市の民間移管の進め方に問題があるともいえそうです。



意見交換会に参加しませんか

保護者会は現在、京都市とおよそ月に一回程度、民間移管についての意見交換をおこなっています。

「難しそう」「忙しい」「どうせ変わらない」…という気持ちもあるかと思いますが、保護者の思いや考えを伝える、大切な場になっています。

これまでの意見交換会や、移管先選定部会での保護者意見の表明等を通じて、応募を予定していた法人に「保護者の反対や不安が強い」ことも伝わりました。

夕方のお忙しい時間からではありますが、途中参加や途中退室ももちろん可能です。意見交換会の中の保育もあります。

皆さんのお時間の許す範囲でご参加いただき、思いや考えを京都市に伝えることで、民間移管の是非も含めた意見の交換ができればと思います。



次回の「聚楽保育所の民間移管に関する意見交換会」は

2月28日(火) 19:00～

たくさんの方のご参加をお待ちしております。

民間移管対策委員選出のお願い

2014年度に有志によってスタートした「民間移管対策委員会」ですが、現在は保護者会の活動のひとつに位置づけられています。

各クラスで新年度の役員・委員を決める際、民間移管対策委員2名も選出してください。

今後、仮に聚楽保育所が民間に移管された

場合は、移管先法人と京都市、保護者でつくる三者協議会において、移管にあたっての課題などが協議されることとなります。

民間移管対策委員会は、この三者協議会のベースにもなります。

～ご負担をおかけいたしますが、どうぞよろしく願いいたします。～

「修学院保育所の存続を求める署名」にご協力ください

聚楽保育所保護者会が2015年度に「聚楽保育所の存続を求める署名」を集めた際、多くの方々からご協力をいただきました。

現在、2019（平成31）年度に民間移管される予定の修学院保育所（左京区）の父母の会も、同様の署名を集めています。

別途、皆さんに署名用紙をお配りしておりますので、ぜひご協力ください。

職員室前に提出箱を設置しています。

署名は2月25日まで募集しています。

メールでも署名を受け付けているそうです。署名用紙と資料は以下のURLでもダウンロードできます。

【署名用紙】

<http://ikan.blog.jp/syu.syomei.pdf>

【関連資料】

<http://ikan.blog.jp/syu.tenpu.pdf>

編集後記

平成28年度もあと少し…

「平成30年度」というタイムリミットが現時点ではなくなったけど、2月15日現在、その後のことは何も決まっていないうたよね。時限装置の解除まではできていないということ。そもそも、解除ができるのかどうかもわからないっていう状態でこのまま続けるのも、う～ん…って感じです。

説明会や意見交換会でずっと指摘してきた問題点が応募予定の法人から出され、移管しようとも「いかん」ともできない移管問題。そもそもコストを抑えるための民間移管なのに、移管に関する問題解決にコストをかけるなんてバカなことはないよねえ…ねえ、しちよーさん。おれんじ 父



民間移管対策を進めるにあたって～民間移管対策委員会の考え方～

京都市が6月16日付で聚楽保育所の全世帯に配布した文書に「民間移管に関する意向調査期間中に聚楽保育所保護者会が市内の民間保育園に送付した書簡の影響で、正常な回答が得られなかった」といったことが記されており、驚かれた方も多いかと思います。

私たち民間移管対策委員会は、この京都市の通知はとても一方的で、おかしいものだと考えています。

そこで、保護者会が市内の民間園に書簡を送付した理由と、その内容についてお知らせします。

京都市はもともと、聚楽保育所を2018（平成30）年度から民間に移管するため、昨年8月に移管先を募集しましたが、応募が一件もありませんでした。

その後「再公募」について何度も保護者との意見交換を重ねた結果、一度は「2017（平成29）年度中には再公募を実施しない方針である」と京都市より説明されました（2017年3月末）。

ところが、5月9日にはこの説明を一方的に覆して、2019（平成31）年度の民間移管を前提に、聚楽保育所の移管について民間の法人へ移管を受け意向を調査することが発表されました。

これを受けて、このような一方的な進め方では、子どもと保護者の意見や思いを反映した意向調査にならないと考え、聚楽保育所保護者会と民間移管対策委員会で、市内で民間園を運営する法人に私たちの考え方を伝える書簡を送付することにしました。

ここまでの経緯 説明会での京都市からの説明

2016年	
8月31日	応募法人なし発表
10月19日	今後の展開検討中
12月16日	今後の展開検討中
2017年	
1月18日	今後の展開検討中
2月28日	今後の展開検討中
3月30日	31年度は再公募はしない考えと説明
5月末	意向調査を実施

【市内の民間園に送付した文書の要点】

聚楽保育所保護者会は、市営保育所の民間移管自体に反対しているわけではありませんが、これまでの京都市の説明や移管先法人等の審査・選定のあり方等には問題を感じており、このままでは、移管によって子どもや保護者に多大な影響や負担が生じてしまうのではないかと心配しています。

そうしたなか、しかるべき手続きを踏まないまま「再公募」に向けた意向調査が行われたことに、私たちは大変困惑しています。

そこで、もし聚楽保育所の民間移管に対し応募を予定・検討される場合は、保護者会の考え方や基本的な要望、子どもと保護者の立場や思いを尊重し、これを十分に踏まえた上で対応するようにしてください。

私たちからの具体的な要望は次の10項目です。

- ① 最低でも聚楽保育所の民営化が決定された2014（平成26）年度時点の保育内容・水準を維持すること
- ② いつまでも一人ひとりの子どもと保護者のための保育所であり続けること
- ③ 職員及び法人役員すべてが、常に個々の子どもの最善の利益を保障すること
- ④ 保護者会との関係性を維持し、保護者会の意向なく保育に関わる内容を変更しないこと
- ⑤ どんな家庭、どんな子どもでも、保育を必要とする人たちのために常に受け入れられる態勢を維持すること
- ⑥ これまで聚楽保育所が行ってきた保育内容を尊重し、継承するとともに、「聚楽」の名称を残すこと
- ⑦ 営利のための保育所ではなく、福祉としての保育所であり続けること
- ⑧ 職員の満足度を高め、働きたいと思われる保育所であり続けること
- ⑨ 上記8つの項目を移管当日から確実に実行するため、移管先法人として確定した日から準備すること
- ⑩ これらのことが「できない」「理解できない」のであれば、応募はお控えください

これまで、法人への意向調査をはじめとする民間移管に関する手続きは、スケジュールばかりが優先され、当事者である子どもや保護者の意見はほとんど顧みられませんでした。

今年度は、意向調査に合わせ民間移管に際しての保護者としての基本的な考え方を市内の全民間園にあらかじめお伝えしたことで、初めて、子ども・保護者の意見や要望を踏まえた意向調査が実現したと考えています。

私たちが書簡を送付したことで「正常な回答が得られなかった」というのは、あまりにも一方的な決め付けではないかと考えています。

一方的な反対ではなく確実な質の維持を求めて

民間移管対策委員会は、一方的に民間移管に反対しているわけではありません。

2014年夏に聚楽保育所の民間移管が発表されて以来、すでに3年が経過しました。その間、聚楽保育所が民間移管対象保育所であることを了解した上で入所された方々も沢山おられます。また、民間移管に賛成される方々も当然おられます。

そうしたことを踏まえて、民間移管対策委員会では、移管そのものの賛否は問わず、移管にあたって、これまでの聚楽保育所の保育内容や保育水準を維持することを前提に、その具体的な方法を京都市と協議してきました。

移管の賛否に関わらず、子どもと保護者に負担や影響を生じさせないことこそ、民間移管の最低条件だと考えるからです。

対策委員会が
京都市と移管先法人に求めるポイント

- これまでの聚楽保育所の保育内容・水準を維持すること
- 障害等の事情・背景を持つ子どもに今まで通り対応すること
- 子どもと保護者の同意なく保育内容を変えないこと
- 移管にあたって、子どもと保護者に影響や負担を生じさせないこと

今後の「民間移管対策委員会」

2014年度に保護者の有志で発足した「民間移管対策委員会」ですが、2015年度より保護者会の活動の一環に位置づけられています。

今年度からは、各クラス2名ずつ「民間移管対策委員」を選出していただくことになりました。

今後、仮に聚楽保育所の移管先法人が決まった場合、移管にあたっての課題や移管後の運営のあり方については、保護者と法人と京都市でつくる「三者協議会」で協議を行います。

基本的に、移管先法人は「三者協議会」の決定を無視して運営することができないようになっています。そのため、法人は新たな取り組みや、これまでの保育内容の変更をおこなう場合、「三者協議会」で保護者や京都市と協議を行い、その同意を得なくてはなりません。

「民間移管対策委員会」は、民間移管の問題点や保育内容・水準の維持等について京都市と協議を行うだけでなく、将来的に聚楽保育所が民間に移管されることを

想定して、この「三者協議会」に向けた準備も進めています。

聚楽保育所の移管先法人が決まった場合、現在の「民間移管対策委員」は、保護者の代表としてこの「三者協議会」に参加し、より良い運営に向けて、法人や京都市と協議を行うこととなります。

今年度、各クラスから「民間移管対策委員」を選出いただいたのは、民間移管に関わってこれまでに保護者から出された意見や思いを、確実に「三者協議会」へと引き継いでいくためでもあります。

「三者協議会」は、子どもたち一人ひとり、そして保護者自身にも大きく関わる、保育の内容や保育所の運営について、保護者の視点に立って意見を言える場になります。

多くの皆さんに、様々なご負担をおかけいたしますが、ご理解とご協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

● ちなみに… いろんなパターンで「民間移管対策委員会」の今後を考える

内容	名称	活動内容
移管先法人が決まった場合	三者協議会	保護者の代表として、移管される法人、京都市と保育園の運営における、保育内容や園の状態について協議を行う
移管対象保育所であり続けた場合	変更なし	引き続き京都市と移管先法人が決まるまで保育水準の維持のための方法や、選定における問題点の解消について意見を交換
移管対象保育所でなくなった場合	変更なし (または解散)	京都市として民間移管を撤廃の場合、完全解散を予定他の保育所が移管対象となった場合、これまでの活動の具体例を紹介しサポートをする

8月22日(火)に京都市からの説明会で、現時点でもまだ平成31年度の再公募を行うのかどうか「検討中」と話がありました。なんだかんだで8月も終わり。29年度も残り半分のタイミングで、今後どのように進んでいくのか…引き続き、京都市へ説明と対応を求めていきます。

編集後記

「個」も大事、でも「全体」もやっぱり大事…

29年度が始まり大分たっちゃんいましたが、今年度もまた、新しいお友だち、職員の方々をお迎えし「京都市聚楽保育所」の1年がスタートしました。個人的には保育所生活最後の年(のはず)。また思いつき楽しんでいきたいと思っているわけでもあります。全ての子ども・保護者の方とお話ができるように、そして全ての人たちが楽しく通ってこれるように…と、思っているいろいろなことを

お手伝いさせていただきたいと思っています。自分の子どもも大切ですが、ここ(じゅらく)にきている全ての人が大切なんだなあ…(また気持ち悪いといわれてしまう)。そんなラストイヤーももうすぐ半分経過! さあ、後半、まいりましょう! 後半しゅっぱ〜つ! ぶどう ■■■ 父

新年度も 2 ヶ月近くが過ぎ、子どもたちも保護者の皆さんも、新しいクラスに慣れてきた頃でしょうか。

このニュースレター『たけうま』は、聚楽保育所保護者会の民間移管対策委員会が発行する、保護者の皆さんへの大切なお知らせです。

今号は少し長いですが、ぜひお読みください。

民間移管対策委員会のこれまでと、これから

聚楽保育所は現在、京都市が直接運営している市営保育所ですが、2014（平成 26）年 10 月に京都市が策定した『市営保育所の今後のあり方に関する基本方針（改定版）』では、「市営保育所の運営にコストがかかる」といった理由で、保育所の運営を民間の法人等に移管（民間移管）し、民営化する方針が示されています。

保護者の皆さんのなかには、入所説明会等で聚楽保育所が民間移管の対象になっていると知って、不安に感じている方もおられるのではないのでしょうか。

この民間移管に対応するため、2014 年 10 月に保護者の有志が民間移管対策委員会を設立し、2015（平成 27）年度からはこれを保護者会の委員会のひとつに位置づけて活動してきました。

民間移管対策委員会の考え方

民間移管には、様々な意見や考え方があります。聚楽保育所では、2014 年夏に民間移管の方針が発表された当初、9 割以上の保護者の方々が反対の意思を示していました。

しかし、それからすでに 4 年近くが経つなか、民間移管の対象保育所であることを承知し、納得された上で入所された方々も多くおられます。

そのようななか、わたしたちは、民間移

管に対する意見や考え方の違いで保護者や子どもたち、それに保育士さんや職員さんがバラバラになったり、民間保育園の保育を否定したりすることがあってはならないと考えています。

そこで、民間移管対策委員会では、民間移管そのものの賛否はできるだけ論点にせず、移管にあたって、これまでの聚楽保育所の保育の内容や水準を確定し、それらを実質的に引き継ぐための具体的な方法を京都市と協議することを通して、移管に対する不安や問題点がクリアされるように働きかけてきました。

民間移管に対する意見や考え方がどのようなものであっても、子どもと保護者に負担や影響を生じさせないことが最低条件であり、全ての子どもと保護者に共通の願いであると考えています。

民間移管への不安・疑問

対策委員会ではこれまで、京都市が決められたスケジュールやコストカットを優先するあまり、保育の内容や水準を置き去りにしたり、子どもや保護者の立場や意見を軽んじたりすることがないように、要望や協議を重ねてきました。

また、聚楽保育所の移管先に応募しようと考えている民間の法人等に対しては、質

をとまわらない安易な移管をおこなうことがないように、また、移管先の法人等を選定・評価する京都市子ども・子育て会議の「市営保育所移管先選定部会」に対しても、「形ばかりの審議」に陥ることがないように、様々な働きかけをおこなってきました。

それでも、保護者が指摘してきた移管に関する不安や問題点の多くは、現在に至るまで未だクリアされていません。

また、それらに丁寧に対応することなく移管を強硬に進めようとする京都市や「市営保育所移管先選定部会」の姿勢に対する疑問や不信感も根強くあります。

そのため、保護者のなかからは、移管にあたって、これまでの聚楽保育所の保育の内容や水準を引き継ぐことは難しく、また、子どもや保護者への負担や影響が強く懸念されることから、このままでは聚楽保育所の民間移管に同意することはできないといった声も挙がっていました。

「応募法人なし」から再公募へ

こうしたなかで、2016年度には聚楽保育所の移管先法人等の募集が行われましたが、様々な理由から、結果的に応募する法人はありませんでした。

これに対し、京都市は「再公募に向けた検討を行う」と表明したものの、その時期や進め方について一度も明確な説明がなされないまま、2年近くが経とうとしています。

移管に関する動きが見えず、保育所がこの先どうになってしまうのか、よく分からないまま日々を過ごすのは、子どもも保護者も大変不安なものです。

京都市は、再公募の方針が明確ではないにも関わらず、今も聚楽保育所は「民間への移管対象保育所」のままだと説明

しています。

そのため、今後、移管に向けた動きが突然具体化することも考えられます。

その時、移管に関する不安や問題点と向き合い、聚楽保育所の保育内容や水準を引き継ぐためにも、聚楽保育所の保護者会として、また民間移管対策委員会として、しっかりとした対応を迫られることとなります。

移管先決定後を見据えて

また、この先、仮に聚楽保育所の移管が実施されたとしても、「移管先が決まれば、それで終わり」ではありません。

移管先決定後には、保護者と移管先法人と京都市の三者が協議する場（三者協議会）が定期的にもたれます。

移管後に保育内容が勝手に変更されたり、保育所の運営や保育の環境・条件、保護者の負担等が不当に改められたりすることがないように、この三者協議会において、保護者会や民間移管対策委員会が、子どもと保護者の視点に立って意見を述べ、保育・保育所のあり方に主体的に関わっていく必要があります。

※

以上のような経緯と課題を踏まえて、聚楽保育所保護者会の民間移管対策委員会は今年度も引き続き、民間移管に対する不安や疑問、問題点等を解消し、一人ひとりの子どもが大切にされる保育が保障されるように、活動を継続していきたいと考えています。

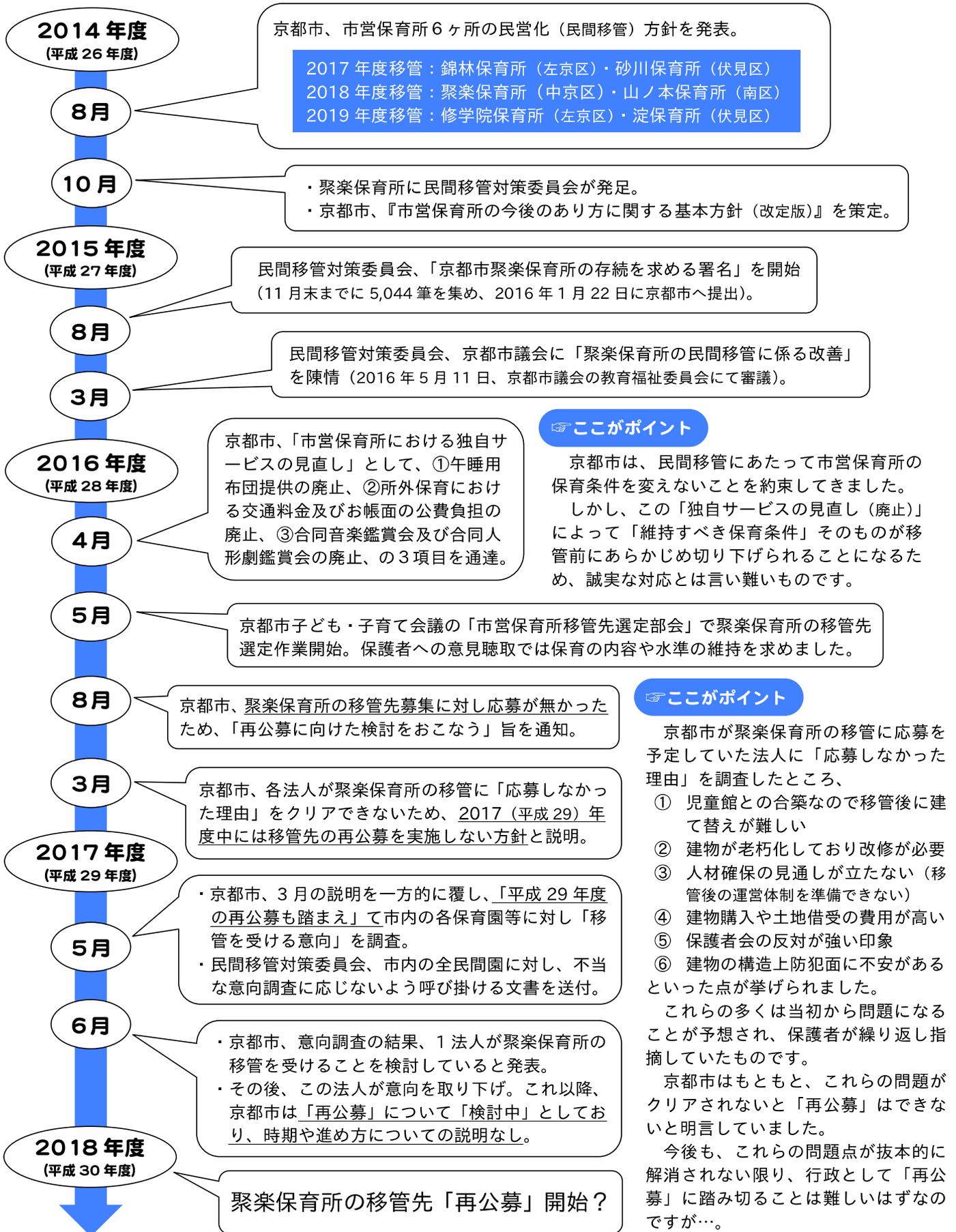
保護者の皆さんに様々なご負担をおかけいたしますが、ご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

2018年5月25日



聚楽保育所保護者会
民間移管対策委員会

じゅらく保育所の民間移管に関するこれまでの経緯



▼民間移管までの流れ（予定）▲

京都市子ども・子育て会議

市営保育所移管先選定部会での審議

- 市内の各法人へ「移管を受ける意向」の調査を実施
- 移管先法人等を募集する際の「募集要項」の審議
- 移管対象保育所の保護者との意見交換

「募集要項」には移管に際して法人等が守るべき条件や審査基準なども盛り込まれるため、意見交換の機会等を通じて、ここに保護者の意見や考え方を反映させるよう働きかけることができます。

「募集要項」の確定し移管先法人等の募集

「参考」として付される「保護者（会）のページ」に、保護者の意見や考え方を掲載することができます。

移管先法人等の選定（審査）

- 法人の運営実績と将来の事業計画についての書面審査
- 法人の運営実績についての実地調査

移管先法人等の審査は、運営実績よりも将来の事業計画の方が重視される点数配分になっているため、その法人が「これまでどのような保育をおこなってきたか」が評価されにくいという問題があります。

移管先法人等の決定し移管手続きの開始

- 引き継ぎ・共同保育の開始（移管前後2年間）
- 保護者・移管先法人・京都市による「三者協議会」の定期的な開催と、移管後の保育のあり方についての協議

民間への移管完了

これまでの「選定部会」では...

移管先法人等の「募集要項」の作成や審査・選定は、京都市子ども・子育て会議の「市営保育所移管先選定部会」で審議されます。

この「選定部会」は通常、弁護士と公認会計士のほか、保育の専門家（大学教授）、障害児の保護者、市民公募委員（保育園保護者）という5名の委員で構成されており、それぞれの立場・視点から多角的に移管先の選定等をおこなうとされています。

しかし、これまでの「選定部会」では、委員から、保育の内容や水準の維持を求める市営保育所の保護者の真摯な訴えを笑い物にし侮辱するような言動や、障害児の保護者を深く傷つける差別的な発言などがありました。また、委員が特定の法人の名前を挙げてその活動を賞賛した上、その問題性を指摘した保護者に暴言を浴びせるなど、信じられない運営がなされてきました。

また、委員が全体的に準備不足で、子ども・保護者の意見や立場への無視・無理解や、市営保育所の保育に関する基本的な知識の欠如、スケジュールや「スムーズな移管」を優先するかのような運営のあり方などが多くみられました。

この「選定部会」での形式的で粗雑な審議は、ひとつの保育所と、そこに通う子どもや保護者の未来を委ねるに値しないものです。

民間移管対策委員会では、これらに対しても強く抗議し、その改善を求めてきました。

2018年度民間移管対策委員会

◆ぶどう組

〇〇〇〇〇〇さん 〇〇〇〇〇〇さん

◆おれんじ組

〇〇〇〇〇〇さん（保護者会三役兼任）

◆れもん組

〇〇〇〇〇〇さん 〇〇〇〇〇〇さん

◆りんご組

〇〇〇〇〇〇さん 〇〇〇〇〇〇さん

◆いちご組

〇〇〇〇〇〇さん 〇〇〇〇〇〇さん

◆さくらんぼ組

〇〇〇〇〇〇さん（保護者会三役兼任）

民間移管に関するご質問・ご意見等、お気軽にお寄せください！

編集後記

▼昨年度まで『たけうま』の編集を担当していた保護者のお子さんがこの春卒所されたため、今年度より新たに編集を担当することになりました。▼レイアウトも含めて紙面を一新してみたのですが、情報を詰め込み過ぎて、文字ばかりに。早速反省。▼昨年度は結局、聚楽保育所の民間移管に進展なし。今年度も未だに何の連絡もなし。▼それなのにずっと「移管対象保育所」のままって、いくらなんでもそりゃないよね。▼誰が運営しようと、保育所が一人ひとりの子どもにとって「一番良い場所」であり続けてほしいというのは、贅沢な願いでしょうか？

早いもので、今年度ももう半分以上が過ぎ、冬に向かって日毎に寒さも増してきました。

11月1日からは2019（平成31）年度の保育利用申込の受付も始まりましたが、聚楽保育所については「民間への移管対象保育所」とされたままで、詳しい説明は一切ありません。

そうしたなか、保護者の皆さんからも、「民間移管、どうなってるの？」という疑問の声をいただくことも多くなってきました。

今号の『たけうま』では、今年度上半期を中心に、市営保育所民営化の動向について解説したいと思います。

2018年度の市営保育所民営化をめぐる動向

聚楽保育所の状況

聚楽保育所は現在、京都市が直接運営している公立保育所（市営保育所）です。しかし京都市は2014（平成26）年10月、「市営保育所は運営にコストがかかる」といった理由で聚楽保育所を含む6ヶ所の市営保育所の運営を民間の法人等に移管（民間移管）し、民営化する方針を示しました。

2016（平成28）年には聚楽保育所の移管先となる法人の募集が行われましたが、様々な理由から結果的に応募する法人はありませんでした。その後、京都市は同年8月に「再公募に向けた検討を行う」と通知したものの、その時期や進め方について一度も明確な説明がなされないまま、すでに2年以上が経ってしまいました。

京都市は今も聚楽保育所は「民間への移管対象保育所」であり、再公募を「検討中」としてはいますが、保育所がこれからどうなるのか、見通しが持てないまま日々を過ごすのは、子どもにも保護者にも大変不安なものです。

また、11月1日から2019（平成31）年度の保育利用申込の受付が始まっていますが、京都市が入所希望者に聚楽保育所は「民間への移管対象保育所」とであると伝えながら、その時期や進め方等の情報を提供しないのも、責任ある対応とは言い難いものです。

京都市は移管先の再公募は「保護者の皆様へ丁寧な説明に努めながら取り組んでまいりたい」と通知していますが、保護者側が再三にわ

たって丁寧な説明を行うよう求めてきたにも関わらず、京都市は説明の機会をもつこと自体を拒否し続けており、「丁寧な説明」とは程遠い状況です。

他の市営保育所の状況

聚楽保育所より後（2017年1月）に突然民間移管の方針が発表された下京区の崇仁保育所^{すうじん}については、昨年11月から京都市子ども・子育て会議（今年度より京都市はぐくみ推進審議会に改組）の「市営保育所移管先選定部会」で移管に向けた審議が始まり、今年4月から6月にかけて移管先となる法人が募集されました。

ところがその後、7月になって「選定部会」において、応募した法人についての書面審査と実地審査が行われたきり、現在に至るまで「選定部会」は開催されておらず、崇仁保育所の移管先の選定は完全にストップした状態が続いています。

当初、京都市が示していたスケジュールでは、8月上旬には崇仁保育所の移管先が選定される予定になっていました。全く動向が見えないまま、すでに3ヶ月以上の遅れが出ていることから、同保育所の移管先の選定をめぐる何らかの問題が生じていることは明らかですが、京都市はこれを明確にしていません。

京都市は、現在西京区にある京都市立芸術大学を下京区の京都駅東側（崇仁保育所周辺のエリア）に移転させる工事を2020年度から開始す

る関係で、それまでに崇仁保育所を別の場所に移転させる必要があることから、民間移管と保育所の移転・再整備とを同時に実施するようです（民間移管と建物の移転・再整備が同時に行われることから、今まで以上に子どもへの負担や影響が心配されます）。

大学の移転と、そのための保育所の移転・再整備の時期が決まっているため、スケジュール上、京都市は崇仁保育所の民間移管に優先的に取り組まざるを得ません。そのため、聚楽保育所の再公募についての判断がさらに先延ばしになる恐れもあります。

民間移管後の問題も...

一方、すでに民間への移管が完了し、民間の保育園として再出発した元市営保育所や、移管先が決定し、現在移管に向けた引き継ぎが進んでいる市営保育所においても、様々な問題が生じているとの声も届いています。

特に、全国的に保育士不足が深刻化するなかで、移管先の法人が保育士を確保できず、市営保育所と同様の保育体制を維持できない恐れがあるという問題や、京都市や移管先の法人が保護者の意見にきちんと対応せず、保護者側が不信感を募らせるといった問題は深刻です。

民間移管に対する賛否や考え方に違いはあっても、子どもと保護者に移管にともなう負担や影響を生じさせないことは最低条件であり、全ての子どもと保護者の共通の願いではないでしょうか。そのため京都市も、民間移管にあたって市営保育所の保育内容や保育の水準を維持することを繰り返し説明してきたはずです。

しかし現状では、移管先さえ決まってしまうと、京都市や移管先法人によって、保育の体制や内容がなし崩し的に後退させられてしまうという事態も十分に起こり得ます。

移管後に保育内容が勝手に変更されたり、保育所の運営や保育の環境・条件、保護者の負担等が不当に改められたりすることがないように、注意深くチェックし続ける必要があります。

保育の無償化を前に

すでにご存知の方も多いと思いますが、2019年10月より保育・幼児教育の無償化が

全面的に実施される予定です。この保育の無償化自体はもちろん歓迎する声が多いと思われますが、その一方で、無償化によって、これまでの保育のあり方が大きく変わることも懸念されています。

特に、現在は保育料に含まれている給食費（乳児の主食費・副食費と、幼児の副食費）を無償化の対象から切り離して、保護者が全額を実費負担することが検討されているほか、自治体や保育所にとっては、無償化によって保育料による収入が見込めなくなることから、今後は様々な形で保護者が保育料以外の実費負担を求められる可能性も指摘されています。

また、無償化に必要な財源を誰が、どのように負担するのかという課題は、市営保育所にとっては非常に重要です。

無償化後は民間保育園の運営費については国が2分の1を、都道府県と市町村がそれぞれ4分の1ずつを負担するのに対し、公立保育所の運営費は市町村が全額負担するという形が予定されています。一方で、無償化が実施されれば、市町村にとっては保育料収入が見込めなくなるため、公立保育所が多いほど市町村の負担は増していくこととなります。このため、今後は京都市も含めて、各地でますます公立保育所の民営化が進むことも予想されます。



以上のように、市営保育所をめぐる状況は今年度も様々な課題が山積しており、聚楽保育所の民間移管もその渦中にあるといえます。

聚楽保育所保護者会の民間移管対策委員会は今後も、民間移管に対する不安や疑問、問題点等を解消し、一人ひとりの子どもが大切にされる保育が保障されるよう、引き続き活動していきたいと思っております。

2018年11月27日

聚楽保育所保護者会
民間移管対策委員会



2018年度民間移管対策委員会の活動報告

聚楽保育所の民間移管をめぐる動きが停滞し、先行きが不透明なので、保護者の皆さんからは民間移管対策委員会の活動も見えにくいですよね。でも、実は結構いろいろやってるんです。

4月13日(金)

第44回民間移管対策委員会を開催(於:聚楽保育所)

▶今年度委員の顔合わせ、活動方針等を協議しました。

4月26日(木)

京都市保育園保護者会連合協議会(市保連)代表者会議に出席(於:京都市こどもみらい館)

▶市営保育所の民営化(民間移管)をめぐる状況等について報告し、民間園の保護者会と情報交換や意見交流をおこないました。

5月11日(金)

第45回民間移管対策委員会を開催(於:聚楽保育所)

▶『たけうま』第14号の内容等について協議しました。

5月25日(金)

聚楽保育所保護者会総会(於:聚楽保育所)

▶今年度の活動方針を報告し、『たけうま』第14号を配布しました。

6月10日(日)

市保連総会に出席(於:特別養護老人ホーム都和のはな)

▶弁護士の藤井豊さんによるミニ講演「保育の質」を踏まえて、「良い保育」や維持すべき「保育の質」について議論しました。
▶市営保育所の民営化や、そこで起こっている問題等について報告し、民間園の保護者会と情報交換や意見交流をおこないました。

8月1日(水)

第46回民間移管対策委員会を開催(於:聚楽保育所)

▶他の市営保育所の民営化の現状や、「市営保育所移管先選定部会」(京都市はぐくみ推進審議会)で起こっている問題等を報告し、聚楽保育所の民間移管対策委員会としての方針等を協議しました。

8月4、5日(土、日)

第50回全国保育団体合同研究集会に参加(於:インテックス大阪/立命館大学大阪いばらきキャンパス)

▶8月4日の全体会と、8月5日の保育制度シンポジウム「保育をめぐる状況と制度改善の課題」、分科会35「公立保育施設の民営化・こども園化について考える」に参加しました。
▶京都市内の市営保育所民営化をめぐる状況等について報告し、公立保育所の民営化問題や、保育無償化によって生じる問題等について、他府県の保育所保護者や研究者等と情報交換・意見交流をおこないました。

8月8日(水)

崇仁保育所保護者との情報交換・意見交流(於:京都駅周辺の喫茶店)

▶聚楽保育所とともに民間移管対象保育所となっている崇仁保育所の保護者と、「市営保育所移管先選定部会」の状況等について情報交換し、対応等を協議しました。

8月10日(金)

市保連保護者会活動交流会(旧称・代表者会議)に出席(於:京都市こどもみらい館)

▶市営保育所の民間移管をめぐる状況等について報告し、民間園の保護者会と情報交換や意見交流をおこないました。

8月23日(木)

保育料以外の負担を考える会編『隠れ保育料を考える一子育ての社会化と保育の無償化のために一』(かもがわ出版)刊行

▶2016年度より聚楽保育所民間移管対策委員会の委員も参加してきた市保連の分科会「保育料以外の負担を考える会」の成果をまとめた本が出版されました。

▶聚楽保育所からも2名の保護者が、「公立保育所民営化問題と『隠れ保育料』と「認可外保育所で経験した『隠れ保育料』」の二篇を執筆しています。

8月30日(木)

京都市営保育所保護者会連絡会運営委員会に出席(於:下京いきいき市民活動センター)

▶市営保育所の民営化をめぐる状況について、他の市営保育所の保護者会と情報を交換し、対応等を協議しました。

9月19日(水)

市保連の分科会「保育料以外の負担を考える会」に出席(於:佛光大学二条キャンパス)

▶「隠れ保育料」の負担増加や市営保育所の更なる民営化の推進等、保育無償化によって予測される影響について協議しました。

10月16日(火)

市保連の分科会「保育料以外の負担を考える会」に出席(於:京都社会福祉会館)

▶保育無償化による給食費の実費負担化等の問題について協議しました。

10月21日(日)

保育イベント「どんといけ!まつり」に出店(於:梅小路公園)

▶他の市営保育所の保護者と共同で「どんといけ!まつり」に出店(じゃがバター、たこせんべい、手作り小物等を販売)し、市営保育所の民営化の現状や保護者の活動の周知を図りました。

10月30日(火)

第47回民間移管対策委員会を開催(於:聚楽保育所)

▶市営保育所の民営化の現状や、聚楽保育所秋まつりへの出店等について協議しました。

11月15日(木)

市保連保護者会活動交流会に出席(於:京都市こどもみらい館)

▶市営保育所の民間移管をめぐる状況等について報告し、民間園の保護者会と情報交換や意見交流をおこないました。

11月18日(日)

聚楽保育所秋まつりに出店(於:聚楽保育所)

▶民間移管対策委員会として、恒例のフランクフルトのほか、飲み物や手作り小物などを販売しました。売り上げは、対策委員会の活動費に充てさせていただきます。ありがとうございました!

※このほか、京都市に対する市営保育所の民営化に係る公文書の公開請求や、民間移管対策委員会のLINEグループ上での委員相互の情報交換・意見交流等を随時おこなっています。

本のご紹介

保育料以外の負担を考える会編

隠れ保育料を考える

—子育ての社会化と保育の無償化のために—



かがわ出版 刊
定価 1,000 円+税

保育所に子どもを預けていると、公的に定められた保育料以外にも、給食費（3歳児以上の主食費）や、オムツ代、制服代、通園バス代、宿泊保育代、教材費、プール代、英語や体操等の教室代等々、様々な形で実費負担や上乗せ負担を求められることがあります。

聚楽保育所のような市営保育所（公立保育所）の場合、こうした保育料以外の負担（いわゆる「隠れ保育料」）は少な目ですが、民間園の場合、最大で市営保育所の約10倍にのぼる場合もあるようです。

また、市営保育所でも昨年度より午睡用の布団代等が実費徴収に切り替わったように、保育料以外の負担が実質的に増してしまうこともあり得ます。

しかし、待機児童問題が深刻化するなか、多くの保護者は必ずしも保育所を自由に選択できるわけではなく、また、「隠れ保育料」の負担額の情報を事前に入手することも難しいため、入所してから高額の実費負担を求められて困った…という話を耳にすることもあります。

本書は、聚楽保育所保護者会も加盟する京都市保育園保護者会連合協議会（市保連）の保護者の有志が、こうした「隠れ保育料」についての調査を実施し、その実態や問題点を具体的に整理したものです。

2019年10月には保育・幼児教育の無償化が全面的に実施される予定ですが、この「隠れ保育料」は無償化の対象にはなっていません。本書では、「良い保育を受けたければお金をかけるべき」という考えが定着する一方で、保育の様々な場面で、お金を払える／払えない、お金をかける／かけられないことによる格差が広がりつつある現状がレポートされています。

なお、「保育料以外の負担を考える会」には、聚楽保育所・民間移管対策委員会の委員も参加しており、本書にも2名の保護者が「公立保育所民営化問題と『隠れ保育料』と「認可外保育所で経験した『隠れ保育料』」という文章を寄稿しています。そちらも、みなさんのご感想をお聞かせください。

保育の無償化を前に、この社会のなかで、保育や子育てを誰が、どのように担うのかを立ち止まって考えてみるためにも、ぜひご一読いただきたいと思います。

◆ 関連シンポジウムのお知らせ ◆

保育格差を作らせない

～保育無償化と「隠れ保育料」を考える～

日時：2018年12月9日（日）

13:30～16:00

場所：京都教育大学 A1 講義室

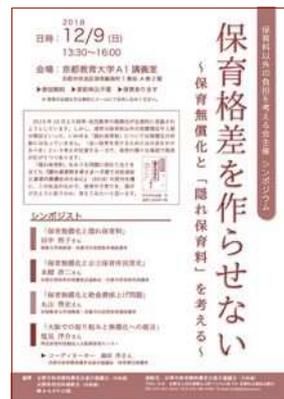
「保育無償化と隠れ保育料」

「保育無償化と公立保育所民営化」

「保育無償化と給食費値上げ問題」 ほか

※ 聚楽保育所の保護者も登壇します！

※ 詳細は <http://www.shihoren.net/?p=1440> をご参照ください。



編集後記

▶半年ぶりの発行となってしまった『たけうま』第15号をお届けします。▶今号は2018年度上半期の総括。皆さんのご感想をお聞かせください。▶正直に言うと、聚楽保育所の民間移管については動きがなさ過ぎて、『たけうま』も“ネタ”がありません。「もっと、こんなことを取り上げて欲しい！」「こんなことを知りたい！」という声もお待ちしています。▶かといって、「ネタ」と“ツッコミどころ”一杯の民間移管なんてのも願い下げなので、これで良い…のかな？▶そんななかでも、わが子は毎日ニコニコと楽しそうに保育所に通っています。聚楽保育所がいつまでも、一人ひとりの子どもにとって「一番良い場所」であってほしいと願っています。

3/14、京都市から聚楽保育所の保護者に向けて「民間保育園等に対し、聚楽保育所の民間移管に係る意向調査」を実施すると通知され、本年度、聚楽保育所の民間移管が3年ぶりに再開されることになりました。子どものためのより良い保育を実現するためには、民間移管への賛否に関わらず、保護者の皆さんの協力が欠かせません。皆さんに民間移管のことを改めて知っていただければ幸いです。

本号では、民間移管で想定される問題点と、今までに移管した保育所の現状を簡単にまとめました。

問題点：どんな法人が移管先に決まるかわからない！

子どもの健やかな成長にとって、保育所での生活は、親が関わる時間と同じくらい重要なものです。これは、保護者と保育所がタッグを組んで、子どもの成長に関わっているとも言えます。

このような中で、タッグを組むパートナーが交代、しかも次のパートナーのことがよく分からないというのは、子どもや保護者にとって非常に不安なものです。さらに、そのパートナー選びに直接加わることもできません。今回、京都市は保育所と児童館を併せて運営する法人を募集するとしているので、最大で9年以上も付き合い合うパートナーであるにも関わらず、です。

この状況で私たちができることは、新しいパートナーを選ぶ京都市と、パートナー候補となる各法人に対して、その不安を少しでも解消するように要望や条件を訴え続けることしかありません。皆さんにご協力をお願いしたいのは、民間移管に対する不安や疑問の声を教えていただくことです。説得力のある要望は、実際の子どもの保護者の声しかありません。具体的なことから今のお気持ちまで、どのようなことでも教えていただければ幸いです。

うちのクラスってどうなるの??

保育所の運営が民間に移管されるかもしれない、2021（令和3）年度の各クラスの状況を考えてみました。

現ぶどう

小学2年生。じゅらく児童館の学童保育に通ってれば、1年で先生が入れ替わる。学童を利用せず、兄弟もいない子は、影響は小さい。

現おれんじ

小学1年生。卒所と同時に現在の聚楽保育所がなくなる。引き継ぎ期間中に最後の1年を過ごすため、今の保育士との交流が制限される可能性も。

現れもん

移管後最初の卒園児。最後の1年に先生が全員入れ替わり、その子のことを全く知らない保育士の下で過ごすことになるため、不安が大きい。

現りんご

年中クラス。保護者は移管後の保護者会運営の中心となり、法人・市との三者協議会において保育条件等を交渉する主体を担うことになる。

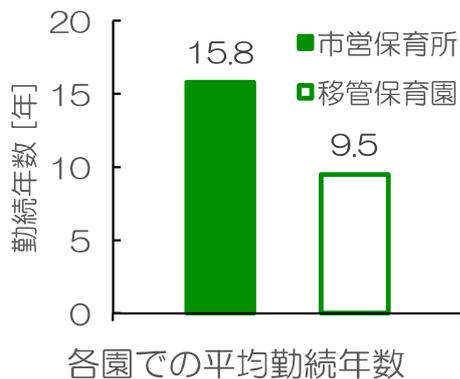
現いちご

移管後に幼児クラスとなる。移管後に入所する子どもの保護者との間に温度差が生じ、クラス運営が大変になる可能性もある。

現さくらんぼ

移管時も乳児クラス。移管後の乳児保育を最初に受ける。子どもの発達に特に重要な時期であり、新たな保育内容に注意する必要がある。

2018 年度までに民間移管された市営保育所は複数あります。それらの園の状況から、移管後にどのようなことが起こったのか、ご紹介します。



これまでに移管された 6 園と市営保育所の間で、一番大きく変化したのは保育士さんの平均勤続年数です。いずれの園でも、移管によってベテランの保育士が減っていました。

子どもの細かい変化に気づいて健やかな成長をうながすには、保育士の専門性に加えて、その経験の量がものを言うことは間違いありません。昨今の保育士不足の影響や賃金抑制の問題などから、市営保育所のようにベテランと若手のバランスの取れた保育士による保育は望み薄かもしれません。

次に、直近で民間移管が決定した崇仁保育所（下京区）と修学院保育所（左京区）の状況をご紹介します。

崇仁保育所

- ・ 移管先の法人は保育所運営経験が 2 年しかない。（まめのき保育園 2017 年度新設）
- ・ 保育士がほとんど若手。ベテラン保育士を確保できない。（まめのき保育園 平均勤続年数 5 年）
参考）<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagakumi/cmsfiles/contents/0000054/54121/3049.pdf>（まめのき保育園）
- ・ 移管対象保護者の約 9 割がこの法人への移管を承諾せず、撤退を求めている。

修学院保育所

- ・ 移管先法人の理事長の意向が保育に色濃く反映される。理事長が作詞・作曲した歌の合唱も。
参考）<http://www.iwayanomori.org/blog2/?cat=23>（社会福祉法人岩屋福祉会）
- ・ 必要な保育士の確保に苦戦。今後も余裕のある保育を期待できない可能性が高い。

全国的に保育士不足が叫ばれている現在、十分な人件費をかけてより良い保育をめざす法人ほど自園の運営に手一杯になり、新たな園の運営に手を挙げるのは難しいという指摘もあります。そうしたなかで、聚楽保育所の移管に手を挙げる法人が、今の聚楽保育所と同じ、またはそれ以上の保育を行うことができるのか、大きな不安が残ります。

大切な子どもたちが、朝、保育所へ行って、ちょっと成長して元気に帰ってくる。そんな当たり前の、今の聚楽保育所の保育を皆さんと一緒に守っていきたいと思います。

緊急のお知らせ

4 月初頭、保護者会から市内の保育園等に対し聚楽保育所の移管に申請する意向を調査したところ、1 法人より回答をいただきましたのでお知らせいたします。同法人には大変誠意あるご対応をいただいたことを感謝申し上げます。京都市と同法人の関係が悪化することを防ぐため、保育園名などは伏せさせていただきますが、少なくとも 1 法人が手を挙げることを検討されている以上、今年度は民間移管に向けた動きが本格化するのには確実です。

民間移管についてのご意見・ご質問は、各クラスの民間移管対策委員か、れもん組の
[redacted] の父まで、お気軽にお願いいたします。

[redacted] 父 Line ID: [redacted] E-mail: [redacted]@gmail.com

民間移管対策委員会 E-mail: juraku_ikantaisaku@outlook.jp



聚楽保育所の民間移管で、保育士さんはどうなるの??

Q.聚楽保育所が民間移管された後も、今の保育士さんによる保育を受けられるの?

A.移管後、保育士さんは全員*入れ替わります。 *一定期間、引き継ぎのために残る数名を除く。

保育経験の少ない保育士さんばかりになる可能性も

1日の大半を保護者から離れて保育所で過ごす子どもたちが、健やかに成長するためには、保育士さんによる丁寧で応答的(子どもの色々な気持ちをきちんと受け止めること)な関わりが欠かせません。

そうした関わり方をする上で重要になるのが、子どもの発達や福祉についての**専門的な知識と、現場での保育経験の量**です。

もちろん、ベテランばかりなら良いというわけではなく、例えば最新の保育の知識を学んだ若手や、責任が増していく中堅と、豊富な経験を積んだベテランとがバランス良く配置され、お互いに理解し合い、影響を与えあうような関係が良いと言われています。

ところが、前号でも書いたように、これまでに民間に移管された保育所や、その移管先となった法人が元々運営している保育園は、保育士さんの平均経験年数が短いという傾向がみられます。

背景には、労働条件等の問題で保育士さんが頻繁に入れ替わる一方、昨今の保育士不足のなかで経験年数の少ない保育士さんを次々と確保しなくてはならないという事情があるようです。

☞ 例えば、市営保育所の保育士さんの平均経験年数は15.8年(2018年度)、民間園も含む京都市内全体の平均勤続(≒経験)年数は10.2年(2016年度)ですが、崇仁保育所(下京区)の移管先に決まった法人は保育園を2年しか運営しておらず、保育士さんの平均経験年数はわずか5年です(2018年度、しかもこれは園長や主任保育士も含めた平均と思われます)。



信頼していた保育士さんがいなくなってしまう...

子どもが保育所で健やかに育つ上でもうひとつポイントになるのは、保育士さんが同じ子どもに**長くと継続的に関わり、子どもと親密な愛着関係(信頼関係や絆)を形作る**ことです。

しかし、保育所が民間移管されれば、現在の聚楽保育所の保育士さんは基本的に全員いなくなり、移管先となった法人の保育士さんが保育を行うようになります。

子どもたちにとっては、これまで慣れ親しんできた保育士さんとの関係がいきなり断ち切られることとなります。

子どもたちへの影響

もし聚楽保育所の移管先となる法人の保育士さんの保育経験が少なかったり、十分な数の保育士さんが配置されていなかったりすると、新たな信頼関係を築くまでに時間がかかり、子どもたちの混乱はさらに大きくなるのが心配されます。

また、不十分な条件の下で「効率良く」現場を運営するためには、子どもの自由な活動や発想を伸ばすよりも、「言うことを聞かせる」保育になってしまいがちです。

これまでの民間移管のなかでも、今までの市営保育所での保育との違いから子どもが不安定になり、「あまり笑わなくなった」「画用紙を黒く塗りつぶした絵を描くようになった」といった報告がなされています。

大好きな保育士さんが突然いなくなってしまう民間移管は、子どもたちへの影響や負担がとても大きいことが分かります。



移管された園の子どもが描いた絵
*『京都民報』2016年3月13日より

民間移管対策委員会ではこれまで、何人かの保護者の方から移管への思いなどのお話を伺ってきました。今回、そのお一人に移管への不安なお気持ちを手記にまとめていただきました。同じような思いを抱いておられる方々も多いのではないのでしょうか。ぜひお読みください。

聚楽保育所の民間移管についての思い

私は上の子と同じ保育所に入れたいと考えて聚楽保育所を選びました。もうすぐ民間移管されるということは聞いていたのですが、いつ移管されるとか、どう変わるといった説明は受けていないし、その時はどんな影響があるのかもよく分かっていませんでした。

ここ2年ぐらい移管の話が聞こえてこなかったのですが、もうないのかな？ぐらいに考えていたのですが、3月に突然、また移管を進めるという話が出てきて、なんで今になって？という気持ちです。

しかも、2階の児童館がセットで移管されることになったと聞きました。小学生になって児童館に通い始めた子や、保育所や幼稚園に入る前に児童館を利用していたお子さんも知っています。影響はとて大きいと思いますが、何の説明も無いまま決められていくことにびっくりしています。



移管で一番不安なのは、子どもたちや保護者が慣れ親しんできた先生方がいなくなってしまうということです。

聚楽保育所の先生方は全体にとて丁寧に子どもたちに関わってくれていると感じています。園庭で遊んでいる時、担任ではない先生も子どもの名前をちゃんと覚えていて、よく声をかけてくれます。

市営保育所なので今までも先生が異動されることはありましたが、全員新しい先生に入れ替わってしまうようなことはなかったし、保育所全体で子どもをみてくれているという安心感もありました。

民間移管で、先生方が全員入れ替わってしまうというのは、とても不安です。勿論引き継ぎはされると思いますが、今まで間近で一人ひとりの成長を見守ってこられたわけではない先生方に子どもを委ねるのは、正直言って抵抗があります。

民間の保育園が全部悪いと思っているわけではないのですが、子どもたちを正座させて叱りつける園や、先生が乱暴な言葉で子どもを従わせるような園の話を聞くことがあり、不安な点ばかりが気になってしまいます。そのような保育をおこなう園に移管されてしまったら…と思うと、保護者としてはやはり心配になります。



新年度になって、卒所した子どもたちが慣れ親しんだ保育士さんたちにランドセルを見せに来ていました。小学生になった上の子は、登校途中に出勤される保育士さんとすれ違って朝の挨拶をするのを楽しみにしています。

移管で知らない保育士さんばかりになって、保育所の名前まで変わってしまったら、卒所していった子どもたちが育った場所も無くなってしまうような思いです。

ここに書いたような思いを持つ方が多いのかどうか分かりませんが、同じように不安を感じる保護者の方もいらっしゃると思います。書かせていただきました。

2019年4月

聚楽保育所 保護者

※ ご本人の希望により、お名前は伏せさせていただきました。

民間移管についてのご意見・ご質問や、『たけうま』のご感想など、各クラスの民間移管対策委員か、れもん組の [] の父まで、お気軽にお寄せください。

[] 父 Line ID: [] E-mail: [] @gmail.com

民間移管対策委員会 E-mail: juraku_ikantaisaku@outlook.jp



見せられないよ！

移管先募集要項の審議が始まります。 保護者の声を選定部会へ！

先日、本年度第1回目の京都市はぐくみ推進審議会児童福祉分科会「市営保育所移管先選定部会（以下、選定部会）」が**6月28日（金）に開催される**予定であることが通知されました（場所・時間は未定）。

京都市はこれまで、2014（平成26）年に策定した『市営保育所の今後のあり方に関する基本方針〔改定版〕』を聚楽保育所の民間移管の根拠にしてきました。しかし、今回京都市が示しているのは、じゅらく児童館もセットで運営する法人を募集するなど、『基本方針』の内容とは大きく異なるプランです。

当然、民間移管の根拠について改めて説明が求められる上、選定部会についても、委員の構成や審査基準が従来とは異なるものになるはずで

す。しかし、これらについて事前に子どもや保護者への説明が一切なされないまま、一方的に選定部会の開催が通知されたことは非常に残念です（第1回選定部会後の7月8日に、「募集要項案」についての説明会は開催される予定です）。

この選定部会では移管先の審査・選定に先立って、移管先法人を募集するための要項が審議されます。この「募集要項」には、**移管に際して法人等が守るべき条件や審査基準などが盛り込まれるため、ここに保護者の意見や考え方を反映させるよう働きかけることが大切です。**

選定部会は誰でも傍聴することができます（事前に申し込みば一時保育も利用できます）。選定部会が「形ばかりの審査」や「安易な選定」をおこなうことがないよう、当事者である保護者がしっかりと見守っていきたくと思います。

たくさんの保護者が傍聴して、関心の高さをアピールしましょう。皆さん、ぜひ傍聴にお集まりください！



崇仁保育所の移管先法人 保護者への誓約を拒絶?!

聚楽保育所よりひと足早く、昨年末に移管先が決まった下京区の崇仁保育所。既報の通り、移管先の法人は保育所運営経験が2年未満（選定時）、保育士さんの平均経験年数が5年と、市営保育所の保育を引き継ぐ上で非常に不安が大きいことから、移管対象世帯の約9割がこの法人への移管を承認せず、撤退を求めています。

今年度になって、崇仁保育所の保護者会（育成会）が「保育の質の維持」や「保育に関する重要な変更が生じる場合は育成会の了解を得る」といった内容の誓約書の提出を法人に求めたところ、法人側はこれを拒絶し、京都市も同席する説明会の場において、上記の内容を含まない誓約書案を示してきたとのことです。

この内容への誓約を拒絶するという事は、法人として「保育の質」を維持したり、保護者会の了解を得たりすることは出来ない、あるいは必要は無いと考えており、京都市もその考えを追認しているということかもしれません…。

緊急企画

**市営保育所の民営化で、
じゅらく保育所はどうなるの?!**
～みんなで見聞きたい、考えたい、民間移管～

日時：6/14（金）夜7時～
場所：じゅらく保育所（ホール）
お話：藤井 豊さん

（弁護士、保育を考える弁護士
全国ネットワーク共同代表）

ロタウイルスの流行で延期になっていた企画です。

民間移管のこと、一緒に考えてみませんか？お気軽にご参加ください！

皆さんからのご質問やご意見、移管への不安の声なども募集中です！

以前にもお伝えした通り（『たけうま』Vol.16、2019.4.15）、保護者は移管先の選定に加わることはできず、どんな法人が移管先に選ばれるのか最後まで分かりません。また、選ばれた法人が移管後にどんな保育を行うのか、そこでどんな問題が生じる可能性があるのか、「フタを開けてみないと分からない」のが実情です。

民間移管対策委員会ではこうしたリスクをあらかじめ軽減するため、市内の法人に向けて保護者の立場や考えを表明するなど、様々な活動をおこなってきました。しかし、その狙いや意図をお伝えする機会が無かったため、「何をしているのか分からない」といった声をいただくこともあります。

そこで、今号の『たけうま』では、民間移管の問題点や、民間移管対策委員会の最近の活動について、皆さんからよく寄せられるご質問を通して説明していきたいと思います。

【Q.1】 そもそも公立（市営）保育所と民間保育園は何が違うのですか？

A. 保育や保育所について規定している「児童福祉法」という法律では、保育を必要とする人には市町村が保育を提供しなければならないと定められています（第24条）。そのため、自治体が公立の保育所を運営するのが本来の形ですが、それだけでは保育のニーズをカバーしきれないため、民間の社会福祉法人等に委託費（保育所運営費）を出して保育所を運営してもらう場合があります。それが民間保育園（認可保育所）です。

・京都市はもともと民間園の割合が高かったのですが（おおむね民9：公1）、いま、民間移管（民営化）が進んだことで、公立（市営）保育所はさらに減少しています。

【Q.2】 市営保育所の民営化（民間移管）は何のためにおこなうのですか？

京都市は民営化（民間移管）はコストカットのためだと説明しています。市が直接保育所を運営するよりも、民間に移管（民営化）して委託費（保育所運営費）を出す方が市にとっては「安上がり」になります。子どもたちのためを考えたものではないというのは残念ですね。

A. 委託費の方が「安上がり」になる主たる理由として、人件費の安さが挙げられます。民間園の方が保育士さんの処遇が不十分だったり、在職期間が短かったりするため、人件費が抑えられる傾向があります。コストカットのために民間移管を進めるということは、保育士さんの人件費を抑えた「安上がり」な保育を推奨することにもなります。

【Q.3】 移管先が見つからない場合、保育所が閉鎖されてしまうことはありますか？

A. ありません。京都市はコストカットの一方で、聚楽保育所のニーズを認めるからこそ、閉鎖ではなく民間移管を進めています。これは弁護士さんや保育制度・保育政策の専門家等にも確認しています。移管先が見つからず、民間移管を断念した北区の船岡乳児保育所は、今も市営保育所として存続しています（現・京都市楽只保育所船岡分園）。

【Q.4】 聚楽保育所の移管先にふさわしい法人は応募してくれそうですか？

一概にどの法人がふさわしいというのは難しいですが、これまでに市営保育所の移管先となったある法人では、移管は子どもや保育士さんへの負担が大きいため、今後は受けるつもりはないという話をしているそうです。

A. 昨今の保育士不足のなかでは、保育の質や保育士さんの処遇を守ることを大事にする法人ほど、今運営している自前の保育園や保育士さんを大切にすることを考えるため、新しい園の運営にまで手を広げるのは難しいと判断するようです。そのため、残念ながら、丁寧な保育を実践する法人ほど応募しにくい状況になりつつあります。

【Q.5】 どのような法人が応募してくる可能性がありそうですか？

一般的にあって、法人が運営する園を増やせば、保育する子どもの数が増えるので、それだけ委託費（保育所運営費）も増えることになります。

この委託費は必ずしも保育（人件費・管理費・事業費）のためだけに使わなくても良いので（例えば、費用を積み立てたり、同じ法人内で他の施設の運営費に回したり、経営者が多額の報酬を得たりすることも可能です）、経営的な面だけを考えれば、民間移管を受けることは、法人が手っ取り早く収入を増やす良い機会になります。

しかし、丁寧な保育を実現するためには、保育士さんの働き方にも余裕が必要ですし、そのためには人件費もかかります（本来は、保育所運営費のうち 7~8 割を人件費に充てる必要があると言われています）。法人が収入を増やすことと、丁寧な保育を実現することを両立させるのは非常に難しいことがわかります。

【Q.4】で説明したように、良い保育をめざす法人ほど応募しにくい状況では、経営的な利益を優先する法人の方が率先して手を挙げることになります。その場合、保育の質が維持されず、しわ寄せが子どもたちに及ぶことが心配されます。

A.

【Q.6】 市内の民間園や法人に向けて保護者からお手紙を送る狙いは何ですか？

移管先の選定が開始されると、保護者はその過程や結果には関与できないため、どのような法人が選ばれ、どのような保育をおこなうのか、最後までわかりません。

A. そこで今年 4 月、市内で保育園・認定こども園を運営する全法人に対し、あらかじめ保護者目線で移管に対する不安や要望を伝えて、保育の内容や質を保証するよう確約を求めるとともに、移管先への応募を慎重に検討するよう呼び掛けるお手紙を送ることにしました。

これに対し、1 法人から「応募を前向きに検討したい」との回答をいただきましたが、その後、京都市に対しては計 4 法人が応募を予定・検討している旨を伝えていることが明らかになりました。つまり、少なくとも 3 法人は、京都市にのみ移管の意向を伝え、保護者の不安や要望には応えないという判断をされたこととなります。

仮にそうした法人が移管先に選定された場合、私たちのパートナーとして、信頼関係を作りながら、子どもたちのためにより良い保育を実現できるとは考えにくいことから、5 月には、これらの法人への抗議を表明するとともに、改めて私たちの不安や要望、条件を伝えるお手紙をお送りしました。

【Q.7】 手紙によって法人や市と法的なトラブルに発展することはありませんか？

ありません。お手紙は事前に弁護士さんにもチェックしていただいており、一切問題が無いことを確認したうえで送付しています。

A.

【Q.8】 必ずしも移管に反対ではないという意見もありますが？

もちろん、子どもや保護者と向き合い、より良い保育を実現できる法人であれば、協力して新しい保育所をめざすことができます。しかし、移管によって今の保育が保障されない可能性があり、そのしわ寄せが子どもたちに及ぶとすれば、それを受け入れることはできないと思います。

A. 民間移管への賛否に関わらず、子どもと保護者に負担や影響が生じないようにしたいということは共通理解ではないでしょうか。

公立保育所の役割のひとつに、病気や障害のある子、虐待を受けた子、外国にルーツをもつ子など、様々な事情や背景をもつ子どもの受け入れがあります。近年では民間保育園での受け入れも増えているとはいえ、例えば2016年度の障害のある子の受け入れ率は民間園4.7%、公立園18.0%で、依然として開きがあるのが実情です（『京都新聞』2017.5.13）。

「誰も取り残さない保育」をめざしてきた公立保育所の役割や期待、民営化への思いなどを、重度障害児の保護者の方に伺いました。

市営保育所の障害児保育への思い

見学も断られて…

2017年に聚楽保育所を卒所した私の長女は、福山型先天性筋ジストロフィーという難病です。進行性の病気なので、長女にとっては幼少期が青春そのものです。そのため、できるだけたくさん同世代のお友達と関わり合うことができるようにと、幼稚園や保育園への入園を考えました。

ところが、重度の障害で歩くことができないため、園に見学の申し込みなどの問い合わせをしても、全て電話で断られるという苦い経験をしました。バリアフリーではない、障害児保育の経験が無いなどがその理由です。

結局、見学や体験入所までたどり着けたのは市営保育所だけでした。

市営保育所での障害児保育

障害児の受け入れは、市営保育所の大切な役割の一つと感じています。これまで、聚楽保育所には様々な病気や障害のある子どもたちがいました。ベテランの先生方も多く、聚楽っ子の保護者は安心して預けられ、助けてもらい、相談してきました。移管となれば、その慣れ親しんだ頼もしい先生方もサヨナラです。

長女が通っていた療育施設の運営が民間に委託された時は、先生が一年目の新人さんや新規採用された方ばかりになってしまい、それ以前との落差にとっても困惑しました。聚楽保育所の民営化でも、新しい園の運営方針と合わなかったら…障害児保育の経験の無い保育士さんばかりだったら…というのは余計な心配でしょうか？

また、聚楽保育所では先生方の適切な関わり方に支えられて、他の子どもたちも、障害のある子とごく当たり前に関わりをもち、助け合いながら「いろいろな子がいる」ことを自然に学び取ってくれていました。

そんななかで、長女もびっくりするぐらい成長することが出来ました。これは療育施設に通うだけでは得られなかった経験だと思います。

民営化で障害児の受け入れが減ってしまうと、子どもたちが小学校に入る前に「いろいろな子がい

る」ことを日常的に実感する機会も失われてしまうのではないのでしょうか。

選定委員の心ない言葉に傷つく

2016年に聚楽保育所の移管先が募集された時、移管先を選定する京都市の委員会で障害児の保護者として意見を述べる機会がありました。その時、ある委員の方が「私の子どもも障害があるけど、保育士さんの熱意で歩けるようになった」とか「民間保育園でも保育士さんの熱意があれば入園できる」といった発言をされて、他の委員の方々もそれを否定しないまま議論が進んでしまい、とても悔しい思いをしました。

もちろん現場の保育士さんの熱意は否定しません。でも進行性の病気が「熱意」で歩けるようになることはありません。保育園の見学にすら行けない障害児やその保護者の実情を踏まえて、障害児保育のノウハウやそれが可能な体制をきちんと引き継いでほしいという意見を述べたのに、保育士さんの「熱意」の有無にすり替えられたことは今でも納得できません。

正直言って「こんな人たちに大切な市営保育所の移管先を決めてほしくない！」と強く思いました。

移管への思い

民間の保育園でも、少数ですが障害児保育について先進的・専門的な取り組みをされている園もあります。でも、民営化でどんな園が聚楽保育所の移管先になるか分からないし、移管先を決める委員会では実情を無視した雑な議論しかされません。だから、私の本音は「こんなことなら民営化しないで！」です。

移管が避けられないなら、コストカット重視ではなく、公立保育所が担ってきた役割をしっかりと引き継いでもらいたいです。安心や安全を守りながら「聚楽保育所らしさ」を保育所と保護者が一緒に考えていけるような、そんな移管は本当に望めるのでしょうか…

2019年度さくらんぼ組保護者



緊急企画

市営保育所の民営化でじゅらく保育所はどうなるの?! ～みんなで知りたい、考えたい、民間移管のこと～ 開催報告

2019/06/22

民間移管対策委員長

はじめに...

6月14日(金)、聚楽保育所の民営化(民間移管)についての勉強会を開催し、移管の現状や問題点を共有しました。講師の藤井豊先生にご参加いただいた保護者の皆さん、本当にありがとうございました。

今回の勉強会では、今から私たち保護者にできることがあるということも明らかにすることができたと思います。藤井先生からは、移管の条件を決める「募集要項(案)」に、保護者の意見や要望を反映させることは特に大切だということが強調されました。そのための要望案作りや意見収集に向けて、今後も保護者の皆さんにご協力をお願いしたいと思います。

今後のスケジュール(予定)

6月28日(金): 第1回選定部会 募集要項(案)の検討

- ・ 京都市から聚楽保育所の募集要項(案)が提示されます。これを元に保護者が必要とする条件を考えます。

7月4日(木): 藤井豊さん(弁護士)による募集要項(案)の解説

- ・ 提案された募集要項(案)は、専門的に読み込む必要があります。このままだと説明会で質問するのも大変なので、解説をお願いする予定です。

7月8日(月): 聚楽保育所での保護者説明会

- ・ 基本的には募集要項(案)を読み上げるような内容だそうです。ここで京都市の考えをきちんと捉えて、保護者からの案を作ることが大事です。

7月26日(金): 第2回選定部会 保護者との意見交換

- ・ 一番の山場です。保護者からの案を提示し、意見を伝えられます。

8月5日(月): 第3回選定部会 募集要項(案)の検討

- ・ 保護者の案を受けて修正された内容を検討します。きちんと意見が反映されたか注視しましょう。

8月19日(月): 第4回選定部会 募集要項(案)の検討

- ・ 最終的な案が検討され、その内容に沿った募集が行われます。
- ・ 募集に際しては、確定した募集要項とは別に、保護者からの意見も公表されるので、その意見書を作成する必要もあります。

ここから先の選定は非公開...
保護者は関係ありません

ココ!!

聚楽保育所民営化学習会 報告書

2019/06/19

民間移管対策委員長 XXXXXXXXXX

はじめに・・・

聚楽保育所の民間移管に向けて勉強会を開き、移管の現状や問題点を共有しました。講師の藤井先生と参加いただいた保護者の皆様、本当にありがとうございました。

今回の勉強会を受けて、保護者の皆様には、**今から私たち保護者にできることがある**ということをご認識いただきたいと思います。それは、移管の条件を決める「募集要項（案）」に、保護者からの要望を反映させることです。そのための要望案作りや意見収集のために、今後も保護者の皆様にはご協力をお願いすることになります。

今後のスケジュール

6月28日：第1回選定部会 募集要項（案）の検討

- 京都市から聚楽保育所の募集要項（案）が提示されます。これを元に保護者が必要とする条件を考えます。

7月第1週：藤井さんによる募集要項（案）の解説

- 提案された募集要項（案）は、専門的に読み込む必要があります。このままだと説明会で質問するのが大変なので、解説をお願いしますの予定です。

7月 8日：聚楽保育所での保護者説明会

- 基本的には読み上げるような内容だそうです。ここで京都市の考えをきちんと捉えて、保護者会からの案を作るのが大事です。

★★ 7月26日：第2回選定部会 保護者との意見交換 ★★

- 一番の山場です。保護者会からの案を提示し、意見を伝えられます。

8月 5日：第3回選定部会 募集要項（案）の検討

- 保護者の案を受けて修正された内容を検討します。きちんと意見が反映されたか注視しましょう。

8月19日：第4回選定部会 募集要項（案）の検討

- 最終的な案が検討され、その内容に沿った募集が行われます。
- 募集に際しては、確定した募集要項とは別に、保護者の意見を公表してもらえるので、その意見書を作成する必要もあります。

日時：2019/06/14（金） 19:00～21:00 場所：聚楽保育所 ホール 参加者：保護者 13名

講師：藤井 豊さん

保育を考える全国弁護士ネットワークの共同代表をされていて、京都市内の保育所民営化問題にも関わっておられます。また、藤井さん自身も京都市内の民間保育園の保護者であり、今年度は京都市保育園保護者会連合協議会の副会長もされています。

勉強会の内容をまとめました。藤井さんの勉強会資料と合わせて読んでいただくと幸いです。

1. 市営と民間って何が違うの？

保育所での保育については、市町村が実施義務(児童福祉法 24 条第 1 項)を負っています。ですので、民間保育園での保育は京都市本来行うべき保育を委託しているという仕組みです。保育所の申し込み先や保育料の納付先が京都市になっていることから実感いただけると思います。委託なので本来は同様の保育をしてほしいのですが、実際は市営と民間で違います。

	市営保育所	民間保育園
関係者	保護者 ⇔ 京都市 ・ 全てに市が関与	保護者 ⇔ 法人 (⇔ 京都市) ・ 基本は民間の法人任せ
保育の方針	・ 京大教授 鯨岡 先生監修の 発達心理学を踏まえた保育 ・ 子どもと保護者の 人権に配慮	・ 園によって様々 ・ 余ほどのことがないと京都市は指導しない ・ 理事長・園長の意向が強く反映される場合もある ^{*1}
現場の保育士	・ 保育士資格 + 公務員 ⇒ 公務員試験を突破 できる方々	・ 保育士資格のみ ・ 派遣の方でも OK
保育士の労働環境	・ 公務員なので安定・良好 ・ 平均勤続年数 約 16 年	・ 園によって様々 ・ 平均勤続年数 短いと 5 年程度 ^{*2}
保育士の数の余裕	・ 公務員なので 募集人数を確保しやすい	・ 人手不足が深刻 ^{*3} ・ 有効求人倍率 2.35 倍(2017 年) ⇒ きちんとした選考ができない派遣会社からの保育士も
加配への対応	・ 市が 直接人を追加配置	・ 委託金の増額のみで、人は法人が用意する必要あり ^{*4}

*1 理事長・園長の意向の反映

- 個人の独善的な発想で保育に介入される園もあります。
 - 認可保育園「せいしん幼稚園」では、職員は毎朝出勤すると一人ひとり順番に 1 階の応接室に入り、床に正座するなどして園長にあいさつさせられていた。
- 家族的経営による弊害が出たところもあります。

- 八尾市さくら保育園の園長息子が複数の園児に対してわいせつ行為を行い逮捕。園長が息子をかばう対応をするため、保育士が離反して休園に（ひどい）

*2 民間の保育士の平均勤続年数が短い（短いところで平均勤続年数 約5年）

- 保育を一通り体験するだけでも6年かかり、きちんとした経験を考えると各クラス2年ずつ保育に関わると考えると12年が必要になります。保育の経験を積むにはどうしても時間がかかりますので、勤続年数が短い民間の法人では、保育士さんの熱意だけでカバーできない問題が生じる可能性があります。

*3 民間の保育士で人手不足が深刻

- 保育士会で実施したアンケートでも「普段の業務の負担が大きい」「配慮が必要な子どもがいるのに十分な配慮が行えない」の声が上がっています。
- 近年では、保育士さんの過剰な負担が問題視されており、人手不足の解消や待遇改善が社会問題として認識されています。このような社会情勢の中で、民間の保育園への負担を増やす民間移管の政策は時代に逆行しています。

*4 加配のための人を法人で確保する必要がある

- 児童の状況に合わせて担任を増やす加配の制度は、児童の成長のために必須ですが、民間の法人では、市から補助金が出るものの人を確保する必要があります。昨今、人手不足が深刻で加配の先生を確保することが難しいです。そこで、障害のある児童に転園を暗に勧めたり、加配制度を使わなかったりする法人もいるそうです（保護者のお知り合いの中にも転園を勧められた方がいたとの話も）。どちらも子どもに齎寄せがいくあり得ない判断です。特に、発達障害は3歳あたりで初めて判断がつく障害であり、その子に合わせたケアをすることが大切にもかかわらず、その児童を排除したり、そのための加配を法人の判断で取り下げたりしてしまうのはあんまりです。

2. そもそもなぜ民営化？

京都市，法人，保護者で考えていることがバラバラです。

- 京都市：市営を減らして公務員の保育士を減らしたい
 - 10年以上前に始まった「官から民へ」を引きずっているだけ
 - 移管が進んだ中でも、加配対応などで必要とされる市の保育士の数は変わらなかった
 - 障害児保育，虐待対応など市営保育所の機能低下は近年懸念が広がっている
 - 保育士の待遇改善に逆行
- 法人：複数園を運営して経営安定化
 - 開園間もない法人が勢いで移管に手を挙げるケース（崇仁保育所の移管）
 - 自分たちの保育の拡大（今までの保育を引き継ぐことは目的でも義理でもない）
 - ⇒ 今までの保育から確実に変わってしまう！
- 保護者：今まで通りの保育が続くという淡い期待
 - 移管先の選定後に法人と保護者で揉めることも

3. 民営化の中で起こること

民間移管において、子どもにも保護者にも大きな負担になります。また、直近の民営化でも様々な問題がありました。

1. 直近の民営化の状況

- 修学院保育所（社会福祉法人岩屋福祉会）
 - 移管後の保育士確保に難航。新卒採用市場の変化。
 - 理事長が「自分の保育」を強く前面に出してきた。
 - ⇒ プールを取り壊し、そこに建てたホールで理事長オリジナルソングを合唱？
- 崇仁保育所（社会福祉法人錦会）
 - 保育園運営2年目、平均勤続年数5年、産休明け保育経験なしという法人
 - 新規採用だけで人材を確保する予定だが、人員と質を確保できるか不安
- 山ノ本保育所（社会福祉法人大原野児童福祉会）
 - 移管後に突然縦割り保育に改編され混乱。子どもも保護者も大変だった。
 - 保護者への相談もあまりなく、園主導の保育を最初から実践された。
 - 平均勤続年数7年で経験の浅い保育士が多いと思われる。

2. 在園時から見た民営化

- 本来、成長に使うはずのエネルギーが環境の変化への適応に無駄遣いされてしまう。

3. 保護者から見た民営化

- どの園でも対立が起きやすい。不安な気持ちをお互いにぶつけてしまうことも。
- 移管後に新しく入った保育者との意見の食い違いが生じることもある。

4. 今後のスケジュールと検討事項

最初のページに具体的なスケジュールを記載しましたが、非常にハイペースで進みますので、注意する必要があります。

1. 今後の選定部会の流れ（1ページ参照）

- 過去の民間移管の募集要項（修学院、崇仁）がベースになると思われるが、聚楽は児童館と一体運営なので、予想できないところもある。
- 行政文書なので難解 ⇒ 藤井さんに解説いただく。しっかり議論するメンバーが必要。
- 募集要項に保護者の意見・要望を反映させるのが非常に大事
 - 崇仁の募集要項に「運営経験5年以上」を加えられれば、運営経験2年の今の法人は応募しなかった。

2. 良い法人は期待できるのか？

- 良い法人ほど慎重。修学院の移管の際に保護者から相談された法人が断った例も。
- 拡大路線の法人ほど手を挙げやすいが、保育の質が不安。
- **民営化で子どものために意見を言うのは保護者だけです。**

5. 質疑応答・意見交換

1. 重要事項説明で移管の説明を受けているが、その上で移管の内容に意見するのは筋違い？
 - 移管することへの同意と、移管の内容に同意をすることは別のこと。重要事項説明での同意は、どんな移管でも納得するという趣旨のものではない。
 - 具体的な移管の内容に対して意見を言うのは当然の権利。
2. 移管に意見・反対する活動をすると移管後に保護者活動を制限されたり、子どもが不利な扱いを受けたりすることが心配。場合によっては保育所が閉鎖されたり、訴えられたりという不安もある。京都市以外の民間移管でこのようなことがあった？
 - まず、あり得ない。保育所の閉鎖は京都市の保育実施義務があるため不可能で、待機児童問題から考えても無理。民営化されなければ市営のまま残る。実際、船岡乳児院は民間移管に手が上がらず、市営のまま存続している。
 - 保護者の活動で子どもが不当な扱いを受けることもない。行政にそんな権限はない。
 - 反対したことを理由に移管後に保護者会活動を制限するということはない。基本的には、以前の保育所の仕組みを引き継ぐ。むしろ、移管に関わるいざこざで保護者が疲弊する心配が大きい。
 - 移管後は三者協議会が開催されるため、保護者の意見をまとめる保護者会は必須。
 - 移管前の反対運動で、移管後に現場の保育士が態度を変えろとは考えにくい。むしろ、保護者会がしっかり活動できないと、園の意向で保育の内容が決まり、不安を抱えるケースがある。しっかりした保護者会で不安を共有するほうが望ましい。
 - 保護者の活動で、市や法人が保護者を訴えることは、刑法に触れるようなことでもしない限りまずない。
3. 今までの聚楽保育所の民間移管に関する活動は法的に問題があった？
 - 民間園への要請文書の送付は問題ない。
 - これまでの経緯を理解したうえで、根拠のある意見が出せるコアメンバーが必要。
 - 募集要項（案）は行政文書で、突き詰めるような質問や提案をしないと保護者の意見を反映させられない。
4. そもそも、なんで聚楽保育所が民間移管の対象になったの？どういう選択基準？
 - 行政区に1か所ずつ市営保育所を保育支援の拠点として残して、他のところは民営化するのが最初の説明。中京区では壬生保育所を残すため聚楽保育所は移管対象とされた。
 - ただ、右京区の市営保育所は京北にしかなく、大半の右京区民向けの保育の拠点事業は壬生保育所が担っている。そんな状態で、聚楽保育所が民間移管されると中京区の保育の拠点はなくなる可能性がある。
 - 実際に南区では崇仁保育所が民間に移管されたことで拠点事業ができなくなり、他の行政区での保育支援に頼る必要が出てきており、最初の説明から矛盾している。
 - 京都市の民間移管を担当する村上課長から「民間移管は、その場の判断でやっている」との発言があり、計画性が崩れているのは明確。
5. 移管に興味があるとした4法人はどこかわかる？
 - わからない。保護者の情報公開請求によって4法人が関心を持っていることが判明。
 - 強い関心を持っているのは1法人のみで、京都市がすでに目星をつけていると予想。

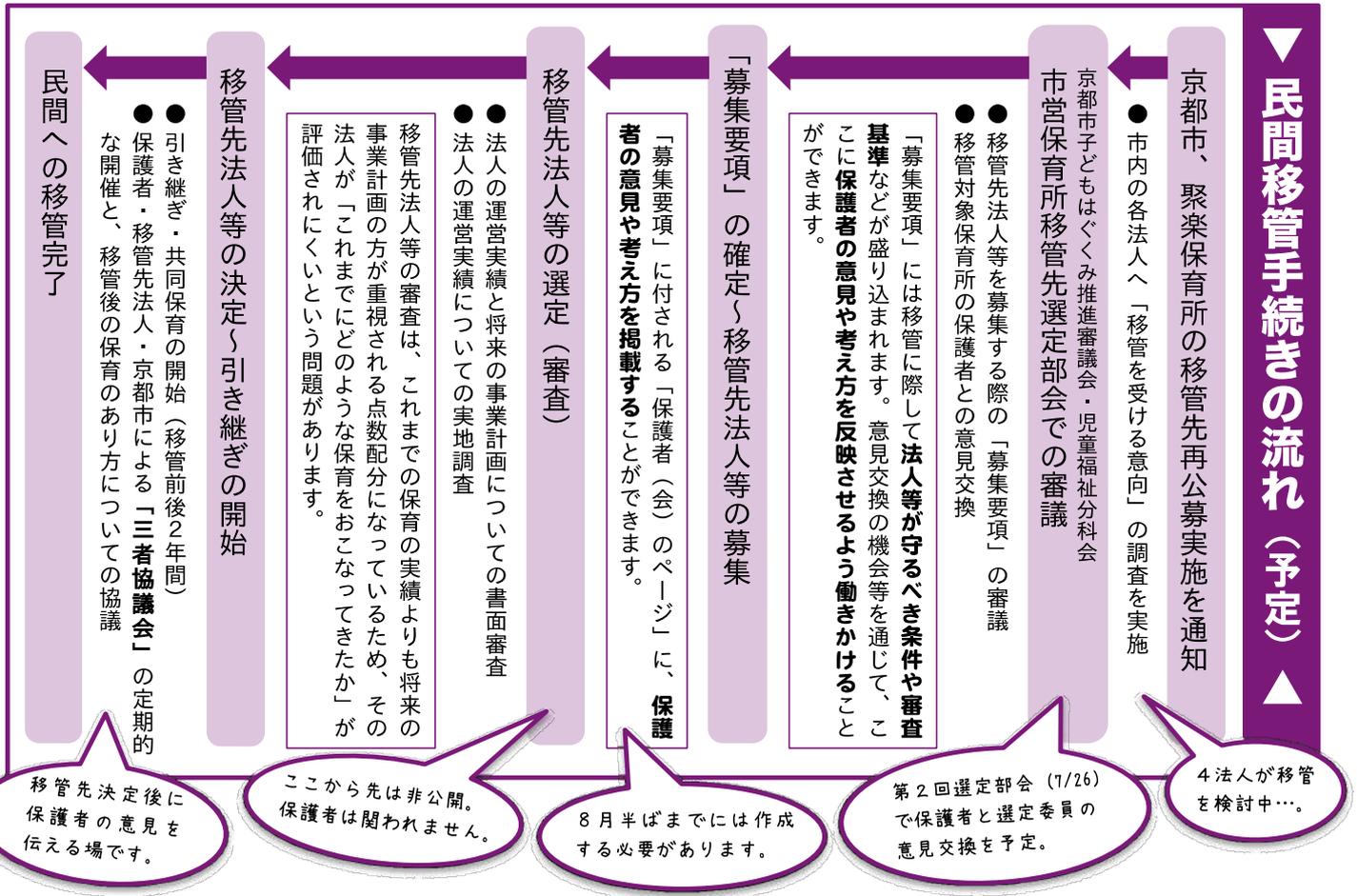
- 今回の選定部会で作られた募集要項に基づいて移管の募集が行われたときに、今回手を挙げていない法人が応募してくることもありうる。
6. 移管の手続きではどんなことが起こる？
- 保護者の意見聴取の時にだけ保護者の意見を聞いてもらえる。
 - 意見聴取であり、その後の議論に参加できるわけではないので、誤解のない内容にすることも大切（ただし、追加で文書意見を出すことは可能）。
 - 最初に出てきた案から、意見聴取時に案が変更される場合がある。崇仁の移管の際に、保護者向け説明会のあとに中身が激変して問題視したものの、変更後の文書を配っただけで意見交換会が行われ、そのまま乱暴にでも進んでしまう。
7. 移管後の引継ぎはどのようなもの？
- 基本的には、移管前の1年で引き継ぎ、移管後1年目に市営の時の一部の先生が残る。
 - しかし移管前の1年間、移管後の1年をフルに使ってしっかり引き継ぐわけではない。
 - 修学院の移管での実例：園長予定者で4～12月は週1日、1～3月は週2.5日
主任予定者で4～8月は週1日、9～3月は週5日、幼児の担任予定者は6～8月は週1日、9～12月は週2.5日、1～3月は週5日
⇒ 本格的には3か月間（3か月間での移管は不足という司法判断が出ている）
 - 移管後は、市営の時の先生が6人残ることになっているが頻度は保証されない。
⇒ 京都市は、必要な時だけで訪問の回数を減らすと明記
 - 移管後1年、先生は残るものの里心が付かないよう保育に積極的に関わらない方針。
⇒ **丁寧な移管を実現させるには、募集要項（案）に引継ぎの内容を明記するしかない**
8. 移管された後に聚楽保育所で働いていた先生方はどうなるの？
- 他の市営保育所で保育士として働くか、現場を離れて公務員として働くことになる。
 - 市営保育所に障害がある児童が集まる傾向があり、加配の保育士が必要なため、全体では公務員の保育士の人数はあまり変わっていない。
9. もし、移管されなかった場合に建物はどうなるの？
- 京都市が児童館と合わせて建て替えると思われる。
 - 楽只保育所は市営だけれど、移転建て替えを京都市の責任・負担で実施。聚楽保育所の移管の理由がコストカットなのに矛盾している。
10. 募集要項（案）で提案したい内容（参加者からの意見）
- 根拠を示して提案すると受け入れられる可能性が上がります。こちらから提案することしかできないため、誤解されないように明確な提案にすることが好ましいです。
- 実務経験を求めたい。同じ経験年数でも常勤と非常勤・派遣で経験値は違うし、資格を保有するだけで保育にかかわっていない場合もある。
 - 経験年数だけを基準に保育士を選ばず、例えば0歳時クラスには必ず0歳児保育の経験がある人を配置してもらいたい。
 - 応募された保育所を点数で評価する仕組みだが、その評価基準を明確化してほしい。

以上となります。

たけうま

どんな法人が応募するかは「募集要項」の内容次第

～だからこそ、保護者の声を選定部会・募集要項に反映させたい！～



市営保育所の民営化(民間移管)にあたって、保育所の移管先を募集するための「募集要項」について話し合ったり、応募してきた法人の審査をおこなったりするのが、京都市子どもはぐみ推進審議会・児童福祉分科会の「市営保育所移管先選定部会」です(以下、選定部会)。

選定部会ではまず、移管先となる法人等を募集するための「募集要項」の案が検討されます。

この「募集要項」で移管先に求める条件や審査基準が緩和されてしまうと、保育所運営経験が浅い、保育士さんの経験年数が少ないなど、聚楽保育所の保育を引き継ぐ上で不十分・不適切な法人でも応募しやすくなってしまいます。

7月26日(金)の第2回選定部会では、保護者(会)と選定部会委員との意見交換が予定されています。ここで、保護者から移管に関する意見を述べたり、「募

集要項」案に盛り込む条件等を提案したりすることができます。

それまでに、子どものことを一番良く知る保護者の目線で、「募集要項」案をしっかりとチェックし、聚楽保育所の保育やじゅらく児童館の運営を引き継ぐために必要な条件を検討していきましょう。

また、選定部会は誰でも傍聴することができます。たくさんの保護者が傍聴して関心の高さを示すことで、選定部会がきちんと保護者の声と向き合うように求めていきましょう！

第1回選定部会 開催情報

日時：6月28日(金) 19:00～

場所：こどもみらい館(中京区楠町 601-1)

誰でも傍聴できます！(事前申込不要)

※傍聴の定員は20名ですが、多数の場合はイスを増やして対応されます。

みんなで「募集要項」を読もう！作ってみよう！

～保護者参加型「募集要項」検討ワークショップを開催します～

日時：7月4日（木）午後7時より 場所：じゅらく保育所ホール

6月28日（金）の第1回選定部会で、「募集要項」の第1案が提示されます。

「募集要項」は移管先を募集する際の条件や審査基準を決める上でとても大事なものです。でも、保育や保育所運営についての専門的な視点を持ちながら読み込まないと、「募集要項」の問題点を見つけ出したり、保護者が盛り込みたい要望や意見をまとめたりするのはとても大変です。

そこで、先日の保護者勉強会でも講師を務めていただいた弁護士藤井豊さんが、「募集要項」の第1案をもとに、その内容を解説していただきます。

それを踏まえて、みんなで「募集要項」や聚楽保育所の保育についてワイワイ話し合い、「保護者の意見」作りを始めてみませんか。

藤井さんが丁寧に解説してくれるので、専門的なことは分からなくても大丈夫。普段の聚楽保育所の「いいな！」と思うところ、「これはちょっと…」と思うところなどを、保護者の目線で持ち寄りながら、みんなが納得できる「募集要項」をめざしましょう！



聚楽保育所の「募集要項」のベースになると考えられるのが、2017年度に移管先が募集された修学院保育所（左京区）の「募集要項」です。

左記のQRコードから、修学院保育所の「募集要項」を読むことができますので、ぜひご覧ください。



【参考1】
京都市による募集ページ



【参考2】
修学院保護者のページ

民間移管についての保護者勉強会を開催しました！

6月14日（金）に開催した民間移管の勉強会には、13名の保護者の方々にご参加いただきました。ありがとうございます。その中で特にお伝えしたいことを抜粋しました（詳細は号外をご覧ください）。

- 移管に関わる法人・京都市・保護者はみんな別々の方を見ている…



子どものことを見ているは保護者だけ!?

- 最近移管された保育所は大変！

山ノ本保育所（2018年度移管）

- ・ 移管後、すぐに縦割り保育を導入して混乱
- ・ 保護者の意向を汲まず園の「やりたい保育」を実践

修学院保育所（2019年度移管）

- ・ 理事長独自の「理想の保育」が前面に
- ・ プールを壊して理事長自作の歌のためのホールを建設

崇仁保育所（2020年度移管予定）

- ・ 保育園運営経験2年目、保育士平均勤続年数5年の法人
- ・ 移管園は新規採用のみで運営 → 連携取れる？

- 質疑応答（抜粋）

Q. 入所の時に移管の説明を了承したから、今から移管に意見を言うのはおかしい？

A. おかしくありません。内容の説明を受けていませんし、意見を言うのは正当な権利。

Q. 移管に意見・反対すると、移管後に子どもや保護者会が不利に扱われる？

A. ないです。現場の保育士さんが態度を変えようとは考えにくいし、保護者会は移管後の運営にも必要です。むしろ、移管後の保育に保護者の意見を反映させるためにも、意見を言う必要があります。

Q. 移管後の引継ぎはどんなもの？

A. 引継ぎに1年、移管後1年間は前の先生が来てとされていますが、担任レベルの先生は1月からの3か月間で本格的に引継ぎをします。また、移管後は里心が付かないようにと前の先生は保育に積極的に関わらないようになります。丁寧な移管を求めながら、募集要項に盛り込む必要があります。

☞ ご意見・ご質問・ご感想などは juraku_ikantaisaku@outlook.jp まで！

第1回選定部会開催、「募集要項」第1案が示されました

6月28日(金)、聚楽保育所の移管先募集に向けて、京都市はぐくみ推進審議会・児童福祉分科会の本年度第1回「市営保育所移管先選定部会」(以下、「選定部会」)が開催されました。

今回の「選定部会」では、京都市より聚楽保育所とじゅらく児童館の運営法人等を募集するための「募集要項」第1案が示され、審議が行われました。以下、その概要をお伝えします。

○ 「市営保育所の民間移管の状況」について京都市より報告

これまで民間移管された元市営保育所(現在移管中の保育所を含む)の状況について、京都市より「滞りなく移管が完了している」、「(移管後の運営を話し合う)三者協議会が予定より早く解散した」等の内容が報告されました。

→ 委員の方々からは、「三者協議会は大事な会議という合意でスタートしたはず。予定より早く終了したのはなぜか」、「継続的に三者協議会が開催されている園では何が問題になっているのか」といった質問がありましたが、市からは「現在は子どもも落ち着いてきており、特段大きな問題は無い」といった説明のみで、これまでの移管で生じたトラブルや課題、問題点等については言及されませんでした。

以前の選定部会では、これまでの三者協議会で話し合われた内容や移管された園での保護者アンケートの結果なども報告されていました。しかし、今年度はそれらの報告もなく、京都市が「実施する」と言っていた「移管後の保育についての検証」にも触れられませんでした…

○ 「募集要項」案の説明と検討

京都市より、「募集要項」の第1案が提示され、内容について説明がありました。それに対する委員からの主な質問・意見と京都市の回答は以下の通りです。

(川北委員)

- ・ 聚楽保育所が平成25(2013年)に第三者評価*を受審してからかなり時間が経過している。移管先法人には移管後3年以内に第三者評価を受審することが義務づけられているが、(移管による変化を検証するためには)聚楽保育所は移管前にもう一度、第三者評価を受審しておく必要がある。
- ・ 今年度か来年度、聚楽保育所が第三者評価を受審する考えはあるか。

● 「選定部会」委員の方々●

安保 千秋さん	弁護士 ※部会長
岡 美智子さん	京都障害児者親の会協議会副会長
川北 典子さん	大谷大学教授 (児童文化学、保育学)
土江田雅史さん	公認会計士
山本 奈未さん	市民公募委員(新任) ※五十音順

(京都市)

- ・ 今年度の受審者はすでに決まっているため無理。来年度については予算の兼ね合いもあるので、今は決められない。

* 第三者評価とは…

保育所などの社会福祉事業について、公正中立な第三者の立場から専門的・客観的に行う評価のことです。聚楽保育所は2013年11月に第三者評価を受審した際、高い評価を得ました。

(安保委員)

- ・ 申請資格は従来のもの(京都市内で認可保育所、認定こども園または認可幼稚園を運営している者)と変わらないが、児童館の運営経験は必要ないのか?

(京都市)

- ・ 児童館はこれまで指定管理制度で運営してきたが、指定管理者を募集する際に児童館運営経験は問わないため、このままで問題無いと考えている。

(土江田委員)

- ・ 「保育所に係る審査」は書面審査100点と実地審査50点、「児童館に係る審査」は書面審査のみで100点となっているが、保育所と児童館の書面審査の点数を一緒にしたのは理由があるか?

(京都市)

- ・ 最終的に保育所と児童館の2つの審査を合計して、総合点の高いところを評価する。最低基準点はともに7割とする。
- ・ 保育所と児童館の各々を足せばよいと考えている

が、配点のバランスについては委員の意見を伺いたい。

(岡委員)

- ・ (市の説明のなかで) 児童館の募集要項については「選定部会」では審議しないという話があったが、理解出来なかった。児童館・学童クラブは地域にとって重要なもので、「付け足し」ではいけない。

(京都市)

- ・ じゅらく児童館も含めて、児童館の多くは指定管理制度で運営している。指定管理もそれ以外の委託事業も、民間事業者が市に代わって業務を行うという点は変わらない。

(岡委員)

- ・ 保育所の運営しか経験していない法人が、保育所と児童館の二つの施設を運営する可能性もある。その逆(児童館しか運営していない法人が保育所も運営できるようになること)は無いのだから、両施設の比重が違うということか。

(京都市)

- ・ 児童館運営経験が無いと応募出来ないわけではない。児童館運営実績があれば評価点に加点する。

(川北委員)

- ・ その場合、仮に保育所運営が「いまいち」でも、児童館運営実績があれば加点されることになってしまう。
- ・ 児童館も保育所もどちらも大事で、児童館を運営していれば加点になるというのはおかしいのではないか。

(京都市)

- ・ 採点のバランスについては、ご意見を踏まえて検討したい。

(安保委員)

- ・ 児童館の運営者が(現在の法人から)替わる場合、混乱が生じることはないか?

(京都市)

- ・ これまでも指定管理者が変わることはあった。従来の引継ぎ方を踏襲すれば問題無いと考えている。

(土江田委員)

- ・ 民間移管(保育所)と指定管理(児童館)はそもそも異質なもので、両者を一緒にしてしまうことには不安を感じる。

(安保委員)

- ・ 児童館の指定管理者の選定はこれまで別の委員会が行っており、「選定部会」の委員は児童館については審査したことがないため、それぞれ疑問に思うところがある。保育所と違って、(応募法人の)実地審査もしないし、保護者との意見交換も無い。
- ・ 点数だけで判断するのではなく、選定部会で審議し理由を明示した上であれば、若干の点数差を調整するという事も考えられるが、審査の公平性の点からは疑問もある。

(京都市)

- ・ そうしたご意見を踏まえて、(児童館の指定管理者選定を行う)京都市子ども若者はぐくみ局指定管理者選定委員会の意見も聞きたい。

(安保委員)

- ・ 児童館の審査については、今回の質問・意見を踏まえて京都市の方で再度検討してほしい。
- ・ 一方で、保育所移管先の募集要項については、これまでも(募集・選定を)行ってきたので、新たな意見は出にくいかもしれない。

※ 議論の流れが明確になるように、一部話の順序を入れ替えるなど、再構成しています。

★ まとめ ★

今回提示された「募集要項」第1案は、2つの施設(保育所と児童館)の過去の募集条件を単純に合体させたものだったため、委員の方々からも審査を不安視する声があがっていました。それに対し、京都市の説明は要を得たものでなく、問題点が解消されたとは言えない

のではないのでしょうか。

一方、児童館部分に目を奪われてしまい、肝心な保育所の移管や保育の引き継ぎについての議論が深まらなかったこと、安保部会長から「保育所部分の募集要項には新たな意見を出さなくても良い」とも取れるような発言があったこと等は残念でした。

民間移管に関する保護者アンケートについて

7月2日付で京都市より「募集要項(案)に関する御意見票」(保護者アンケート)が配布されました。

これは「保護者の声」として選定部会で紹介される予定ですが、過去(他の保育所の移管の際)には保護者から「不安や心配の声が取り上げてもらえなかった」「プラス意見を書いた部分だけ切り取って紹介された」といった声があがったこともありました。

今回は、「気になる点」等を書くよう求められていますが、「募集要項(案)」をよく読み込まないと回答しにくい形式になっているのが難点です。

しかし、何も書かずに提出してしまうと、「気になっている点が無い=安心・問題無い」と判断されてしまうことが懸念されます。どんな些細なことでもどんどん意見や質問を記入して、保護者の声を選定部会に届けましょう!

京都市による

 保護者説明会

が開催されます

7月8日(月) 19:00~

聚楽保育所ホール

「募集要項」案に対して、保護者の声を直接京都市に伝える機会です。

ぜひご参加ください!

京都市からのアンケートについてのお願い

2019/07/06 民間移管対策委員長

今配布されている京都市からのアンケートは、保護者のみなさんの声を京都市や選定委員に直接届ける最初で最後、唯一のとても大事な機会です。ぜひ、皆さんの思いの丈をアンケートにお書きください。

民間移管については、運営経験の浅い法人でも応募できてしまうこと、市からの委託費を保育以外の事業にも使えてしまうこと、保育士不足のなか十分な経験をもった保育士さんを確保できない恐れがあること、配慮の必要なお子さんのための加配が難しいことなど、不安は尽きないかと思えます。

何も書かなくても提出するよう求められていますが、その場合、「何の意見もない＝何の問題も無い」と判断されてしまう恐れがあります。どんな些細なことでも、意見や質問をどんどん記入いただきますよう、是非ともよろしく願いいたします。

なお、7月4日（木）に開催した「募集要項」検討会の資料（藤井豊弁護士作成）を配布しますので、併せて参考になさってください。

また、アンケートの一部は7月26日（金）の第2回選定部会にて取り上げられる予定ですが、京都市が選んだものしか紹介されません。

そこで、意見交換の時間に保護者代表からも保護者のアンケートを紹介したいと考えております。

ご協力いただける保護者の方がいらっしゃいましたら、今回のアンケートの写し（コピーでも写真でもOK）を対策委員のどなたか、または保護者会の箱（職員室前に設置）、もしくは XXXXXXXXXX まで（下記 Line ID）ご提供いただけると非常に助かります（もちろん、無記名で結構です。また個人情報を守ります）。7月23日（火）までにいただけると嬉しいです。



保護者の声を踏まえた審査・選定が行われるように、京都市や選定委員に伝えていきましょう。ぜひともよろしく願いいたします！



ご意見・ご質問・ご感想などは、下記メールアドレスでも受付中です！

juraku_ikantaisaku@outlook.jp

子幼第191号
令和元年7月17日

聚楽保育所保護者会 御中

京都市長
担当：子ども若者はぐみ局
幼保総合支援室



京都市聚楽保育所の民間移管に係る保護者説明会の摘録について

日頃は、本市の保育施策及び保育所運営に多大な御理解と御協力をいただき、誠ありがとうございます。

令和元年7月8日に開催いたしました標記の会の摘録をお渡しいたします。よろしく願い申し上げます。



令和元年度京都市聚楽保育所移管先法人等兼京都市じゅらく児童館受託者の選定に係る
募集要項（案）に係る聚楽保育所保護者説明会（摘録）

- 1 日 時 令和元年7月8日（月）午後7時00分から午後9時10分頃まで
- 2 場 所 聚楽保育所 ホール
- 3 出席者 幼保総合支援室 村上公営保育所業務推進課長、天川保育内容向上課長、
西村担当係長
保育所 所長ほか
保護者 19世帯20名
- 4 配布資料 令和元年度第1回京都市はぐくみ推進審議会児童福祉分科会市営保育所移管先
選定部会資料一式（事前配布）

5 説明会の内容【○：保護者，⇒：京都市】

(1) 説明会開催に当たっての質疑応答

○ 説明していただいてから質問になると思いますが、質問の時間がどれだけ残るか分からないので、質問できなかった分について、第2回の説明会を開催してもらえるのでしょうか。それとも文書で質問し、文書で回答してもらえるのでしょうか。質問できないままになっては困るので、どちらかの対応はしていただきたいです。

⇒ すでに案内させていただいていますが、時間内で質問できない場合はアンケートの中に質問事項を書いていただくようお願いいたします。

○ アンケートに対する回答はいつもらえるのですか。今回の質疑応答を踏まえて、26日の意見交換に臨みますが、アンケートには、回答がいつ返ってくるか書いていませんでした。

⇒ 早急にお返しさせていただきたいと思っております。

○ 26日の保護者と選定部会委員との意見交換に資料を提出したいのですが、資料の締切はいつですか。

⇒ 22日とお伝えさせていただきました。

○ 本日回答をいただけなかった質問の回答も含めて、資料を作りたいです。21日に回答をいただいて22日に資料を提出しろと言われると困ります。

⇒ そうですね。アンケートが10日締切なので、1週間後の17日を目途にお渡しできるようにさせてもらいたいと思っています。

○ 17日には回答をいただけるということですか。

⇒ 努力させていただきます。

○ 聚楽保育所での説明会は久しぶりですが、説明会に参加できない方もいます。説明会で説明された内容については、京都市としての正式な見解であり、保護者との約束事だと思います。これまで、説明会の内容については、何らかの形でまとめていただき、公印を押したものをいただくとともに、コピーを配布されていたと思いますが、変わりなく対応していただけますか。

⇒ これまでと同様に対応させていただきます。

○ 大事な材料になるので、できるだけ早くお願いしたいと思います。

(2) 京都市からの説明

⇒ まず、皆さんに募集要項とアンケートを配布していますが、こちらの不備により、第1回選定部会に来られた方につきましては、募集要項配布済みという理解のもと、今回はアンケ

ートしかお渡しできていないという状況がありました。なぜ募集要項を渡していないのかという部分について、説明が徹底できておりませんでしたので、冒頭にお詫び申し上げます。

それでは、早速ですけれども、資料の説明をさせていただきます。

資料1につきましては、これまでに実施してきた市営保育所の民間移管です。平成26年度から今年度にかけて民間移管した9箇所と来年度移管予定の崇仁保育所の現状をまとめさせていただいております。本日は御紹介のみにさせていただきたいと思います。

続きまして、資料2でございます。

資料2につきましては、民間保育園に聚楽保育所の民間移管に係る意向調査を実施させていただきました。昨年度から入所されている方につきましては、すでに案内させていただいているとおりですが、今年度入所された方はいらっしゃいますか。

○ 私がそうですが、昨年度は上の子どもが入所していました。

⇒ 資料2につきましては、意向調査を実施結果は、裏面に記載させていただいております。「現時点で応募を予定している」、「移管を受けることを検討したい」の2択で意向調査をしており、計4法人から回答がございました。その中で、具体的に移管に関して知りたい点について記載する箇所がありますが、1法人から具体的な質問の記載があり、4点目に書いているとおりとなっております。

続きまして、資料3に移らせていただきます。

具体的なスケジュールについて、記載させていただいております。

左の方が選定部会での審議スケジュール、右側がそれ以外の主なスケジュールの表記となっております。

6月28日に開催された第1回選定部会で、配布させていただいております資料について説明を行いました。今後、募集要項策定まで、あと3回開催を予定しております。2回目の選定部会が7月26日で、保護者の方3名程度に出席いただき、意見交換をさせていただこうと思っております。ただし、4人になるなど希望があれば、相談していただければよいと思っております。時間については、30分から最大40分間とさせていただきたいと考えております。意見交換後、時間があれば、引き続き募集要項を審議します。3～4回目の選定部会につきましても、引き続き募集要項の審議をしていきたいと考えております。

右の方になりますが、募集要項の策定後、9月上旬頃に事業者の募集を開始したいと考えており、10月中下旬頃が申請の締切になると思っております。その後、選定部会の方に戻りますが、申請があった場合、書面審査、実地審査、プレゼン審査・ヒアリング審査を経て、最終的には12月上旬から中旬にかけて、移管先法人の候補者を選定する予定となっております。

その後、2月市会に京都市保育所条例の改正案を提案し、市会で可決された場合、聚楽保育所については、民営化が決定する流れとなっております。あくまでも現在想定しているスケジュールとなっております。

続きまして、具体的に募集要項(案)の説明に移らせていただきます。

資料4を御覧ください。

資料につきましては、「共通編」、「保育所編」、「児童館編」の3編の構成となっております。順に説明させていただきたいと思っております。まず、「共通編」を御覧ください。

1ページでございます。聚楽保育所とじゅらく児童館についての概要を記載させていただいております。聚楽保育所につきましては、今年度4月1日現在104人の入所児童がおられます。じゅらく児童館の学童クラブの登録状況におきましては、児童館の部分については68名、分室の方については15名の登録人数がいるという状況でございます。

2ページについては、施設の概要、箇所図等を記載しており、3ページ4ページについては、簡易な見取図を記載しております。4ページ中段から下段にかけて、今回募集する事業者の申請資格として、全部で6点挙げております。こちらについては、1点目、京都市内に

において、認可保育所、認定こども園又は認可幼稚園を運営している者であることということに記載しております。以下につきましては、基本的な条項である破産を受けていない者、逮捕歴等のない者など記載がございますので、また御確認いただきたいと思っております。

5ページの選定スケジュールにつきましては、先ほどのスケジュールのとおりとなりますので、具体的に確定すれば、またこちらの方に日付等を記載したいと思っております。

そのほか、申請者に関わる部分になりますが、質疑応答や提出期限等の内容について、5ページ6ページに書いております。

7ページを御覧ください。

一番下の「(8) 留意事項」ですが、これまでは、「市営保育所移管先選定部会委員に対して、本件に関する接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格となる場合があります。」と記載しておりました。今回につきましては、「また、候補者の選定までは申請者名を公表しないことで、審査の公平性を確保していることから、本件に関して、本市以外の者からの問合せ等には対応しないでください。」と追記しております。

続きまして、8ページの聚楽保育所の民間移管及びじゅらく児童館の事業委託に係る基本的事項の部分になります。実施時期については、先ほど説明させてもらったとおり令和3年4月1日を予定しております。

財産の引継ぎについてでございます。

まず、土地に関して、保育所及び児童館が所在する土地につきましては、有償での貸付で考えております。じゅらく児童館の分室につきましては、無償で貸付とさせていただきます。ただし、学校の敷地内ということで、教育委員会が所管していることから、取扱いが変更された場合、無償から条件が変わることもあるため、そのことについて明記させていただいております。

また、じゅらく児童館と保育所の貸付料について、①と②があり、①につきましては、聚楽保育所の部分についてでございます。前年度の公定価格の管理費に基づき定員に応じて本市が定めた額と前年度の近傍地の固定資産税評価額を基に算出した額を床面積により按分して算出した額を比較し、低い方を貸付料とすると記載させていただいております。児童館につきましては、前年度の近傍地の固定資産税評価額を基に算出した額を床面積により按分して算出した額で貸付を行いますと記載しております。ただし、児童館の土地の貸付料については、委託料に上乘せする形になるため、実質的には保育所の土地の貸付料だけを負担していただく形になっております。額につきましては、9ページ中央の参考に記載しております。あくまで見込み額ですが、土地の貸付料につきましては約143万円となっております。

続きまして、「イ 建物」でございます。

有償での譲渡とさせていただいております。これまでは、譲渡と貸付2つの選択肢がございましたが、今回については、基本的には有償譲渡であり、児童館と一体的に売却することになっております。譲渡額につきましては、不動産鑑定評価を行い、評価額の3/4を本市からの補助するので、法人負担は実質1/4という状況については、これまでと変わらない状況になっております。

譲渡後につきましては、事業者から園舎の建替え又は修繕に関して申請があった場合、保育所部分や児童館部分について、各々の補助交付金要綱、補助交付規則に従い、市会の議決を得たうえで、移管翌々年度以降かつ申出日の属する年度の翌年度以降に予算の範囲内において補助金を交付することを考えております。

また、じゅらく児童館分室については、無償での貸付という形を考えており、じゅらく児童館分室に係る大規模修繕については、事業者の責に帰すべき事由があると認められる場合等を除き、本市の負担する形になっております。通常の小修繕につきましては、事業者の負担となっております。また、建物譲渡額につきましては、不動産鑑定評価を行っており、児童館も含めた譲渡額として、1440万円という評価であるため、これを現時点の譲渡額と

しております。

続きまして、9ページ下、候補者の選定等というところでございます。

候補者の選定につきましては、先ほど御説明させていただきましたとおり保育所編と児童館編に基準等の記載がございますので、各々の基準で審査し、総合的に最も高い評価を受けた申請者を、最終的に市の方で決定する予定となっております。

10ページに移りますが、申請者の数が多かった場合、書面審査の結果により、実地審査対象者を選考することがある旨記載しております。また、保育所に係る審査におきまして、申請書類中の移管後の運営に係る基本事項を遵守いただけないような場合があれば、書類審査の前の段階で、審査の対象外とすることがあるということと、また、審査の結果、該当者なしとなった場合については、再公募を行う場合があると記載させていただいております。

審査につきましては、保育所に係る審査では、書面審査で100点満点、実地審査で50点満点、計150点満点で保育所の審査をいたします。児童館につきましては、書面審査100点満点で審査を行い、保育所及び児童館の合計は250点満点になります。

また、保育所につきましては、最低点が7割になっているため、105点がボーダーラインの点数となっております。また、児童館に係る審査につきましても、現在、京都市の児童館の指定管理制度の中で最低点を7割としておりますので、100点満点で70点がボーダーラインとなります。

続きまして、「保育所編」に移らせていただきます。

「保育所編」の1ページを御覧ください。

「(1) 候補者の選定方法」の3段落目、なお書きのところにつきまして、先ほど説明させていただきましたとおり、保育所部分の審査におきましては、150点満点の7割ということで、105点以下の場合と、書面審査及び実地審査の中で、各中項目において、小項目の合計点が0点がある場合、または選定部会において聚楽保育所の移管先として適当でないと判断された場合、この3つの場合におきましては、候補者として選定しないことを記載させていただいております。

次の「ア 書面審査」です。

「保育所に係る書面審査の項目及び基準」について、6ページ以降に基準を記載しております。各項目について、2点、1点、0点という3段階の評価を行います。また、各項目につき、1か2の係数をかけ、最終的に各項目の得点を算出することになります。

運営実績に係る審査項目を25点満点、事業計画に係る審査項目を75点満点で換算し、書面審査で100点満点としております。

続きまして、「イ 実地審査、プレゼンテーション審査・ヒアリング審査」でございます。

こちらにつきましては、8ページです。

こちらの表には記載がありませんが、A、B、Cで評価し、それぞれ2点、1点、0点とします。これには係数はございません。評価点の合計の得点を換算し、最終的には、実地審査、プレゼンテーション審査・ヒアリング審査を実施したうえで、書面審査の評価点を補正し、最終合計の150点満点で、審査を行いたいと考えております。

次に、2ページでございます。

業務の引継ぎ・共同保育になります。

期間につきましては、来年度4月1日から移管年度の年度末までの最長2年間で業務の引継ぎ・共同保育期間とさせていただきます。移管前においては、表に記載のとおり園長予定者、主任保育士予定者、幼児クラス担任予定者各クラス1名、乳児クラス担任予定者各クラス1名、調理員予定者1名について、「期間及び日数」の欄に記載の期間、業務の引継ぎ・共同保育に従事するため、聚楽保育所に来ていただくこととなります。移管後につきましては、聚楽保育所の副所長1名、移管前の担任5名が移管後の保育所に残り、引継ぎ・共同保育を行います。これまでの民間移管におきましては、移管後の状況に応じて段階的に

本市職員の人数を減らしていく形で進めてきており、保育所によって必ずしも一律とはなっていないため、移管後の状況を見て判断していきたいと思っております。また、本市職員の引上げについては、後ほど説明させていただく三者協議会という場で提案させていただき、皆さんの御意見も伺いながら進めていきたいと考えております。移管後1年間については、市の職員が残り、保育の確認を行っていきますが、移管後2年目以降の保育の状況につきましては、本市の課長級の保育士の職員が確認しに行くという状況になっております。

次、3ページを御覧ください。

三者協議会につきまして、記載しておりますとおり、児童への影響や保護者の意向を十分に踏まえた移管となるよう、令和2年4月から、利用児童の保護者、京都市及び移管先法人等による三者協議会を開催します。具体的には、16ページの方に記載させていただいております。

趣旨としては、先ほど御説明させていただいたとおりです。構成としては、各クラスから1名程度の保護者に出席していただき、法人と京都市の三者で、引継ぎ状況や移管後の運営などを話し合っております。

ページを戻っていただき、「4 移管後の運営に係る基本事項」でございます。

移管後の運営につきましては、後ほど詳細を説明させていただく別紙4「移管後の運営に係る基本事項」を内容とした協定を締結したうえで基本事項を遵守していただく形になります。移管後に基本事項の違反が認められた場合は、本市及び保護者からの損害賠償請求を行う場合があるほか、重大な違反が認められた場合は、本市及び保護者からの損害賠償請求や他の法人等への再移管を行う場合がありますと記載させていただいております。

この基本事項につきましては、10ページに記載させていただいております。

欄外の上の方に説明を記載していますが、箱書きの中で、当分の間という表現が出てきます。「当分の間」とは、移管日の前日に在所している児童が卒所するまでの期間としております。また、「現在」とは、移管前年度のことを指しており、前提を記載させていただいているものです。

そのうえで、項目ごとに記載させていただいておりますが、まず、「定員・運営」につきましては、保育所又は認定こども園として運営すること、現在の聚楽保育所の歳児割合に合った児童の受入れを行うことと記載しており、具体的には12ページに28年度から30年度の入所児童数を添付させていただいております。基本的には、過去の歳児割合に沿って、受入れを行っていただくことを明記させていただいております。

「開所時間」につきましては、現在と同じく、月曜日から土曜日までの7時から19時としており、「乳児保育」につきましても、現在と同じく、産休明けからの保育を実施することを明記させていただいております。

「費用負担」につきましては、移管日の前日に在所している児童について、市営保育所で徴収する費用以外の負担を保護者に求めないこととしております。しかしながら、やむを得ず保護者に市営保育所で徴収する費用以外の負担を求める場合は、三者協議会において協議をしたうえで実施することとしており、基本的には、勝手に変更せず、三者協議会で提案してもらおう形になっております。

また、「保健・衛生」、「安全管理」につきましても、基本的には現在行っている内容を維持することを記載させていただいております。

「2 職員について」ですが、「職員数」につきましても、本市の基準に基づく保育士等を確保することと併せて、障害児認定区分に応じた職員加配基準に基づき、お子さんに加配が付いた場合においては、職員の加配で対応することを明記しております。

続きまして、「施設長」いわゆる園長になりますが、園長につきましては、次の3点のいずれかの要件を満たすことを明記しております。社会福祉事業の経験15年以上(うち認可保育所経験3年以上)か、認可保育所での保育経験12年以上か、社会福祉事業の経験10

年以上（うち認可保育所施設長3年以上）のいずれかで要件の方を設定しております。

続きまして、「保育士」の要件につきましては、保育士等として経験10年以上又は法人が運営する園での経験が7年以上の保育士を3人以上（うち1人は乳児保育経験のある者）としております。また、乳児保育経験のある保育士をさらに2人以上、全体として、保育士等として経験5年以上の保育士を1/3以上といった形で要件を定めております。

「引継ぎ・共同保育」につきましては、先ほど説明させていただいた期間、日数、予定者を確保することを盛り込んでおり、引継ぎ・共同保育に参加した法人等の職員は、移管後も継続して保育所で保育に従事することや、移管前に聚楽保育所において勤務する臨時的任用職員さんが移管後も継続して働きたいといった場合につきましては、現状と同等またはそれ以上の処遇条件で勤務できるよう努めることも明記させていただいております。

続いて裏面になります。

「職員の育成」について、当分の間は、市が指定する市営保育所職員研修に出席することとし、出席を求めています。

次に、「3 その他」でございます。

「第三者評価の受審」について、移管後、3年以内に第三者評価を受審し、結果を公表することとしております。

次、「三者協議会の設置」につきましては、先ほど御説明させていただいたとおり内容となっております。

「基本事項の遵守状況の検証」につきまして、基本事項の記載内容について、京都市から移管先法人に関係書類の提出を求めることで、基本事項の遵守も確認しております。

違反があった場合における損害賠償も明記させていただいており、「保護者対応」においては、保護者の不安に最大限配慮し、保護者や保護者会の要望に誠実に対応するとともに、誠意をもって解決に努めること、保護者会の活動に当たっては、通常の保育所の運営に支障がないと認める範囲でホールの使用、現在も使っていると思っておりますが、同様の形での使用を認めることもこちらに明記させていただいております。

次、「保育内容全般」につきましては、保育所保育指針に則り、現在市営保育所が実施している保育内容を尊重して保育運営を行うことと明記しております。

また、「障害児保育」につきましても、障害児保育を実施し、障害児、疑いのある子を含み、積極的に受け入れるよう努めること、現在入所中の障害児についても、市営保育所における障害児保育の取組を引き継ぐとともに、卒所又は退所までの保育を保障することを明記させていただいております。

「配慮の必要な子どもの受入れ」についても、記載させていただいております。

「年間行事」につきましても、当分の間は、移管前年度の行事を維持することと明記させていただいております。ただし、変更がある場合につきましては、三者協議会で協議することも記載させていただいております。

「宗教的な保育」につきましても、当分の間、宗教的な行為や行事は行わないことと記載していますが、現在聚楽保育所が行っているクリスマスやひなまつり等については可能といったことを記載させていただいております。

「給食・調理」、「食育」、「子育て支援事業」につきましても、現在行っているものを基本的には引き継いでいただくため、具体的にこちらに記載させていただいております。

最後に、児童館の部分について、説明させていただきます。

まず、じゅらく児童館につきましては、指定管理制度で運用しており、これまで指定管理者選定委員会で選定してきました。今回、その指定管理制度の基準をこちらの「児童館編」の方に準用する形で記載させていただいております。

児童館部分につきましては、選定部会の審議の対象外としており、今後、第2回選定部会において実施する保護者との意見交換についても、対象としておりません。また、この「児

童館編」につきましては、5月13日に開催された京都市子ども若者はぐくみ局指定管理者選定委員会において作成した令和元年度児童館指定管理者募集要項をベースに作成しております。

1ページの「候補者の選定方法」につきましては、アからオのとおりですが、書面審査100点満点において、最低点は7割となっております。また、「(2) 業務の引継ぎ等」につきまして、事業者は、事業者の決定後、令和2年度のじゅらく児童館の指定管理者と協議し、受託開始日から円滑に業務が実施できるよう、受託開始日までに業務の引継ぎ及び必要な準備行為を行うものとし、それに要する費用を負担するものとしております。

次の2ページです。

業務内容につきまして、児童館及び学童クラブの事業を運営していただくこと明記させていただきます。

続きまして、4ページです。

「(5) 保護者負担金」について、現在のじゅらく児童館と同様に、学童クラブの事業に当たっては、児童館条例の規定の範囲内で利用料金を徴収すること、それ以外の教材費等については、実費を徴収することと記載させていただいております。

保育所、児童館、共通編のそれぞれの申請書類が資料として添付されており、それについて、審査していくこととなります。

説明は以上とさせていただきます。御不明な点等について、御質問の方よろしくお願いたします。

(3) 質疑応答

- 資料1について、平成27年度に移管した九条保育所と同じような手続きをされると思います。応募された事業者がいくつかあり、最終的にこの法人が選定されたわけですが、得点は何点だったんでしょうか。これは開示されてると思いますが、どこかホームページに載っているのですか。
- ⇒ そうです。落選した申請者の点数についても、中項目ごとに載せています。
- 永興福祉会は128.7点です。
- 募集要項は同じなんですか。
- ⇒ 当初から審査項目も増えてきていますので、若干異なっています。大きくは変わっていませんが、詳細は毎年度少しずつ変わります。
- 得点の結果とその時の募集要項をセットで見るとは可能ですか。
- ⇒ 具体的な募集要項を閲覧することも可能です。
- 事後評価は実施することになっているのですか。
- ⇒ 事後評価という形式では、実施することになっていません。
- 条例でそのように定められているのですか。
- ⇒ 条例でも何も明記していません。
- 民間移管してサービスが向上した、コストパフォーマンスが向上したといった事例は、どこで管理しているのですか。
- ⇒ 公営であれば、京都市が直接給与や運営費を投じて運営していますが、民間園になれば、定員と入所状況によって運営費が決まり、その中で賄っていただくことになるので、公営と民間園ではコストの差があります。
- 単純なコストではなく、サービスがどの程度向上したのかという評価はありますか。
- ⇒ 評価ではなく、御意見として聞いている部分はございます。
- 第三者評価はどうですか。
- ⇒ 第三者評価は、サービス向上という観点で実施するものではありません。
- 位置づけとして、事後評価の一つではないのですか。

- 事後評価の仕組みは、この条文には書いていないのですか。
 - ⇒ 書いていません。
 - 一般的に民間移管する場合、京都市として事後評価するものではないのですか。
 - ⇒ 京都市の施策としては、事務事業評価という事業そのものの評価がありますが、1件ごとの民営化を評価する制度はありません。
 - 事業を実施した後に市会に報告する義務はありますか。
 - ⇒ 報告義務はありません。
 - 民間移管後にチェックする機能は設けてないということですか。
 - ⇒ 具体的には、保護者の方が実際に感じられていることについて、法人、京都市、保護者で話していますので、その都度その都度意見をいただいているという状況です。
 - 保護者が困ったことがあったときには、三者協議会で話をするということになると思うんですが、三者協議会について、資料を見ると協議することと書いてあります。費用負担の増額についても、三者協議会で協議をすることと書いてありますが、三者で合意することとは書かれていません。法人が三者協議会の場で話さえすれば、変更できる制度になっています。
 - ⇒ 実際にそんなことはありません。提案のうえで保護者の意見を聴いており、その場で法人が言い切りで終わることはありません。基本的には、保護者の方は代表で出席されており、その場で責任を持って返事ができるものではないと思いますので、持ち帰って保護者の意見を集約するなど色々あると思います。そのうえで、保護者意見を踏まえて協議させてもらっていますので、一方的に法人が提案して決まるという状況ではありません。
 - 移管後の運営に係る基本事項について、たとえば費用負担のところで、三者協議会で協議したうえでという表現になっていますが、三者協議会を経て保護者の同意を得たうえで実施するという表現でも問題はないはずですが、協議したうえで実施するという表現の場合、必ずしも合意や同意がなくてもよいと解釈することが可能なので、そういった余地があることに対して、保護者としては不安になりますので、単に協議ではなく、合意や同意を求める表現を考えていただきたいと思います。
 - ⇒ はい。
 - 京都市の財政に関わる問題があり、移管を進めてきたと思います。民間移管によって、どれだけの効果があったのか、あるいはどういったサービスの向上やメリットがあったのか、また、民間移管したことによって、一部問題も出てきたということなどはチェックしないのですか。2～3園の段階ではなく、10園も実施しているわけですから、普通はチェックするのではないのでしょうか。
 - ⇒ 民間移管について、財政面が理由の一つであるということは、これまでから説明させてもらっており、京都市の非常に厳しい財政状況において、待機児童施策が必要であったり、保育所利用児童が増えれば、保育園の運営費も上がっていくので、新たに財源が必要になったりする中、民間移管による財政効果が一定あるということは従来から説明させていただいております。
- 移管後の保育園の状況については、利用者の声をお聞きしていますと、たとえば修繕について、公営の場合、一律で考えなければならないため、すぐに対応ができないこともありますが、民間園の場合、動きが非常に速いということも聞きます。また、おむつの処分を園でしていただいたり、行事についても、保護者会からの要望も踏まえて変わった部分もあつたり、園バスを活用できるようになったりといったこともあります。施設改善においても、床暖房が入るなど、施設面で利用者側にとって良かったという声は聴いております。
- 移管後よく聞く意見として、良い面ばかりでなく、悪い面もございます。職員から保護者への声かけが市営の時と違うという意見や、子どもの1日の様子について担任から聞きにくいといった意見についても、隠さず保護者の皆様に公表し、法人として改善に取り組んでいくといった話もさせていただいております。なかなかすぐに改善できるものではない部分もあ

りますが、徐々に改善に向けて具体的に取り組んでいただいている部分もあり、その園の中での課題については、京都市、法人、保護者の中で改善に向けて取り組んでいこうとしているところでは。

- そういった状況について、どういった方法で、新しく移管する際の募集要項に盛り込んでいくかになります。個別の園のことではなく、全体として考える必要があるのでは、枠組がないというのではなく、考えなければならないのではありませんか。先ほどの財政の話では、新たな財源を確保する必要があるということでした。当然そのとおりでと思いますが、錦林から淀まで民間移管しても、まだ財政が厳しいというのは、全市的な問題なので、今後も民間移管を続けていくという話にはならないのではないかと思います。そういったところはどうか。
- ⇒ おっしゃるとおり、財政が厳しいからと言って市営保育所を全部民間移管するという話ではありません。保育の面で対応できる範囲にも限界があると思います。財政的な話なので、全市的に課題として取り組んでいかないといけないと思いますが、全市的な財政については、私からは説明することではないと思います。
- それと関係していると思うんですけど、そもそも聚楽保育所の移管については、数年振りに動き出しましたが、今回の移管については、平成26年10月に策定された市営保育所の今後のあり方に関する基本方針（改定版）に基づくのか、全く別の計画に基づくのか、どちらですか。つまり、もし基本方針に基づくのであれば、児童館の件もあり、内容が異なっています。また、基本方針そのものが5年前のものであり、平成25年度以前の状況を反映したものであること、子ども・子育て新制度から5年経っていること、保育所保育指針が改訂されたことや無償化など、保育をめぐる状況がすごく変わっているので、移管を計画した当初と違う状況になっており、明らかに基本方針からは大きく逸脱している話だと思います。基本方針では、あくまで平成31年度までに移管を完了するという計画であり、基本方針に則った再公募ということであれば、今言ったように内容的には逸脱しているので、行政の裁量権としてどうなのかという疑問が出てきます。そうではなく、全く新しい計画ということであれば、たとえば入所者に対して、この間ずっと、基本方針に基づいて移管対象になっていますと説明されきたので、説明と違うということになります。何に基づき、何を根拠に移管するのか確認したいです。
- ⇒ 今回の移管にしても、平成26年度10月の基本方針改定版に基づく民間移管と考えております。逸脱と捉えられているかもしれませんが、我々としては基本方針に則って民間移管を進めているという状況です。
- 則ってはいないと思います。
- ⇒ 具体的に記載している移管年度については、応募法人がなかったため、相違があります。また、崇仁保育所についても、改訂版には具体的に記載していませんでしたが、改定版に則って民間移管を進めています。
- 以前にも確認し、回答をもらってないと思いますが、基本方針は、行政計画とは違うのですか。方針というものは、法的な位置づけがすごく曖昧です。行政計画とは違うという認識で良いですか。
行政計画であれば、記載された年度等に相違が出たときに修正が可能ですが、方針については、基本的に記載内容に従うものだと思います。
- ⇒ 方針であっても、状況によっては具体的な年度に相違が出ることはあります。
- その根拠規定は何ですか。たとえば条例など、法的に位置づけられている根拠はありますか。探してみましたが、基本方針なるものを京都市が法的にどう位置づけているかが分かりませんでした。
- ⇒ 法的根拠はありません。京都市として計画を定め、必ずしもそのとおりでないといけないということではなく、民間移管に関わらず、ほかの事業でもスケジュールに相違が出ることは

あるので、京都市としては、年度がずれたことによって基本方針を変更しないといけないという認識はありません。

○ 基本的には、市の裁量権のうちだという判断でよろしいですか。

⇒ はい。

○ はい、わかりました。

○ 市会に提案するスケジュールがありましたが、聚楽保育所を民間に委託することについて、関連条例を作り、市会が承認するということですか。

⇒ まず、民間移管については、委託ではなく、あくまで運営そのものが民間に代わるということです。京都市保育所条例というものがあり、条例の別表として、具体的な保育所の名称と位置が記載されています。聚楽保育所については、このままのスケジュールで進めば、令和3年4月1日には移管となるので、その別表から聚楽保育所の項目を削除するという改正案を市会に提案することになります。市会でその案が可決されれば、令和3年4月以降、公営ではなくなり、条例に記載されなくなるということです。

○ 先ほど質問した事後評価を実施する場合、何年後に審査を行うなど募集要項の中に織り込むことになるのですか。このままでは、公正でないような気がします。

⇒ 市営保育所移管先選定部会については、京都市はぐくみ推進審議会の児童福祉分科会の中に位置づけていますが、その部会では、移管対象となった保育所の移管先選定までが部会の役割となっており、事後を具体的に審議することにはなっておりません。そういった役割をする組織もないというのが現状です。

○ 事後評価をしてもらおうとすれば、どこが可能ですか。

⇒ まず、京都市の方針として、事後評価をするという考えはありません。繰返しになりますが、一つひとつの園の中で課題があれば、解決していくようにしており、これまでから、事後評価いわゆる検証はしておらず、市会の方でもそのように回答している状況です。

○ 事後評価をしないというシステムはおかしいのではないですか。

⇒ 例に出た第三者評価について、第三者が保育を見るという意味では、一つの事後評価であると思います。市、保護者、法人だけでは気付かない点について、第三者評価で確認していくことはあると思います。

○ 今までの第三者評価はどうですか。移管した保育所について、最近移管した保育所はまだ第三者評価を受けていないかもしれませんが、6～7園は、移管前と移管後と両方受審していると思います。

⇒ すでに移管した保育所のうち、錦林までは第三者評価を受けており、公表もされています。その中で課題、悪かった項目もあったので、そこは受け止めて、書面の部分や保育の部分で修正できるところを確認しております。

○ どこで見られますか。

⇒ 京都市のホームページで見ることができます。

○ 昨日確認した段階で、京都市のホームページから第三者評価が全部消えていました。

⇒ その点は確認しておきますが、一般的な検索エンジンにおいて、「第三者評価 京都」で検索すると、評価機関のホームページが出てくるので、保育所を選んで評価結果を見ることができます。

○ 26日には意見交換があり、22日までには資料を提出しないといけません。

⇒ 第三者評価のどこのことをおっしゃっているのですか。

○ 過去の例が見たいです。

○ 前例で上手くいっていなかったところを見たいです。第三者評価で上手くいかなかったことがあったとおっしゃいました。

⇒ 評価が悪かった項目があったと申し上げました。

○ 保育が悪くなるのは嫌なので、そうならないように意見を出したいです。先ほど、今まで

の募集要項案で移管したら、上手くいかなかったところがあったと言われました。第三者評価のうち、どの部分なのかを確認し、そうならないようにケアしたいと考えるのは普通だと思います。そのためには、市営の時の評価結果と移管後の評価結果をセットで確認したいです。

※ 市営保育所で受審した第三者評価について、現在は京都市のホームページで閲覧していただくことが可能です。

- 聚楽が最後に第三者評価を受審したのはいつですか。聚楽が移管される場合、移管後3年以内に受審することになっています。聚楽が最後に受審した年は、平成25年度ではなかったですか。
- ⇒ はい、そうです。
- 先日の選定部会でも、川北委員が言われてましたが、間が空きすぎているのではないですか。平成28年度の第4回選定部会の時も、当時の安藤委員が言われていましたが、そもそも第三者評価の項目が変わっているので、過去の結果と比較することができないということでした。移管後3年以内に第三者評価を受けるということであれば、その前提として、聚楽の現状をまず評価しておかなければ、どのように保育が変化したのか、サービスが向上するにせよ低下するにせよ、評価することができません。これに関しては、先日の選定部会で今年度は無理で、来年度は予算が付けられるかどうか分からないという話でした。
- ⇒ 予算の話はしていません。
- 来年度するのですか。
- ⇒ 検討しますとしかお答えしていません。予算の話はしておりません。
- どちらにしても、来年受審するかどうかは分からないという話ですか。
- ⇒ そうです。
- 平成25年度の評価結果と比べて良いのでしょうか。
- ⇒ 評価項目が違う場合、比較しようがないことについてはそのとおりなので、我々としても来年度の受審を検討します。
- 来年度は引継ぎ・共同保育が始まっています。
- 職員の配置が通常と違うのではないですか。
- ⇒ その点は委員の方に話します。
- 引継ぎで来る人が増えるだけですか。つまり市営としての配置は変わらず、追加で引継ぎの人が来るだけですか。
- ⇒ はい。受審時期も調整できるかと思います。
- 難しい話も必要でしょうが、母親の立場からすると、誰に預かれても良いとは思っていません。子どもたちが今の先生やお友だち、保育所が大好きなのに、それを変えると一方的に言われているわけです。母親でさえすごく不安になっている中、実際、突然保育所の雰囲気変わり、知らない先生がたくさん増えたら、子どもはもっと不安になります。その子どもたちの不安を宥めるのも母親の仕事です。市としては、その不安を取り除く努力をして欲しいですが、一層不安になるようなことしかおっしゃられていません。民間移管が避けようのないことだとしても、アフターフォローをしっかりするという約束をして欲しいです。論点がずれていき、その回答をいただけていないということに対して、今すごく不安です。
- ⇒ 当然我々も移管して終わりというわけではなく、移管後も職員が残り、保育の引継ぎを行い、法人とも話しながら進めていかないといけないと思っています。私の説明で不安を感じたということであれば、大変申し訳ありませんが、決して移管後は知らないという思いではなく、私自身この間の移管全てに関わっておりますが、保護者の方が不安にならないように進めていかないといけないという思いはしっかり持っており、保護者の思いに応えるために皆さんの御意見も聞きながら進めていきたいと思っています。移管はすでに決まっていることなので、京都市として進めていかないといけないのですが、おっしゃっているように、ま

子どもたちが安心して保育を受けられ、保育園に来てもらい、その中で楽しんでもらうことが一番と考えています。そうなれば、保護者の方も安心されますが、保護者の方の不安が子どもさんに伝わってもいけないので、十分御意見を聞きながら進めていきたいと思っています。

- こんなイベントが増えました、こんな良いお声もいただいていますだけでなく、ケガの件数やトラブルの件数などもしっかり教えていただきたいです。
- 本音を言えば、移管して欲しくありませんが、せつかく最後に移管するのであれば、一番良い移管にして欲しいです。たとえば、こんな事故があったとか、育休代替の職員が実際に入っているとか、保育内容を継続できているとか、具体的な例をもうちょっと教えていただきたいです。
- 移管後の対応についても、ものすごく形式的なものにしか感じず、今までの話ではハートを感じなかったです。理想論かもしれませんが、子どもたちはハートで育てるものだと思います。
- こぐま園での経験ですが、引継ぎの際、公立の先生が1名残っていました。保育所ではないので、民間移管とは違うかもしれませんが、委託になるのですか。

⇒ 療育機関の委託です。

- 実際の運営は民間で、園そのものは非常に良く、すごくお世話になっていました。先生も園長も良い方でしたが、委託一年目はボロボロで、子どもたちもご飯を食べず、うちの子どもも聚楽保育所ではすごく食べていたのに、こぐま園ではご飯を投げることもありました。公立で保育されていたベテランの先生がたしか2人残っており、その2人が巡回みみたいな形で交代で来ていたと思いますが、1年目は未経験の先生ばかりでした。保護者会がなかったもので、委託についての説明が何もなく、委託されることを最終日に聞いて驚いたというのが実情だったので、もっと丁寧にして欲しいと思っています。移管後の噂話ではなく、数字や三者協議会での議題、現在対応している事項などももう少し具体的に教えていただけないですか。

⇒ これまでの移管における三者協議会での協議内容は書面で閲覧できるようにしています。

- すごく調べないと分からないですか。知っている人いないと思います。

⇒ 閲覧できるようにはしているものの、読みやすいようになっているのかという点はあると思います。三者協議会の内容については、出席者にも確認のうえ、当該保育所の保護者の方全員に配布させていただいており、都合の悪いことは記載しないとといったことはありません。当然課題となった内容については、放置することなく、具体的に協議させてもらっています。移管が決まった今の状況は不安しかなく、私がいくら説明しても不安は解消されないかもしれません。ほかの移管保育所でも同様でしたが、移管先が決定するまでは説明会の参加者も少なめで、移管先選定後はたくさんの保護者が関心持っていただき、その中で京都市としても最善の形で進めています。事故などの具体的な数は、正直把握していません。民間園では、2日通院したら事故報告として報告していただいているので、その件数は把握していますが、基準がちよっと違うので、純粋に市営の時との比較ができません。また、民間園の事故報告については、一つひとつの園の実績を公表していないので、お伝えすることが難しい部分もあります。

- 移管された園で事故が起こっているかもしれないが、我々は知ることはできないということですか。

⇒ そうなります。どこの園もそうですが、隣の園の事故件数は把握しておらず、公営でも、具体的に皆さんには公表していません。

- 移管後、何が起こるか分からないので、皆さん色々不安があると思います。移管がなくても、何か起こるかもしれませんが、先ほど言われたようにアフターフォローが大事だと思います。それを具体的に形にしたものが、保育所編の10～11ページにかけての移管後の運

営に係る基本事項だと思います。個人的には移管は不安も多く、反対ですが、移管に当たって、アフターフォローも含めて、どのように適切に対応してもらうのかについては、もちろん法人が遵守することが前提ですが、基本事項の条件が適正であることが大事だと思います。たとえば、京都市としては、法人が基本事項をきっちりと守れば、京都市の保育が引き継がれ、かつ子どもへの影響は最小限で済むと考え、この条件になっているのですか。以前に比べるとマシになっていますが、まだ不十分な点が多いと思います。この条件さえ守れば、市営保育所の保育を引き継げるかという、正直不安が多いです。現状、京都市としては、この基本事項を法人が守ることによって、市営保育所の保育が十分に引き継がれると考えているのですか。

⇒ 最終的には人と人の部分もあります。

○ 人と人とはもちろん色々ありますが、リスクを最小限に減らすために、まず条件を整備しておかないといけないと思います。

⇒ 一定の条件としては、これで問題ないと思っております。あとは、実際の引継ぎにおいて、人と人とのやり取りが一番重要にはなってくると思っています。

○ たとえば、施設長について、条件が分かりにくいのですが市営保育所の所長の平均経験年数、勤続年数はどのくらいですか。別に年齢聞いているわけではありません。

⇒ 手元に資料はありませんが、20年は超えていると思います。

○ 厚生労働省のモデルで何年に設定されているか、厚労省のキャリアアップ研修の資料や厚生労働白書を見ると、保育士ではなく、所長、園長クラスのキャリアアップが平均何年になっているか御存知ですか。

⇒ 見ていません。

○ 見てなくても良いですが、29年版厚生労働白書でキャリアアップ研修について説明しているものですが、国平均で園長の平均勤続年数が24年です。主任保育士について、京都市でもいると思いますが、平均何年ですか。

⇒ だいたい20年くらいです。

○ 基本事項の中には主任保育士に関する規定がありませんが、主任保育士を置くのであれば、国基準や京都市の平均で考えても20年くらいの保育経験が必要だと思います。園長、施設長も20年以上が必要ではないでしょうか。少なくとも、現状は十分でないというわけです。保育士についても、たとえば乳児保育経験のある保育士ですが、極論すれば一週間でも二週間でも乳児保育経験したら保育経験になってしまいます。どれ程度の乳児保育経験が必要かは示されていません。

保育士の処遇改善と、保育の質の向上を目指して国基準で導入されている乳児保育や障害児保育の研修分野があり、それぞれを修めることで分野別のリーダーになれるということだと思います。単に乳児保育経験があるということではなく、キャリアアップ研修の受講歴をこの基本事項に反映させるなどそういった形での担保が必要です。基本事項自体が古くなっています。最近の保育をめぐる情勢が全然反映されていないので、これだけあるから安心だと思えるような、キャリアアップ研修の何々分野をどれだけ修めた保育士を何人以上といった形で作っていくべきです。

○ キャリアアップは分かりやすいから入れていただきたいです。また、申請資格として、運営経験年数も入れて欲しいと思います。

○ 施設長について、保育士として保育所での保育経験20年以上とか、必要じゃないかと思います。社会福祉事業の経験15年以上、うち認可保育所経験3年以上ですから、保育に関してはそんなに経験なくてもできるということです。経験もよく分からず、たとえば非常勤のパートでも経験にはなります。認可保育所での保育経験12年以上は、京都市では中堅ぐらいにしかありません。6年間の保育2周で一人前と昔は言われたと思いますが、社会福祉事業の経験10年以上うち認可保育施設長で3年以上ですから、圧倒的に市営保育所の施設

長の経験年数を下回っています。保育士についても、乳児保育など経験をもっと明確にしたいと思っています。また、産休明け保育、生後57日以降の保育についてやっていない法人もあると思います。

⇒ やってないというのは、今現在ということですか。

○ 半年からとか受け入れていない法人もあるはずです。

⇒ はい。

○ そういう法人が選定された場合、産休明け保育をやらなきゃいけないです。

○ 申請資格として、認可幼稚園の運営があり、当然乳児保育をしていませんが、認可幼稚園申請資格に入る根拠は何ですか。

○ 過去の移管において、月かげみどり保育園は、たぶん乳児保育していなかったと思います。乳児保育していなかった法人に移管して実際に何が起きたのかなど教えて欲しいです。

○ 自分の考えでは、経験があることが前提で、加点対象ではない気がします。経験ある法人に移管するのが、当然という感覚です。乳児は何かあったら死にます。先ほどのようにアフターフォローしないとと言われると、死んだけど事故報告受けて終了では困ります。乳児は特に心配で、しっかりと保育する必要がありますが、全然経験のない法人に申請資格があることは理解できません。

○ 全く保育経験がない法人が申請する場合とどれだけ差があるのかという印象です。保育所や幼稚園を条件にされてる理由は、保育や幼児教育を経験していないと移管できないという意味で、運営条件が付いてると思いますが、乳児保育も条件にしてもらわないと、乳児保育の経験がなくても他の項目が高評価であれば、移管されるのはおかしくないですか。

⇒ 先ほど例示された月かげみどり保育園の移管先法人については、実際1歳半からの受入れをされていまして、1歳半までのお子さんは保育したことがありませんでした。実際に私も引継ぎに参加してもらいましたが、引継ぎや移管後の保育運営の中で課題になったことはなく、保護者の方からも意見は聞いていません。

○ 月かげみどりについて、問題がなかったのであれば、それはそれでよかったとして、そうではなく、何かあったら困ります。乳児保育の経験がない、あるいは幼児保育の経験がない法人が申請できる制度がおかしいと思います。その不安はみんな持っています。

○ 運営経験年数を問わないので、崇仁保育所の移管先になった法人については、選定された時点で2年未満ではなかったですか。

⇒ 2年経っていませんでした。

○ たとえば、政令指定都市だと大阪市で何年、名古屋市で何年を条件にしているなどの調査はしているのですか。

⇒ 全てすべて覚えているわけではありませんが、そんなに数はなかったと思います。政令指定都市しか把握していませんが、移管そのものが止まっている市やすでに民間移管が終わってこれ以上実施しないという市もあります。

○ 6年かん1サイクルくらいの経験を条件にして欲しいです。先生たちも見通し持つのが難しいと思います。

○ 崇仁保育所保護者が、昨年4月に移管について人権救済申し立てをしています。この件はなぜ説明してくれないのですか。移管に関してすごく不安があり、京都市に言っても仕方から弁護士会に言うということでニュースにもなっています。たぶん今でも検索したら出てくるはず。保護者が心配し、今から聚楽で行う移管のプロセスを経た結果が人権救済申し立てだったということです。

⇒ 崇仁保育所の場合は、移管の結果ではなく、移管先法人が決定する前に人権救済申し立てをされました。

○ 選定する前にそもそものプロセスがおかしいということですね。

○ 聚楽では、そのプロセスを今から行います。今から経験することについて、崇仁では人権

救済申立てになりましたが、聚楽ではそうなって欲しくありません。そういった事例を紹介してくれると思いましたが、いつまでも説明してくれません。最低限情報を全て出してから話をしてくれないと、事後に気づくことになり、ちゃんと教えてくれていれば、その部分をケアできたのという後悔につながります。

- 保育士の条件について、5年以上経験のある方が1/3となっていますが、聚楽には13名担任がいます。ざっと計算すると、13名のうち7年以上やってる方が3名以上、乳児経験のある方が2人いる。要は保育士経験者が5人いることにはなりますが、8人が未経験、新卒でも良いと読めます。
- ⇒ 良いとは書いていませんが、新卒も可能です。
- 現在の聚楽において、8人が新卒になった場合、保育できますか。
- 各クラス1人以上新卒がおり、あとは2～3年もしくは5年経験のある保育士がいるかといった状況になります。そのような条件になっているにもかかわらず、京都市としては、今の聚楽の保育を引き継ぐことができ、不安が最小限になると言われています。計算が間違っていたら申し訳ないので、計算が合っているのか教えてください。
- ⇒ 13人が正しいという前提で計算したら良いですか。
- それで良いです。
- ⇒ 1/3以上なので、8人か7人になるか正確には分かりませんが、そういうことになっても、基本事項としては問題ありません。
- ですよ。
- ⇒ はい。実際に保育を考えていくうえで、新卒がそれだけ多い状況で運営されれば、法人側としても厳しいので、それはないと思います。
- そうするべきではないという話ですか。そうであれば、1/3という条件を変えてください。
- ⇒ 実際に、一定の最低条件はこういう形でさせていただいています。園運営において、それだけ多くの新採を配置し、保育園運営できるかという点、非常にしんどいと思います。
- 崇仁の移管先法人の本園について、保育士の平均勤続年数は5年ですね。
- ⇒ そうです。
- 5年というのは経験年数ですか、勤続年数ですか。
- ⇒ 経験年数です。
- 主任は入っていますか。主任保育士を含み、園長を除いて5年ですか。新卒と主任保育士でも、値は出てますから。実際それで運営してる園もあると思います。新設の園はなおさらですよ。
- ⇒ 新設園では、多いかもしれません。
- 新設園でも申請できますよね。
- ⇒ ただし、新設園だからと言って新卒ばかりになるとは限りません。現状の一定の条件をクリアし、保育士を確保してもらいます。
- 制度設計の話をしています。可能性としては、1/3を新卒でまかなうこともできるわけですよ。
- ⇒ 制度的には可能です。
- そこで条件を設けないと、保護者の不安は拭えません。新人の保育士でも、やる人はちゃんとやりますけど、保育については、先ほど言われたように人と人の中で作っていくものなので、経験年数や専門性が大事です。専門的に色々勉強し、新しい知識を学んできていることに加えて、現場での経験年数が大事だということは常識です。経験のない保育士が多ければ、それだけ不安になるというのは当然だと思うので、やはりそこには縛りをかける必要があると思います。
- ⇒ 御意見として、おっしゃっていることは分かります。

- でも、現状で大丈夫とおっしゃるんですね。
- ⇒ 基本的には最低限クリアしてもらい必要がある条件とっております。
- その最低限を今から上げてもらえないのですか。勤続年数も経験年数も上げて欲しいです。今回の募集要項において、最低ラインを上げていただかないと、最低ラインで良いと考え、新卒8人で保育されたら、良い話ではありません。
- ⇒ そこはまだ検討の余地があると思います。
- 選定部会で検討ですか。
- ⇒ そういう意見も選定部会で紹介させていただきます。
- さすがに新卒ばかりはないと思われるのかもしれませんが、保育士不足の中で経験のある保育士を確保できるのか、経験の浅い人を集めてくることも十分に考えられ、新卒や経験1～2年の保育しが来る可能性も十分あると思います。
- ⇒ おっしゃってることは分かります。
- 前向きに検討するのが1園で考えているが3園です。
- 可能性が高いのが今1園しかなく、そこが8人新卒で行きますと言えば、我々はそれを止められない状況に追いやられています。そうなって欲しくないで、色々お願いしています。新卒が8人では運営が難しいと思われるのであれば、基本事項の1/3という条件について、1/2にするなり2/3にするなり、条件を引き上げていただきたいです。
- ⇒ おっしゃってることは十分理解しています。今後の検討課題として、しっかりと受け止めたいと思っております。
- 京都市の立場に立てば、この条件は上げたくないですよね。それこそ保育士不足と言われている中で、このハードルを上げれば、保育士の確保ができなくなります。修学院の移管先法人は、三者協議会が何かのときに、保育士が確保できないということを少なくとも1回は言われていますよね。
- ⇒ 途中状況の報告でした。
- もちろん最終的には揃ったという話ですが、このままだと移管を受けられないかもしれないという内容を法人が発言されたと聞きました。もちろんこの条件を上げれば、保育士確保がさらに厳しくなるかもしれないので、上げたくないという思いもあるでしょうが、保護者としては、やはり新卒ばかり集められても敵わないので、それぞれの分野を修めた人を条件にして欲しいです。乳児保育経験はどれぐらいを想定されてるんですか。
- ⇒ 乳児は今少なくとも3人書いています。1人は一定の経験年数は書いてると思います。
- 乳児保育経験の年数は書いてないですね。
- ⇒ 3人のうち1人は一定の経験年数を求めていると思うかと。
- 乳児保育経験の年数は書いていないですね。
- ⇒ 乳児か。
- 1日2日だけでも、乳児保育経験と数えようと思えば数えられるわけです。
- ⇒ すみません。
- もちろん具体的な縛りについて、たとえばキャリアアップ研修の乳児保育の分野を修めるなどの指標もあると思います。
- ⇒ その点は先ほどもお聞きしました。
- ぜひそこは年数をしっかりとって欲しいです。
- キャリアアップ研修を受講すれば、処遇改善されるので、法人にとっても良いと思います。
- ⇒ その点も踏まえて、検討していきたいと思っております。
- 意見を聞いてくれるように記載されていますが、保護者は何かしら思いを持って説明会に集まっていると思います。意見をたくさん書いたとして、どのぐらい反映してもらえるのですか。少数意見だったら回答するだけですか。何も意見のない人が多く、たくさんの意見を出した人が一部だった場合、少数意見という理由で看過することになるのですか。

- ⇒ どの程度の御意見があるかも分からず、意見の内容にもよると思うので、現時点で先ほども言いましたが、どの程度反映するかはお答えのしようがありません。ただ意見そのものについては、個人が特定されるような表現は避けさせていただいたうえで、基本的には全て選定部会で紹介したいと思います。その後、選定部会で検討していただくこととなります。
- 選定部会には全部の意見を紹介するのですか。
- ⇒ 基本的にはそうと思っています。
- 先ほどのどれだけ意見が反映されるかの一つの参考になると思いますが、平成28年度に保護者会全体で意見書として、30項目とか40項目出していました。
- 質問書ですか。
- 質問書です。
- 160項目です。
- 160項目あり、この基本事項に反映されてる箇所は1個だけだと聞いています。
- それは違います。選定部会で意見書を出しましたが、それは募集要項に対してです。移管後の運営に係る基本事項の保護者版を作り、選定部会で諮ってもらいましたが、ほぼ全否決でした。
- ⇒ そんなことはないと思います。
- 一昨年の崇仁保育所に係る選定部会の中では、崇仁の保護者アンケートを取りました。アンケートの内容が選定部会で報告される時、保護者が答えたそのままの意見が提示されたわけではないと聞いています。
- ⇒ アンケートがいくつ出てきて、どこまで出したという記憶がありません。
- 要は保護者の意見がそのまま選定部会で紹介されたわけではなく、たとえばマイナスの意見を書いたら取り上げられなかったと聞きました。その人が何を書いたが知りませんが、アンケート自体が若干恣意的だったのではないですか。
- ⇒ 前回の話ですか、崇仁の話ですか。
- 崇仁の話です。
- ⇒ 聚楽については、基本的には全て紹介するという話をさせていただいています。崇仁でのことは、私も確認しないと分かりませんが、今回については、100個200個出されても、そのまま出す予定をしています。
- 児童館の保護者には、意見を聞く必要ないのですか。
- 私も児童館すごく不安です。
- ⇒ 児童館についても質問書いただければ、お答えさせていただきます。
- 児童館の保護者に意見を聞かないのですか。
- ⇒ 児童館の説明会は7月6日に開催されました。
- ありましたが、意見を聞くという話にはなりませんでした。
- ⇒ 質問されたというようなことはお聞きしておりません。
- 質問しましたが、保育所のような形で、アンケート提出とはありませんでした。
- ⇒ 意見交換もしないので、そういう部分はありません。
- それはおかしいのではないですか。
- ⇒ それも意見として挙げていただければ結構です。
- 保育所の移管に、児童館の指定管理の募集要項を合体させただけですか。
- ⇒ そうですね。
- それはおかしいでしょ。
- ⇒ おかしいとはどういう意味ですか。
- 選定部会でもおかしいって言われていました。
- 公設民営のものを民設民営にするわけですか。
- ⇒ そうですね。

- 指定管理者の選定とは次元が違うのではないですか。
- ⇒ 次元は一緒です。
- そう考えると。
- ⇒ 質問が尽きないので、それはまた質問として選定部会でもしっかりと回答させてもらいたいと思います。
- 以前も言いましたが、次の選定部会で全く違う募集要項が出されたら、意見を言えません。
- ⇒ はい。
- 保育所と児童館を一体的に運営できる法人を募集するための募集要項を作るのではないのですか。
- 児童館の運営について何も書かれていないのはなぜですか。本来そういうものは書いておくべきではないですか。
- 共通編の9ページ、候補者の選定に当たっては、「2 保育所編」及び「3 児童館編」に記載のとおりって書いてありますが、児童館編のどこにも、市営保育所選定部会の審査を行うなんて書いていません。
- ⇒ 児童館編に記載がないということですか。
- これはもう突貫工事で、何かを合体させたというのが分かります。具体的なものになっておらず、する気もありません。
- 共通編にしても、保育所のことしか書いていません。たとえばこれ様式Dについて、市営保育所の申請と書いてあり、校正もせずに出しています。我々が指摘しなければ、法人はどう解釈するのでしょうか。望ましい方法をちゃんと考えないと、とにかく保護者は不安です。児童館は18歳までの利用できる施設であり、保育所の卒所後も利用するので、地域全体に影響があることを踏まえて取り組んでもらいたいと思います。
- ⇒ 本来であれば、たくさん来ていただいたので、皆さん一言ずつ御意見が聞けたら良かったと思っておりますが、このような時間になってしまい申し訳ありません。不安に思っておられる思いなどアンケートに書いていただきながら、ここでお伝えできなかった部分はまたお答えできる範囲お答えするとのことですので、またアンケートに書いていただくということで今日はここで終わりにさせていただきたいと思います。
- 最後に質問事項を、まだ追加があると思います。
- ⇒ 今日はここで終わりにさせていただきたいと思います。長い時間ありがとうございました。

令和元年7月17日

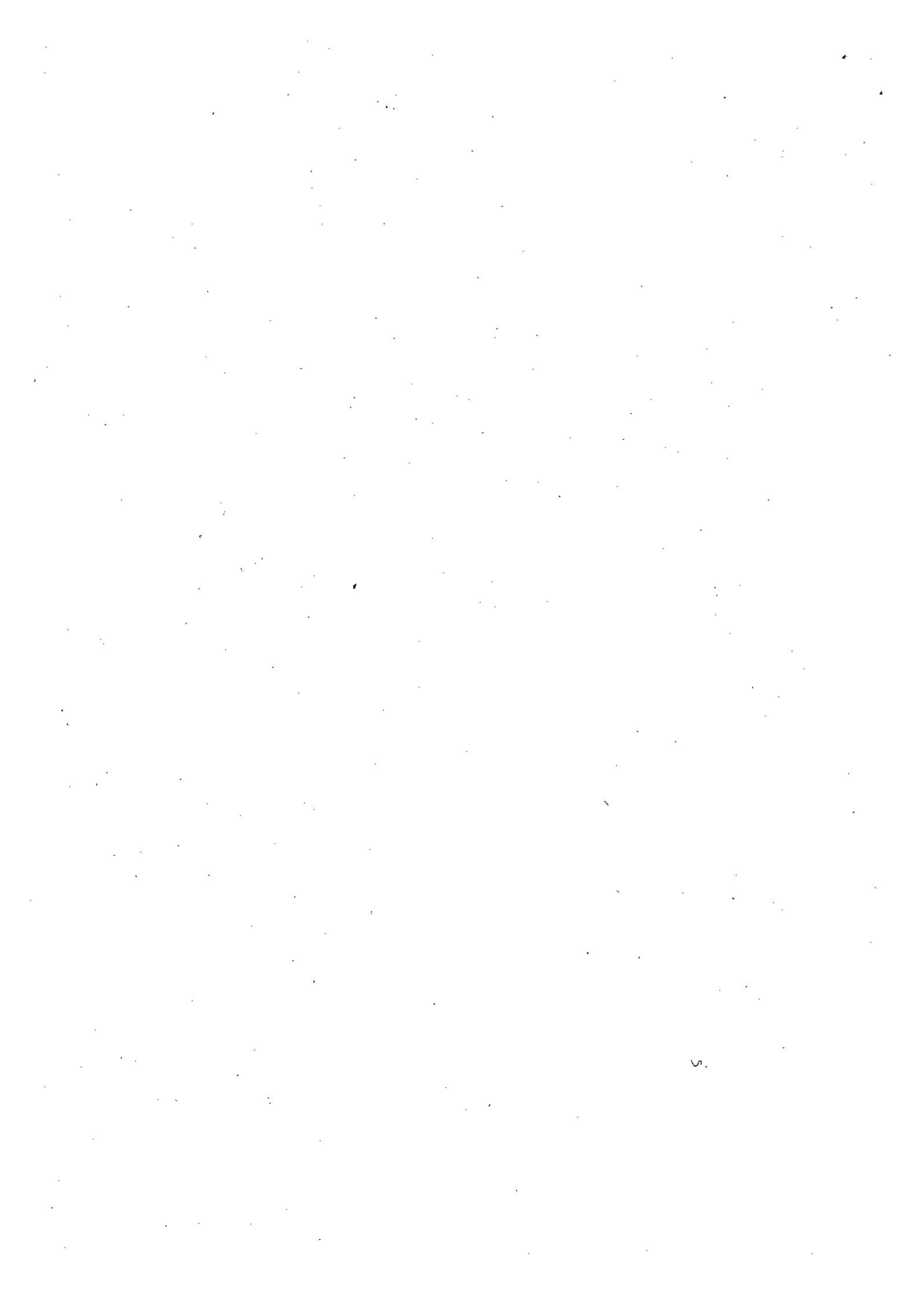
聚楽保育所保護者の皆様

京都市子ども若者はぐくみ局
幼保総合支援室公営保育所業務推進課長

令和元年度京都市聚楽保育所移管先法人等兼京都市じゅらく児童館受託者の
選定に係る募集要項（案）に関する御意見について

日頃は、本市の保育施策及び保育所運営に多大な御理解と御協力をいただき、
誠にありがとうございます。

標記の件につきまして、別添のとおり、皆様からいただいた御意見を取りま
とめましたので、お配りします。



令和元年度京都市聚楽保育所移管先法人等兼京都市じゅらく児童館受託者の
選定に係る募集要項（案）に関する御意見の集計結果について

1 実施期間

令和元年7月2日（火）から7月10日（水）まで

2 対象者

京都市聚楽保育所に在籍する全児童の保護者

（※世帯単位で実施のため、きょうだいが入籍している場合でも1通のみ回答）

3 実施方法

封筒に封緘のうえ所長又は副所長に直接提出

期日までに提出がない場合は、所長又は副所長から個別に声掛け

4 実施結果

(1) アンケート提出世帯数

38世帯／83世帯（45.8%）

(2) アンケート提出世帯のうち、意見を記載している世帯数

32世帯／38世帯（84.2%）

5 意見の内容

別紙のとおり。

6 別紙の説明

提出のあったアンケートごとに質問・意見を記載しています。

質問については、回答（「⇒」）しております。

幼保総合支援室において、要望又は意見と判断したものについては、「⇒意見」としてしています。

なお、いただいた質問等については、そのまま入力しており、訂正しておりませんが、個人情報に係る記載や御本人から記載しないよう要望があった意見については、記載していません。

また、回答については、「市営保育所移管先選定部会」を「選定部会」とするなど、語句を省略させていただいている場合がございますので、御了承いただきますようお願い申し上げます。

問1について

- 1 保育所と児童館併せての移管なのに児童館の運営経験のない法人でも募集可となっていたり、保育所と児童館で審査内容に差がある点が非常に不安です。

⇒ 京都市における児童館は、公設・民設の違いはありますが、何れも民間事業者に運営していただいています。

同様の利用料金を徴収し、基準条例に基づく同様のサービスを提供していただいております。事業運営面における差異は基本的にないことから、京都市児童館指定管理者募集要項を準用することとしていますが、先日の選定部会での意見を踏まえ、指定管理者選定委員の意見も聞いていきたいと考えています。

- 2 市はなぜ児童館の運営経験を必須項目にしなかったのですか？

- 3 児童館は運営経験のない法人でも、問題なく運営できるとお考えですか？

⇒ 準用する京都市児童館指定管理者募集要項においては、経験の有無を条件としていません。

- 4 児童館の選定も移管後はずっと同法人で変更できないのなら、少なくとも保育所と同等の基準で審査を行うのが妥当ではありませんか？

⇒ 移管後は、ほかの民設児童館と同様に1年ごとの契約となります。また、委託元の責任において、必要に応じた運営面の指導を行っていきます。

- 5 三者協議で解決できない問題にはどう対応するのですか？

⇒ 移管に関することについては、三者協議会において、保育園の保育の内容や運営等に関して、解決に向けて協議しています。その他個々の状況に応じて法人と保護者との直接の話し合いや本市が内容を確認することにより、対応していくものと考えています。

- 6 申請資格について(1)

申請資格に保育所の運営経験年数が記載とされていないのは不適切です。記載されていない理由を説明してください。保育所関連の運営経験を義務付けていることから、保育の経験についての必要性は理解されていると思います。そうであれば、最低限0歳児から5歳児までの6年間の保育を経験が必要なはずで、6年以上の運営経験年数を申請資格に加えてください。

運営実績2年の法人を移管先として選定した崇仁保育所では人権救済申請が申立てられています。これでうまくっているというとは到底思えませんし、このような状況には陥りたくありません。その点も含めて、記載しないで問題ないという理由を説明してください。

⇒ 民間移管においては、「移管後の運営に係る基本事項」の遵守を求めており、経

験年数にかかわらず、内容が遵守できるのであれば問題ないものと考えています。
なお、崇仁保育所の保護者から京都弁護士会に対して、人権救済の申立が提出されていることは事実ですが、崇仁保育所の移管先候補者の選定が始まる前に提出されたものであり、運営実績が短い法人が選定されたことを以て、人権救済の申立が提出されたものではありません。

7 申請資格について(2)

運営資格に認定こども園と認可幼稚園が記載されているのは不適切です。記載されている理由を説明してください。

認定こども園、認可保育園の運営では、0～2歳児の保育経験がありません。このような法人に産休明け乳児を預けるとするのは非常に不安です。何か事故が起こった場合に、京都市が責任をとれるのですか？こちらにも回答を必ずつけてください。今まで事故が起こらなかったということは何の保証にもなりません。少なくとも乳児の保育経験がある法人に限定することで、事故が生じる確率を下げるというのが当然です。大阪市では、認可保育所もしくは保育所型認定こども園及び認可保育所から移行した幼保連携型認定こども園ということで、幼稚園等の運営経験しかない法人は排除されています。京都市は、大阪市の条件が不適切だという判断をしているという理解で正しいでしょうか？こちらにも回答をつけてください。

⇒ 認定こども園として運営することも可能であることから、学校法人も移管先の対象となるため、申請資格として認定こども園と認可幼稚園を含めています。

なお、これまでに乳児保育経験の無い法人に民間移管した実績があり、丁寧な引継ぎ・共同保育を行うことで、乳児の保育を引き継ぐことができると考えられることから、認定こども園と認可幼稚園を申請資格に加えることに問題はないものと考えています。

また、事故が起こった際の責任は、引継ぎ・共同保育の実施期間において、状況によって責任の所在が異なるものであり、誰が責任を取るのか回答することはできません。

他都市と本市が全く同じ条件で民間移管をする必要はなく、認可幼稚園や幼稚園型認定こども園のみを運営する法人に応募を認めないといった条件を付す予定はありません。

8 申請資格について(3)

申請資格に児童館関連の運営経験が一切明記されていないのはおかしいです。記載がない理由を説明してください。そして、児童館の運営経験が3年以上あることを条件に入れてください。これは、多くの児童が3年生まで学童クラブを利用することが根拠です。

⇒ 準用する京都市児童館指定管理者募集要項においては、経験の有無を条件としていません。

9 園舎の建替え又は修繕について

園舎の建替えについて、現在の広い園庭が縮小されることが大変不安です。園舎の建替え・修繕について、第三者協議会での合意が必要であることを確認させてください。また、建替え時期について、第三者協議会が存続中でなければその内容保護者が介入できなくなる可能性が高いですので、補助金の交付期限を設けて第三者協議会が存続中に建替え・修繕の計画が出されるように制度化してください。

⇒ 意見

10 候補者の選定方法について(1)

選定方法において「総合的に」とあるがこれは配点に基づく判断なのですか？確認させてください。前回の選定部会で部会長が、理由をつければ点数の合計と異なる判断になることもありうるという、恣意的運用がいくらでもできる話を出していましたが、そのようにならないことを明記してください。必ず回答をお願いします。もし、このような恣意的運用を想定するのであれば、配点評価方法は無意味なものに成り下がります。その場合は、配点評価方法を破棄するということが正しいでしょうか？こちら確認の回答をお願いします。

⇒ 配点に基づく判断となります。前回の選定部会において、部会長は、そうしたことをすると公平性が保てないと思うという旨の発言をされたものです。そのため、配点に基づく判断以外をすることはありません。

11 候補者の選定方法について(2)

配点評価方法を用いる場合、保育所の評価点数と児童館の評価点数が互いに悪影響を及ぼす問題が、選定部会でも指摘されていました。この問題についての対処方法を説明してください。

⇒ 今後、選定部会において議論していくこととなります。

12 候補者の選定方法について(3)

書面審査、実地審査において点数をつけるにあたり、その点数の基準と点数を付けた理由を明記するようにしてください。今回の評価は公開されるものですので、その評価が適切なものかは後から検証できるものでなければ意味がありません。それができないのであれば、できない理由を明記し、恣意的な運用が可能であることを明言してください。

⇒ 移管先候補者の選定後、審査項目ごとの得点及び評価した点を公表することとしております。

なお、点数の基準については、審査に係る影響を踏まえ、公表しておりません。

13 基本事項(聚楽保育所)・基本(1)

移管後の運営に係る基本事項（聚楽保育所）の委託契約上の位置づけを教えてください。また、委託契約において、この基本事項を別紙として契約に組み込み、契約上でも順守することへの法的拘束力を持たせてください。

⇒ 聚楽保育所については、民間移管後、民設民営で運営していただくことになることから、本市と委託契約を締結することはありません。移管後の運営に係る基本事項については、移管先法人等と本市において、締結する協定に盛り込む内容となります。

14 基本事項（聚楽保育所）-基本(2)

聚楽の状況は移管の話が持ち上がる 2015 年度以前の状況を含めて参考にするべきです。少なくとも、2016 年度からの 3 年間の状況だけを聚楽保育所の状況とするのは間違っています。最低でも過去 5 年間の状況を確認しそこから条件が悪化しないことを明記してください。

⇒ 保育の内容については、年々変わっていくものであり、民間移管に当たっても、移管前年度の保育の内容を引き継ぐこととしております。2016 年度からの 3 年間の状況を参考としたり、過去 5 年間の状況を確認するといったことはありません。

15 基本事項（聚楽保育所）-運営について

認定こども園として運営することを認める理由を教えてください。現在の保育との変化を最小限にするなら、認定こども園にして仕組み自体を変えてしまうことはその理念から大きく外れるものですので、除外してください。もし、それができないのであれば、移管して認定こども園としたときに保育が大きく変化しない理由を根拠をもって説明をしてください。必ず回答してください。子ども園とすると、京都市からの委託ですらなくなり、保育の内容は法人の一存で決まる恐れが高まります。責任を市が担保しなくなるのですが、それを望んでいるのですか？

⇒ 認定こども園として運営することで、1号認定の子どもを受け入れることができ、保育所を利用している児童の保護者が離職する等、保育の要件を満たさなくなった場合であっても、1号枠に振り替えることにより、退所することなく保育を継続することができる等、利用者にとってのメリットが大きいことから、認定こども園としての運営を認めることとしているものです。保育の内容の決定については、保育所であっても、認定こども園であっても最終的には法人が決定するものでありますが、これまで市内で認定こども園に移行した保育園において、2号・3号認定の児童に対して、保育内容を変更した事実は聞いておりません。

16 基本事項（聚楽保育所）-定員について

聚楽保育所の児童の受入れについて、受入れの割合加えて人数についても過去の聚楽保育所の状況を引継ぐように明記してください。特に、受け入れ人数を過去 5

年間の最大人数を超えないように条件化してください。これは、法人が、委託料の増額を狙って児童数をむやみに増員して、個々の児童への配慮が不足することになる不安を解消するためです。

⇒ 意見

17 基本事項（聚楽保育所）-費用負担について

保護者への費用負担を求める場合の条件として、三者協議会における協議がありますが、三者協議会における合意に変更してください。現状では、協議をすれば、その結果を問わずに実施可能となっています。これは、保護者を無碍に扱う法人への抑止力として成立しません。

⇒ 意見

18 基本事項（聚楽保育所）-施設長について(1)

民間保育園の平均勤続年数 24 年（保育士のキャリアアップの仕組みの構築と処遇改善について）、もしくは京都市営保育所所長の平均勤続年数のどちらかを基本の条件としてください。

市営保育所の保育を引き継ぐのであれば、市営の保育所と同等の勤続年数を求めるのは当然です。また、民間園として考える場合でも、一般的な民間園が達成できている施設長の条件は達成するのは当然です。

⇒ 意見

19 基本事項（聚楽保育所）-施設長について(2)

社会福祉事業の「経験」とは何を指すのか説明してください。正規雇用の常勤のみを想定しているのですか？パートなどでもよいのですか？従事していた業務が運営管理などの事業に係るものに制限するのですか？この文面では、清掃業務でも可能と読み取れますが、それは正しいですか？

⇒ 福祉に関する相談援助の業務を想定しており、雇用形態等についての区別はしておりません。

20 基本事項（聚楽保育所）-施設長について(3)

保育経験 12 年以上としているが、どのような「経験」を指すのか説明してください。常勤で担任を 12 年間持っているのと、週 3 回夕方ヘルプに入っていた経験を同等とは考えられないですが、どのような想定をしていますか？

⇒ 認可保育所（認定こども園を含む）で保育を実施している期間が 12 年以上であれば、その内容については問いません。

21 基本事項（聚楽保育所）-施設長について(4)

施設長 3 年以上としているが、どのような「経験」を指すのか説明してください。

常勤で実働の勤務をしていた経験と名前貸しが同様の経験とは考えられません。

⇒ 認可保育所（認定こども園を含む）の施設長を3年以上勤めていることを条件としており、雇用形態等についての区別はしていません。

22 基本事項（聚楽保育所）-施設長について(5)

管理職務の経験を必須条件に入れていない理由を説明してください。移管後で初顔合わせになる職員も多い中、施設長すら初の管理職であれば、移管後の保育は混乱が生じることは避けられません。その影響を一番に受けるのは子どもたちですので、そのような状況にならないように、管理職経験があることを施設長の条件に追加してください。

⇒ 基本事項に定める施設長の要件を満たせば、施設長として十分に業務に従事できるものと考えております。

23 基本事項（聚楽保育所）-保育士について(1)

保育士等として経験10年以上とありますが、どのような「経験」を指すのか説明してください。担任をもって10年間保育にかかわってこられた方と、パートでヘルプに入っただけ、資格取得後は別の業務をしていた方が同じ経験値を積んでいるとは到底思えません。

⇒ 保育士等としての経験を指しており、雇用形態等についての区別はしていません。

24 基本事項（聚楽保育所）-保育士について(2)

「乳児保育経験がある」とは何を指すのか、期間が明記されていない理由を説明してください。目を離した際に重大事故に繋がりがねない乳児保育において、1日でも実績があればOKということですか？

また、乳児保育については産休明けからの保育を実施することが条件となっていますが、多くの保育所では生後半年以降からしか受け入れをしておらず、生後57日以降の乳児の保育経験がない可能性が高いです。その場合、重大な事故が発生する可能性が高いですので、1名以上は産休明け保育の3年以上経験があることを条件に加えてください。また、京都市が実施するキャリアアップ研修において、研修種別：乳児保育での保育士等キャリアアップ研修を修了していることを条件に加えてください。この研修は、京都市が民間の保育士に必要と判断して実施している研修ですので、移管後の保育士が各分野での研修を修了しているのは当然のはずです。

⇒ 乳児保育経験について、経験年数は問うておらず、乳児保育に携わった者であれば、経験のある者になります。

産休明け保育については、これまでに乳児保育経験の無い法人に民間移管した実績があり、丁寧な引継ぎ・共同保育を行うことで、乳児の保育を引き継ぐことができると考えられることから、問題はないものと考えています。

キャリアアップ研修については、市が指定する市営保育所職員研修の出席で十分に職員の育成に繋がるものと考えております。なお、キャリアアップ研修についても、可能な限り、出席いただくことが望ましいと考えております。

25 基本事項（聚楽保育所）-保育士について(3)

移管後の保育で生じる様々な課題に対応する必要がありますので、京都市のキャリアアップ研修の全種別の研修を、いずれかの保育士が修了することを条件に追加してください。

⇒ 意見

26 基本事項（聚楽保育所）-保育士について(4)

現在の聚楽の担任は、13名ですが、保育士についての条件を勧案すると、経験7年以上が3人（1人乳児経験）、経験5年以上が2人（2人乳児経験）で残りは条件なし、つまり新卒が8人でも問題ないということで正しいですか？正しい場合、新人が8名で10名が初顔合わせの状況で、聚楽保育所の保育を引き継げる根拠を示してください。

⇒ そのとおりです。引継ぎ・共同保育として、前年度から7名の保育士（園長・調理員を除く。）に従事いただくとともに、移管年度は市の職員が最長1年間残ることから、十分に引き継ぐことが可能であると考えております。

27 基本事項（聚楽保育所）-引継ぎについて(1)

日数は指定されているが、これは必ず1日中いるという認識で正しいですか？その日に聚楽保育所に顔を出せば問題ないとされると適切な引継ぎができるとは思えません。

⇒ 時間については、市の職員と同様、7時間45分としています。

28 基本事項（聚楽保育所）-引継ぎについて(2)

引継ぎ人数はいずれも一名としていますが、引継ぎを行う保育士さんが退職をす不安がありますので、二名以上に変更してください。法人側は異動に関する権限はありますが、退職を阻止することはできません。実際に、引継ぎ担当が早期に退職された実例もあります。これを回避するには、複数名での引継ぎが必須です。

⇒ 意見

29 基本事項（聚楽保育所）-職員の育成について

市営保育所職員研修に出席することと記載されていますが、これは義務付けという理解で正しいですか？もし、保育士さんが参加しなかった場合、その保育士さんは聚楽保育所で勤務する資格を失うという認識で良いですか？

⇒ 基本事項において、「当分の間は、市が指定する市営保育所職員研修に出席す

ること」を規定しており、研修の対象となる保育士又は調理員がいる場合は、参加していただくこととなります。研修に参加されなかった場合は、その理由により、今後の対応を検討することとなりますが、直ちに聚楽保育所で勤務する資格を失うということは考えておりません。

30 基本事項（聚楽保育所）-第三者評価について

第一回選定部会でも指摘があった通り、移管前後での保育所の状況を判断する材料に第三者評価を活用するため、移管前での聚楽保育所の第三者評価を必ず受審してください。また、比較のため、同じ項目での移管後の第三者評価を受審することを明記してください。そして、比較により移管前から劣化した項目があった場合に早急（次年度中）に改善することを法人に義務付けてください。

⇒ 意見

31 基本事項（聚楽保育所）-三者協議会について

別表5にある保護者の構成について、各クラス1名以上に変更してください。興味・関心がある保護者はどなたでも参加できる開かれた協議会であるべきです。

⇒ 意見

32 基本事項（聚楽保育所）-情報開示について

保育所の運営状況、法人の経営状況等の情報は保護者に対して情報開示を義務付けてください。京都市からの委託料が適切に保育所に使われているかを検証する仕組みが必須のためです。

⇒ 意見

33 基本事項（聚楽保育所）-遵守状況の検証について

京都市が行う検証について、保護者の求めに応じて検証を実施することを明記してください。保育の状況を感じることができるのは子どもと保護者しかいませんので、その保護者が必要と判断した場合には、京都市が検証を行う必要があります。

⇒ 意見

34 基本事項（聚楽保育所）-障害児保育・配慮の必要な子どもの受入れについて

基本として、聚楽の状況は移管の話が持ち上がる2015年度以前の状態から参考にすべきです。すくなくとも、2019年度の状況だけを聚楽保育所の状態とするのは間違っています。それを前提として、聚楽保育所がここ5年間で受け入れていた加配が必要な児童数、障害児の人数、障害の程度を把握していますか？そして、移管後の保育所に、配慮の必要な児童、障害児を同数以上、同程度受け入れを義務付けますか？

聚楽保育所では、昨年度まで車椅子のお子さんが通所していました。それ以前に

も筋ジストロフィーのお子さん、全盲のお子さんも通所されていました。このように大きなハンディがあるおさんは今後も保育所に入所を希望されます。そのようなおさんを受け入れることを移管後の保育所にも義務付けてください。

障害児保育は非常に重要で、市営保育所の18%が障害児と言われており、現状でも民間の保育園には行き場のないおさんが市営保育所に集中している状況です。そんな中で、市営の保育所を民営化するのであれば、その役割を引き継ぐのは当然です。市営保育所において、配慮の必要な児童が多くなりすぎて運営に苦勞している状態で、市営の保育所を減らして、行き場をなくしたおさんはどうしたらよいのですか？市営保育所で無限に受け入れるのでしょうか？必ず回答してください。

⇒ 聚楽保育所が直近5年間で受け入れた障害児の状況は把握しております。障害児の受入れに当たっては、各保育所の定員や人員体制、障害の程度等によって、各保育所において総合的に判断する必要があり、市営であっても民間であっても変わりはなく、受入を義務付けることはできません。

本市としては、障害のある子どもの受入れについて、子どもにとって最も望ましいのは、障害の有無にかかわらず、子どもがそれぞれの地域で育っていきることであり、このような幼児教育・保育環境を実現することが本市の目指すべき方向性であると考えています。保育利用児童の9割以上が民間保育園を利用し、現に障害のある子どもの約8割を民間保育園が受け入れているという本市の状況に鑑みても、市営保育所でしか障害児を受け入れられないという認識、あるいは、その状況が将来にわたって継続することを前提とすべきではないと考えています。

問2について

- 1 全体的に市営保育所の役割が失われるこの損失を過小評価しているのではないかという印象を受けます。
⇒ 意見
- 2 希望的観測や、根拠のない楽観で話を進めず、移管法人の機能不全やモラルハザード等の不測の事態が起こる場合まで想定して移管の枠組みを決めてほしいです。
⇒ 意見
- 3 すでに移管した保育所で移管後起きた問題の事例をフィードバックした上で、ちゃんと対策してほしいです。
⇒ 意見
- 4 何より、誰も義務や責任を負わないまま、子どもたちにしわ寄せが行くのは絶対に避けてほしいです。

⇒ 意見

5 民間移管における児童館の扱い

今回の民間移管について、児童館の運用は民間委託であり、指定管理のではないという理解で正しいですか？

⇒ 指定管理ではなく、業務の委託となりますが、事業を民間事業者に運営していただくという点においては変わりありません。

6 民間移管における児童館の移管の募集要項条件

説明会において、児童館の選定基準を指定管理と同様にしており、5/13の指定管理者選定委員会にて選定する旨を話していましたが、これはここから1年先の指定管理のみの話です。児童館の民営化とは全く別件の話であり、さも地続きであるように話をするのは、話のすり替えです。まず、今回の指定管理者選定委員会が非公募であれ選定しているのは、来年1年間だけの法人であるということで正しいですね。確認になりますが、必ず回答してください。

⇒ 5/13の指定管理者選定委員会で審議していただいたのは、今年度に募集する指定管理先の募集要項です。この度の令和3年度のじゅらく児童館の受託者は、5/13に審議した「京都市児童館指定管理者募集要項」に準じて募集を行うことを考えています。

次に、この指定管理者選定委員会を通じて決定される指定管理者と、令和3年度4月からじゅらく児童館を運営する法人が同一にできる根拠を示してください。

⇒ 令和2年度末までの指定管理者が、令和3年度のじゅらく児童館の事業の児童館事業の受託者募集に応募することについては、令和2年度までの指定管理者自身が決定することであり、また、応募された場合にあっても受託者として選定されない可能性があるため、「同一にできる根拠」はありません。

さらに、令和3年度4月からじゅらく児童館を運営する法人の選定条件を示してください。これは、令和2年度4月から指定管理を受ける法人の選定条件とは別物になるはずですが、単純に、指定管理と民間運営で委託される内容が異なるからです。特に、令和3年度4月からじゅらく児童館を運営する法人については、無期限かつ施設の譲渡を含む事業者により有益なものです。指定管理で5年ごとに公募によるチェックを受ける指定管理とは全くの別物であることは明白です。

⇒ 令和3年度からじゅらく児童館を運営するに当たっての条件は、令和2年度末までの指定管理者を選定する際の条件に準じることを考えています。

指定管理とは、本市の建物において本市の事業を運営する際に用いるものであり、今回は、保育所の民間移管に伴い、本市の建物ではなくなるため、指定管理の方法によらず事業の受託者を募集するものです。

指定管理としての5年ごとの募集はなくなりますが、事業委託は1年間の委託

になるため、次年度の委託が適切であるかの判断は1年ごとに行っていきます。

令和2年度4月から指定管理によりじゅらく児童館を運営する法人は1年間のみであることを理由に非公募とすることが、指定管理者選定委員会の摘録にも記載されています。であれば、令和2年度4月から指定管理でじゅらく児童館を運営する法人は、令和3年度に児童館を運営する権利を有していません。このことは正しいですか？必ず回答してください。

⇒ 「令和2年度4月から指定管理でじゅらく児童館を運営する法人」が、受託者としての選定を受けないまま当然に令和3年度以降にじゅらく児童館を運営する権利を有することはありません。

そして、令和3年度4月から民間として運営する法人については、その権利を獲得するための選定スケジュールを説明してください。児童館については、令和2年度に指定管理での1年間の運用、令和3年度からの民間への委託による運用と2回の移管先の変更が予定されています。ですので、2回の移管先選定が行われるはずですが、現状、令和2年度で指定管理により選定する法人のことしか書かれていないようにしか読めません。令和2年度の指定管理による運営を1年間行う法人を選定するスケジュールと、令和3年度からの民間運営を行う法人を選定するスケジュールをそれぞれ日付入りで回答してください。日の特定が難しい場合は、何年度何月までの情報は必ず記載して回答をしてください。

⇒ 令和2年度の指定管理者は、12月末までに選定が行われます。また、令和3年度からの受託者の選定についても、保育所移管先法人等の選定と共に今年中に選定が行われます。

万が一、令和2年度4月から指定管理により委託された法人に令和3年度以降の児童館運営を任せようと考えているのであれば、そのことを5月13日の指定管理者選定委員会でその委員全員が理解していること、令和3年度以降の児童館運営のことについて責任をとれることを確認して、制度上の根拠をつけて回答してください。摘録には令和3年度の民営化の選定に関係あることは一切記載がないことを付記しておきます。

⇒ 「令和2年度4月から指定管理でじゅらく児童館を運営する法人」が、受託者としての選定を受けないまま当然に令和3年度以降にじゅらく児童館を運営する権利を有することはありません。

指定管理者選定委員会は、指定管理者を選定するものであり、じゅらく児童館の事業の受託者選定について審議する場ではないものと認識しております。

加えて、児童館運営を無期限で民間に移管するにあたり、令和2年度に指定管理として選定された法人に、令和3年度の児童館運営をさせるのは、非公募での選定となり、5年間の有期委託ですら必要とされている公募選定すら無視することになり、市の裁量を逸脱しています。令和2年度に指定管理として非公募で選定された法人と、令和3年度以降に民間として児童館を運営する法人は無関係であること・何の連続性もないこと・それぞれの委託に選定作業が必要であることを明言してく

ださい。必ず、回答してください。

⇒ 「令和2年度に指定管理として選定された法人」が、受託者としての選定を受けないまま当然に令和3年度以降にじゅらく児童館を運営する権利を有することはありません。

7 民間移管後の委託費の用途について(1)

移管後の保育園運用について、弾力運用を禁止してください。現在の聚楽保育所の運営と同等の保育を実施するために必要な費用が委託費として、法人に支払われており、その費用は移管後の保育園のために使われなければおかしいです。そのため、法人の他の事業に費用を回すことができる弾力運用は禁止してください。

⇒ 意見

8 民間移管後の委託費の用途について(2)

移管後の保育園運用において、委託費の8割を人件費として使用することを条件に追加してください。子どもたちが適切な保育を受けるには、保育士の士気、余裕が必須です。それを維持するために十分な人件費を確保するようにするためです。職員基準定数の条件だけでは、法人が経験の浅い若い保育士を集められた場合に不適切な運用が可能ですので条件としては認められません。

⇒ 意見

9 児童館の運営規模について

児童館の学童クラブ登録規模は同程度を維持しますか？極端な規模の縮小も拡大も今の児童館の保育の質を低下させるものです。縮小も拡大もしないでください。今回の移管がなければ受けられるはずの地域の利益が制限されることのないようにしてください。拡大や縮小を許すのであれば、京都市の政策で地域住民の利益が制限される理由を説明してください。

⇒ 令和3年度以降のじゅらく児童館の受託者には、これまでと同様に地域の実情や学童クラブ事業の利用ニーズに応じ運営を求めていきます。

問3について

1 児童館の利用者でもあるので、児童館の選定についても詳しく知りたいです。

⇒ 意見

2 児童館の選定については、保育所の選定と完全に分けて考えることはできないのですか？

⇒ 保育所と児童館を一体的に所有・運営していただくために、選定を分けることは考えておりません。

3 コストカットの為の移管と聞いていますが、市の保育士採用の公務員の人数や割合は具体的にどのように推移しているのですか。

⇒ 市営保育所で勤務する保育士の人数は、28年度：497人、29年度：454人、30年度：421人と推移しています。

4 7月26日に改定される募集要項（案）について

選定方法など、様々な問題がある募集要項（案）ですので、大幅な修正を京都市側が行う可能性が十分にあると考えています。大幅な変更（条件の変更、文言の10%以上の変更など）が必要と判断された場合には、分かった時点でその内容を共有するとともに、7月8日と同様に新しい内容の説明会を実施し、説明会から3週間以上を準備期間として確保して、第2回選定部会を開かないことを約束してください。今回のスケジューリング自体が適切であるとそちらが判断しているのであるから、全うな内容です。

第2回選定部会が開始されてから大幅な募集要項（案）の変更が発覚するのは保護者に対してあまりに不誠実です。そのような場合には、保護者の求めに応じて、第2回選定部会を中止・延期することを約束してください。

⇒ 現時点において、第2回選定部会までに募集要項（案）の大幅な変更を行うことは考えておりません。

問1について

- 1 移管を進めている最中に、児童館、保育所どちらかで移管先として不適切とされることがあった場合、両方とも移管中止ですか。別々に運営者を探すのですか。
⇒ 京都市聚楽保育所移管先法人等兼京都市じゅらく児童館受託者の決定後、引継ぎ・共同保育期間中のことを指すと思われますが、その期間にいずれかの施設で移管先として不適切とされることがあった場合、その状況を踏まえて、両方を移管中止とするのか、別々に運営者を探すのかは本市が判断して決定します。

「共通編」

- 2 6(1)「移管後の運営に係る基本事項（以下、基本事項）を順守いただけない場合は～審査の対象外とすることがある」とあるが、遵守とは「規則などに背かず守ること」なので、基本事項=遵守事項であれば「審査の対象外とする」と言い切るのが正しいのではないのでしょうか。(4)でも同様に「議決が得られなかった場合・否決された場合」「事業者を選定することが著しく不適当と認められる事情が生じたとき」に「選定しないことがある」というのもおかしい。「著しく不適当と認められる事情」が抽象的すぎてわからない、また、誰がその程度を判断するのが記載されていない。例えば、体罰や同僚へのわいせつ行為があった場合、体罰=教育やしつけに熱心だっただけ、同僚へのわいせつ=対象が成人女性なので児童に対しては問題ないとされてしまうと、審査の対象外となる法人なんてないのではないかと思います。判断基準と判断者の明記をしてください。
⇒ 書類審査の実施前の段階で審査の対象外とするかどうかについては、【様式C】の全てのチェック欄にチェックが無い場合、本市の判断で対象外とします。
また、市会において、議決を得られなかった、あるいは否決された場合は、その理由により、本市としてその後の対応を検討していくことになります。

「保育所編」

- 3 3(1)(ア) 移管前の対象者について園長・主任・クラス担任・調理予定者が各1名ずつとなっているが、産休・育休・介護離職・家族の転勤・退職など、引き継ぎ予定者が不在となるケースは多々あると考えられる。子どもへの影響を最小限に収めるための引き継ぎ保育なので、各1名以上とし、引き継ぎ担当者が引継ぎ中や移管後1年以内に不在となった時点で、「移管延長」あるいは「移管撤回」とするのが妥当だと思います。これが病院だったら、既定の看護師数が揃わなければ診療報酬とれません。引き継ぐ側が事前に必要な研修・引き継ぎを行うのは職業人として当然のこと、それすら行えない法人に移管先になる資格はないと考えます。配慮が必要な児童・障害児の受け入れもそうですが、これまで当該保育所が引き受けた実績のある保育内容を「行える」あるいは「既に行っている」法人しか、引き継げないと思います。まずは京都市の研修・国のキャリアアップ研修を受けたことを証明するところから

ではないでしょうか。そうでなければ「熱意はあります」と口頭で説明されても納得できません。そもそも保育士自体が高度な専門職であり、特に子どもの安全・健康管理は熱意だけで行える甘いものではないことを認識すべきです。

⇒ 意見

4 3(1)イ(イ)頻度が「必要な日数」となっているが、誰が判断するのか？

保護者・京都市・移管先法人の判断が違う場合はどうするのか？

⇒ 必要な日数は、移管後の保育所の状況を見て、保護者や移管先法人の意見も聞いたうえで、最終的に本市が判断します。

5 「※本市職員が定期的に訪問し、保育の状況を確認します」とあるが、誰が訪問するのか？定期的にとはどのくらいの頻度か？何をどう確認するのか？確認してどうするのか？何も記載されていないのはどうしてですか？

⇒ 幼保総合支援室の保育士資格を持つ課長が引継ぎ・共同保育終了後、実際に移管先法人等が保育している様子を見学することで、基本事項に沿った保育が提供できているか確認します。確認の頻度は、その保育園の状況によって異なります。なお、確認の結果は、直ちに移管先法人等に伝えています。上記内容は募集要項本文と同じ内容と考えております。

6 3(2)「児童への影響や保護者の意向を十分に踏まえて～三者協議会を開催」となっていますが、開催してどうするのですか。上記を踏まえて開催するのであれば、「合意するまで話し合うものとする」とか「解決に至らない場合には移管を撤回することもあります」くらいの記載が必要だと思います。

⇒ 三者協議会を開催し、移管に当たっての課題等（引継ぎ及び共同保育の内容、移管後の保育所等の保育の内容、その他移管後の保育所等の運営に関し必要とすること）を協議することで、児童への影響や保護者の移行を十分に踏まえた移管となるよう取り組むこととしています。このため、合意及び解決できるよう取り組むべきだと考えますので、移管を撤回するといった記載は必要ないと考えます。

7 子どもの権利条約 12 条 1 に「自己の意見を形成する能力のある児童が、その児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する」2 に「児童は特に自己に影響を及ぼすあらゆる司法上のおよび行政上の手続きにおいて～直接に又は代理人もしくは適切な団体を通じて聴取される機会を与えられる」とあり、日本は締結国であるのに、なぜ京都市は児童の意見を聞いてくれないのですか？三者協議会は子どもと子供の健やかな成長のために開催されるのでしょうか？だったら、子どもと子どもの代理人である保護者が選定部会に参加できることはもちろん、三者協議会への参加および日時の設定も「参加できる」日にしなければいけないという規則を明記するべきではないですか？移管先法人・京都

市職員の開催しやすい平日の13～15時開催では参加できません。

⇒ 三者協議会の開催日時については、移管先法人等決定後、保護者、移管先法人等及び本市の三者において決めていくこととなります。

また、聚楽保育所の移管に係る選定部会についても、保護者の方が比較的傍聴しやすい19時に開催することとしており、御指摘は当てはまらないものと考えます。

8 4 移管後の運営に係る基本事項の「違反」「重大な違反」とは何ですか？些細であっても、保護者からの指摘があり、京都市が指導・助言を行っても改善しなかった場合は「相当の損害賠償請求を行ったうえで、移管を撤回する」とするのが妥当ではないですか？基本事項の遵守が努力義務程度なら何の拘束力も持ちませんし、保護者の意向どころか京都市の意向すら無視した移管は「保育サービスの多様性」「選抜の自由の幅を広げる」という体裁すら保てません。

⇒ 申請資格を偽る、重大な事件・事故を起こす等、社会通念上著しく不相当と考える事情があった場合に、当該事情において本市が判断します。現在の基本事項の記載で妥当であると考えております。

別紙2

9 評価基準があいまいなのはなぜか？

例えば運営実績2-4における重大事故があったとして、保育士が円滑に救命措置～搬送はしたけど重大な後遺症が残って、管理職が状況説明で嘘をついた場合、何点？現場では円滑に救命措置ができたから2点？重大事故の上、嘘までついている(後の予防策につなげられない)から0点？混在しているから1点？

⇒ 上記の事例においても、選定委員が適切に判断できる評価基準を設けています。

2-14 示されている法令・規範・倫理の内容に問題がある場合はどうなるか？

例えば社則として「休職の理由に関わらず、3か月以内に復職できない場合は自己都合退職とする」という場合、労災・傷病休暇・介護休暇→退職ってひどい職場だと思いますが、「明文化され、周知されている」から2点になるのですか？内容の検討も必要では？

⇒ 遵守すべき法令等については、それぞれの法令等に応じて所管する官公署に届出がなされるべきものであり、内容については、確認されているものと考えております。

3-17 産休明け保育は「行われている」「行われていない」の2択のはずなのに、中間点があるのはなぜですか？

⇒ 評価基準に関わることなので回答できません。

3-18 アレルギーや宗教上の理由で食べられない内容がある場合、除去するだけの対応でもよいのか？代わりの献立が用意されていないと金銭面でも栄養面でも不公平な気がします。

⇒ 評価基準に関わることなので回答できません。

3-19 非正規職員の割合がどの程度だと1点・0点なのかが示されていないのはなぜですか？

⇒ 評価基準に関わることなので回答できません。

3-20 勤続年数には休職期間やパート期間も含まれるのですか？ベテラン・中堅・若手の基準はそれぞれ何年と捉えているのでしょうか？法人との共通認識が必要だと思います。

⇒ 評価基準に関わることなので回答できません。

事業計画 6-45 習い事・特定の教育法・宗教など、対象者によってプラス・マイナスの判断が分かれるものについても、「保護者の要望・社会的ニーズ」で「積極的な提案」であれば2点になるのでしょうか？

⇒ 審査項目「45-1」は、移管対象保育所の状況、保護者の要望、社会的ニーズを踏まえ、特に評価できる内容が示されているか、審査項目「45-2」は、「当該保育所の保育を引き継ぐに当たって積極的な提案が行われているか」、審査項目「45-3」は「様式1～44及び45-1, 2以外に時に評価できる内容が示されているか」によって評価するものとしており、内容によって、いずれかの項目で評価されることになります。

実地審査

10 審査日を告知せずに（抜き打ちで）行わないと、その園の通常の保育が見えないと思います。また、1-5 配慮を要する子供に関して、受け入れをしていなければ減点をするくらいでないとバランスが取れないと思いますがどうでしょうか？そもそも認可園である以上、配慮が必要な子どもの受け入れの必要性を知っているから行っていないのですから、0点ではおかしいです。

⇒ 審査日については、多人数での訪問となり、各保育所の保育の状況（行事等）もあることから、事前に調整することになります。配慮を要する子どもの受け入れについては、利用調整の結果、希望があって初めて受け入れるものであり、必要性を認識していても受け入れが無い場合もあることから、該当者がいないことをもって直ちに減点するという事は考えておりません。

4 開かれた運営

11 園庭解放や遊びの広場など、聚楽保育所と比較して多いか少ないかの充実度で評価すべきではないか？ほぼ毎日行っているじゅらく保育所と、月1～2回しか行っていない保育所が「実施している」という理由で、同等の点数ではおかしい。月何回以上、あるいは当該保育所での実施数の何割という形で評価されるべき。

⇒ 保育園の地域開放や地域コミュニティーへの働きかけについては、実際の取組内容が重要であり、回数で評価すべきものではないと考えています。

別紙 4 基本事項

乳児保育

12 産休明け保育の実施だけでなく、担当者は産休明け保育の経験者(主担任)であることを明記すべきではないですか？

⇒ 丁寧な引継ぎ・共同保育を行うことで、乳児の保育を引き継ぐことができると考えており、必ずしも産休明け保育の経験者である必要はないものと考えています。

費用負担

13 三者協議会で合意したうえで実施するべきではないか？

⇒ 当分の間は、三者協議会において保育の内容の継続性及び基本事項の変更等について調整するとともに、三者協議会の決定事項については遵守することとしており、三者協議会で保護者が反対される状況において、費用負担の変更を行うことはありません。

引き継ぎ・共同保育

14 なぜ努力義務どまりなのか？一番重要な保育内容の引き継ぎなのだから、義務・責任の表現を入れるべきではないか？

⇒ 「市が指定する引継ぎ・共同保育期間において、市が指定する職員（保育士、アレルギー除去食の知識・経験のある調理員）を配置すること」と規定しており、義務付けております。

15 保護者会活動について「通常の保育所の運営に支障がないと認められる範囲」とは具体的にどの程度か？保育士に残業をさせないために、保護者会活動は保育時間内でとなると、19時にお迎えにくる保護者は参加できなくなる。「現状の活動に準ずる範囲」にするべきではないですか？

⇒ 保護者会が施設の利用を希望する日時、場所において、保育所として保育や行事等に利用する場合を想定しています。基本的には現在も保育所の開所時間である19時までの間において、保育所の運営に支障がないと認められる範囲で利用を認め、例外的に職員研修や会議等、保育室が利用できない時を除き21時までの利用を認めているものであり、個別に判断するものであると考えます。

問2について

1 基本事項が努力義務ばかり。こんなあいまいな内容に対して重大な違反が起きるわけがない。もっと拘束力をもつ内容規定にするべき。

⇒ 意見

2 子ども・保護者が選定委員として参加できないのはどうしてか？

意見交換も30分と事前に決められているなど、スケジュールありきの移管でどうやって十分な議論が交わされたと言えるのか？三者協議会もそうですが、移管後にどんなトラブルが起こったのかを、保護者や選定委員に報告することなく進めていく姿勢は、京都市による保育の切り捨てにしか映りません。事後のチェック機能がなく、「規則がないし、今後の予定もない」との答弁も京都市の無責任さを暴露していると感じました。

保護者の疑問や不安を解消してからでは遅いのですか？まず移管先候補に名乗りを上げた法人に対し、研修の参加や保育全般への指導を行い、自園での保育サービス向上の成功を確認してから、移管先法人の募集を行うのが本来のやり方だと思います。

⇒ 当該保育所の保護者を選定委員とすることについては、審査の公平性、中立性の観点から、委嘱することはできません。そのため、市民公募委員として、「お子さんが保育園（所）又は認定こども園（保育認定）のいずれかを利用している保護者の方」を選定部会の委員として委嘱しており、保育園（所）の保護者の意見を適切に反映できるものと考えているからです。また、意見交換については、これまでの移管保育所の保護者との意見聴取・意見交換の時間との公平性から、同時間の30分（最長40分）と設定しているものです。

問3について

1 保護者が選定委員に加われないのはどうしてですか？応募法人の名前さえ伏せておけば問題ないはず。

⇒ 問2の2のとおりです。

2 保護者会・民間移管対策委員会に対し、京都市職員から「まだ解散していないのか」と再三にわたって解散をほのめかされているという噂を聞き、子どもと保護者に対して嫌がらせとしての移管が行われるのではないかという不安を感じています。選定部会の委員の方たちも京都市主催のイベントに出席されている方が多く、京都市に付度した決定を行う気がしてなりません。

京都市職員の方の本来の職務は市民サービスの向上、特に子育て支援担当のはずです。移管推進はあなたの「業務」かもしれませんが、その業務が結果として子育てを阻害するものであるなら背任行為に他ならないと考えます。担当者として誤りを見つけたのなら速やかに中止することも正当な業務のはずです。実際、去年は京都市の出生数は400人でした。子育て支援が充実していて、保育所による女性の就労支援もあれば、京都府内で勤務先が最も多い京都市→最も子育て・就労世代の人が住む町（勤務地と自宅は近い方が生活の効率が良いし、子育ての融通を効かせることができます）→子育て世代増加となるはずなのに、減少しています。政策失敗に他なりません。自覚すべきです。

どんどん産めと京都市は言うのに、障害児・配慮が必要な子は民間園が拒否→個

人で責任とれよ！とされるのであれば、誰だって慎重になります。私の周囲には「預かってくれるならどこでもいい」なんて保護者はいません。皆、できるだけ良い保育環境を！と考えています。虐待のニュースが絶えない中で、素晴らしいことだと思いませんか？それなのに、なぜ京都市は保護者の愛情に冷水をぶっかけるような事ばかり言ったり・したりするのですか？聚楽だけが特別ではありません。聚楽が民間園で、運営法人が変わるとなっていれば、私たちは今回同様に「今の保育を残して」と活動していたと思います。強いて言うなら、どこの保育所でも障害があっても、配慮が必要な子であっても、保育必要性があると認められれば必ず保育してもらえる…そうなった時が、聚楽が役目を終えて民間に移管される時ではないかと思えますし、その時には誰も反対しないと思います。現状では、20か所以上見学を申し込んだのに、電話で断られる…なんてことが普通に行われている以上、聚楽を移管できる法人なんてあるのかな？と疑問に思います。熱意のある保育士さんがいることと、その法人の方針は違います。「良い保育所もある」のはもちろんですが、これまでの議論を聞いていると、赤点の学生をどうしたら及第点に達せられるかの攻防にしか見えませんでした。受入数・障害の程度は壬生保育所をベースにそれより重度の受入数が多い=充実している、少ないあるいは軽度のみ受け入れ=力不足、受け入れなし=資格なしと判断すべきではないですか？

選定委員の方々も、それぞれが専門性の肩書をしょって出ているんです。僅かなお金かもしれませんが、開催の度に支払われるお金は私たちの税金です。自分の子どもの保育が切り捨てられようとしているのに、なぜそのための会議にお金を支払わなくてはいけないのか。京都市の提出した都合の良い資料を鵜呑みにするようなことはないと思いたいですが、これまでの2年前の資料は呼んでいただいているのでしょうか？全国で起きている移管後の保育園問題は把握されていますか？第1回の選定部会で全く触れられていなかったことに大きな違和感を感じました。7/8に聚楽保育所で行われた説明会に誰も来て下さらなかったのもどうしてですか？直接のやりとりはできなくても、保護者の思いを知ろうという気にはなれなかったのでしょうか？名称が選定委員なのですから、京都市に付度する内容ではなく子どもと保護者の目線で議論を行ってください。京都市は育児サービス向上の一環とも説明しているのですから、向上が前提、現状維持が最低ラインでないとは棲が合いません。

解決策を見つけない限り、私たちは今もこれからも不安を抱えて生活していかないとはいけません。選定部会の2時間座っているだけが仕事ではありません。選定部会以外の時間でも、何かできることはないか？より良い移管を進めるための提案を考えるのは当然の責任だと思います。当事者である私たちは最初からはじき出されているのはご存じだと思いますし、私たちの代わりに選定するくらいの意志で臨んでいただきたいです。

⇒ 意見

選定部会委員・京都市職員の方へ

1 今回のアンケートそのものに対する疑問点

2年前の選定部会、6月の第1回選定部会後にアンケートを毎回記載しているのですが、その回答および改善策について1度も回答をいただいたことがありません。記載方式のアンケートと言うのはかなり手間で、回答率・精度が落ちる傾向があることは有識者の皆さんならご存知のことと思います。それでも集めているアンケートなのに、全く生かされていないというのは、①回収後、捨てている ②事務手続き上、まとめているが発表していない ③選定委員の怠慢 いずれでしょうか？こんな一方通行の思いで、7/26の「意見交換」が成立するのか不明です。「一方的な聴取」で保護者の理解は得た・意向を踏まえてなどと言われてはたまったものではありません。

⇒ 選定部会を傍聴された方にお配りしている意見票については、議論の参考とするためにいただいているものであり、一つひとつの意見に回答するなどの運用はしておりませんが、選定部会委員に写しをお渡しし、内容を確認いただいております。なお、次回からその旨を意見票に記載することとします。

また、今回のアンケートの結果については、選定部会の資料とします。

2 回答率について考えるところがあります。

この3月に再公募の話を当時の保護者会長からされてから5月までの間に、保護者間で「京都市に逆らうとひどい目に遭うらしい」という内容の話が、クラス内だけでなく、あらゆる所で盛んに飛び交っていました。以下は一例です。

- ・ 京都市の職員から「民間移管対策委員会は解散していないのか？今は誰がいるのか？」と何度も解散を示唆されたり、メンバーの確認を受けている
- ・ 反対意見や意向を伝えたために、移管全日に京都市の職員が保育所にやってきて、保育所内の飾りや掲示物をビリビリと破り捨てられ、絵本などの備品も全て撤収された
- ・ 移管に反対したために保育士の質を下げられ、移管後に落差が出ないように誘導されている
- ・ 京都市の機嫌を損ねると京都市の持ち物である保育所は閉鎖され、他の保育所にも入れてもらえない。保護者全体に対して訴訟を起こされる可能性もある。
- ・ 小学校に上がってからも、公立の学校も同じ京都市の運営だから、教員や成績(内申点?)で、どんなことをされるか分からない

こんな事を「京都市の職員が言ってた」「移管した園のお母さんから聞いた」と言われては、保護者は自分の意見を伝えられますか？家族の生活を維持するために「意見はない」と○をつけるしかなかった保護者だって多くいると思います。今回のアンケートも所長・副所長さんに手渡しでとっていますが、無記名で封筒に入れていても、所長・副所長さんが受け取った直後に封筒に名前を記載していたら…と思うと、強く意見なんて言えません。

保護者会が発行している保護者会たより 14 号の中でも「京都市との信頼関係が崩れている中で」と記載されており、私は信頼関係が崩れていると感じたことも発言したこともなかったのに、村上課長が発言していたと聞いて悲しいと感じるとともに、そんな人が中心となって取るアンケートに回答して本当に大丈夫なのかなど不安に思いました。

火のない所に煙は立たぬと言います。犯人捜しをするつもりはありませんが、何らかの形で働きかけを行った職員や選定委員の方があったと考えるのが順当かと思えます。7/8 の説明会でしきりに「保護者の方は心配し過ぎなんですよ～」と、こちらが過剰反応を示しているという発言がきかれましたが、上記を踏まえ「どのような意見を出しても不利な扱いを受けることがない」ことを確約してください。移管後も、不利な扱いを受けていると保護者が感じたときはどう対応するのか示してもらえないと腹を割って話をするなんて机上の空論以下です。アンケートの回答の件、移管後に不利な扱いを受けないための件で、京都市・選定委員 からの速やかな対策の立案・回答をお願いします。

⇒ 様々な噂について記載いただいておりますが、全て事実無根です。



問1について

(1) 共通編について

1 申請資格に認可幼稚園運営法人があるのは何故か。認可幼稚園のみ運営している法人は、0, 1, 2歳児の保育経験がない。そのような法人が移管先法人候補になり得る点は大きな疑問であり、保護者としては大きな不安である。認可保育園を申請資格に加えた理由をしっかりと説明して欲しい。また、上記の理由から認可保育園を申請資格から削除してもらいたい。下手をすれば取り返しのつかない事故につながるのではという危惧をもっている。

⇒ 京都市内において、認可保育所、認定こども園又は認可幼稚園を運営している者については、京都市の保育を引き継ぐ能力があると判断しており、移管後の運営に係る基本事項の内容が遵守できるのであれば、申請資格として問題はないと考えています。また、これまでに乳児保育経験の無い法人に民間移管した実績があり、丁寧な引継ぎ・共同保育を行うことで、乳児の保育を引き継ぐことができると考えられることから、認可幼稚園を申請資格としています。

2 今回の移管はじゅらく児童館がセットになっている。申請資格に児童館の運営経験が問われないのは何故か。この点について、京都市が7月6日にじゅらく児童館で開催した説明会では、指定管理者選定の条件に児童館運営経験を問うていないためと説明があった。指定管理者制度での運営をしなくなる、すなわち公設民営から民設民営とする以上、指定管理者選定手続きと同じ仕組みで良いはずがない。聚楽保育所とじゅらく児童館の運営が可能な法人を選定するために必要な要項を作成すべきではないのか。繰り返すが指定管理者の選定と児童館受託者の選定とは次元が異なる。指定管理者制度の場合、運営法人に重大な問題があれば、指定管理者を代えることが出来る。しかし今回の児童館受託者については委託が1年更新であるとはいえ、受託者の変更は困難であろう（建物他設備が京都市の物ではなくなっているのであるから）。今回の移管話は、聚楽保育所の移管からスタートしており、応募する法人は、保育所が欲しくて手を上げる訳で、児童館及び児童館の重要な機能である学童保育について、二の次にされる危険性がある。そうならないためにも申請資格に児童館運営経験を加えなければ公正な移管ができないと思うがどうか。

⇒ 京都市における児童館は、公設・民設の違いはありますが、何れも民間事業者に運営していただいています。

同様の利用料金を徴収し、同様のサービスを提供していただいております。事業運営面における差異は基本的にないことから、京都市児童館指定管理者募集要項を準用することとしています。

3 上記2と関わる問題だが、児童館については書面審査のみで実地審査が課されていない。これは何故か。全体として、児童館がおざなりにされている感が否めない。

この点については、7月6日に児童館で開催された説明会の折にも、質問として出されていた。学童クラブ保護者に対してもしっかりと説明してほしい。

⇒ 京都市児童館指定管理者募集要項を準用することとしていますが、先日の選定部会での意見を踏まえ、指定管理者選定委員の意見も聞いていきたいと考えています。

- 4 候補者の選定方法について募集要項(案)では「2保育所編」及び「3児童館編」に記載のとおり、市営保育所移管先選定部会において審査を行い、・・・(P.9)とある。市営保育所の選定委員の方は、児童館の審査委員として適当なのか。また、どのように審査するのかを説明願いたい。その時に「総合的に審査します」というような曖昧な言葉でごまかさず、しっかりとした審査基準を示してもらいたい。今の申請資格だと児童館運営経験がある法人、ない法人のどちらもが応募できる。仮に保育所の運営はイマイチだが、児童館運営経験が有るという理由で加点されるという事態や、その逆があってはならない。

⇒ 先日の選定部会での意見を踏まえ、指定管理者選定委員の意見も聞いていきたいと考えています。

(2) 保育所編について

保育所編については、特に「移管後の運営にかかる基本事項(聚楽保育所)」に絞って質問させていただく。これは他の部分に疑問がないという訳ではなく、限られた時間で質問をまとめるためやむを得ずそうするのであることをご理解いただきたい。

- 1 基本事項については「当分の間」遵守する事項とされている。しかしながら項目の中にあっては「当分の間」が経過したあとも遵守して頂かないと困る点がある。例えば、開所時間について「月曜日から土曜日7時00分～19時00分」など。聚楽保育所に子どもを預けている保護者は就業の関係上、7時から保育をしてもらわないと困るという人が多く存在する。聚楽保育所周辺の民間保育園で7時から保育をしていただける園は限られており、開所時間が短くなることはあってはならない。

⇒ 意見

- 2 定員と運営について、認定こども園での運営を認めている。保育所と認定こども園では性格が大きく異なる。認定こども園は、園と保護者との個別契約に基づくものであるため、京都市の責任が認可保育所よりも後退することになる。こうしたあり方は、移管を実施する京都市の責任という点からしても不相当と考えるがどうか。

⇒ 認定こども園として運営することで、1号認定の子どもを受け入れることができ、保育所を利用している児童の保護者が離職する等、保育の要件を満たさなく

なった場合であっても、1号枠に振り替えることにより、退所することなく保育を継続することができる等、利用者にとってのメリットが大きいことから、認定こども園としての運営を認めることとしているものです。保育の内容の決定については、保育所であっても、認定こども園であっても最終的には法人が決定するものでありますが、これまで市内で認定こども園に移行した保育園において、2号・3号認定の児童に対して保育内容を変更した事実は聞いておりません。

- 3 費用負担については、三者協議会での協議の上で実施するとある。「協議の上」とは保護者の同意という意味なのか。三者協議会の場において園から議題として提出すれば、認められてしまうのか。前者の場合であっても、限られた数の三者協議会参加保護者に過重な負担を強いることになるので、保護者会の同意を要件とするべきではないか。

⇒ 当分の間は、三者協議会において保育の内容の継続性及び基本事項の変更等について調整することとしています。保育園から議題と挙げられたからといって、三者協議会で保護者の反対がある状況において、費用負担の変更を行うことはありません。

- 4 施設長の要件について、「社会福祉事業の経験15年以上（うち認可保育所経験3年以上）」「認可保育所での保育経験12年以上」「社会福祉事業の経験10年以上（うち認可保育所施設長3年以上）」とあるが、全てにおいてその中身が曖昧である。例えば社会福祉事業の経験とは、具体的に如何なる経験なのか、また如何なる仕事をさせているのか。今の要件では、アルバイト、パート、臨時職員など全てを含み込んでしまう。認可保育所での保育経験についても、保育助手として携わったのと正規保育士として保育経験があるのとでは経験、質の面で大きな隔りがある。社会福祉事業についても同様である。

また、15年、12年、10年という経験年数の設定は、何を根拠に示した数字ですか。平成29年度版の厚生労働白書によると、民間園園長の平均勤続年数は24年となっており、主任保育士においても平均勤続年数は21年となっている。基本事項に示された数字は、これら数字とは大きな隔りがあり、施設長となるには経験が不足すると考えます。国が示した指針や市営保育所長の経験年数などを加味し、根拠有る数字を示してください。少なくとも今提示されている年数では不安がある。

⇒ 社会福祉事業の経験とは、福祉に関する相談援助の業務を想定しており、雇用形態等についての区別はしておりません。

次に、認可保育所（認定こども園を含む）で保育を実施している期間が12年以上であれば、その内容については問いません。

これまで実施してきた民間移管の状況から、基本事項に定める施設長の要件を満たせば、施設長として十分に業務に従事できるものと考えております。

- 5 保育士の要件についても上記4と同じ事がいえる。経験10年以上、7年以上というのは、何を根拠に示した年数なのか。

乳児保育経験の「経験」とは如何なる資格での「経験」をさしていますか。

「保育士等として経験5年以上の保育士を1/3以上」とある。仮に必要な保育士が15人だったとして、法人での経験7人以上が3人(内一人が乳児保育経験者)、経験5年以上で乳児保育経験在る人が2人であった場合、経験5年以上が5人となり、経験5年以上1/3以上とする要件を満たす。すると残り10人は新卒採用の保育士でも良いことになる。これではあまりに経験不足といわねばならない。

保育士不足が叫ばれる昨今、新規に保育士を集めようとなれば新卒者の割合が多くならざるを得ない。子どもを預ける側として、全保育士の2/3が新卒者になりかねないような要件は認められない。経験年数については、引き上げをしていただきたい。その年数についてもしっかりとした根拠に基づくものでなければならない。

⇒ 保育士等としての経験を指しており、乳児保育経験について、経験年数は問うておらず、乳児保育に携わった者であれば、経験のある者になります。

引継ぎ・共同保育として、前年度から保育士に従事いただくとともに、移管年度は市の職員が最長1年間残ることから、基本事項に定める条件の保育士配置であっても、引き継ぐことが可能であると考えております。

(3) 児童館編について

- 1 児童館編については、共通編の質問事項1及び2につきます。

指定管理者選定の要項をそのまま付けただけというのはどういうことか。指定管理者選定と同様の手続きをとればよいと考える根拠は何か。指定管理者制度下の児童館はあくまで公設である。しかし、今般の移管では、民設民営になるのであって、児童館の設置のあり方自体が大きく変わる。それにも関わらず指定管理者選定と同じ条件を示せば良いとは到底思えない。「児童館編」p.2の「3 じゅらく児童館の運営に係る基本事項」において、「事業者の選定の取り消しや委託契約の解除を行う場合があります」とあるが、民設民営となった後に重大な過失や問題が生じた時に、どのようにして事業者選定の取り消しや委託契約の解除をするのか。そうした場合、児童館、学童クラブの運営はどうなるのか。建物は譲渡が済んでおり、容易に委託解除はできない。それならば、最初の法人選定にしっかりとした要項を作成する必要がある。

そして申請資格として、認可保育所等の運営だけではなく、児童館運営者であることを明記しなければならない。保育所と児童館、どちらかが付属物として捉えられるような移管には反対であり、保育所と児童館が同時に移管する今回用の募集要項を作成しなければ納得できない。

⇒ 京都市における児童館は、公設・民設の違いはありますが、何れも民間事業者¹に運営していただいています。

同様の利用料金を徴収し、同様のサービスを提供していただいております。事業運営面における差異は基本的にはないことから、京都市児童館指定管理者募集要項を準用することとしています。

過誤が生じた場合には、公設・民設に関わらず、所管行政庁として、その施設や法人への監査を経て必要な改善を求めます。やむを得ず契約を取り消す場合には、一時的に児童館機能が失われる可能性があります。地域の実情や利用ニーズ等を勘案し、本市として同機能の復元を図ってまいります。

- 2 上記1の理由からして、「3 児童館編」については市営保育所移管先選定部会での審議対象外であるという説明は到底承服できない。今回用の募集要項全般について審議して頂かなければ困る。

⇒ 意見

- 3 また、内容についても疑問がある。児童館編1ページ目に(1)候補者の選定方法について記されているが、このうち「イ」や「エ」は、共通編に示されている申請資格と合致するものなのか。

⇒ 齟齬がでないように作成しています。

共通編の申請資格を満たした者が選定の対象となり、選定は、保育所編・児童館編に記載する方法で行います。

- 4 同じく内容について。3ページ目開館時間について、「午前10時から午後6時30分まで。ただし、土曜日及び小学校長期休業中は、午前8時から午後6時30分まで」となっているが、現在じゅらく児童館学童クラブでは、例えば土曜日や日曜日に休日参観や運動会などがあり、翌月曜日が振替休日になっている場合、午前8時から午後6時30分まで学童で預かってもらっている。これは、就労している家庭にとっては、極めて重要である。本要項でこの部分が示されていないのは大いに問題であり、不安。現状をどれだけ把握しているのか。

⇒ 児童館の運営の状況は、毎月の月報で確認しております。受託法人には、これまでの運営と事業の利用ニーズ踏まえた運営を求めていきます。

- 5 学童クラブ保護者への周知や説明が不足しています。学童クラブ保護者からすれば、児童館運営のない法人が選定されかねない話は何故出てきたのか。何故、保育所の移管に学童が巻き込まれなければならないのかが理解出来ない。

⇒ 意見

問2について

- 1 移管に関する保護者意見を述べる機会を得たことについては、感謝いたしますが、

今後募集要項に変更があった場合において、再度保護者意見を聴取してほしい。また、現在、聚楽保育所に在所している子どもたちにも意見を聞いて欲しい。

⇒ 募集要項の変更については、変更点を保護者に紙面でお伝えしますが、保護者意見を聴取することは考えておりません。また、子どもの意見は保護者を通じてお聴きしているものと認識しており、聚楽保育所に在所している子どもに意見を聞く予定はありません。

- 2 平成28年度聚楽保育所移管先法人の応募の結果を受け、今回の移管先募集になった訳だが、前回募集との大きな違いとして、じゅらく児童館の移管がセットになっている点がある。じゅらく児童館を公設民営方式から民設民営にする根拠および聚楽保育所運営法人がじゅらく児童館を運営しなければならない理由と根拠は何か。

⇒ 施設の老朽化及び今後の大規模改修又は建替え時に別法人が運営する児童館と合築であることが障壁となることが平成28年度に応募のなかった大きな理由の一つであることから、これらの課題を解決するため、京都市聚楽保育所との合築である京都市じゅらく児童館について、保育所と併せて運営することとし、民間移管後、移管先法人から園舎の建替え又は修繕に関し、「京都市保育所緊急整備等事業に関する整備費等補助金交付要綱」(保育所)及び「京都市社会福祉施設勸奨補助金交付規則」(児童館)に基づく補助を希望する申出があった場合、市会の議決を得たうえで、移管翌々年度以降かつ申出日の属する年度の翌年以降に、予算の範囲内において補助金を交付することとしたものです。

じゅらく児童館を聚楽保育所と併せて建替え又は修繕するためには、公設民営から民設民営に移行する必要があることから、今回、聚楽保育所の民間移管と併せて設置主体を変更するものです。

- 3 平成26年度以降、市営保育所の民間移管が継続的に実施されてきている。来年度完全移管の崇仁保育所を合わせ10園の移管に目途がついたことになる。10園の移管が終了し、民間移管の政策的振り返りはどのようになっているか。京都市全体の保育に与えたメリット、デメリットを示した上で、この上移管を継続しなければならないとする理由、根拠は何か示してほしい。

- 4 上記3と関連して、「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針(改訂版)」に基づき、5園の移管が完了した。「改訂版」において民間移管の理由として京都市財政の問題があった。5園の移管終了により、財政の健全化がどの程度進んだのか。明確な説明をしてほしい。財政健全化に大きな影響を与えていない、或いは新たな財政健全化策が必要であるという場合、全市的な問題となるはずである。民間移管のそもそもの見直しをすべきなのではないか。

⇒ 上記3及び4を併せて御意見に回答します。

本市としては、「公」で行う施策であるからこそ、「最小の経費で最大の効果を得るための徹底した効率化を図る」だけではなく、社会経済情勢を踏まえ、民に委ねるべきは委ね、「公」はその実施責任を側面から果たしていくといった新たな仕組みづくりを進める等、不断の点検と検証が必要である、との考え方に立っております。

また、公営保育所の取組の中で裾野を広げていくべきものや、民間の活力をいかして多様な保育ニーズに応えていくことができるものについては、民間保育園にて実施されるべきものと考えています。

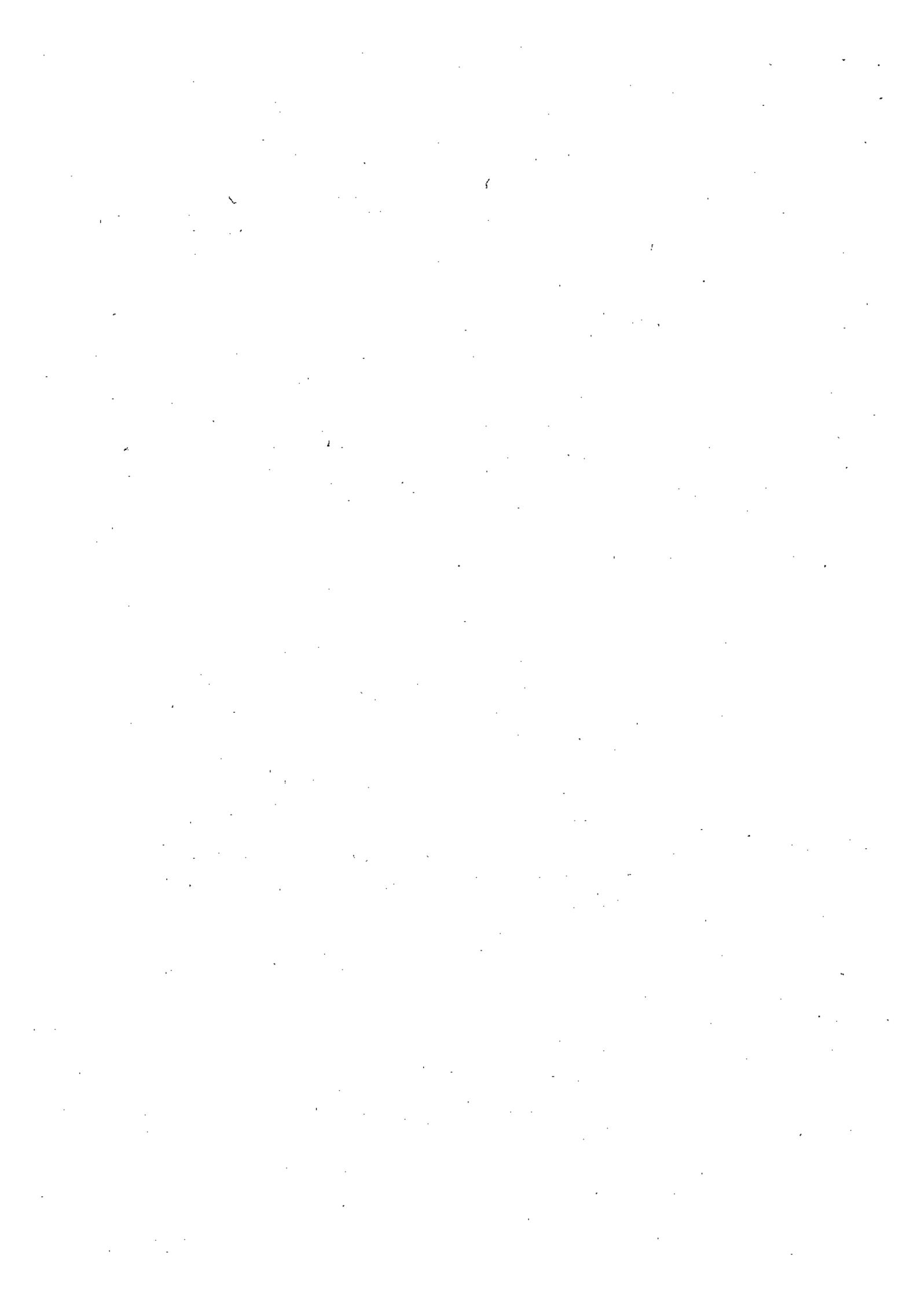
さらに、民間移管を進めることで、保育所整備のみならず、病児・病後児保育事業者一時預かり事業の拡充等、本市の保育サービス全体の充実が図られているものと認識しており、こうしたことから、本市としては、公営保育所の民間移管を着実に進めていきます。

次に、民間移管によるメリットの一つとして本市の財政効果があり、上記で回答したとおり、多様化する保育ニーズに対応するため、保育所整備のみならず、病児・病後児保育事業や一時預かり事業の拡充等、保育サービス全体の充実を図ることができます。

また、民間移管により、公営では実施が困難な園舎の迅速な修繕・改修、園庭の整備、新たな行事の実施など、法人の創意工夫により運営が良くなったと保護者から評価されている取組もあり、保護者にとってのメリットもあると考えています。

デメリットとしては、保育士が半数以上代わることにより、利用されている子どもや保護者への影響が少なからず生じるかもしれませんので、利用児童等への影響が最小限となるよう、三者協議会を設置し、保護者の意見を踏まえながら保育所運営を進めていただくこととしています。

なお、保護者アンケートでは、移管当初お迎え時における担任の保護者への声かけについて、市営の時と違いを感じるという意見が多くあります。



問1について

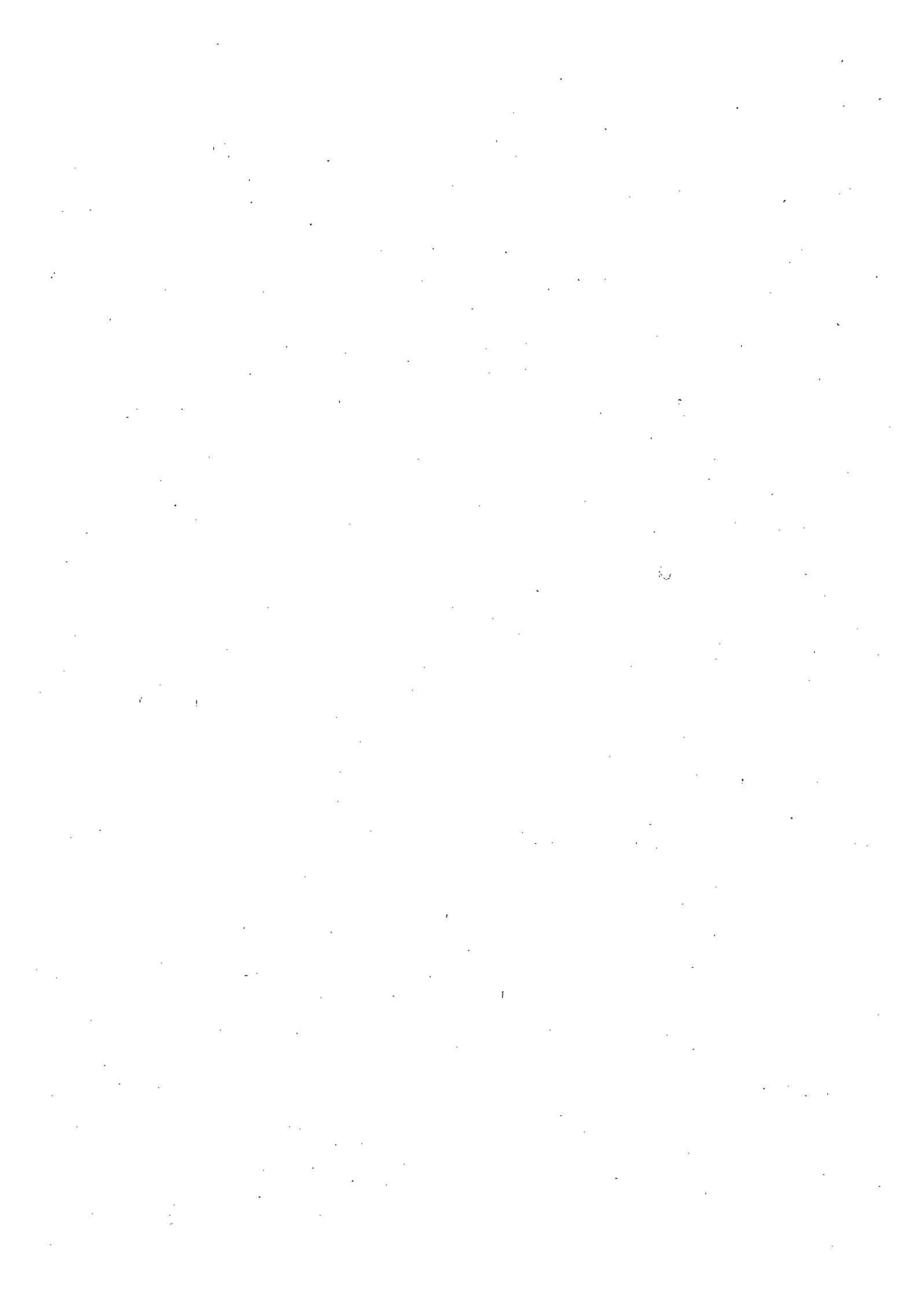
- 1 保育士の乳児保育経験年数が記載されていない事（1日でも経験ありなのか？年度単位にしてほしい）
⇒ 経験年数は問うておらず、乳児保育に携わった者であれば、経験のある者になります。
- 2 施設長の社会福祉事業とは具体的に何のことをさすのか。
⇒ 福祉に関する相談援助の業務を想定しています。
- 3 保育園として5年以上の運営をしていると要綱に入れられないのか。
⇒ 京都市内において、認可保育所、認定こども園又は認可幼稚園を運営している者については、京都市の保育を引き継ぐ能力があると判断しており、「移管後の運営に係る基本事項」の内容が遵守できるのであれば、申請資格として経験年数を問う必要はないと考えています。
- 4 移管後3年以内に第三者評価を受ける事とあるが、5年以上受けていない聚楽保育所と移管後の園をどのように評価するのか。
⇒ 第三者評価における評価項目及び評価基準が平成29年度以降、変更されており、変更前と変更後の単純な比較はできません。なお、聚楽保育所における第三者評価の受審は、今後、検討していきます。

問2

- 1 第1回選定部会でもあったように、保育がもう1つでも学童保育をしていたら点数が高いと保育が良くても学童保育をしていない保育園は選ばれないのか。
⇒ 今後、選定部会において議論していくことになります。
- 2 例えば、今現在幼稚園しかしていない福祉事業者（保育園も学童も未）な園が選ばれる可能性はありますか。
⇒ 可能性としては、あります。

問3

- 1 学童保育など学童に関する専門家が選定部会委員にいないのに学童や児童館についても選定される事が不安です。学童期になれば、いじめや暴力、職員への暴力などでも児相の介入があるなど乳児・幼児とは違う発達段階のトラブルを少ない職員で管理しないとイケないのにこの委員で大丈夫でしょうか。
⇒ 問題なく運営することができる法人を京都市児童館指定管理者募集要項に準じて選定していくことを考えております。



問1について

- 1 今まで市営保育所が任ってきたセーフティ機能が働くか見えない。
⇒ 意見
- 2 乳児保育の経験がなくても大丈夫か？運営年数が低くても可能なのは不安。
⇒ これまでに乳児保育経験の無い法人に民間移管した実績があり、丁寧な引継ぎ・共同保育を行うことで、乳児の保育を引き継ぐことができると考えています。
- 3 障害児保育も同じ。
⇒ 意見
- 4 重度の障害児の市営と民間の受け入れ実績（現状）を教えてください。
⇒ 平成30年度実績で次のとおりです。

	受入園数		障害児数		うち重度障害児数	
	総園数	在園数	入所児数	障害児数	在園数	障害児数
市営	17	17	1,789	339	9	11
民間	263	228	28,978	1,502	36	47

- 5 児童館そのままでもいいですか？
⇒ 児童館編については、京都市児童館指定管理者募集要項に準じて選定を行っていくことを考えております。

問2について

- 1 新人の先生が多くなる可能性がある（先日の質問より）。本園と同じ割合とする記載をしてほしい。
⇒ 意見
- 2 運営実績が10年以上など年数を設けてほしい。
⇒ 意見
- 3 誰でも手をあげられるようになっている。
⇒ 意見

問3について

- 1 ISO9001の2015の認証をうけることが出来る団体にしてほしい。

⇒ 意見

2 アンケートをもう一度お願いしたい。返事を頂きっぱなしにしたくない。

⇒ 選定部会における募集要項策定のスケジュールと並行することから、策定後になる可能性もありますが、回答に対する意見がある場合、所長通じてお伺いします。

3 遊びをしっかりしてほしい。

⇒ 意見

4 保育士の待遇をよくしてほしい

⇒ 意見

問1について

- 1 現保育所で、経験豊富な保育士さんの保育を見てきた親からすると、基本事項に書かれている施設長、保育士の要件は不安を感じます。0歳から入る子どもにとっては、保育所で過ごす長い時間の中で、人間性を育てていきます。『就学までを見通した保育をすること』と定義で定めている中、保育士経験数は重要な判断基準になるのではいでしょうか？（障害や虐待の早期発見、発達・家庭環境に応じた対応など経験を重ねることで培っていくと思います。）

経験豊富な保育士から、親も学ぶことがあり、別れ際泣いていても、安心して『行ってきます』と保育士に委ねて出勤することができました。子どもも笑顔で通えています。保育所の先生や友達が大好きです。今まで慣れ親しんだ先生が急に1年の引継ぎ後いなくなってしまうという、子どもにとって不安定な時期に、経験の浅い（例えば新卒～1年）保育士が半数以上ともなりかねない状況が適切なのでしょうか？本当に今の保育の質を保っていただけるのでしょうか？1～2年の引継ぎで、子どもと親の不安を解消できるのでしょうか？現要綱では、子供の事を考えていない、ただ移管先が引き受けやすい要綱としか思えません。もう少し、子供の心の安定を重視した施設長・保育士の配置（乳児保育経験数の明記も含む）、移管時期の設定を考え直していただきたいと思います。

⇒ 引継ぎ・共同保育として、前年度から保育士に従事いただくとともに、移管年度は市の職員が最長1年間残ることから、基本事項に定める条件の保育士配置であっても、引き継ぐことが可能であると考えております。

問2について

- 1 今回は聚楽児童館も含めての移管であり、建て替えも可能となっています。児童館と保育所では運営がまったく異なる中、同じ選定部会の委員が移管先を決定することに違和感があります。児童館に関しては児童館運営経験も問わない、職員も資格があれば経験を問わないとなっています。例えば、経験のない法人や団体が移管先になった時に、引き継ぎもなく突然2年後に運営先が変わることになります。児童館に通う児童や利用している、幼児クラブの子どもや保護者のへの配慮がありません。児童館に関しての運営経験は新たに設けないのでしょうか？職員の経験数の設定はしないのでしょうか？設定をしないのであれば、理由を教えてください。

⇒ 準用する京都市児童館指定管理者募集要項においては、経験の有無を条件としていません。

また、今回建て替えも自由となっています。聚楽児童館に通っているのは、朱二・朱六の生徒だけではありません。建て替えをする場合でも、現在地から変わ

らない場所での児童館・保育所の運営をしていただけるのでしょうか？それも移管先に任せるのであれば、現在地（付近）で保育することを保証していただけないでしょうか？

⇒ 令和3年度以降のじゅらく児童館の受託者には、これまでと同様に地域の実情や学童クラブ事業の利用ニーズに応じ運営を求めています。

問3について

1 保育士不足が問題になっています。公務員として採用した保育士は、市営保育所がなくなると、今後どのような仕事をしていかれるのでしょうか？

現在、保育所・児童館を利用している子どもの保護者は保育先を自分で選んで通所申し込みをしています。今回の移管に関しては、保護者が自由に移管先を選定することはできません。少しでも保護者の意見を反映した募集要項にしていだきたいと思います。移管後も変わりなく子ども達が楽しく通い、成長していける保育所になるように、移管先の選定をしていただけるよう、お願いいたします。

⇒ 市の保育士は、市営保育所以外では各区役所・支所の子どもはぐくみ室や児童福祉センター等で子どもや子育て家庭に関する業務に従事しています。

問1について

- 1 全てにおいて細々と疑問や不安は多いが、とにかく、親としては子供を安全に保育していただきたい。その為には「基本事項 (p.10)」の「職員について」をもっと明確に、より水準を上げてほしい。具体的には施設長は保育経験20年以上、保育士についても経験年数やそれに対する人数を2倍には変更してほしい。又、既存園ですでに勤務している保育士を半数こちらにまわしていただくくらいはしてほしい。経験があっても寄せ集めただけの連携も信頼もない保育士に子どもを預けたくない。

⇒ 意見

《以下、別紙の内容》

- 1 京都市はこれまで、京都市聚楽保育所の民間移管の根拠として、2014年10月に策定された『市営保育所の今後のあり方に関する基本方針(改定版)』を挙げており、今年度までの入所者に対しても同『基本方針』において「民間への移管対象保育所」とされている旨を説明してきました。しかしながら、今回新たに示された聚楽保育所の民間移管の計画では、じゅらく児童館を併せて運営する法人等を募集するなど、従来の条件を大きく変更する内容であり、『基本方針』の内容からも大きく逸脱しています。以上を踏まえて、今回の聚楽保育所の民間移管計画が『基本方針』に基づく「再公募」であるのか、それとは異なる、新たな民間移管の計画か回答してください。また、後者である場合、何を根拠に、誰が、いつ、どのように移管計画を立て、誰がこれを承認したのかをお答えください。

⇒ 「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針(改定版)」に基づくものです。

- 1 京都市はこれまで、京都市聚楽保育所の民間移管の根拠として、2014年10月に策定された『市営保育所の今後のあり方に関する基本方針(改定版)』を挙げており、今年度までの入所者に対しても同『基本方針』において「民間への移管対象保育所」とされている旨を説明してきました。しかしながら、今回新たに示された聚楽保育所の民間移管の計画では、じゅらく児童館を併せて運営する法人等を募集するなど、従来の条件を大きく変更する内容であり、『基本方針』の内容からも大きく逸脱しています。以上を踏まえて、今回の聚楽保育所の民間移管計画が『基本方針』に基づく「再公募」であるのか、それとは異なる、新たな民間移管の計画か回答してください。また、後者である場合、何を根拠に、誰が、いつ、どのように移管計画を立て、誰がこれを承認したのかをお答えください。

⇒ 「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針(改定版)」に基づくものです。

「1 共通編」について

2 「2 申請資格」の(1)について、認可幼稚園の運営経験があれば応募できることとなりますが、0～2歳児の保育経験が無い法人に応募資格を認めることは適当と考えますか。その根拠は何ですか。なお他の自治体では公立保育所の民間移管先募集の際に認可幼稚園のみを運営する法人には応募を認めない例もありますが、そのような条件を設ける予定はありますか。

⇒ これまでに乳児保育経験の無い法人に民間移管した実績があり、丁寧な引継ぎ・共同保育を行うことで、乳児の保育を引き継ぐことができると考えられることから、問題はないものと考えています。認可幼稚園のみを運営する法人に応募を認めないといった条件を付す予定はありません。

3 「2 申請資格」の(1)について、保育所等の運営経験年数を問わないことは適当と考えますか。その根拠は何ですか。なお他の自治体では公立保育所の民間移管先募集の際に一定の運営実績を求める例もありますが、そのような条件を設ける予定はありますか。

⇒ 民間移管においては、「移管後の運営に係る基本事項」の遵守を求めており、経験年数にかかわらず、内容が遵守できるのであれば問題ないものと考えています。そのため、一定の運営実績を求めるといった条件を設ける予定はありません。

4 「2 申請資格」の(3)について、刑法96条の6(公契約関係競売等妨害)および第198条(贈賄)に違反する容疑により逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないことが条件となっていますが、これ以外の刑事事件は対象とならないということでしょうか。常識的に考えて、また保護者の心情として、法人等の代表者、役員又はその使用人が、何らかの刑事事件により訴追等の対象となっていれば応募を認めるべきではないと考えますが、そのような条件を設ける予定はありますか。

⇒ 御質問のとおり、「令和元年度京都市聚楽保育所移管先法人等兼京都市じゅらく児童館受託者の選定に係る募集要項(案)」に記載している以外の刑事事件に関しては、申請資格に別途条件を設定する予定はありません。

5 「2 申請資格」の(5)について、団体の代表者及び役員が「京都市暴力団排除条例」第2条に定める「暴力団員等」でないことは当然ですが、それ以外に「契約の相手方としてふさわしくない者」とはどのような意味ですか。誰がいつどのようにこれを調査し、また、どのような基準で判断・決定しますか。また、「契約の相手方としてふさわしくない者」かどうかの調査は、応募者に対して必ず行われるものですか。仮に「疑わしい者」にのみそうした調査を行うとすれば、どのような基準に基づいてそれを判断・決定しますか。また、以上について募集要項に明示する必要はありませんか。もし明示しないとすれば、その具体的な理由をお答えください。

⇒ 契約の相手方としてふさわしくない者かどうかについては、申請時に暴力団員等に該当しないことの誓約書を提出していただくとともに、応募のあった法人等の状況を踏まえ、本市が判断・決定します。そのため、必ず調査を行うものではありません。判断・決定する基準を設定すべき内容であるとは考えておりませんし、募集要項に記載すべき内容とも考えておりません。

- 6 「3 聚楽保育所移管先候補者兼じゅらく児童館受託候補者（以下「候補者」という。）選定スケジュール（予定）」の（※1）について、「書面審査の実施前の段階」において誰がどのような基準に基づいて判断するものですか。また「審査の対象外とすることがあります」ということは、「申請書類中の計画を実現するための具体的な方策が確認できない場合」であっても、「審査の対象外」としない場合もあるということですか。また、以上について募集要項に明示する必要はありませんか。もし明示しないとすれば、その具体的な理由をお答えください。

⇒ 書類審査の実施前の段階で審査の対象外とするかどうかについては、【様式C】の全てのチェック欄にチェックが無い場合、本市の判断で対象外とします。そのことは【様式C】に明記していますが、募集要項（1 共通編）についても明記します。

- 7 「3 聚楽保育所移管先候補者兼じゅらく児童館受託候補者（以下「候補者」という。）選定スケジュール（予定）」の（※2）について、「申請者が多数の場合」とは具体的に何件以上を想定していますか。また、「多数である」ことは誰がどのような基準で判断するものですか。また、以上について募集要項に明示する必要はありませんか。もし明示しないとすれば、その具体的な理由をお答えください。

⇒ 申請者が多数の場合の多数であることの基準は、選定部会において、合議で決定します。募集要項に記載すべき内容とは考えておりません。

- 8 「3 聚楽保育所移管先候補者兼じゅらく児童館受託候補者（以下「候補者」という。）選定スケジュール（予定）」の（※3）について、「該当者なしとする場合」とはどのような場合ですか。また「選定部会」は審査のみを行い選定は行わないとのことですが、「該当者なし」の決定は最終的に誰が判断するものですか。また、以上について募集要項に明示する必要はありませんか。もし明示しないとすれば、その具体的な理由をお答えください。

⇒ 該当者なしとする場合は、選定部会での審査の結果、本市が聚楽保育所移管先候補者兼じゅらく児童館受託候補者を選定することができなかった場合を指します。募集要項に記載すべき内容とは考えておりません。

- 9 「3 聚楽保育所移管先候補者兼じゅらく児童館受託候補者（以下「候補者」という。）選定スケジュール（予定）」の（※3）について、「上記の手順にかかわらず」

とはどのような意味ですか。また、以上について募集要項に明示する必要はありますか。もし明示しないとすれば、その具体的な理由をお答えください。

⇒ 再公募の手順については、必ずしも募集要項と同じ内容になるとは限らないことから、このように記載しています。募集要項案に記載すべき内容とは考えておりません。

10 「3 聚楽保育所移管先候補者兼じゅらく児童館受託候補者（以下「候補者」という。）選定スケジュール（予定）」の（※3）について、「再公募を行う場合があります」とは、「再公募を行わない場合」もあるということですか。「再公募」の有無は、いつ、誰が、どのような条件を勘案して決定するか、具体的に回答してください。また、以上について募集要項に明示する必要はありますか。もし明示しないとすれば、その具体的な理由をお答えください。

⇒ 再公募の有無については、再公募を行うことを基本として、総合的に状況を分析し、本市が判断します。募集要項案に記載すべき内容とは考えておりません。

11 「4 質疑及び申請方法」の「(1) 質疑及び回答」の「イ 質疑の方法」において、「持参してください」とありますが、「持参」とは誰に対する敬語表現ですか。「持参」とは謙譲語であり、通常、行為の主体が自ら遜る際に用いる表現であるため、「持参してください」という表現は日本語表現として不適當ではないですか。応募者に対しへりくだることを求めているという意味でしょうか。

⇒ 「持参してください」を「お持ちください」に修正します。

12 「4 質疑及び申請方法」の「(1) 質疑及び回答」の「イ 質疑の方法」において、「持参してください」とありますが、この場合、応募者に何を、どのような形で「持参する」ことを求めていますか。また、以上について募集要項に明示する必要はありますか。もし明示しないとすれば、その具体的な理由をお答えください。

⇒ 質疑の要旨を簡潔にまとめたものを持ってくることを求めています。募集要項に明示しています。

13 「4 質疑及び申請方法」の「(1) 質疑及び回答」の「イ 質疑の方法」において、「①受付期間」が「持参の場合」のみ記されていますが、「持参」とは誰に対する敬語表現ですか。「持参」とは謙譲語であり、通常、行為の主体が自ら遜る際に用いる表現であるため、応募者に対しへりくだることを求めているという意味でしょうか。

⇒ 「持参の場合」を「お持ちになる場合」に修正します。

14 「4 質疑及び申請方法」の「(1) 質疑及び回答」の「イ 質疑の方法」において、「①受付期間」が「持参の場合」のみ記されていますが、「電子メールで送信」

の場合は、受付期間の何時から何時までを受付期間としますか。また、以上について募集要項に明示する必要はありませんか。もし明示しないとすれば、その具体的な理由をお答えください。

⇒ 電子メールで送信の場合は、直接その場で職員が対応する必要がないことから、時間の制限を設けておらず、期間中受け付けます。そのため、募集要項に明示する必要はありません。

15 「4 質疑及び申請方法」の「(1) 質疑及び回答」の「イ 質疑の方法」において、「※上記期間以外は、質問を受け付けません。」とありますが、寄せられた質疑が受付期間内に行われたものであることは、質問者および回答者以外はどのように確認することができますか。

⇒ 書面で提出された場合は収受印を、電子メールで提出された場合はメールの日付を見ることで、確認できると考えております。

16 「4 質疑及び申請方法」の「(1) 質疑及び回答」の「ウ 回答」について、「要項と同等の効力を有する」質疑回答書は、「募集要項」を審議する「選定部会」の審議を経て作成されますか。もし審議を経ないとすれば、それは何故ですか。また、そうであれば誰が、どのような検討を経て、どのような根拠に基づいて作成しますか。

⇒ 質疑回答書は、本市が作成し、選定部会委員の確認を経たうえで発出します。

17 「4 質疑及び申請方法」の「(1) 質疑及び回答」の「ウ 回答」について、質問者より「着信確認の返信」が無かった場合、どうなりますか。また、「着信確認の返信」の有無は質問者および回答者以外はどのように確認することができますか。

⇒ 各質疑者から着信確認の返信がなかった場合、本市から電話等により着信を確認します。なお、着信確認の返信の有無を質問者及び回答者以外が把握する方法はありません。

18 「4 質疑及び申請方法」の「(1) 質疑及び回答」の「ウ 回答」について、「やむを得ない事情」とはどのような事情を想定していますか。また、「やむを得ない事情」かどうかは、誰が、どのような基準によって判断しますか。「やむを得ない事情」により回答が遅れたことにより、質問者・応募者に不利益が生じた場合はどのように対応する予定ですか。

⇒ 回答が遅れるやむを得ない事情とは、大量の質問や質問の内容が複雑で回答期限までに回答することが困難や天災の発生等を想定しており、本市が判断することになります。回答が遅れる場合があることは募集要項に明記しており、質問者・応募者に不利益が生じることは想定していません。

19 「4 質疑及び申請方法」の「(2) 申請方法」の「ア 提出書類」について、「共一別紙1」とはどのような意味ですか。「1 共通編」12頁の「提出書類一覧」を指しているとするならば、「後掲(共一別紙1)の」といった表記にする必要がありませんか。また、「2 保育所編」「3 児童館編」という表記についても、「本要項の」等の文言によって特定する必要がありませんか。

⇒ 「後掲(共一別紙1)の」に修正します。また、「2 保育所編」「3 児童館編」についても、「本要項の」を追記します。

20 「4 質疑及び申請方法」の「(2) 申請方法」の「ウ 提出方法」に「持参に限ります」とありますが、「持参」とは誰に対する敬語表現ですか。「持参」とは謙讓語であり、通常、行為の主体が自ら遜る際に用いる表現であるため、応募者に対しへりくだることを求めていると意味でしょうか。

⇒ 「持参に限ります」を「直接提出に限ります」に修正します。

21 「4 質疑及び申請方法」の「(2) 申請方法」の「ウ 提出方法」の「※」について「御来庁ください」とは誰に対する敬語表現ですか。上で「持参」という謙讓語を使用していますが、敬語表現上の整合性が取られていない理由を教えてください。

⇒ 「来庁してください」に修正します。

22 「4 質疑及び申請方法」の「(4) 追加書類の提出」について、「本市が認める場合」とは具体的にどのような場合を想定していますか。また、それは誰が、どのような基準で判断しますか。仮に提出書類に不備または不明な点があるということが追加書類の提出を求める理由であれば、応募法人等にとって、追加書類の提出が審査・選定の上で不利になることはありますか。また、追加書類の提出の有無は、提出者および京都市以外はどのように確認することができますか。

⇒ 具体的には、審査に当たり、申請書類以外に更に詳細を把握する必要がある場合に、本市の判断で求めることとなります。追加書類の提出をもって有利・不利に働くことはありません。追加書類の提出の有無について、提出者及び本市以外が確認する場合は、候補者の決定後、公文書公開請求を行っていただく必要があります。

23 「4 質疑及び申請方法」の「(5) 著作権の帰属等」について、「本市は候補者の選定の公表等必要な場合には」とありますが、この「等」にはほかに何が含まれますか。また「申請書類の内容を無償で使用できる」ことの必要性は、誰がどのような基準で判断しますか。

⇒ 具体的には候補者の決定に関する決裁書への添付等を想定しており、本市が必要に応じて判断します。

24 「4 質疑及び申請方法」の「(5) 著作権の帰属等」について、「京都市は候補者の決定後」とありますが、募集要項(案)の「1 共通編」中において、このみ「京都市は」という主語が用いられている理由は何ですか。なお、募集要項(案)の「1 共通編」で「本市」が主語として明示される初出は「4 質疑及び申請方法」の「(4) 追加書類の提出」ですが、そこに「京都市(以下、「本市」という。)」等の注記がなされていないのは何故ですか。

⇒ 「本市は」に修正します。京都市が作成していることが明らかな文書であり、「京都市(以下「本市」という。)」といった読替えは不要であると考えております。

25 「4 質疑及び申請方法」の「(7) 資料の取扱い」について、「本市の了承」を得れば第三者に対し「本市が提供する資料」を使用させたり、内容を提示したりできるということですか。「本市の了承」とは、誰がどのような基準で判断しますか。また、「第三者」とは具体的にどのような範囲を指しますか。

⇒ 本市の了承を得れば、本市が提供する資料を使用させたり、内容を提示したりすることができます。本市の了承については、個々の必要性を本市が判断するものであり、第三者の範囲について、具体的な規定や制限はありません。

26 「4 質疑及び申請方法」の「(8) 留意事項」について、「本件に関する接触(直接、間接を問わない。）」とはどのような範囲をいいますか。具体的に回答してください。例えば、「市営保育所移管先選定部会委員」の配偶者が、応募法人等の理事を務める場合などは、「本件に関する接触(直接、間接を問わない)」に相当すると考えられますが、その場合はどのように判断されますか。また、「本件に関する接触(直接、間接を問わない)」とは、いつからいつまでの時期に行われる「接触(直接、間接を問わない)」を指しますか。

⇒ 「本件に関する接触(直接、間接を問わない。）」については、募集開始から候補者の選定までの期間となります。なお、選定部会委員の業務上、申請者と接触する可能性があります。本件に関する事項以外の接触であれば問題はありません。また、本規定は選定部会委員と申請者が本件に関して接触することを禁じているものであり、選定部会委員の配偶者が応募法人等の理事を務めていることのみをもって、本件に関する接触があったと判断することはありません。

平成30年度の選定部会における崇仁保育所の移管先選定に係る審査に当たっては、安保部会長の配偶者が申請団体の理事を務めていたため、京都市はぐくみ推進審議会運営要綱第3条に基づき、審査からは外れていただいております。

27 「4 質疑及び申請方法」の「(8) 留意事項」について、「接触の事実が認められた場合には」とありますが、誰がどのような基準で、「接触の事実」を判断しますか。また、「失格となることがあります」とは、「委員との接触の事実」が認められ

ながらも「失格とならない場合がある」ということですか。その場合、「失格になるかどうか」をいつ、誰が、どのような基準で判断しますか。

⇒ 本市として、選定部会委員と申請者が接触した事実を把握した場合に、双方から事情を確認したうえで判断することになります。なお、接触（要求等）の程度が低く審査に影響を及ぼさない又は本件に関する事項以外での接触であると本市として判断した場合は、失格になりません。

28 「4 質疑及び申請方法」の「(8) 留意事項」について、「候補者の選定までは申請者名を公表しないことで、審査の公平性を確保している」とのことですが、その根拠規定は何ですか。仮に募集要項の決定・公表を以て本項目が効力を発揮するとすれば、募集要項が決定・公表されていない現時点ではこの項目自体が無効となります。「候補者の選定までは申請者名を公表しないことで、審査の公平性を確保している」ことが所与の前提であるとするれば、その根拠規定が必要ではないですか。上記23の質問への回答との整合性に注意しつつ回答してください。

⇒ 「候補者の選定までは申請者名を公表しないことで、審査の公平性を確保している」ことに関する根拠規定はありません。本件は、募集要項に記載する内容であることから、募集要項の決定以降、効力を有することになります。なお、本件を募集要項に記載することを以て、応募元である本市の募集条件となることから、募集要項に記載すること自体が根拠規定であると考えております。

29 「5 聚楽保育所の民間移管及びじゅらく児童館の事業委託に係る基本的事項」の「(2) 財産の引継ぎ」の「ア 土地(市有地)」の「①」について、「前年度の近傍地の固定資産税評価額を基に算出した額を床面積により按分して算出した額」とありますが、「近傍地」とは具体的にどこのことですか。近傍地の固定資産税評価額を「基に」算出するとは具体的にどのような計算方法ですか。「床面積により按分して算出」とは具体的にどのような計算方法ですか。以上について募集要項に明示する必要はありませんか。もし明示しないとすれば、その具体的な理由をお答えください。

⇒ 近傍地とは、聚楽保育所及びじゅらく児童館に近接する地域を指します。前年度の近傍地の固定資産税評価額を基に算出した額の具体的な算出方法は、「固定資産税評価単価(※1)×使用面積×算定率(※2)」の計算式で算出します。

(※1) 近傍地の前年度の固定資産税評価額/近傍地の前年度の固定資産税評価面積
(※2) 4%

また、床面積による按分して算出の具体的な算出方法は、次のとおりです。

①【聚楽保育所の使用面積相当分】聚楽保育所及びじゅらく児童館全体の土地面積－じゅらく児童館の床面積/2

②【じゅらく児童館の使用面積相当分】じゅらく児童館の床面積/2

なお、具体的な土地貸付料の見込額を募集要項に明記しており、詳細な計算式

まで募集要項に明示する必要はないと考えております。

- 30 「5 聚楽保育所の民間移管及びじゅらく児童館の事業委託に係る基本的事項」の「(2) 財産の引継ぎ」の「ア 土地(市有地)」の「②」について、じゅらく児童館はそもそも聚楽保育所の2階部分に所在しますが(分室を除く)、じゅらく児童館の「土地」とはどの範囲のことを指しますか。また、児童館に対し「土地貸付料」が発生する理由は何ですか。

⇒ 聚楽保育所とじゅらく児童館は同じ土地を共同で使用していることから、聚楽保育所とじゅらく児童館が重なっている土地の面積(=じゅらく児童館の床面積)を按分し、1/2の面積をじゅらく児童館が使用しているものとなります。じゅらく児童館については、民間による運営であることから、土地貸付料が発生することになります。

- 31 「5 聚楽保育所の民間移管及びじゅらく児童館の事業委託に係る基本的事項」の「(2) 財産の引継ぎ」の「ア 土地(市有地)」の「②」について、「前年度の近傍地の固定資産税評価額を基に算出した額を床面積により按分して算出した額」とありますが、「近傍地」とは具体的にどのことですか。近傍地の固定資産税評価額を「基に」算出するとは具体的にどのような計算方法ですか。「床面積により按分して算出」とは具体的にどのような計算方法ですか。以上について募集要項に明示する必要はありませんか。もし明示しないとすれば、その具体的な理由をお答えください。

⇒ 回答29に記載しました。

- 32 「5 聚楽保育所の民間移管及びじゅらく児童館の事業委託に係る基本的事項」の「(2) 財産の引継ぎ」の「ア 土地(市有地)」について、「当該土地を所管する教育委員会における取扱いに変更があった場合」とは具体的にどのような変更を想定していますか。特に、当該分室が所在する朱雀第六小学校が休校・閉校する場合の取扱いについて回答してください。また、教育委員会は原則として首長部局から独立した執行機関と位置づけられていますが、当該土地の取扱いについて、当該土地を所管する教育委員会との間にどのような調整を行い、どのような書面を取り交わしているか回答してください。

⇒ 教育委員会における取扱いの変更とは、土地の使用条件の変更や別の用途での活用などを想定しています。当該小学校が休校・閉校する場合の取扱いについては、その段階の状況に応じて検討します。

なお、当該土地について、現在も教育委員会から子ども若者はぐくみ局に対し、市有財産の使用承認書の交付を受けています。

- 33 「5 聚楽保育所の民間移管及びじゅらく児童館の事業委託に係る基本的事項」

の「(2) 財産の引継ぎ」の「ア 土地 (市有地)」について、「当該土地を所管する教育委員会における取扱いに変更があった場合など、必要に応じて条件を見直す場合があります」とありますが、「必要に応じて」とはどのような意味ですか。見直しの必要性は誰がいつ、どのような基準で判断しますか。

⇒ 教育委員会における土地の利用に関する条件等の変更があった場合であっても、当該土地の利用に関する条件等に影響がない場合は見直す必要がないことから、必要に応じてと記載しています。見直しの必要性は、本市及び教育委員会がその都度判断します。

34 「5 聚楽保育所の民間移管及びじゅらく児童館の事業委託に係る基本的事項」の「(2) 財産の引継ぎ」の「イ 建物」について、譲渡額となる「不動産鑑定評価額」はいつの時点での評価となりますか。また、当該「不動産鑑定評価額」の正確性はどのように担保されますか。

⇒ 不動産鑑定評価額は、平成31年4月1日現在の評価となります。専門の資格を持った不動産鑑定士が鑑定しており、そのことをもって正当な鑑定額であることが担保されていると認識しています。

35 「5 聚楽保育所の民間移管及びじゅらく児童館の事業委託に係る基本的事項」の「(2) 財産の引継ぎ」の「イ 建物」について、「評価額の3/4について、本市からの補助を予定しています」とはどのような意味ですか。京都市の財政状況から運営費面でのメリットを考慮して民間移管を実施するというこれまでの民間移管の理由との整合性に注意しつつ、補助の理由、根拠、を回答してください。

⇒ 建物については、事業者の有償で譲渡することとしており、譲渡額である不動産鑑定評価額の3/4を本市が事業者に補助するものです。単年度で見た場合、運営費面でのメリットは小さくなりますが、長期的に見た場合は、民間移管をすることで、運営費面でのメリットが継続的に続くことから、本市の財政状況の改善に寄与することとなります。なお、補助については、「京都市営保育所の民間保育園への移管に係る補助金交付要綱」に規定しています。

36 「5 聚楽保育所の民間移管及びじゅらく児童館の事業委託に係る基本的事項」の「(2) 財産の引継ぎ」の「イ 建物」について、園舎の建替え又は修繕に対する補助金は申請者に対し無条件に交付することを約束するものですか。補助金の交付は誰がどのように判断し、決定しますか。

⇒ 本市として必要性を判断し、市会の議決等を経て決定します。

37 「5 聚楽保育所の民間移管及びじゅらく児童館の事業委託に係る基本的事項」の「(2) 財産の引継ぎ」の「イ 建物」について、じゅらく児童館に係る大規模修繕が「事業者の責に帰すべき事由がある」と認めるのは具体的にどのような場合を

想定していますか。また、「事業者の責に帰すべき事由がある」かどうかは誰がどのような基準に基づいて判断するものですか。

⇒ 事業者が故意に建物を破損した場合などを想定しており、本市が状況を踏まえて判断します。

38 「5 聚楽保育所の民間移管及びじゅらく児童館の事業委託に係る基本的事項」の「(2) 財産の引継ぎ」の「ウ 備品(机, 椅子, 保管庫, ベビーベッド, ピアノなど)」について、具体的な備品のリストはありますか。また、譲渡額となる「耐用年数により減価償却した価格」とは、誰がどのような基準で「耐用年数」や「減価償却率」を決定しますか。また、備品に対し、現施設に所在する消耗品の扱いはどのようなものになる予定ですか。

⇒ 備品台帳を作成しています。なお、耐用年数は国税庁が定める耐用年数表を基に本市が決定し、耐用年数から経過年数を除し、取得価格を割り戻すことにより償却後価格を決定しています。消耗品については、事業者への引継ぎの中で必要とされる物品について、引き継ぐこととなります。

39 「5 聚楽保育所の民間移管及びじゅらく児童館の事業委託に係る基本的事項」の「(2) 財産の引継ぎ」の「(参考) 土地貸付料, 建物譲渡額及び備品譲渡額について(見込み)」について、表中の「法人等負担額」は、「5 聚楽保育所の民間移管及びじゅらく児童館の事業委託に係る基本的事項」の「(2) 財産の引継ぎ」の「イ 建物」での記載に従えば「事業者負担額」と表記すべきですが、そのように表記していない理由は何ですか。

⇒ 「事業者負担額」という表記に修正します。

40 「5 聚楽保育所の民間移管及びじゅらく児童館の事業委託に係る基本的事項」の「(2) 財産の引継ぎ」の「(参考) 土地貸付料, 建物譲渡額及び備品譲渡額について(見込み)」について、「近傍地」とは具体的にどこのことですか。近傍地の固定資産税評価額を「基に」算出するとは具体的にどのような計算方法ですか。「床面積により按分して算出」とは具体的にどのような計算方法ですか。質問26および28との整合性に注意しながら回答してください。

⇒ 回答29と同じです。

41 「6 候補者の選定等」の「(1) 候補者の選定方法」に、「候補者の選定に当たっては、「2 保育所編」及び「3 児童館編」に記載のとおり、市営保育所移管先選定部会において審査を行い」とありますが、「3 児童館編」のどこにも「市営保育所移管先選定部会において審査を行う」旨が記載されていないのはなぜですか。

⇒ 記載が分かりにくいいため、「記載のとおり」を「基づき」に修正します。

42 「6 候補者の選定等」の「(1) 候補者の選定方法」に、「書面審査の結果により、実地審査対象者を選考することがあります」とありますが、これは「3 聚楽保育所移管先候補者兼じゅらく児童館受託候補者（以下「候補者」という。）選定スケジュール（予定）」の（※2）において記載されている「申請者が多数の場合」とは異なるものですか。「申請者が多数の場合」以外に「書面審査の結果により、実地審査対象者を選考すること」があるとすれば、どのような場合を想定していますか。また、「3 聚楽保育所移管先候補者兼じゅらく児童館受託候補者（以下「候補者」という。）選定スケジュール（予定）」の（※2）において、「申請者が多数の場合」以外にも「書面審査の結果により、実地審査対象者を選考すること」がある旨が記載されていないのは何故ですか。

⇒ 冒頭に「申請者が多数の場合は、」との文言を追記し、修正します。

43 「6 候補者の選定等」の「(1) 候補者の選定方法」について、「保育所に係る審査における申請書類中の移管後の運営に係る基本事項を遵守いただけない場合」とは、いつ、誰がどのように判断しますか。また、「審査の対象外とすることがあります」とは、「移管後の運営に係る基本事項」が遵守されなくても「審査の対象外」としない場合があるということですか。その基準はどのようなもので、誰が、いつ、どのように判断しますか。また、以上について募集要項に明示する必要はありませんか。もし明示しないとすれば、その具体的な理由をお答えください。

⇒ 回答6と同じです。

44 「6 候補者の選定等」の「(1) 候補者の選定方法」について、「該当者なしとなった場合」とはどのような場合ですか。また「選定部会」は審査のみを行い選定は行わないとのことですが、「該当者なし」の決定は最終的に誰が判断するものですか。また、以上について募集要項に明示する必要はありませんか。もし明示しないとすれば、その具体的な理由をお答えください。

⇒ 回答8と同じです。

45 「6 候補者の選定等」の「(1) 候補者の選定方法」について、「再公募を行う場合があります」とは、「再公募を行わない場合」もあるということですか。「再公募」の有無は、いつ、誰が、どのような条件を勘案して決定するか、具体的に回答してください。また、以上について募集要項に明示する必要はありませんか。もし明示しないとすれば、その具体的な理由をお答えください。

⇒ 回答10と同じです。

46 「6 候補者の選定等」の「(1) 候補者の選定方法」と「(2) 審査結果」の間に表が挿入されていますが、この表について何の説明も注記も掲載されていないのはなぜですか。

⇒ 「〈(参考) 審査の配点〉」と追記します。

47 「6 候補者の選定等」の「(1) 候補者の選定方法」と「(2) 審査結果」の間に挿入された表について、「保育所に係る審査」の「運営実績に係る配点」における書面審査と実地審査の配点率の根拠、「保育所に係る審査」の「書面審査」における「運営実績に係る配点」と「事業計画に係る配点」の配点率の根拠、「保育所に係る審査」の小計と「児童館に係る審査」の小計の配点率の根拠について、それぞれ具体的な理由を明示しながら回答してください。

⇒ 保育所に係る審査の配点率は、これまでの選定部会における募集要項策定の審議において、議論してきたものであり、運営実績と事業計画を1対1で評価するという方針で、それぞれ75点ずつの配点としてきました。指定管理者の選定においては、運営実績と事業計画を1対2で評価していますが、保育所の民間移管においては、現状の運営内容も重要であると考え運営実績と事業計画を1対1で評価することとしています。

保育所に係る審査と児童館に係る審査の配点率は、保育所はこれまでの民間移管の募集要項で定める配点、児童館は指定管理者の募集要項で定める配点をそれぞれ用いているものです。

48 「6 候補者の選定等」の「(2) 審査結果」について、「6 候補者の選定等」の「(1) 候補者の選定方法」での、市営保育所移管先選定部会において審査を行い、市長が候補者を選定するという記載に従えば、「候補者の選定」後に示される結果は「審査結果」ではなく、「選定結果」ではないですか。

⇒ 「選定結果」という表記に修正します。

49 「6 候補者の選定等」の「(3) 候補者の選定等の公表」について、「申請の概況(経過、申請者名等)」の「等」とは具体的に何を示していますか。また、「審査内容の概要(候補者の選定理由、各申請者の得点等)」の「等」とは具体的に何を示していますか。また、以上について募集要項に明示する必要はありませんか。もし明示しないとすれば、その具体的な理由をお答えください。

⇒ 以下の項目について公表する予定ですが、募集要項に明示する必要があるとは考えておりません。

- 移管対象保育所(名称、所在地、定員)
- 公募の概況(募集日程、応募団体)
- 移管先候補者(法人及び代表者、主たる事務所の所在地)
- 選定の概況(選定理由、審査結果)
- 今後の取組
- 選定部会における審査の実施状況(選定部会委員、審査日程)

- 50 「6 候補者の選定等」の「(4) 市会の議決に係る事項」について、京都市会において議決が得られなかった、あるいは否決された場合、「聚楽保育所の民間移管及びじゅらく児童館の事業委託に係る事務を停止する場合があります」とありますが、市会において議決が得られない、あるいは否決された場合であっても「事務を停止しない」場合があるということですか。それは、誰がどのような基準に則って判断しますか。
- ⇒ 議決を得られない理由、否決の理由により、本市としてその後の対応を検討していくこととなります。
- 51 「6 候補者の選定等」の「(4) 市会の議決に係る事項」について、「事業者を選定することが著しく不相当と認められる事情」とは具体的にどのような事情ですか。また、「事業者を選定することが著しく不相当と認められる事情が生じたとき」には「事業者を選定しないことがあります」とは、「事業者を選定することが著しく不相当と認められる事情が生じた」場合でも「事業者を選定する」ことがあり得るということですか。その場合、誰が、どのような基準に則って判断しますか。
- ⇒ 申請資格を偽る、重大な事件・事故を起こす等、社会通念上著しく不相当と考える事情があった場合に、当該事情に応じて本市が判断します。
- 52 「6 候補者の選定等」の「(4) 市会の議決に係る事項」について、「候補者が保育所の移管及び児童館事業の委託に関して支出した費用等」とは何ですか。「委託の申請に関して支出した費用等」という意味ですか。仮にそうであれば、そのような記載になっていない理由は何ですか。
- ⇒ 引継ぎの準備に要した経費などを想定しています。候補者によって支出する費用の内容は異なること、候補者において把握されるものであることから、募集要項に記載すべき内容とは考えておりません。
- 53 「提出書類一覧」において「◎記名で作成してください」とありますが、何を記名すれば良いのですか。記名されていれば仮名であっても有効ということですか。
- ⇒ 記名する必要があることは明白であるため、当該記述を削除します。
- 54 「提出書類一覧」の「①」の「申請書」では「主な記載事項」として「申請する施設の名称」を記載するよう求めています。後掲の【様式A】には、申請を希望する施設名があらかじめ記載されています。何を記載するよう求めているのですか。
- ⇒ 申請する施設の名称を記載する必要はないため、当該記述を削除します。
- 55 「提出書類一覧」の「⑤」の「定款、規約等」における「等」とは具体的に何を指していますか。また、「主な記載事項」における「寄付行為」とは何ですか。なお、

民法等の法令上は「寄附行為」と表記されますが、「寄付行為」とは法令上の「寄附行為」と同義で用いるものですか。

⇒ 「定款、規約等」における「等」は寄附行為を指しています。「寄付行為」の記載は、「寄附行為」に修正します。

56 「提出書類一覧」の「⑧」では「提出書類」に「現在運営している保育園の状況」と記載されていますが、「認定こども園」または「認可幼稚園」のみを運営している場合、「⑧」については提出不要という意味ですか。それによって、応募する法人等が不利になることはありませんか。逆に不要なものを提出した場合どのように判断されますか。

⇒ 認定こども園又は認可幼稚園のみを運営している場合であっても「⑧」の提出は必要であることから、記載を「現在運営している保育園等の状況」に修正します。

57 「提出書類一覧」の「⑨」の「決算書類等」の「主な記載事項」の「(2)」の「寄附金等の状況」の「等」とは具体的に何を指していますか。任意の書式に基づく提出書類において「等」という表記があると提出が必要な書類について曖昧になりませんか。

⇒ 主な記載事項に記載している書類以外であって、申請者の決算に関する書類を指しています。

58 「提出書類一覧」の「⑩」の「納税証明書等」について、各税の未納の無いことの証明書が「提出不要」な場合、「提出不要」であることは申請者の自己申告以外で、何によって証明・担保されますか。また「提出不要」であることは、どのような形で公表される予定ですか。

⇒ 提出不要であることは、申請者の自己申告に基づくものになります。また、提出不要であることを公表することはありません。

なお、提出不要であると申告した証明書の提出が可能であることが、後日判明した場合は、事業者を選定することが著しく不相当と認められる事情に該当するか、本市において判断することになります。

また、当該項目については、指定管理者選定の募集要項に準じ、次のとおり修正します。

⑩	納税証明書等 (1), (2)のみ※ (注)前年度が非課税など、納税証明書が提出できない場合は、その旨を記載した理由	(1) 国税（法人税及び消費税） 未納のないことの証明書 (2) 市税（本市に事業所がある場合、法人市民税及び固定資産税） (1), (2)については平成31年1月1日以降に発行された直近2年分の原本を提出してください。	1
---	--	---	---

	書(代表者の記名押印があるもの)を提出してください。	(3) 水道料金・下水道使用料納付証明書 「水道料金・下水道使用料納付証明書の請求について」を参照し、指定の書式により請求してください。	
--	----------------------------	---	--

59 「提出書類一覧」の「⑩」の「納税証明書等」について、「代表者の住所」が京都市に無い場合、代表者が各税、料金等を未納でないことはどのように証明されますか。(

⇒ 提出書類一覧の⑩については、質問55の回答のとおり、項目を修正します。そのうえで、国税については、代表者の住所が京都市内かどうかによって提出できないものではありません。

市税及び水道料金・下水道使用料納付証明書については、申請資格において、「京都市内において、認可保育所、認定こども園又は認可幼稚園を運営している者であること」を条件としており、本市に事業所があることから、代表者の住所が京都市内に無くても提出は可能です。

60 【様式A】について、「京都市聚楽保育所の移管を受けた後は「移管後の運営に係る基本事項」を遵守します」とありますが、この【様式A】に「記名押印又は署名」することで、誓約書としての効果を発揮しますか。

⇒ 【様式A】と【様式C】により基本事項を遵守する意思を申請者が明確に示したことになりますが、本市としては、そのことを以て、誓約書としての効力を持つとは考えておりません。

61 【様式B】における「事業者」とは「5 聚楽保育所の民間移管及びじゅらく児童館の事業委託に係る基本事項」の「(2) 財産の引継ぎ」の「イ 建物」での「事業者」と同義で用いられているとは考えられませんが、ここで同じ用語を使用している意図は何ですか。

⇒ 「申請者」に修正します。

62 【様式D】について、聚楽保育所の民間移管及びじゅらく児童館の事業委託に係る申請の共通様式であるにも関わらず「京都市営保育所移管申請」についてしか記載されていないのは何故ですか。「京都市営保育所移管申請」に際しての様式をそのまま流用し、チェックをしないまま掲載しているということですか。

⇒ 「京都市聚楽保育所の民間移管及び京都市じゅらく児童館の事業委託の申請用」に修正します。

63 【様式D】について、「受付期間の後半は窓口が混雑することがありますので」とはどういう意味ですか。現時点で受付期間がすでに決まっているということですか。

か。

⇒ 応募者が多数の場合、証明書の発行のために窓口が込み合うことが想定されるという意味です。

64 【様式D】の「水道料金・下水道使用料納付証明請求書」について、聚楽保育所の民間移管及びじゅらく児童館の事業委託に係る申請の共通様式であるにも関わらず「京都市営保育所移管申請に使用するため」としか記載されていないのは何故ですか。「京都市営保育所移管申請」に際しての様式をそのまま流用し、チェックをしないまま掲載しているということですか。

⇒ 回答59と同じです。

65 【様式E】について、「市長等（指定管理者を含む。以下同じ。）」とはどのような意味ですか。「市長等」のなかに「指定管理者」が含まれるのは不可解ですが、その理由を回答してください。

⇒ 【様式E】は京都市暴力団排除条例施行規則第4条、第5条及び第7条に基づき、第1号様式として規定されているものです。京都市暴力団排除条例において、市長、公営企業管理者及び教育委員会と併せて、指定管理者においても本市が設置した公の施設の使用の不許可等や利益付与処分に関する措置が求められていることから、指定管理者が含まれているものです。

「2 保育所編」について

①（保一別紙4）「移管後の運営に係る基本事項（聚楽保育所）」について、

（1）定員・運営

「保育所又は認定こども園として運営すること」について

・ 移管後1年目から認定こども園への移行が可能ということですか？

⇒ そのとおりです。

・ こども園への移行について、「保護者の同意」は法令上必要とされていますか？

⇒ 必要とされておりません。

（2）費用負担

「移管日の前日に在所している児童については」新たな負担を求めないとしていることについて

・ 移管後に入園した児童については、園から在園児とは異なる新たな費用負担を求めてもよいということですか？

⇒ そのとおりです。

- ・ 費用負担については保護者の同意はどのように確認するのですか？重要事項説明書に記載されていて、気が付かずにサインしてしまったらどうなりますか？

⇒ 三者協議会での協議によって、費用負担の変更の方向性を決めていくこととなります。重要事項説明書の記載については、各自で内容を確認のうえ、署名していただくこととなります。

- ・ 費用負担に同意しない世帯があった場合、その世帯の子どもだけ同意した世帯と異なる取り扱いをするのですか？

⇒ そのとおりです。

(3) 園長（施設長）の条件→非常にわかりにくい記載です。

- ・ 認可保育所の経験が3年しかない人でも園長になれるということですか？

⇒ そのとおりです。

- ・ 認可保育所の園長の経験が無い人でも園長になれるということですか？

⇒ そのとおりです。

- ・ 「社会福祉事業の経験」とは具体的には何ですか？例えば、介護士として、ケアマネとして働いた経験があれば、経験に数えるのですか？

⇒ そのとおりです。

- ・ 「認可保育所での保育経験12年以上」というのは、そのうち3年がアルバイト、6年が派遣、残りの3年はフリーで担任を持ったことがない、という人でも、園長になれるということですか？

⇒ そのとおりです。

- ・ 市営の所長の平均経験年数は何年ですか？

⇒ 33年（平成31年4月1日現在）となります。

- ・ キャリアアップ研修についての国の資料では、園長の平均勤続年数が24年になっていますが、京都市としてその事実を把握していますか？

参照：<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/17/backdata/01-03-02-05.html>

⇒ 把握しています。

(4) 保育士

「次の常勤保育士を確保し、移管を受けた保育所において勤務させること」として、

- ①保育士等（保育士，保育教諭，幼稚園教諭）として経験10年以上又は法人が運営する園での経験が7年以上の保育士を3人以上（うち1人は乳児保育経験のある者）

- ②上記のほか、乳児保育経験のある保育士を2人以上

- ③保育士等として経験5年以上の保育士を1/3以上

という3条件が挙げられていますが、

- ・ 「常勤」の定義は何ですか？保育士の半数が派遣などの非正規でも、常勤保育士を確保したことになりますか？

⇒ 常勤とは、勤務時間が、当該保育所における就業規則等において定められている「常勤の従業者が勤務すべき時間数」に達している職員を指します。ただし、月当たり120時間（1日6時間×月20日）を下回る場合は、120時間を下限とします。

なお、雇用期間の定めの有無については考慮しません。

- ・ 「経験」とは何ですか？パートや非正規で補助的な業務を7年又は5年以上していれば、「7年以上」「5年以上」の保育士のカウントされますか？

⇒ 保育士等としての経験を指しており、パートや非正規といった雇用形態での区別はしていません。

- ・ 「乳児保育経験」とは何ですか？半年や1ヶ月でも「経験のある者」になりますか？具体的な基準があれば教えてください。

⇒ 経験年数は問うておらず、乳児保育に携わった者であれば、経験のある者になります。

- ・ 例えば、保育士が全部で15人として、

移管先法人での経験7年以上の保育士を3人（うち1人は乳児保育経験あり）

経験5年以上を2人（いずれも乳児保育経験あり）

未経験の新卒を10名

という構成で基本事項の条件を満たすことになりますか？

若しくは、

移管先法人での経験7年以上の保育士を3人（うち乳児保育経験1人）

経験1年の乳児保育経験のある保育士を2名

経験5年以上の保育士を5人

未経験の新卒を5人

という構成で基本事項の条件を満たしますか？

⇒ いずれの場合でも基本事項の条件を満たします。

- ・ 現場の保育士をまとめる「主任保育士」は、基本事項において何も言及されていませんが、どのような位置付けになっているのでしょうか？何の位置付けもされていないのでしょうか？

⇒ 基本事項において、主任保育士の位置付けはありません。一般的に主任保育士は、人間関係の構築や保育や保育士に直接関わる業務等に従事することになります。

- ・ 市営では主任保育士の平均経験年数は何年ですか？

⇒ 主任保育士に相当する職として、市営保育所では副所長を配置しており、副所長の平均経験年数は、29年（平成31年4月1日現在）となります。

- ・ 法人で7年以上の経験がある保育士が主任保育士をしても構わないということですか？
⇒ そのとおりです。
- ・ キャリアアップ研修についての国の資料では、主任の平均勤続年数が21年になっていますが、京都市としてその事実を把握していますか？
⇒ 把握しています。
- ・ 同じ資料では「副主任保育士」「専門リーダー」が経験7年以上の位置付けですが、京都市ではその程度の経験の保育士が3人いれば市営の保育の質が引き継げる、という理解なのでしょうか？
⇒ これまでに実施した民間移管の状況を踏まえても、現在の規定で問題ないものと考えています。

(5) 引継ぎ・共同保育

- ・ 共同保育の「日数」は1日当たり8時間での計算ですか？
⇒ 7時間45分です。
- ・ 「原則」の意味はなんですか？「例外」はどういう場合ですか？（「以上」となっていないのは、満たない場合を許容する趣旨ですか？「以上」の趣旨なら「以上」と書くべきではないですか？毎日保育するなら「平日」とか「月曜から土曜までのうち5日」とか書くべきではないですか？連休や有給など考慮する意味なら、原則と書かずにそのことを付記すれば足りるはずではないですか。）
⇒ 大型連休や年末年始、災害時における臨時休所等、様々な事情を考慮し、原則と記載しています。
- ・ 共同保育に入る担任予定者は各クラス1名ですが、その職員が自己都合退職してしまったり、産休・育休などで長期休業に入ったりすることは想定されていますか？担任予定者が各1名で足りるといえますか？
⇒ 引継ぎ・共同保育に従事する職員が自己都合退職してしまったり、産休・育休などで長期休業に入ったりする可能性はあります。これまでに実施した民間移管の状況を踏まえクラス担任が残ることによって対応が可能であると考えます。
- ・ 移管後は市営の保育士は、引き続き担任になるのでしょうか？
⇒ なりません。
- ・ 移管後に残る「移管前の担任」は5人とされていますが（「2 保育所編」2頁）、クラス数が6クラスであるのに対し移管後に残るのが5人となっているのはなぜですか？どのクラス担任が減らされているのですか？市営保育所の「保育内容の引継ぎ」（「基本方針16頁」）である以上、全クラスの担任が引継ぎ・共同保育のために残るべきではないですか？
⇒ 移管日の前日に在所している児童への影響に配慮し、移管前年度の0～4

歳児クラスの担任が残ります。全クラスの担任が残らなくても、保育の引継ぎは可能と考えています。

- ・ 移管後に残る市営の保育士の人数や、残る期間は決まっていないのでしょうか？

⇒ 募集要項に記載のとおり、副所長1名、移管前の担任5名が残ることになります。残る期間は最長1年間で、移管後の状況に応じて、適宜残る人数を減らしていくこととなります。

- ・ 臨時的任用職員の雇用について、移管先の法人が採用を断った場合、京都市として法人に採用を義務付けることはできますか？

⇒ 臨時的任用職員を雇用するかについては、最終的に移管先法人等が判断するものであり、本市が採用を義務付けることはできません。

- ・ 市からの「助言・要請」に「誠実に応じること」とは、市は強制的な介入はできないということでしょうか。

⇒ 強制的に介入するといったことではなく、誠実に応じることを基本事項の条件として規定していることから、誠実に応じていただけるものと考えております。

(6) 職員の育成

- ・ 別添4の市営保育所職員研修に出席とありますが、強制力がありますか？

⇒ 基本事項において、「当分の間は、市が指定する市営保育所職員研修に出席すること」を規定しており、研修の対象となる保育士又は調理員がいる場合は、参加していただくこととなります。

- ・ 市営の各研修は、3年目でも「初任者」。8年目で「中堅」。20年目でも「中堅」となっていますが、それぞれの位置付けと具体的な中身を教えてください（日数、講義時間など）。

⇒ 次のとおりです。

① 3年目「初任保育士研修」

目的：保育士としての基本姿勢と保育理論を再確認する。保育士としての実践的知識・技術を習得し、専門性の確立をめざす。

内容：年3回（全日1回、半日2回）

② 9年目「中堅Ⅰ保育士研修」

目的：保育を取り巻く現状や課題を認識する。自己の保育を見直しながら、さらに保育実践に必要な専門的知識・技術を習得する。

内容：年3回（全日1回、半日2回）

③ 20年目「中堅Ⅲ保育士研修」

目的：保育を取り巻く現状や課題を認識する。自己の保育を見直しながら、さらに保育実践に必要な専門的知識・技術を習得し、今日の課題に対して取り組む姿勢を身につける。

内容：年3回（全日1回，半日2回）

- ・ 市営保育所ではなく民間保育園の保育士を雇用するにも関わらず，国のキャリアアップ研修が育成の中に位置付けられていない理由は何ですか？

⇒ 市が指定する市営保育所職員研修の出席で十分に職員の育成に繋がるものと考えているからです。キャリアアップ研修については，保育士の処遇改善にもつながることから，積極的に受講していただく必要はあると思いますが，1人が受講する研修の数にも限りがあるため，当分の間については，本市が主催する研修を受講していただきます。なお，参加していただく本市主催の研修についても，キャリアアップ研修に位置づけられているものもあります。

(7) 三者協議会の設置

- ・ 崇仁保育所では，第1回の協議会が開かれたものの第2回の日程さえ決めずに終了してしまったと聞いていますが，事実ですか？

⇒ 事実ですが，これまで民間移管を実施してきた保育所での三者協議会においても，必ず次回の開催日程を三者協議会の場で決めているものではなく，多くの場合は，後日日程調整のうえ，次回の開催日を決定しています。

- ・ 三者協議会中の保育体制の確保について「ただし保育標準時間の時間帯に限る」とは，保育標準時間外に三者協議会が開催される場合，保育は確保されないという意味ですか？

⇒ 御質問を踏まえ，選定部会において審議します。

(8) 情報開示

- ・ 「努めること」とありますが，具体的には何をどこまですることが「基本事項」に含まれているのでしょうか？

⇒ 法人等や保育所において，通常公開すべき情報について，隠匿することなく，公開することを指しており，通常一般的に公開していない情報まで積極的に公開することを目的とした趣旨の規定ではありません。

- ・ 保護者に対して会計資料の一部を公開している園もありますが，そのようなことも「基本事項」に含まれますか？

⇒ 法人等の決算資料は公開すべきものであると考えております。なお，質問にある会計資料の一部というものがどういった内容のものかが分かりかねるため，基本事項に含まれるかについて，回答することはできません。

(9) 基本事項の遵守状況の検証

- ・ 「検証」の具体的な内容がよくわかりません。過去の民間移管が行われた園においては，具体的に何をどこまで検証したのか教えてください。

⇒ 職員の経験年数や年間行事の状況等，基本事項に規定された項目が遵守さ

れているかについて、定期的に確認しております。

(10) 内容の変更

- ・ 基本事項の内容の変更は保護者の「理解を得るよう」「努めること」とありますが、在園児の卒所後は保護者の同意なくとも「理解を得るよう」「努め」れば、変更できるということですか？

⇒ 基本事項の規定は、移管日の前日に在所している児童が卒所するまでの期間、移管先法人等が遵守する必要があるものです。この期間の経過後は、基本事項の規定そのものの適用がなくなることから、変更すること自体がありません。

(11) 基本事項に違反した場合

- ・ 「損害賠償」「解除」は具体的にどのような場合を想定していますか？

⇒ 申請の資格又は基本事項の違反の内容及び状況を確認のうえ、特に損害賠償の請求や協定の解除が必要であると本市として判断した場合に行うことを想定しています。

- ・ 「協定」とは何ですか？

⇒ 移管後の運営について、移管先法人等に基本事項を遵守してもらうことを目的として、本市と移管先法人等の間において、基本事項を内容とした協定を締結するものです。

(12) 保護者対応

- ・ 保護者会のための施設利用「通常の保育所の運営に支障がないと認められる範囲」とありますが、支障が生じる場合は具体的にはどのような場合ですか？

⇒ 保護者会が施設の利用を希望する日時、場所において、保育所として保育や行事等に利用する場合を想定しています。

(13) 保育内容全般

- ・ 「市営保育所 保育のガイドライン」を尊重して保育運営を行うことになっていますが、移管された園のホームページを見ても、そのような記載がありません。引き継がれているなら、「市営保育所 保育のガイドライン」を尊重して保育運営を行っているとは記載されているはずですが、どうなっているのでしょうか？

⇒ 基本事項において、「保育所保育指針に則り、現在市営保育所が実施している保育内容を尊重し、保育運営を行うこと」を規定しており、その保育内容について、「市営保育所 保育のガイドライン」を参照するよう記載しておりますが、その内容を移管後の保育所のホームページに載せる必要性はないものと考えております。

(14) 障害児保育，配慮が必要な子どもの受入れ

「積極的に受け入れるよう努めること」とあることについて，

- ・ 障害児を受け入れる場合は，程度に応じて加配職員の確保が必要ですが，保育士不足の深刻化で受け入れを断らざるを得ない園がたくさんあると聞いています。そのような事実を京都市として把握していますか？

⇒ 障害児の受入れに当たっては，各保育所の定員や人員体制，障害の程度等によって，各保育所において総合的に判断する必要があり，市営であっても民間であっても変わりはありません。人員体制の面において，保育士不足がその一因となっている可能性はあると思われませんが，そのことのみをもって障害児の受入れを断っているものではないと認識しております。

- ・ 最近も障害のある2人目の子どもの入園を上の子が通う民間園に断られ，仕方なく市営に預けたという話を聞いていますが，京都市として把握していますか？

⇒ そうした話をされている保護者がいるという事実は把握しています。

「退所までの保育を保障」とあることについて，

- ・ 移管が決まった市営から他の市営に転園した保護者がいると聞いていますが，京都市として把握していますか？

⇒ 民間移管に関わりなく，例年，市営保育所から他の市営保育所や民間保育園に転園することはあります。

- ・ 障害児の保育経験の保育士を配置する必要はないのですか？「例えば，区分2以上の児童を，1年以上担任として保育した経験があること」といった具体的な要件を課すべきではないですか？

⇒ クラス担任が丁寧に引継ぎをしており，これまでに実施した民間移管の状況を踏まえると，現在の規定で問題ないものと考えています。

- ・ キャリアアップ研修の分野別として「障害児保育」の項目がありますが，この受講が「基本事項」に含まれないのはなぜですか？

⇒ 市が指定する市営保育所職員研修において，障害児保育に係る研修を実施しており，この研修への出席で十分に職員の育成に繋がるものと考えているからです。なお，キャリアアップ研修については，保育士の処遇改善にもつながることから，積極的に受講していただく必要はあると思いますが，1人が受講する研修の数にも限りがあるため，当分の間については，本市が主催する研修を受講していただきます。なお，参加していただく本市主催の研修についても，キャリアアップ研修に位置づけられているものもあります。

(15) 宗教的な保育

- ・ 「信仰の自由」とは言うまでもなく「信仰をもたない自由」も含まれますが，「移管先が特定の宗教を背景とした社会福祉法人である」等の，宗教上の理由

により転園を余儀なくされる場合、どのような保障がありますか？

⇒ 移管先法人等が特定の宗教を背景とした場合であっても、保育に当たっては、基本事項において、宗教的な保育の内容を規定しており、その内容を遵守する必要があることから、三者協議会による協議を経ることなく、これまで市営保育所で実施してきた宗教的な保育の内容が変更されることはありません。このため、児童や保護者に影響はないものと認識していますが、転園を希望される場合は、移管年度である令和3年度に限り、利用調整の際の—5点を行わない取扱いとなります。

②上記以外について、

(16)「2 保育所編」16頁、別添5に「利用児童への影響が最小限となるよう」の記載がありますが、「利用児童への影響」について具体的な内容を教えてください。

⇒ 保育士が半数以上代わることから、全く影響がないとは言い切れないため、三者協議会で保護者の意見を聞いており、職員体制や保育士の対応について意見が出されたことがありましたが、その都度三者で協議し、解決に向けて努めているところである。

(17) 聚楽保育所の園庭東南部に位置するビオトープは、2015年度に当時の保護者が保育士・保育所との共同作業で制作したのですが、「募集要項」上に当該ビオトープの記載が無いのはなぜですか。

なお、当該ビオトープは、自然環境との共生やそのなかで子どもの成長への願い、保育士・保育所と保護者の協働といった、設計者・制作者の思想あるいは感情を創作的に表現したものであり、明確に著作物性を有するため、著作権が発生すると考えられますが（庭園の著作物性についてはすでに判例等において認められています）、その旨を「募集要項」上に記載する必要はありませんか。

⇒ そもそも、当該ビオトープが著作物性を有すると一概に判断することはできません。この点をおくとしても、著作権（特に、著作者人格権（著作権法第18条以下）の行使に当たって合意（同法第64条第1項）が得られるべき共同著作物の著作者らの外延は、本件においては不分明と言わざるを得ません。さらに、当該ビオトープに何らかの改変が加えられることがあるとしても、その改変は適法というべきです（同法第20条第2項第2号の類推適用又は同項第4号の適用）。このような中、当該ビオトープの権利関係については募集要項に記載すべき内容とは考えておりません。

問2について

1 民間移管について、今でも大反対です。本当にやめて下さい。

⇒ 意見

- 2 もともと保育所がかわらなければ、子供も安心して自分の成長にエネルギーをそそげるのに、保育所が変わることによって、そのエネルギーを環境の変化への適応に使わなければならなくなる。民間移管が子供に与える悪影響ははかりしれない。既に移管された園でも保育士が集まらず新規採用をメインにする所もあると聞く。全く信用できない。今まで続けてきた京都の市営保育が途切れるのは地域によってもマイナスであり、人材ももったいないと思う。

⇒ 意見

問3について

1 選定委員の方へ

自分のお子さん、お孫さんを本当に預けるのに十分な条件、園であるのかよく考えて下さい。最低限を決めるのではなく、最良であると言える選定、決定をして下さい。移管にあたって「適当でないと判断」することを戸惑わないで下さい。

⇒ 意見

2 京都市の方へ

自身をもって「良い移管」ができないのであれば、やめて下さい。はっきりとした回答ができないのでらりくらしとかわすばかりで全く信用できません。

⇒ 意見

問1について

1 0～2歳児の保育経験のない法人の応募には不安があります。移管した場合の子供への影響は計り知れません。就学までの6年を見通した保育が確実に実施されるのか不安です。

⇒ 意見

問2について

1 全ての子供さん、特に配慮が必要な子供にとって移管は大変な負担です。今までの築き上げてきたものがなくなる（人間関係等）こととなります。応募される法人には、そういった配慮もしていただけることを強く望みます。

⇒ 意見

問3について

1 移管することは、親にとっても不安ですが、それ以上に子供たちはもっと不安だと思います。家よりも長くいる保育園で過ごす時間は、これからの未来ある子供たちにはかけがえのない大変重要な時間です。どうか、そのことをご理解いただき、慎重に法人選定いただきたいです。今までの聚楽保育所を継続していただけるよう望みます。

⇒ 意見

問1について

- 1 障害児保育について、これまで民間移管した保育所で、退所までの保育を保障となっており、保障はされているが、保育所の方から保護者に対し障害児に対して十分なケアができない現状を伝え、保護者が仕方なく対処を決めた例があると聞いた。これは保障されているとは言えないと考える。障害児保育が保障されるように十分に研修をうけた保育士の確保と、卒所までの保障としてほしい。

⇒ 意見

問2について

- 1 これまでの民間移管をふまえて、今回の民間移管へ改善した等の事柄がみえない。保護者への説明会も1回となっており、保護者の不安や児童の安全が守れない現状と考える。基本事項に対し、もっと改善してほしい。例えば保育士の引きつぎに対し実質1～3月しか週5日こない。3ヶ月で引きつぎできるとは思わない。

⇒ 意見

問3について

- 1 民間移管になるのならば、本当はしてほしくないが、仕方なく受け入れるのが本音である。移管後も市として、評価をしていってほしい。第三者評価をうけてもただデータを出すのではなくその後も評価を続け、京都市の保育の質をおとさないようにしてほしい。

⇒ 移管後について、三者協議会で保育の状況をお伝えするとともに、保護者アンケートを毎年実施するなど保護者の意見をお聴きしています。また、移管2年目以降は、保育士の資格を持つ課長が保育内容を定期的に確認します。移管後に受審する第三者評価については、当該保育所の保護者にも結果を共有し、改善すべき点は改善していただけるよう本市も協力しています。



問1について

1 未来を担う子供たちに安心できる環境で保育を受ける保障をして欲しい。民間移管に反対です。

⇒ 意見

問2について

1 民間移管すると保育の質が下がり子供たちへの影響が一番心配です。

⇒ 意見

問1について

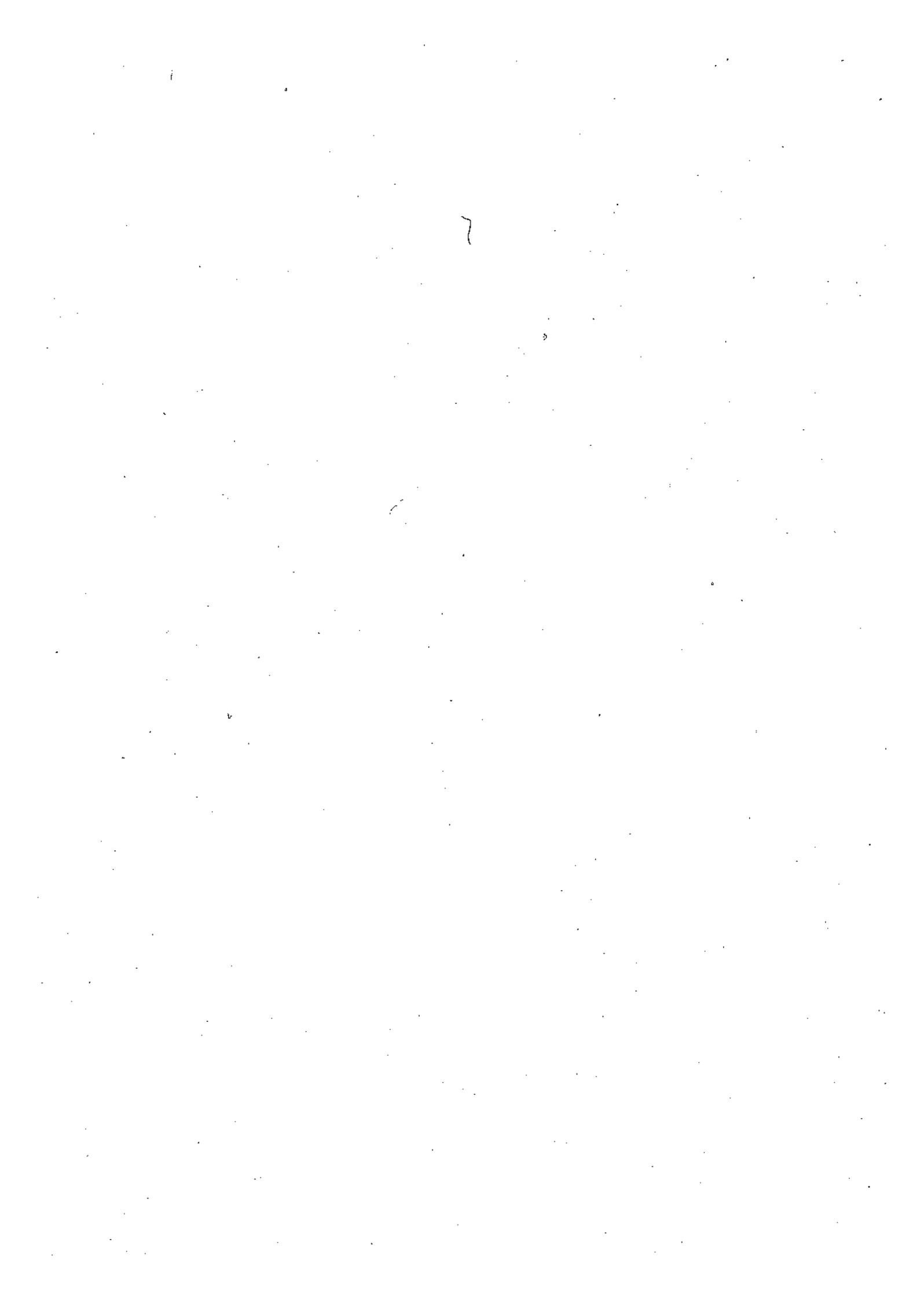
- 1 法人の応募資格に運営経験の年数を問わないのは問題を感じる。認可保育所等を応募時点で3～5年以上の運営実績が必要とするべきではないか？
⇒ 京都市内において、認可保育所、認定こども園又は認可幼稚園を運営している者については、京都市の保育を引き継ぐ能力があると判断しており、「移管後の運営に係る基本事項」（以下「基本事項」という。）の内容が遵守できるのであれば、申請資格として経験年数を問う必要はないと考えています。

問2について

- 1 なぜ、民間移管するのか？そのいわゆる成果は具体的には何なのか？特に見当たらないのなら、子供の環境を激変させる行為をすすめる根拠は何なのか。
⇒ 保育所も含めた「福祉施設における公民の役割分担」については、これまでから財政面だけでなく、平成17年2月の社会福祉審議会の答申を皮切りに、あらゆる場面で検討を進めてきた結果、本市においては、「公」として行う施策であるからこそ、「最小の経費で最大の効果を得るための徹底した効率化を図る」だけでなく、社会経済情勢を踏まえ、民に委ねるべきは委ね、「公」はその実施責任を側面から果たしていくといった新たな仕組みづくりを進める等、不断の点検と検証が必要である、との考え方に立っています。

問3について

- 1 移管の翌々年度に行われる可能性のある建てかえは、具体的にどのように行うのか？建てかえ中に子どもはどこにかよふの？
⇒ 建替えについては、移管先において検討していただくものであり、具体的な方法に関し、本市から回答するものではありません。
- 2 保育所利用者は現在児童館利用者ではないが、将来利用する可能性があつて、このような特異な移管の場合は児童館に関しても意見を聞いてほしい。
⇒ 児童館部分については、京都市児童館指定管理者募集要項に準じて選定を行っていくため、利用者等の意見は聞かないこととしております。



問1について

- 1 今まで行ってきた民間移管で出てきた問題点（トラブルや事故・ケガ）を改善や防げる基本事項に変えて下さい。運営経験が浅く、乳児保育の経験のない法人に応募できる内容など有り得ません。十分な経験を持った保育士の確保とキャリアアップ研修の修了状況を追加要件に加えるべきです。

⇒ 意見

問2について

- 1 現状の保育の質が落ちるのであれば民間移管には反対です。説明会で保護者の投げかけた不安点を解消した基本事項の内容に変更してもらえないのであれば、保育の質は落ちると考えます。ただでさえ先生方や環境がガラッと変わる事で親子共に不安なのに、安心して預けられる保育士のキャリアや保育の質も落ちるのであれば、反対としか言わざるをえません。

⇒ 意見

問3について

- 1 今の保育所の十分な安全対策や配慮があるおかげで、日々安心して保育をお任せできています。経験の浅い、障害児やアレルギー対応が十分にできない法人や保育士さんでは、子供を預けられません。メリットのある民間移管にならないことが、説明会での話や、資料からも見えているので子供を守ることを第一に考えられない民間移管は、するべきではないと考えます。子供達を不幸にしないでください。

⇒ 意見

問1について

1 移管後の運営にかかる基本事項について、別紙のとおり、修正の検討をしてほしい。

《以下、別紙内容》

○ 法人の応募資格について（1 保育所運営等の定員・運営）

- ・ 引き継ぎであれば運営経験年数のある法人でないと難しいと考える。
- ・ 大阪市は「3年以上」としており、その程度の年数の制限が必要と考える。
- ・ 現行の基準は乳児での運営は不要であるが、不要である根拠は？（問題がある
と考える）

⇒ 京都市内において、認可保育所、認定こども園又は認可幼稚園を運営している者については、京都市の保育を引き継ぐ能力があると判断しており、「移管後の運営に係る基本事項」（以下「基本事項」という。）の内容が遵守できるのであれば、申請資格として経験年数を問う必要はないと考えています。

また、これまでに乳児保育経験の無い法人に民間移管した実績があり、丁寧な引継ぎ・共同保育を行うことで、乳児の保育を引き継ぐことができると考えられることから、問題はないものと考えています。

○ 施設長

- ・ 認可保育所での運営経験年数について、引き継ぎであれば聚楽保育所やほかの公営保育所の所長クラスと同等の経験年数、20年以上は必要と考える。
- ・ 施設長経験についても、必須条件として認可保育所経験3年以上が必要。
- ・ 現行の基準（京都市案）について、根拠を示してほしい。

⇒ 基本事項に定める施設長の要件を満たせば、施設長として十分に業務に従事できるものと考えております。

○ 保育士

- ・ 主任保育士に求める条件を別項目として起こすなり、分かりやすく表記できないか。
- ・ 未経験の新規採用の人数について「〇人以下」と最低ラインを示しては？人数は過去の聚楽保育所の配置から、3人程度？
- ・ 平均勤続年数を設けるなり、経験がある程度ある保育士を求める内容にしてほしい。
- ・ 乳児保育について、産休明け保育の経験がある法人に限定すべき。（法人について）乳児保育経験のある保育士が各クラスに1人したら、3人以上は必要。
- ・ 障害児保育について、経験年数のある保育士（年数・人数）を条件に加えてほしい。
- ・ 正規職員の割合についても、要件を設けたい。

⇒ 意見

- 年度途中の児童の受入を積極的に行ってほしい。

⇒ 意見

- じゅらくが従来行っていた園庭開放、のびのび、らんど、在所児を含めた「〇〇で遊ぼう」イベント、クールキッズステーションなど地域の子育て世帯向けの事業を縮小することなく継続してほしい。

⇒ 意見

問2について

- 1 引き継ぎは通常の保育以上に困難が予想されるため、移管先の努力だけでなく、経験年数等が確保された余力がある移管先であることが最低条件であると思うので、そのための基本事項の条件をしっかりと考えてほしい。スケジュールがタイトすぎる。

⇒ 意見

問3について

- 1 老朽化のため、保育所と児童館の建替を視野に入れ、併せての移管になったのであれば、建替についての計画についても審査対象とすべき。

⇒ 意見

問1について

- 1 応募資格に、運営経験年数・0～2歳児の乳児保育経験・産休明け保育経験がいずれも問われていないのはおかしいのではないかと？

施設長の条件は保育実践経験+管理者経験両方重要であると思う。保育士・引き継ぎ・共同保育に関してもわかりにくく不十分に感じる。再考願う。現状、不安しか感じない！！

⇒ 京都市内において、認可保育所、認定こども園又は認可幼稚園を運営している者については、京都市の保育を引き継ぐ能力があると判断しており、「移管後の運営に係る基本事項」の内容が遵守できるのであれば、申請資格として経験年数を問う必要はないと考えています。

また、これまでに乳児保育経験の無い法人に民間移管した実績があり、丁寧な引継ぎ・共同保育を行うことで、乳児の保育を引き継ぐことができると考えられることから、問題はないものと考えています。

問2について

- 1 今まで10園民間移管が行われてきた中で見えてきた課題等はきちんと生かされているのか？保護者側の意見・要望・想いはしっかりと聞き入れられているのか？より良い移管にしようと改善する努力はなされているのか？「子どもは国の宝」京都市側に子ども達を想う愛情が感じられない。

⇒ 過去の民間移管における課題や改善すべき点については、選定部会において提案のうえ、募集要項に反映するなど改善に努めている。たとえば、平成29年度に民間移管した旧錦林保育所及び旧砂川保育所における引継ぎ・共同保育では、規定されている引継ぎ・共同保育の期間よりも早くからクラス担任予定者に来所していただいたことで引継ぎが円滑に進んだため、引継ぎ・共同保育の期間を早めるように変更した。

また、保護者の意見についても、募集要項策定に当たっては、選定部会において審議している。

さらに、三者協議会においても、保護者の意見を踏まえた協議を行っている。

問3について

- 1 保育士不足といわれる中でも市営の保育士さんは幅広い経験年数・年令の方がいて、新卒の先生が入ってきてもしっかり育てていく環境が整っていてまたそれがどんどん繋がって行って素晴らしいと思います。なのに、その保育士さんが働く現場をこれ以上減らしてどうするのですか？異動で数年現場を離れてまた違った角度から保育分野に関わるのは大事なことだと思いますが、その後またそれを生かすた

めに現場に戻ろうとしても市営保育所が減っていては戻りたくても戻れず、離職に繋がるのではないのでしょうか？子育てだけではなく、保育人材を育てていくためにも市営保育所は必要だと思います。

⇒ 意見

問1について

- 1 認可幼稚園の運営経験のみで最もリスクを伴う0～2歳児の保育を任すのはやめて頂きたい。
 - ・ 安定した運営のため、運営実績のある法人に限定すべき。
 - ・ 保育士についても複雑な時期を任すのだから国の基準に最低でも合わすべき。今、提示されている条件では、事故につながります。
- ⇒ 京都市内において、認可保育所、認定こども園又は認可幼稚園を運営している者については、京都市の保育を引き継ぐ能力があると判断しており、「移管後の運営に係る基本事項」(以下「基本事項」という。)の内容が遵守できるのであれば、申請資格として経験年数を問う必要はないと考えています。

問2について

- 1 移管時の保育士の共同保育の期間が短かすぎる。子供にとって保育士の交替が最も影響がある。また年齢ごとに慣れる期間も異なることに配慮すべき。

⇒ 意見
- 2 移管後、建物の工事となった場合、仮の保育施設を移管先にのみ任して頂きたくない。生活に多大な影響を及ぼすことです。

⇒ 意見

問1について

- 1 保育所以外の施設を運営する法人だと、市からのお金を保育のために使用するの
か分からない。よって、基本事項に資金の流用(例えば老人ホームの運営費に回す、
など)を禁じるとともに、毎年の会計状況を監査を受けた上で、保護者に分かり易
く示す義務を課すべき。

⇒ 意見

- 2 第三者評価の扱いが軽い。結果を公表するのみならず、結果が悪かった場合は法
人の活動に一定の制約を加えるなど、法人の活動の改善に資するよう実行性のある
位置付けにすべき。

⇒ 意見

- 3 別添5三者協議会について。保護者代表以外の者は「傍聴」しかできないのか。
多様な考えがあるのだから発言を認めるべき。例えば障害児保育は当時者でないと
発信できない内容がある。加えて各クラス1名程度では少ない。

⇒ これまでの三者協議会の運営状況において、各クラス1名程度以上が必要と議
題に上がっていません。各クラスの意見については、代表の方にまとめていただ
いています。

- 4 0～2歳児の保育経験がない法人が応募できることになっているのを改めるべ
き。仮に参加資格を変えられないのであれば、そのような法人が万一選ばれてしま
った場合、0～2歳児クラスは引き継ぎ・共同保育期間を長く設定するよう柔軟な
運用を求める。聚楽保育所が蓄積してきた豊かな知見がこのままでは雲散霧消す
ことは目に見えており、非常に不安。

⇒ 京都市内において、認可保育所、認定こども園又は認可幼稚園を運営している
者については、京都市の保育を引き継ぐ能力があると判断しており、「移管後の
運営に係る基本事項」(以下「基本事項」という。)の内容が遵守できるのであれ
ば、申請資格として経験年数を問う必要はないと考えています。

問2について

- 1 一言で表せば保育の質が担保されていないことへの不信。聚楽に限らず、民間移
管の話の根底にある要因の一つが「市の財政」にある(つまり、民間移管すれば市
の負担は縮減される)ことを、過去に飽きる程聞いたが、結局は「人件費が安くな
る」以外のものは見出せなかった。それすらメリットとは言い難い以上(若い保育
士さんを安く使っているだけ)、「京都市は子育てに金をかけたくないんだな」とし
か思えない。

⇒ 意見

問3について

1 民間移管に関する先例を活かしているのかよく分からない。せめて先に移管した法人の第三者評価の受審結果を示し、そこに挙げられているであろう問題点等を検証しているのか示して欲しい。

⇒ すでに民間移管した保育所において、移管後の法人に受審していただいた第三者評価の受審結果については、公開されております。なお、受審結果については、当該保育所の保護者にも共有し、改善すべき点については、本市も協力して取り組んでおります。

問1について

1 移管後の運営にかかる基本事項

移管後の引き継ぎですが市の従事職員を状況に応じて適宜減らすとあります。令和3年度中満期まで引き継いで頂きたい。突然辞められると子供達にとまどうのではないかという不安があります。

⇒ 意見

問3について

1 安心、信頼できる保育士さんこそが京都市の財産だと考えます。子供達が安心して ける保育を最優先に考えて選定する事を強く希望します。

⇒ 意見

問1について

- 1 市営保育所が実施する子育て支援事業と、民間園のものとの違いはごぞんじですか？

⇒ 子育て支援については、公民の違いにかかわらず、地域子育て支援ステーション事業や園庭開放、子育て相談や講座等に取り組むなど、地域の需要に応じた幅広い活動を展開しています(ただし、実施回数は園によって異なります。)。なお、市営保育所では、上記の事業に加えて地域子育て支援拠点事業を実施しています。

問2について

- 1 施設長、保育士の要件で、現在市営保育所が実施している保育運営を行うことは不可能だと思います。

⇒ 意見

問3について

- 1 ここまで非常に過密なスケジュールでした。仕事をもっている親に対する配慮が感じられません。

⇒ 意見

- 2 障害児、対応困難な幼児についての過去の記録すべてを検証するくらいの慎重さがほしいところです。(対応総数、対応内容について)

要項の文章が、いくらでも拡大解釈できるもので、すこしの刺激ですぐパニックを起こす児童が本当にめんどろをみてもらえるのか非常に不安があります。

過去の移管で、高得点をとりながら現在保護者とのあいだでかなり大きな争いをおこしてしまっている園がありますので、それぞれの項目について、その具体的な評価方法を教えていただけますか。採点があまかったのではないですか？

⇒ 書面審査、実地審査それぞれにおいて、審査基準に基づき審査を実施しております。書面審査については、採点に当たっての詳細な評価基準がありますが、公平性の観点から、非公表とさせていただいております。

問1について

1 「2 保育所編」のP10「2 職員について」別紙に記載しました。

《別紙の内容》

- ・ 施設長の「社会福祉事業の経験15年以上（うち認可保育所経験3年以上）」、「認可保育所での保育経験12年以上」について、管理者としての経験も必要である。
- ・ 施設長の「社会福祉事業の経験15年以上（うち認可保育所経験3年以上）」、「社会福祉事業の経験10年以上（うち認可保育所施設長3年以上）」について、3年は短いのでは？
- ・ 保育士の「上記のほか、乳児保育経験のある保育士を2人以上」について、乳児クラスが3クラスあるので、3人以上にしてほしい。
- ・ 引継ぎ・共同保育の期間及び日数について、1日とは8時間ですか？
- ・ 引継ぎ・共同保育の期間及び日数について、園長予定者の期間及び日数が「1月～3月 原則週2.5日」となっているが、園長予定者も週5日にするべきでは？

⇒ 意見

2 認可幼稚園の運営経験があれば、認可保育所、認定こども園の運営経験が無くても応募できるのはおかしいと思う。

⇒ 意見

問2について

1 民間移管後、「当分の間」の約束を本当に守ってくれるのか心配です。移管後、数ヶ月したら法人の方針に変えられてしまいそう。保育所を移管して運営していただくだけでも大変なのに、本当に児童館も合わせて運営していけるのか？

⇒ 意見

問3について

1 スケジュールがタイトすぎる。

⇒ 意見



問2について

- 1 移管後、開所、閉所時間等について変更があったりするのか。現在の方針とどれくらい変更があったりするのかが主として気になります。

⇒ 意見

問3について

- 1 移管に名乗り出ている法人がどのような方針等で、進めていこうとしているのか、各々の方向性等を詳しく知りたいです。

⇒ 意見

問1について

- 1 保育経験が一定ある企業にするべき。
⇒ 意見
- 2 親の負担が増えないようにして欲しい。
⇒ 意見

問2について

- 1 メリット・デメリットを明確にして欲しい。
⇒ まず、民間移管によるメリットの一つとして本市の財政効果があり、多様化する保育ニーズに対応するため、保育所整備のみならず、病児・病後児保育事業や一時預かり事業の拡充等、保育サービス全体の充実を図ることができます。
また、民間移管により、公営では実施が困難な園舎の迅速な修繕・改修、園庭の整備、新たな行事の実施など、法人の創意工夫により運営が良くなったと保護者から評価されている取組もあり、保護者にとってのメリットもあると考えています。
デメリットとしては、保育士が半数以上代わることにより、利用されている子どもや保護者への影響が少なからず生じるかもしれませんので、利用児童等への影響が最小限となるよう、三者協議会を設置し、保護者の意見を踏まえながら保育所運営を進めていただくこととしています。
なお、保護者アンケートでは、移管当初お迎え時における担任の保護者への声かけについて、市営の時と違いを感じるという意見が多くありますが、園全体で改善に向けて取り組んでいただいています。

問1について

1 入札資格の判定は今までの課題解決に対応した適切な基準が設定されていますか？

⇒ 京都市内において、認可保育所、認定こども園又は認可幼稚園を運営している者については、京都市の保育を引き継ぐ能力があると判断しており、「移管後の運営に係る基本事項」(以下「基本事項」という。)の内容が遵守できるのであれば、申請資格として経験年数を問う必要はないと考えています。

問2について

1 引継の期間をもっと長くできないのか。前例より1ヶ年の設定で充分と判断した根拠は？

⇒ これまで民間移管では、移管前後2年間で実施した引継ぎ・共同保育で十分に引継ぎができており、問題はないものと考えています。



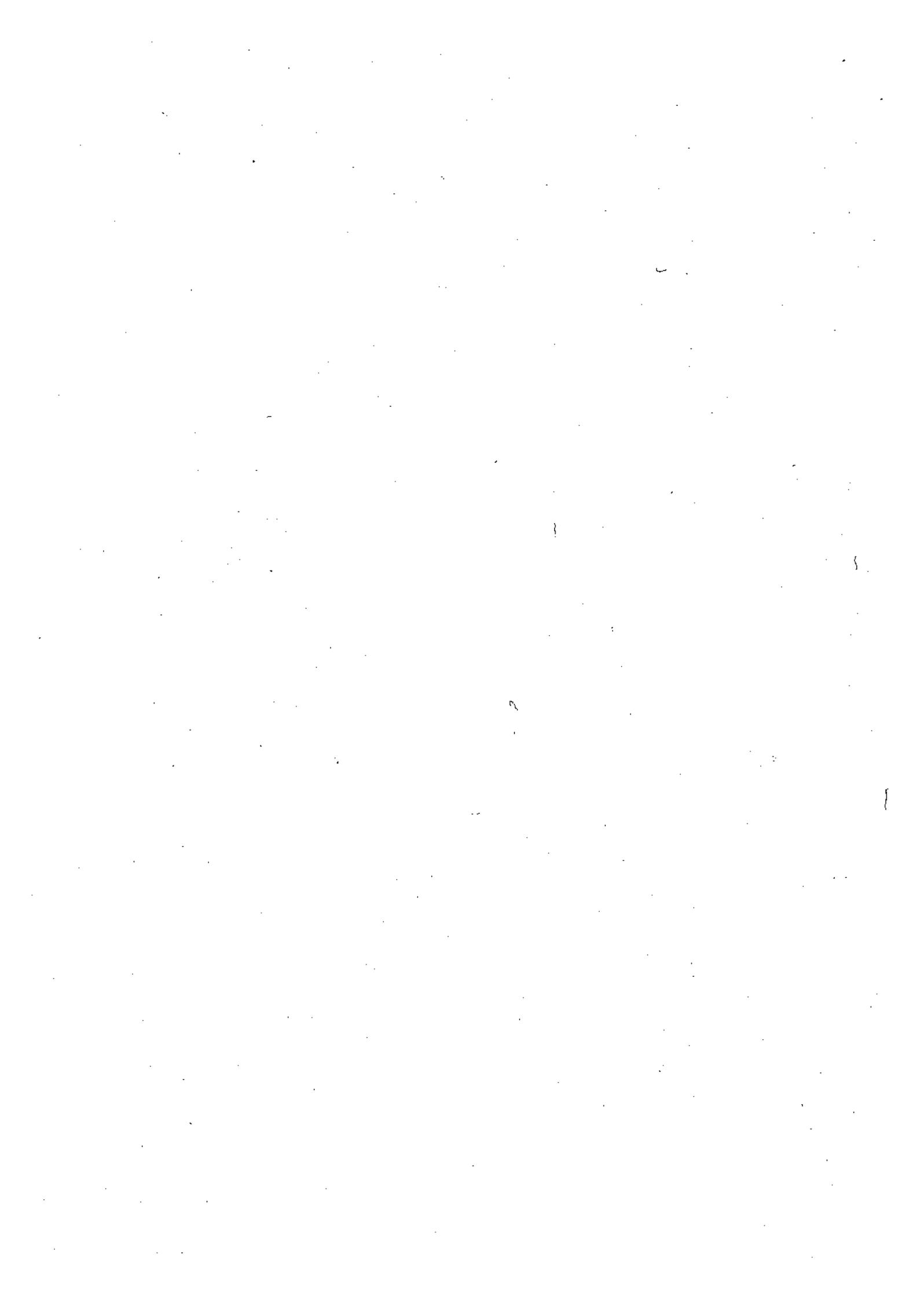
問3について

- 1 移管後も変わらぬ保育をして頂けるよう、細かい引き継ぎもしっかりと行って頂きたいと思います。一年間通しての行事なども今まで通り変わらず開催してもらいたいですし、何よりも子供たちのための安全は保育をして頂きたいと願っています。
⇒ 意見

問3について

1 子供たちが今と変わらず、のびのび元気にすごせるように配慮してすすめてほしいです。よろしくお願いします。

⇒ 意見



問1について

- 1 0才から2才の保育の経験がない法人が応募して来てもしその法人しか応募がなかった場合でも移管は決まりますか？決まってしまったあと、未経験の保育士たちにあるいは保育所に0才～2才をあずけることになる保護者の不安への対応について教えてください。

⇒ 審査の結果、該当者なしとする場合もありますが、決定した場合においては、引継ぎ・共同保育により乳児保育を法人等に伝えてまいります。

問2について

- 1 京都市の職員が受けた保育士としての教育を民間園の保育士が受けていないこと。特に、「大きい声」「こわい声」でよく圧することでしか子供と接する方法を知らない保育士がどれだけいるのかと考えるとこわいです。

⇒ 意見

問3について

- 1 イライラした口調で「早よ食べえな！！」と0才児に離乳食をむりやりたべさせる園が中京区に本当にあります。園どうこうの前に保育士をケアするの必要を感じますし、そんな園を放置している市がじゅらくの未来のことをどこまで真剣に考えてくれるのか、本当に不安です。

⇒ 意見

問3について

- 1 園が変わるということで、子供にとっては多少なりと、とまどいがあるのは事実なので、引きつぎ期間が子供のことを優先的に考えたものであることを望んでいます。園の方針や行事、活動については、柔軟に変えるべきところ、維持するところ、を判断して対応していただきたいと思います。実際に移管した後、改修はされるのか（いつ頃）、その間の保育場所はどうなるのかといったことは気になる点です。

⇒ 意見



問1について

- 1 あまりにも情報量が多く、案以外にも保護社会関係からも移管関係の通知が多種あります。そのことも考慮した上で、保護者にもう少しまとまって整理された内容を伝えていただきたい。仕事をしているので、そのあいまに見るには、負担が高すぎる。

⇒ 意見

問2について

- 1 現時点で、他の保護者が移管について、どのように考えている方が多いか。

⇒ 意見

問3について

- 1 忙しい保護者に配慮した情報提供をお願いしたい。アンケートも時間をかけて書いている。書きっぱなしで終わらせないでほしい。アンケート結果と、そこで意見をどうくみとるのか、保護者に伝える、責任があると思うので、適切な対応をお願いする。

⇒ 意見

問2について

- 1 子供達が自由でのびのびとした聚楽保育所の保育方針が気に入りこの聚楽保育所への入所を決めましたので、移管する民間の事業者の方も同じような保育方針の方を選んで頂きたいです。

⇒ 意見

問3について

- 1 資料や口頭でのやりとりだけではなく、移管希望事業主様も聚楽保育所の保育現状を見て頂きたいですし、京都市の民間移管担当者の方も移管候補の事業者の方の運営している保育園を実際見て判断して頂きたいと思います。

⇒ 意見



問2について

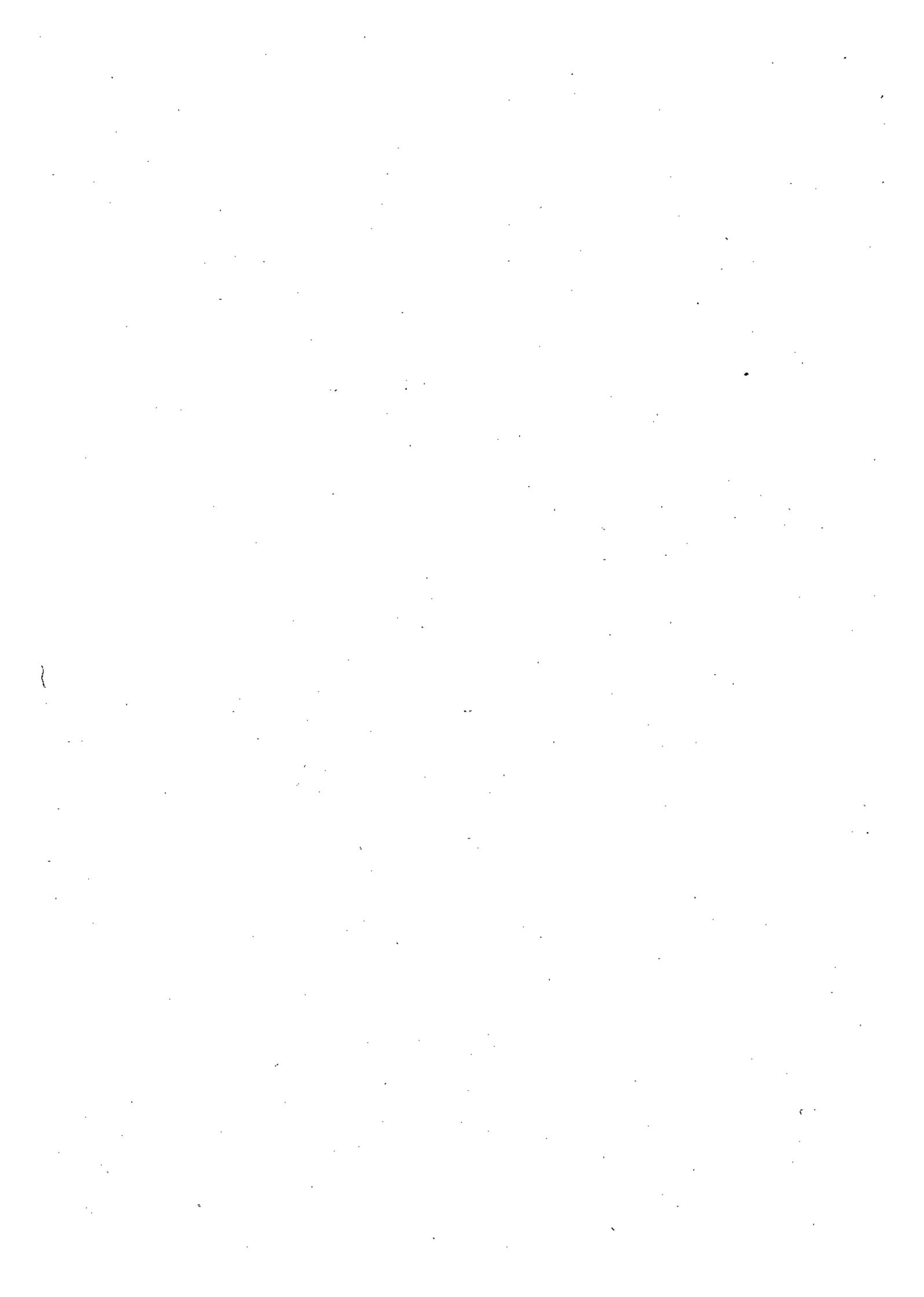
- 1 慣れ親しんだ保育士さんが変わること。現在は保育士経験の長い方や短い方が適度において、保育の質にも満足しているが、民間移管になると保育経験の短い方ばかりになるのは不安。

⇒ 意見

問3について

- 1 保育士の平均経験年数が5年以下などは不安。民間移管することで保護者や子どもにメリットがないのであれば現状維持が望ましい。

⇒ 意見



問1について

- 1 保育所編のP10移管後に係る基本事項（聚楽保育所）の2.職員についての施設長、保育士の条件が非常にあいまいかつ甘いと思う。例えば、「乳児保育経験のある保育士を2人以上」とあるが、乳児保育経験の期間についての定めがない。極端な話、1日でも乳児保育経験があれば、「経験あり」になってしまう。おかしいですよね。他にもおかしいところがいっぱいあります。ちゃんと専門の方を交えてしっかり考えていただきたいです。

⇒ 意見

問2について

- 1 過去に民間移管した保育所の第三者評価が京都市のHPで閲覧できないのはなぜでしょうか？

⇒ 更新作業のため、公開できない状態になっておりましたが、現在は閲覧していただけます。

- 2 児童館と保育所まとめて法人を募集されますが、審査の点数が保育所は満点に近いけど児童館は最低の7割、または児童館の点数は満点に近いけど保育所は最低の7割、でも合計点が高ければ、そういうどちらかに偏った法人になることも考えられますよね??こんな審査基準で本当に大丈夫なのか心配です。選定部会でもこの話は出ましたよね。考え直す必要があると思います。

⇒ 意見

問3について

- 1 児童館についてです。

7/6(土)に児童館でも説明会がありました。当日分厚い資料が配られ、20分くらい説明したあと、質問はありますか?と京都市の担当者。とても大切なことなのに、なぜ事前に(2~3日前)資料を配ってくれなかったのでしょうか?急すぎてみんなあまり質問ができなかっただけに「児童館の説明会は上手いききました」と言っただけな感じがする。保護者の気持ちに寄り添うことなく、自分の立場しか考えられないこの担当者には怒りと悲しみ両方の気持ちでいっぱいになりました。あと、「選定部会で児童館に関して少し軽視しているのでは?という話が出ていましたが・・・」と私が言うと、担当者の方は「そうですね。」とおっしゃってました。担当者の方も同じ認識でしたので、審査基準をちゃんと考え直して、それをまた保護者にフィードバックしてくださいね。

⇒ 意見



問1について

- 1 児童館（学童だけでなく、赤ちゃんクラブや幼児クラブなど…）に係る審査に、実地審査がない理由を明確に提示下さい。（「必要に応じて～」とは、どういう場合を想定していますか？）
⇒ 京都市児童館指定管理者募集要項を準用することとしていますが、先日の選定部会での意見を踏まえ、指定管理者選定委員の意見も聞いていきたいと考えています。

問2について

- 1 民間移管によって、子どもが不安定になったり日常生活に支障をきたすような場合になったら、（民間移管を推しすすめた立場として）市が対応してくれるのでしょうか？
⇒ 子どもへの影響が最小限となるよう丁寧に保育を引き継ぐとともに、移管後においては、元クラス担任が保育所に残り、保育のフォローをしてまいります。また、三者協議会を設置し、保護者の意見を踏まえながら保育所運営を進めていただくこととしています。

問3について

- 1 “障がい児”ではなかったとしても、発達のグレーゾーンだとしても、十分な保育の質を保てる保証はありますか？
⇒ クラス担任が丁寧に引継ぎをしており、これまでに実施した民間移管の状況を踏まえると、問題なく引き継げると考えております。
- 2 転園をすすめられてしまう可能性もありますか？もし、すすめられたら、市はフォローしてくれますか？
⇒ 転園を勧められることないと考えておりますが、万が一そのようなことがあれば、本市に御相談ください。なお、障害児については、基本事項において卒所までの保育を保障することとしております。
- 3 聚楽保育所・児童館が、今まで地域に根づいてきた拠点活動・立場は、そのまま引き継がれるという認識で良いでしょうか。
⇒ 聚楽保育所の専任の保育士が実施している行政区を単位とした拠点活動については、ほかの市営保育所が引き継ぐこととなりますが、地域子育てステーションとしての機能はそのまま引き継ぎます。

